


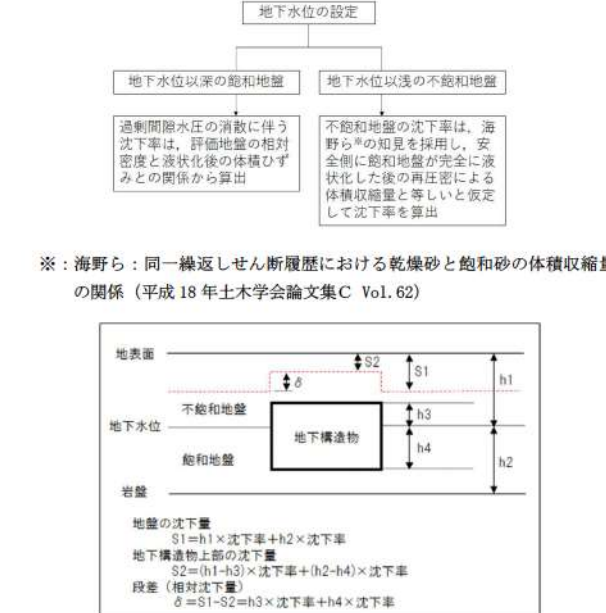
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第3-5図(3) 第3, 4保管エリア</p> <p>第3-6図 噴砂による不陸の対策例</p> <p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 	<p>【液状化による沈下量及び揺すり込みによる沈下量の算出の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（1, 2号埋戻土、3号埋戻土）を保守的にすべて液状化による沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・揺すり込みについては、地表～地下水位以浅の不飽和地盤をすべて揺すり込みによる沈下の対象層として沈下量を算出する。 ・液状化と揺すり込みによる沈下量の合計を総沈下量とする。 <p>第5-3図に不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フローを示す。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・女川は沈下量算出の考え方を別紙に記載。泊は島根をベースに本文中に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p>

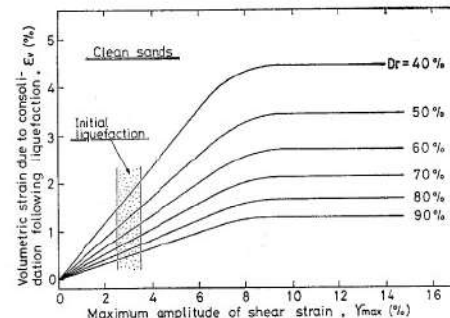

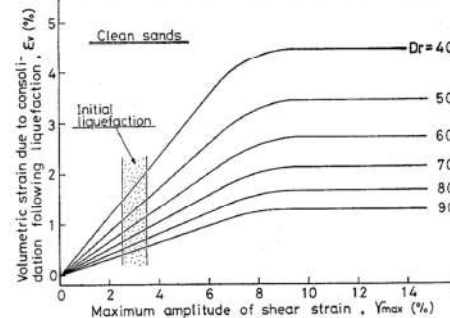
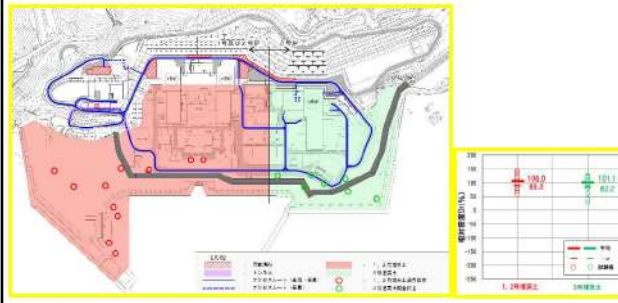
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

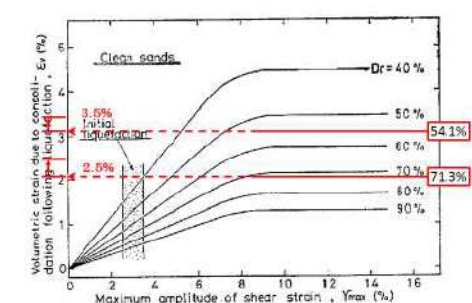
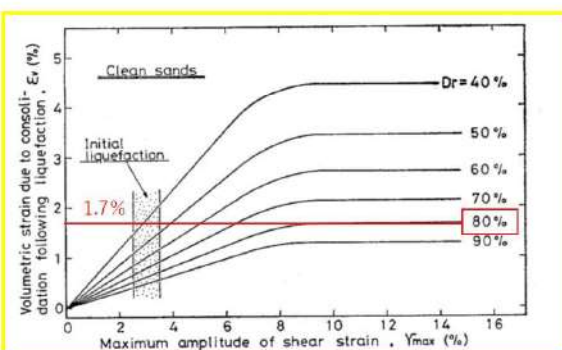
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3-7図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー</p> <p>【液状化による沈下量の算出法】 第3-8図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992) を、第3-7表に液状化対象層の相対密度の調査結果 (別紙(29)参照) を、第3-9図に想定する沈下率を示す。なお、埋戻土 (粘性土) 及び旧表土は、粘性土を含むため液状化しないが、保守的に埋戻土 (掘削ズリ) に置き換えて沈下量を算出する。砂礫層は、粒径加積曲線が埋戻土 (掘削ズリ) と同様な傾向を示すことから、埋戻土 (掘削ズリ) に置き換えて沈下量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化後の排水に伴う沈下については、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ (沈下率) の関係 (Ishihara et al., 1992) を用いて設定する。 相対密度は、埋戻土 (掘削ズリ) の調査結果から、平均で71.3%となり、ばらつきを考慮すると54.1%となる。 沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、相対密度の平均値71.3%から2.5%となるが、ばらつきを考慮して算出した相対密度54.1%から保守的に3.5%とする。 	 <p>第5-3図 不飽和地盤及び飽和地盤の沈下量算出フロー</p> <p>【液状化による沈下量の算出法】 第5-4図に最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992) を、第5-5表に液状化対象層の相対密度の調査結果を、第5-5図に埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果を、第5-6図に想定する沈下率を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 飽和地盤の液状化による沈下は、地震時の最大せん断ひずみと地震後の体積ひずみ (沈下率) の関係 (Ishihara et al., 1992) を用いて沈下率を設定し、これに飽和地盤の厚さを乗じて算出する。 相対密度は、1, 2号埋戻土及び3号埋戻土の調査結果から、1, 2号埋戻土は平均で106.0%となり、ばらつきを考慮すると89.3%となり、3号埋戻土は平均で101.1%となり、ばらつきを考慮すると82.2%となる。 沈下率は、保守的に地震時の最大せん断ひずみを考慮せず、ばらつきを考慮して算出した相対密度から保守的に設定した沈下率算定用相対密度80.0%より1.7%とする。 	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	 <p>第3-8図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)</p> <p>第3-7表 液状化対象層の相対密度調査結果</p> <table border="1" data-bbox="716 686 1299 813"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地層</th> <th colspan="2">相対密度 [%]</th> <th rowspan="2">備考 (調査位置)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>平均-σ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋戻土 (掘削ズリ)</td> <td>71.3</td> <td>54.1</td> <td>防波壁周辺</td> </tr> </tbody> </table> <p>【島根2号炉 別紙(29)1.0.2-399より転載】</p>  <p>第3図 埋戻土 (掘削ズリ) の相対密度の調査位置及び調査結果</p>	地層	相対密度 [%]		備考 (調査位置)	平均	平均-σ	埋戻土 (掘削ズリ)	71.3	54.1	防波壁周辺	 <p>第5-4図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)</p> <p>第5-5表 液状化対象層の相対密度調査結果</p> <table border="1" data-bbox="1377 686 1904 845"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地層</th> <th colspan="3">相対密度 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">調査結果</th> <th rowspan="2">沈下率算定用</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>平均-σ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2号埋戻土</td> <td>106.0</td> <td>89.3</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>3号埋戻土</td> <td>101.1</td> <td>82.2</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5-5図 埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果</p> <p>【島根】資料構成の相違・島根は相対密度調査位置及び調査結果を別紙に記載。</p>	地層	相対密度 (%)			調査結果		沈下率算定用	平均	平均-σ	1, 2号埋戻土	106.0	89.3	80.0	3号埋戻土	101.1	82.2	80.0	
地層	相対密度 [%]		備考 (調査位置)																											
	平均	平均-σ																												
埋戻土 (掘削ズリ)	71.3	54.1	防波壁周辺																											
地層	相対密度 (%)																													
	調査結果		沈下率算定用																											
	平均	平均-σ																												
1, 2号埋戻土	106.0	89.3	80.0																											
3号埋戻土	101.1	82.2	80.0																											

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-9図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位以浅の不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第3-10図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5% (【液状化による沈下量の算出法】参照)</p> <p>同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (海野ら, 2006) 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p>揺すり込みによる沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-10図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	 <p>第5-6図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位以浅の不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第5-7図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <p>液状化による沈下：沈下率 1.7% (【液状化による沈下量の算出法】参照)</p> <p>同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (海野ら, 2006) 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p>揺すり込みによる沈下：沈下率 1.7%</p> <p>第5-7図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

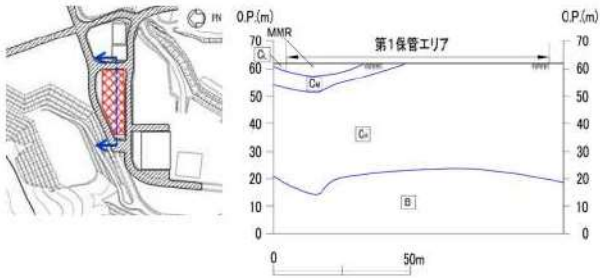

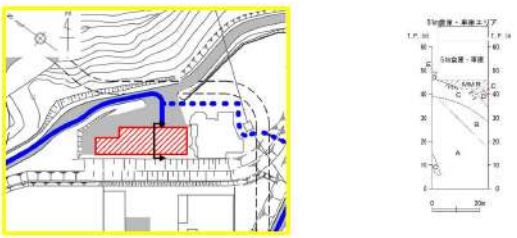
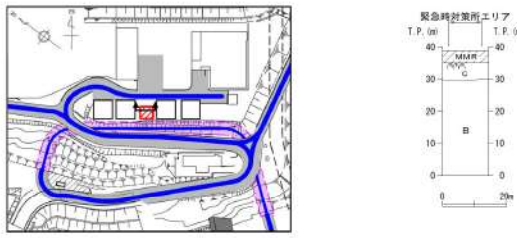
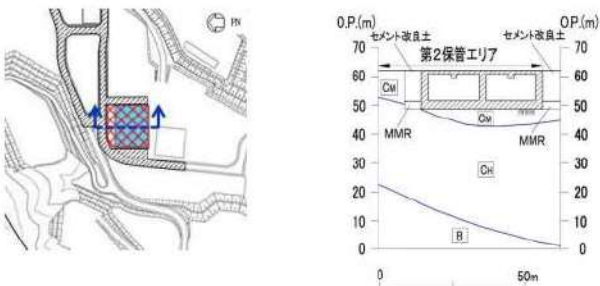
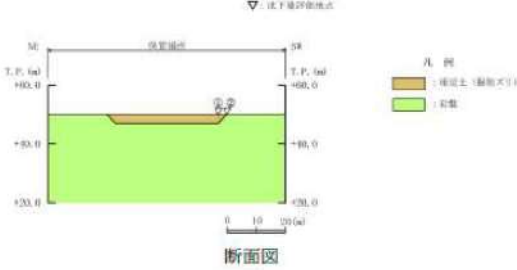
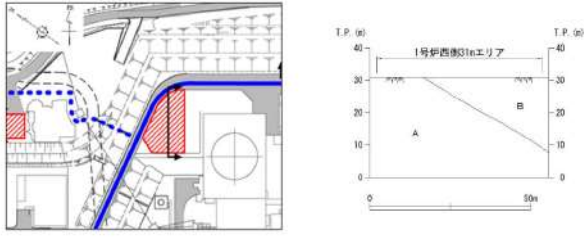
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤又は置換コンクリート（以下「MMR」という。）の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤に直接支持され基準地震動 Ss に対して機能維持する淡水貯水槽、岩盤及び淡水貯水槽周囲のセメント改良土の上に保管されることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第3保管エリアにおける可搬型設備は岩盤又は MMR の上に保管され、保管エリア下部には2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-7図、第5-8図、第5-9図、第5-10図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 981 683 1117"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【不等沈下の評価結果】</p> <p>沈下に対する影響評価結果を第3-8表に示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在する。地山と埋戻部の境界では、第3-11図のように擦り付ける工夫がなされていることから、許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアは、輪谷貯水槽（西1/西2）の上であることから、車両通行の許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <div data-bbox="784 622 1220 734"> <p>第3-11図 地山と埋戻部との境界部の状況</p> </div> <p>第3-8表 沈下に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 933 1209 1061"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31m エリア及び1、2号炉北側31m エリアにおける可搬型設備は、岩盤又はマンメイドロック（以下「MMR」という。）等の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)における可搬型設備は、岩盤の上に保管され、保管エリア下部には道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31m エリア(b)下部にはCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-8図、第5-9図、第5-10図、第5-11図、第5-12図、第5-13図、第5-14図、第5-15図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 981 1937 1181"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31m エリア</th> <th>1、2号炉北側31m エリア</th> <th>2号炉東側31m エリア(a)</th> <th>2号炉東側31m エリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1444 1212 1859 1260" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>： 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31m エリア	1、2号炉北側31m エリア	2号炉東側31m エリア(a)	2号炉東側31m エリア(b)	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違・島根は保管エリアごとの説明を前段に記載。泊は女川と同様に、評価結果に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31m エリア	1、2号炉北側31m エリア	2号炉東側31m エリア(a)	2号炉東側31m エリア(b)																																													
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

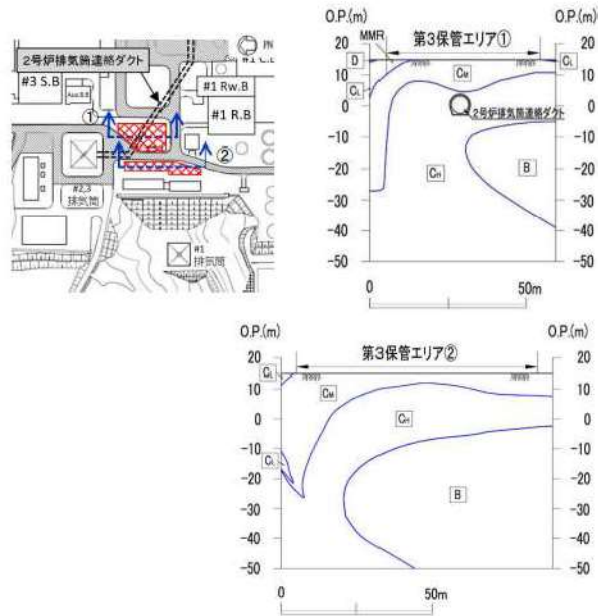
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5-7図 第1保管エリア平面図及び地質断面図</p>	<p>【傾斜の評価結果】</p> <p>第1保管エリアにおける傾斜が発生する箇所として埋戻部が2箇所存在することから、広範囲に傾斜が生じる埋戻部を評価地点とし、傾斜の評価地点を第3-12図、評価結果を第3-9表に示す。評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/岩盤傾斜面の幅）を仮定しても最大で3.5%であることから通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける傾斜の評価地点を第3-13図、評価結果を第3-10表に示す。液状化及び揺すり込みによる傾斜については、評価地点（両端及び中央部の3地点）においておおむね一樣に沈下することから、通行への影響はない。また、評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/保管場所の幅）を仮定しても最大で4.1%であることから通行への影響はない。</p> <p>傾斜に対する評価結果を第3-11表に示す。</p>  <p>第3-12図 第1保管エリアの傾斜評価地点</p>	 <p>第5-8図 51m倉庫・車庫エリア平面図及び地質断面図</p>  <p>第5-9図 緊急時対策所エリア平面図及び地質断面図</p>	<p>相違理由</p>
 <p>第5-8図 第2保管エリア平面図及び地質断面図</p>	 <p>断面図</p>	 <p>第5-10図 1号炉西側31mエリア平面図及び地質断面図</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

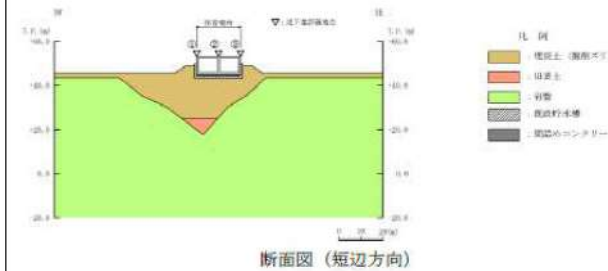
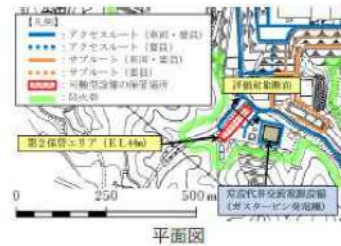
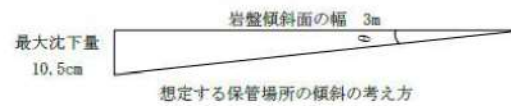


第5-9図 第3保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-9表 第1保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

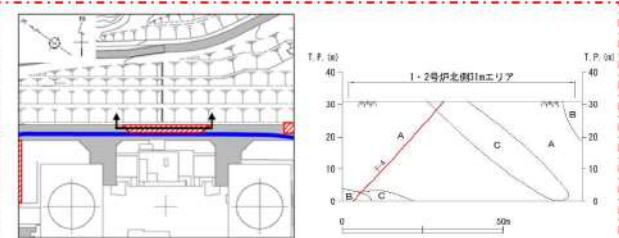
沈下対象層	① 北東側		② 南西側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位 以深 埋戻土 (掘削ズリ)	3.0	10.5	0.0	0.0
最大沈下量	10.5cm		0.0cm	
岩盤傾斜面の幅	3.0m			
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/岩盤傾斜面の幅)	3.5%			



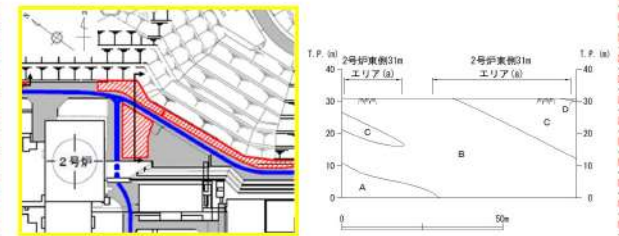
第3-13図 第2保管エリアの傾斜評価地点

泊発電所3号炉

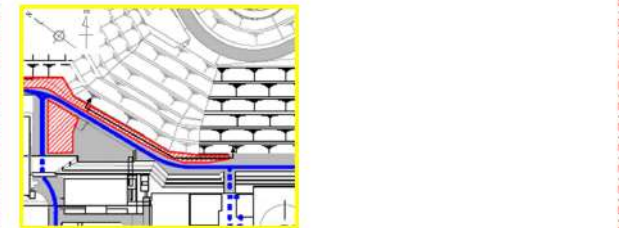
相違理由



第5-11図 1、2号炉北側31mエリア平面図及び地質断面図



第5-12図 2号炉東側31mエリア(a)平面図及び地質断面図



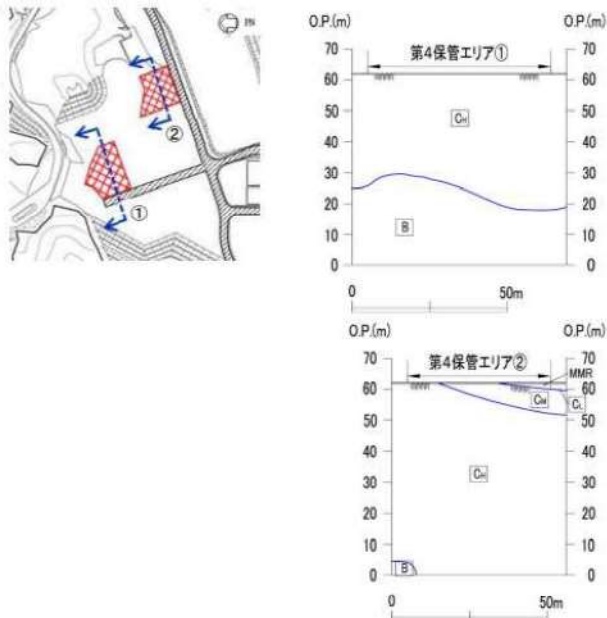
第5-13図 2号炉東側31mエリア(b)平面図及び地質断面図

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

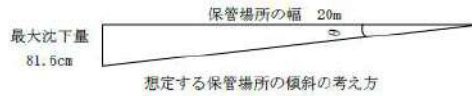


第5-10図 第4保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-10表 第2保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

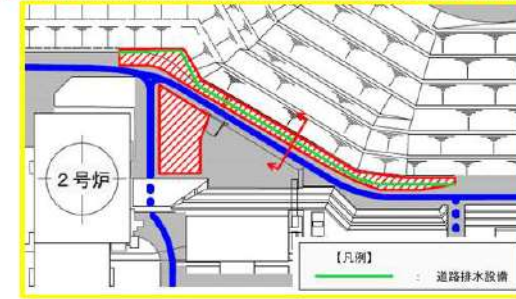
沈下対象層	①北西側		②中央部		③南東側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位以深						
埋戻土（細粒ズリ）	17.7	62.0	17.7	62.0	9.5	33.3
旧敷土	5.6	19.6	-	-	-	-
総沈下量	81.6cm		62.0cm		33.3cm	
最大沈下量	81.6cm					
保管場所の幅	20m					
保管場所の傾斜 (θ)	4.1%					
(最大沈下量/保管場所の幅)						



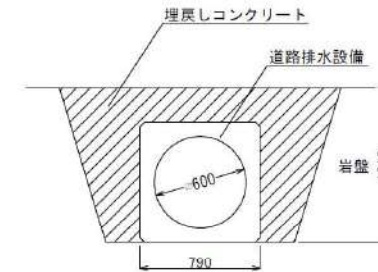
第3-11表 傾斜に対する影響評価結果

被害要因	評価結果			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア
⑤液状化及び揺すり込みによる傾斜	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし

泊発電所3号炉



第5-14図 2号炉東側31mエリア(a), (b)における道路排水設備位置図



第5-15図 道路排水設備断面図

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>e. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の盛土及び旧表土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1、第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、第2保管エリア下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>第3保管エリア下部には、第5-9図に示すとおり2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 1050 683 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>第2保管エリアには、輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、揚圧力683kN/m以上に対して、浮き上がり抵抗力2,468kN/mであるため、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。（第3-12表）</p> <p>第3-12表 浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 1021 1216 1126"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化に伴う浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>d. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の埋戻土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア及び1、2号炉北側31mエリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-12図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1344 1040 1948 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1、2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果						51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は島根と同様に設置許可段階において地下水位を地表面に設定。</p> <p>【島根】記載内容の相違・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																													
⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし																																													

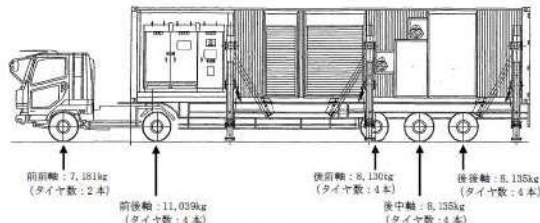
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>f. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい熱交換器ユニットの地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動 S_s による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から熱交換器ユニット（約 43t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動 S_s による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、熱交換器ユニットの常時接地圧を第 5-11 図に示す。</p> <p>なお、第 2 保管エリアは、岩盤に直接支持され基準地震動 S_s に対して機能維持する地下構造物である淡水貯水槽上に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1 輪当たり 3,910kg）をタイヤの接地面積（0.295m×0.2m）で除して算出（第 5-11 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>d. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑧地盤支持力の不足</p> <p>(a) 接地圧の評価方法</p> <p>第 1, 3, 4 保管エリアについては、第 3-14 図に示す可搬型設備のうち接地圧が最も大きい移動式代替熱交換設備（42,620kg）を代表として常時・地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：移動式代替熱交換設備の前前軸重量（7,181kg）から舗装による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>第 2 保管エリアについては、盛土上の輪谷貯水槽（西 1/西 2）の上であることから、盛土の地盤支持力に対して可搬型設備と輪谷貯水槽（西 1/西 2）の重量を足した地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレーナの合計重量（21,194kg）に輪谷貯水槽（西 1/西 2）1 槽分の重量を加え、輪谷貯水槽（西 1/西 2）1 槽分の面積による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>※1：基準地震動 S_s の地震力による各保管場所の地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算出。（第 3-13 表）</p> <p>第 3-13 表 保管場所における地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数</p> <table border="1" data-bbox="712 1284 1317 1460"> <thead> <tr> <th colspan="2">保管場所</th> <th>地表面での鉛直最大応答加速度</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>707Gal</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>666Gal</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 保管エリア</td> <td>1,055Gal</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 3 保管エリア</td> <td>452Gal</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 保管エリア</td> <td>465Gal</td> <td>1.48</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数	第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73	埋戻部	666Gal	1.68	第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08	第 3 保管エリア		452Gal	1.47	第 4 保管エリア		465Gal	1.48	<p>e. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい可搬型代替電源車の地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から可搬型代替電源車（約 48t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、可搬型代替電源車の常時接地圧を第 5-16 図に示す。</p> <p>なお、51m 倉庫・車庫エリアは、MMR を介して岩盤に支持され、基準地震動に対して倒壊しない設計とする建屋である 51m 倉庫・車庫の中に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1 輪当たり 3,042.5kg）をタイヤの接地面積（0.275m×0.2m）で除して算出（第 5-16 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。 【島根】設備の相違 基準地震動に対して機能維持する構造物の中に可搬型設備を保管するため、評価対象から除外。 【島根】設計方針の相違 常時接地圧について、島根は舗装による荷重分散を考慮。泊は女川同様、タイヤの接地面積から算出。 【島根】資料構成の相違 泊では、鉛直震度係数の説明を「(a) 評価方法」の本文中に記載。 泊では、地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(c) 評価基準値の設定」に記載。
保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数																							
第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73																							
	埋戻部	666Gal	1.68																							
第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08																							
第 3 保管エリア		452Gal	1.47																							
第 4 保管エリア		465Gal	1.48																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 評価基準値の設定</p> <p>第1、第3及び第4保管エリアはC₄級以上の岩盤及びMMRで構成されているため、C₄級以上の岩盤及びMMRについて個別に支持力評価を実施する。</p> <p>C₄級以上の岩盤の支持力及びMMRの支持力は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1及び第4保管エリアにおけるC₄級以上の岩盤部については、牧の浜部層におけるC₄級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,400kN/m²とする。 第3保管エリアにおけるC₄級以上の岩盤部については、狐崎部層におけるC₄級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 MMRについては、MMR下部のC₄級岩盤の支持力試験結果に基づき設定する。 	<p>第3-14図 移動式代替熱交換設備の仕様</p>  <p>前前輪：7,181kg (タイヤ数：2本) 前後輪：11,039kg (タイヤ数：4本) 後前輪：8,130kg (タイヤ数：4本) 後中輪：8,135kg (タイヤ数：4本) 後後輪：8,135kg (タイヤ数：4本)</p> <p>(b) 評価基準値の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤（一部、埋戻部）に設置されていることから、岩盤部と埋戻部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。また、埋戻部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第2保管エリアの可搬型設備は、盛土上の輪谷貯水槽（西1/西2）の上に設置されることから、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第3保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤に設置されているが、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第4保管エリアは岩盤（一部、埋戻部）であり、可搬型設備は岩盤部に設置されていることから、岩盤部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 	<p>(c) 評価基準値の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所エリアの可搬型設備はMMRを介して火砕岩類C級岩盤に設置されていることから、MMR下部の火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1号炉西側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類B級～A級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類B級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1、2号炉北側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類C級～A級岩盤に設置されていることから、火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(a)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(b)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級及び安山岩A_H級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 	<p>【女川及び島根】 地盤の相違 ・プラントの相違による評価基準値の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動 Ss</th> <th>鉛直最大応答加速度 (gal)</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第4保管エリア</td> <td rowspan="6">B₂級以上の岩盤</td> <td>Ss-D1</td> <td>505</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>466</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>443</td> <td>1.46</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>322</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>454</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>431</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">MMR部</td> <td>Ss-N1</td> <td>331</td> <td>1.34</td> </tr> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>509</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>471</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>436</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>323</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>451</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>427</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>333</td> <td>1.34</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数	第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52	Ss-D2	466	1.48	Ss-D3	443	1.46	Ss-F1	322	1.33	Ss-F2	454	1.47	Ss-F3	431	1.44	MMR部	Ss-N1	331	1.34	Ss-D1	509	1.52	Ss-D2	471	1.49	Ss-D3	436	1.45	Ss-F1	323	1.33	Ss-F2	451	1.47	Ss-F3	427	1.44	Ss-N1	333	1.34	<p>(c) 地盤支持力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤支持力について評価した結果、第3-14表のとおり地震時接地圧は評価基準値内であり、影響がないことを確認した。 					<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> 追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため) </div> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>					【島根】記載内容の相違 ・泊は女川同様に、支持力評価結果、影響評価結果をそれぞれ記載。																													
保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数																																																																																										
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52																																																																																										
		Ss-D2	466	1.48																																																																																										
		Ss-D3	443	1.46																																																																																										
		Ss-F1	322	1.33																																																																																										
		Ss-F2	454	1.47																																																																																										
		Ss-F3	431	1.44																																																																																										
	MMR部	Ss-N1	331	1.34																																																																																										
		Ss-D1	509	1.52																																																																																										
		Ss-D2	471	1.49																																																																																										
		Ss-D3	436	1.45																																																																																										
		Ss-F1	323	1.33																																																																																										
		Ss-F2	451	1.47																																																																																										
		Ss-F3	427	1.44																																																																																										
		Ss-N1	333	1.34																																																																																										
<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> 追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため) </div> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>																																																																																														
<p>第5-9表 保管エリア支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>962 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>1,001 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	第1保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MMR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	第3保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²	MMR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²	第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MMR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	<p>第3-14表 地盤支持力の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>地震時接地圧 (N/mm²)</th> <th>評価基準値 (N/mm²)</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>1.1</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>1.0</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>0.4</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果	第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし	埋戻部	1.0	1.20	問題なし	第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし	第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし	第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし	<p>第5-9表 保管場所の支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所エリア</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="14" style="text-align: center;">追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号炉西側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>B級以上の岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,2号炉北側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級以上の岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>火砕岩類</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>火砕岩類</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)	13,700kN/m ²	C級岩盤	13,700kN/m ²	1号炉西側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	B級以上の岩盤	13,700kN/m ²	1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	C級以上の岩盤	13,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	11,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	11,700kN/m ²
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																											
第1保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
第3保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																											
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果																																																																																											
第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし																																																																																										
	埋戻部	1.0	1.20	問題なし																																																																																										
第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし																																																																																											
第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																											
第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																											
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																											
緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)	13,700kN/m ²																																																																																											
	C級岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
1号炉西側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																																																											
	B級以上の岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
1,2号炉北側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																																																											
	C級以上の岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																																																											
	D級以上の岩盤		11,700kN/m ²																																																																																											
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																																																											
	D級以上の岩盤		11,700kN/m ²																																																																																											
<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="5">評価結果</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1,2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果					緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑦ 地盤支持力の不足	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)																																																										
被害要因	評価結果																																																																																													
	第1保管エリア		第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	影響なし		影響なし	影響なし	影響なし																																																																																									
被害要因	評価結果																																																																																													
	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1,2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	追而【地震津波側審査の反映】 (基準地震動策定後、評価を実施するため)																																																																																													
					: 評価結果に係る部分は別途ご説明する																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、保管エリア下部に淡水貯水槽があるが、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>第3保管エリアについては、保管エリア下部に2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されており、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p>	<p>e. 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果を第3-15表に示す。</p> <p>建設工事の記録やプラントウォークダウンの結果、第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには損壊が想定される地中埋設構造物が存在しないことから、地中埋設構造物の損壊による影響はないため、評価対象から除く。第2保管エリアにおける地中埋設構造物の損壊の評価地点を第3-15図に示す。第2保管エリアには輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、基準地震動 S_s に対して損壊しない設計とする。なお、輪谷貯水槽（西1/西2）の耐震評価結果は詳細設計段階で示す。（別紙(28)参照）</p> <div data-bbox="846 794 1236 1343" data-label="Figure"> <p>Figure 3-15 consists of two diagrams. The top diagram is a plan view (平面图) showing the layout of the second storage area. It includes a legend with symbols for 'アクセスルート (車道・遊具)' (Access route (road/playground)), 'アクセスルート (歩道)' (Access route (pedestrian path)), 'サブルート (車道・遊具)' (Sub-route (road/playground)), 'サブルート (歩道)' (Sub-route (pedestrian path)), '可搬型設備の保管場所' (Storage location for portable equipment), and '防火倉' (Fireproof warehouse). The plan view also shows the '評価対象範囲' (Evaluation target range) and the '第2保管エリア (E L4a)' (Second storage area (E L4a)). A scale bar indicates 0, 250, and 500 meters. The bottom diagram is a cross-section view (断面区) showing the vertical profile of the area. It includes a legend with symbols for '地盤' (Soil), '地中埋設構造物' (Underground structure), and '地下構造物' (Underground structure). The cross-section view shows the '輪谷貯水槽 (西1/西2)' (Rinikawa water tank (West 1/West 2)) and the '第2保管エリア (E L4a)' (Second storage area (E L4a)). A scale bar indicates 0, 10, 20, and 30 meters.</p> </div> <p>第3-15図 第2保管エリア 損壊評価地点</p>	<p>f. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1、2号炉北側 31m エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア (a) 及び2号炉東側 31m エリア (b) 下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア (b) 下部には、CV ケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉							相違理由
第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果					第3-15表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果					第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果							
被害要因	評価結果				被害要因	評価結果				被害要因	評価結果						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		5m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	
⑧ 地下構造物の損壊	該当なし	影響なし [Ss機能維持]	影響なし [Ss機能維持]	該当なし	⑧地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし			

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

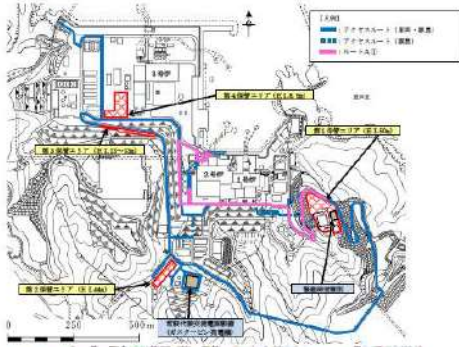
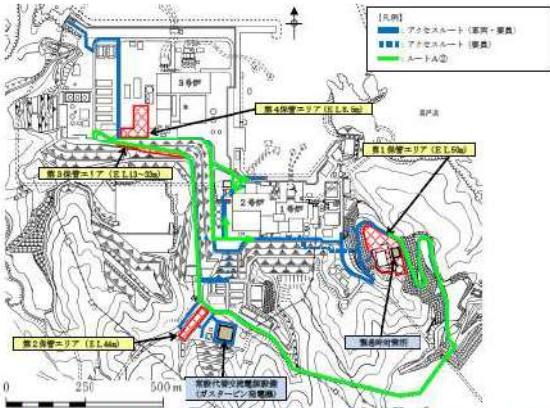
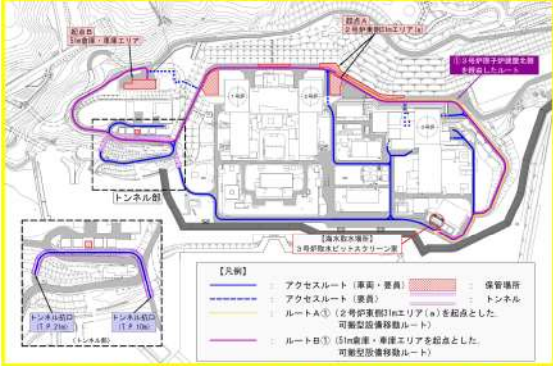
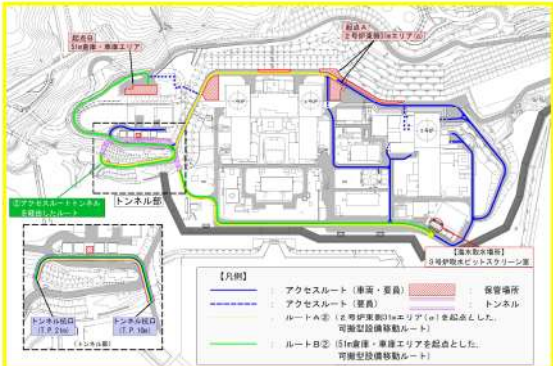
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 屋外アクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外アクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>4. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）はおおむね幅員7mの道路であり、第4-1図に示すとおり緊急時対策所及び4箇所の保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ガスタービン発電機用軽油タンク、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(5)参照）</p>	<p>6. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外のアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外のアクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）は幅員6m以上の道路であり、第6-1図及び6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(23)参照）</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根と同様にアクセスルートの概要を記載。

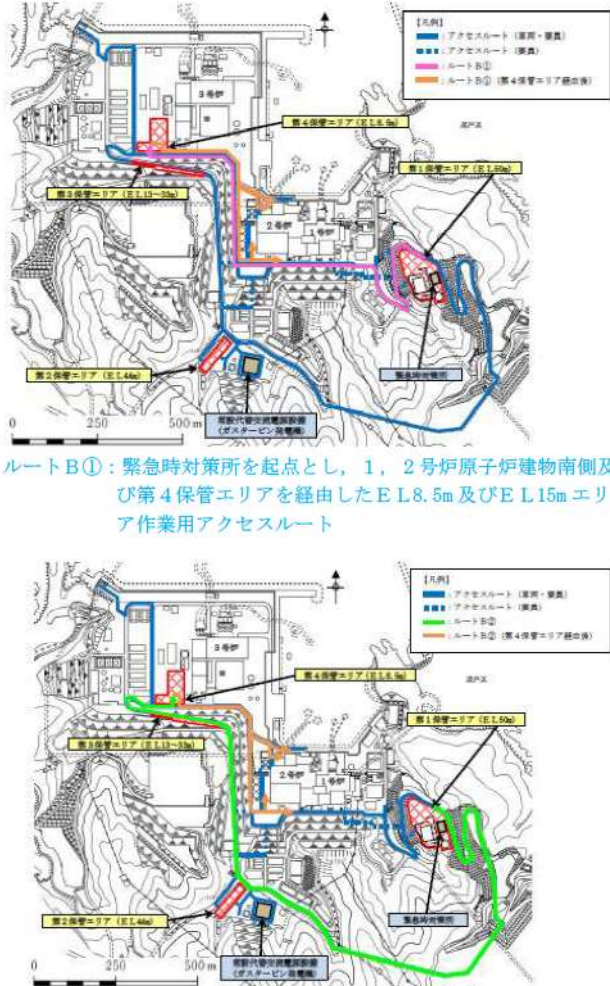
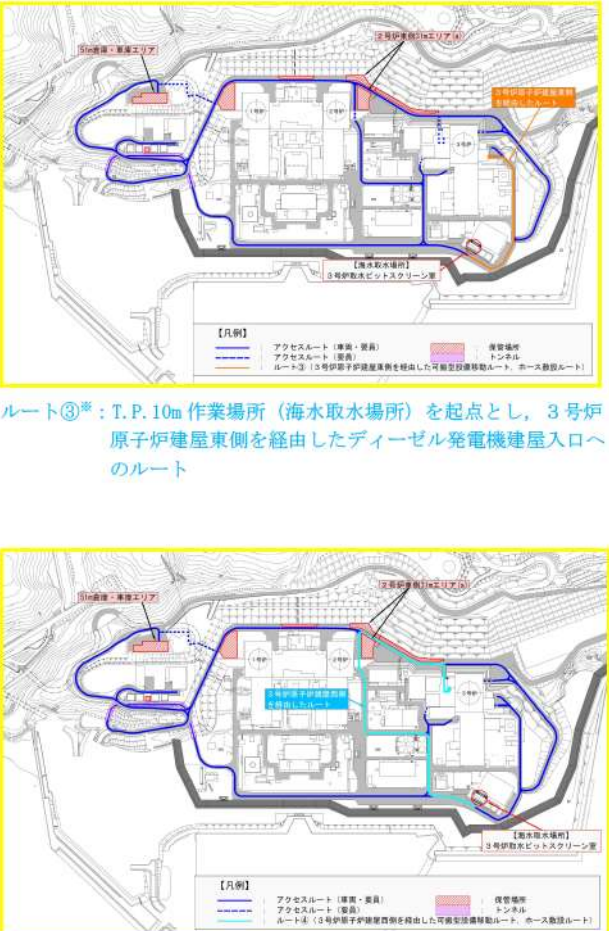
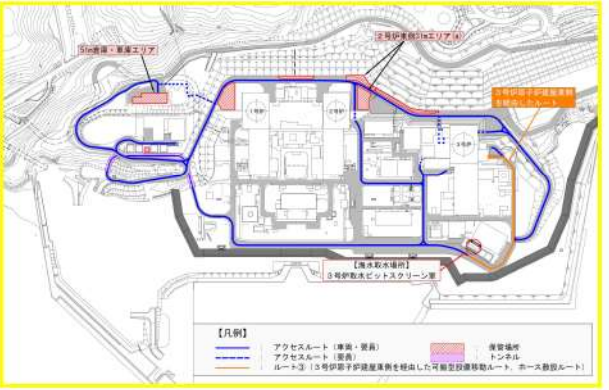
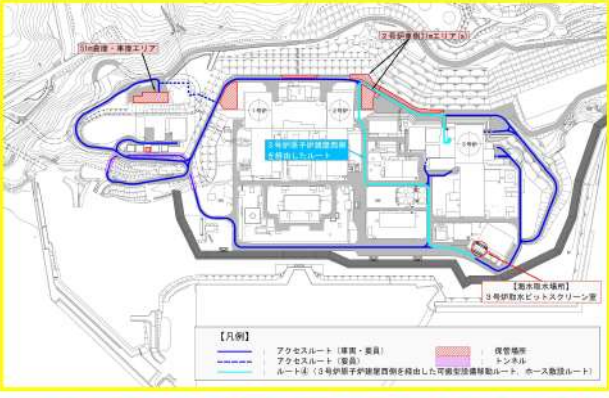
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第6-1図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

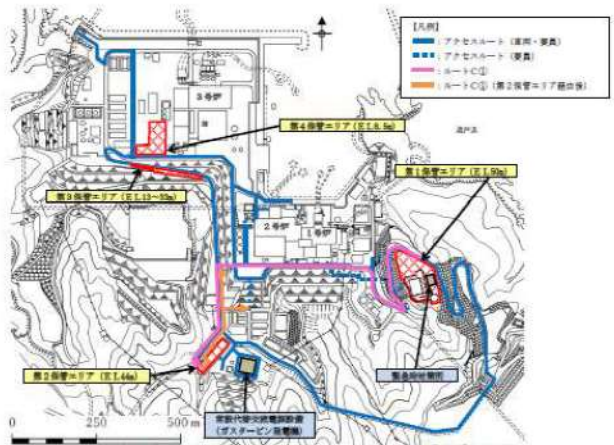
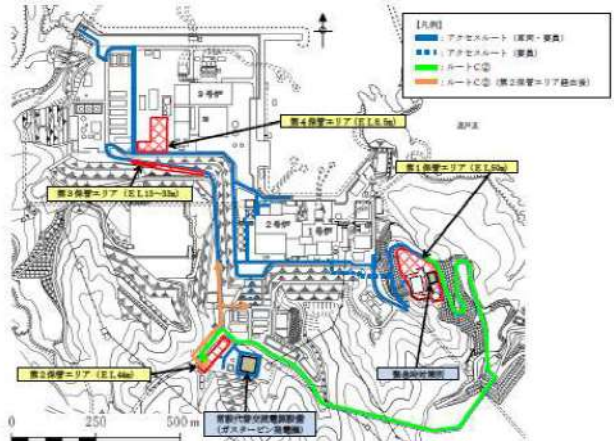
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1 図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p>  <p>ルート④※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-2 図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

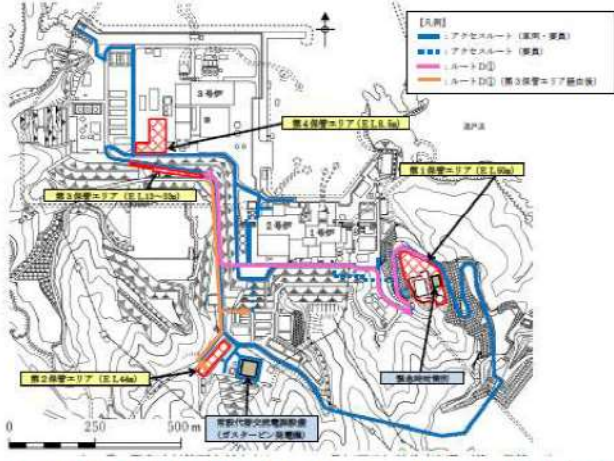
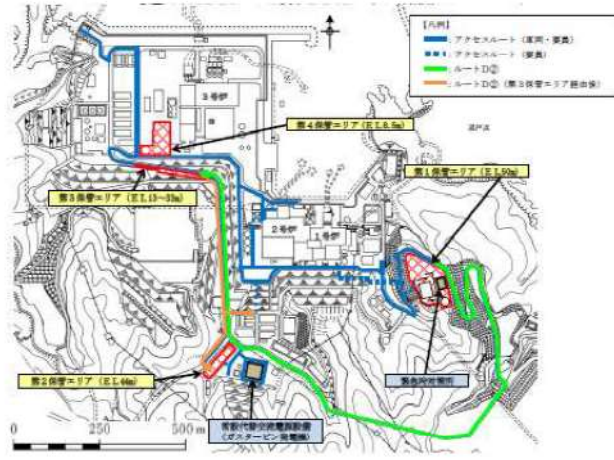
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

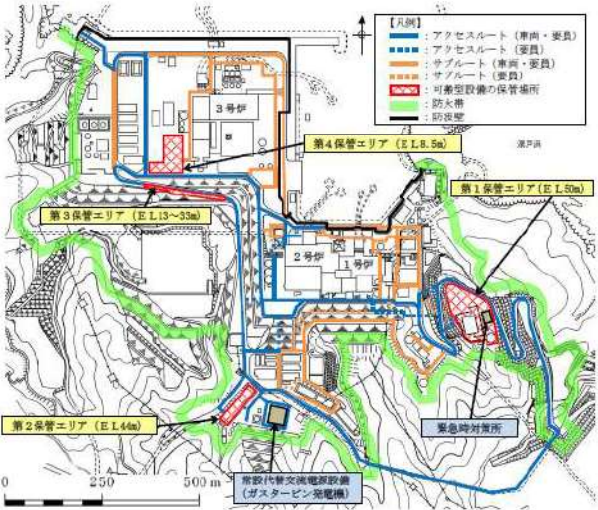
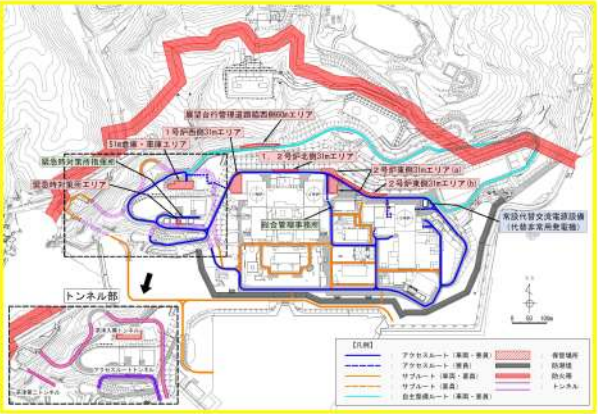
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 638 1326 718">ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE.L.13～33m及びE.L.44mエリア作業用アクセスルート</p>  <p data-bbox="712 1212 1326 1300">ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE.L.13～33m及びE.L.44mエリア作業用アクセスルート</p> <p data-bbox="772 1332 1265 1364">第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p data-bbox="1982 167 2161 279">【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、第4-2図に示すとおり新規制基準を満足するのみに止まらず、緊急時対策要員の安全性及びアクセスの多様性確保の観点も踏まえたサブルートを整備している。</p>  <p>第4-2図 保管場所からのアクセスルート概要(サブルート含む。)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、緊急時対策所～保管場所～2号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>また、第6-3図に示すとおりアクセスの多様性確保の観点から、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを整備している。</p>  <p>第6-3図 屋外アクセスルートの概要(サブルート及び自主整備ルート含む)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、保管場所～3号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はサブルート及び自主整備ルートを整備している。 <p>【島根】設計表現の相違・プラントの相違によるアクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>(1) 屋外アクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外アクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外アクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>なお、重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p>	<p>(3) 地震による被害想定の方針、対応方針</p> <p>地震によるアクセスルートへの影響について、第4-1表のとおり、網羅的に①～⑦の被害要因に対する被害事象、影響評価の方針及び対応方針を定めた。</p> <p>なお、サブルートは地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>(3) 屋外のアクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外のアクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外のアクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、地震時に期待しないルートと位置付けているサブルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けている自主整備ルートは、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 																																																																				
<p>第6-1表 屋外アクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>第4-1表 アクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p>	<p>第6-1表 屋外のアクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）	・損壊物によるルートの閉塞	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>懸念される被害事象</th> <th>影響評価の方針</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> <td>・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水等による通行不能</td> <td>・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な間隔距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動Ssに対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動Ssに対して安定性を有している。</td> </tr> <tr> <td>④道路面のすべり</td> <td>道路損壊による通行不能</td> <td>・アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・地震時に発生する液状化、浮き上がりの影響を評価</td> <td>・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な間隔距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。	③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動Ssに対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動Ssに対して安定性を有している。	④道路面のすべり	道路損壊による通行不能	・アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する液状化、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑥地盤支持力の不足	-	-	-	⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外のアクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地下構造物等の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象	地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）	・損壊物によるルートの閉塞	②周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害要因、被害対象の相違。
自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																					
被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針																																																																				
①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（Ss機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な間隔距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。																																																																				
③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動Ssに対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動Ssに対して安定性を有している。																																																																				
④道路面のすべり	道路損壊による通行不能	・アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり	アクセスルートの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する液状化、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑥地盤支持力の不足	-	-	-																																																																				
⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構造物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	②周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様に屋外アクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス及び基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動S_sにより損壊し、屋外アクセスルート上にがれきが発生するものとして屋外アクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(10)参照） その結果、屋外アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(3.7m)*を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※必要な道路幅 3.7m は可搬型重大事故等対処設備において最大車幅(2.5m)となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅</p>	<p>(4) 被害想定</p> <p>①周辺構造物の損壊(建物、鉄塔等)</p> <p>a. 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、アクセスルートへ影響を及ぼさないと評価する。</p> <p>耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定*1する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動S_sにより損壊するものとし、アクセスルートが設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定する。</p> <p>その結果、必要な幅員(3.0m*2)を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価する。</p>	<p>(4) 屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物*1の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様にアクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス(S_s機能維持含む)又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。 耐震Sクラス(S_s機能維持含む)又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。 上記以外の構造物については、基準地震動により損壊し、アクセスルート上にがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(9)参照）</p> <p>その結果、アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(4.0m)*2を確保できない区間を抽出する。</p> <p>周辺構造物のうち原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋については、基準地震動により落橋しない設計*3とすることで、アクセスルート(要員)として、要員の通行が可能であること及び人力作業により可搬型ホース又はケーブルの敷設が可能であることを確認する。</p> <p>※1：原子炉建屋栈橋及び原子炉補助建屋栈橋を除く ※2：必要な道路幅 4.0m は可搬型重大事故等対処設備のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m(150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮)を考慮して設定 ※3：構造物材の発生応力度及び支承のせん断ひずみがそれぞれ許容値を超えないこと</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・必要な道路幅の相違。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・設備の相違に伴う評価方法の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

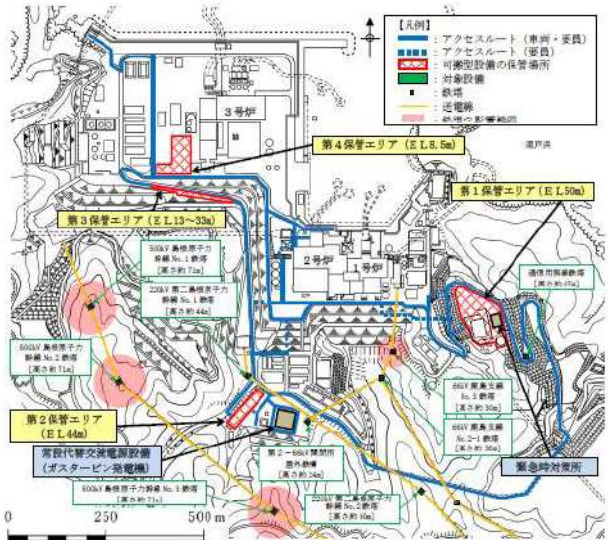
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-1図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響、被害想定及び対応内容を第4-3図及び第4-2表に示す。アクセスルート周辺の構造物は、基準地震動Ssで倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。</p> <p>また、外装材の影響がないことを確認した。さらに、損壊する可能性が否定できない構造物においては、損壊による影響範囲を想定しても、アクセスルートに必要な幅員が確保可能であることから、損壊による影響はないことを確認した。(別紙(28)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物等の損壊に伴うがれきの発生を想定しても、必要な幅員(3.0m[※])が確保可能である。 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔は、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。(別紙(4)参照) 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔は、屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架線されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) なお、万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔については、鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、通信用無線鉄塔及び第2-66kV 開閉所屋外鉄構については、アクセスルートの近傍に設置されているが、基準地震動Ssにおける耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(別紙(40)参照) 	<p>(b) 評価結果</p> <p>アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-4図に示す。</p> <p>また、周辺構造物の倒壊・落橋及び外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-2表に記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・耐震Sクラス又は基準地震動Ssにより倒壊に至らない事を確認した構造物において、万一、一部損壊によるがれきが発生し、アクセスルートに影響がある場合には、影響があるアクセスルートを迂回することとし、復旧が必要な場合には、重機にてがれきを撤去することで、アクセスルートを確認する。(別紙(9)参照、別紙(12)参照)</p> <p>・1号炉原子炉建物の外装材は一部複合板(鉄板+断熱材+鉄板)の箇所があるが、脱落しない設計とする。(別紙(37)参照)</p> <p>・外装材以外の部材等については、アクセスルートに影響を及ぼさない設計とする。(別紙(37)参照)</p> <p>※1：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について(技術的助言)」を参考に、設定する。</p> <p>※2：可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅(約2.5m)及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅(約0.4m)を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p>  <p>第4-3図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響</p>		<p>【島根】記載箇所の相違・同じ項目内に図を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容(1/2)				第4-2表 損壊によるアクセスルートの閉塞が懸念される設備の被害想定及び対応内容				第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容(1/2)				【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による対象設備、被害想定、評価結果等の相違。
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策	対象設備	被害想定	対応内容	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策		
2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁(2号海水ポンプ室) 防潮壁(2号放水立坑) 防潮壁(3号海水ポンプ室) 防潮壁(3号放水立坑) 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービズ建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁(3号炉海水熱交換器建屋取水立坑) 浸水防止壁 1号排気筒	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動 S ₀ に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔 通信用無線鉄塔 第二60kV 開閉所 屋外鉄構 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔 500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔 500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	地震により損壊し、アクセスルートが通行不能となる。 ・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因(「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」)について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・異なる安全性向上のための対策として、基準地震動 S ₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。 ・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因(「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」)について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔～屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架線されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。 ・一方、送電線の揺れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の揺れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。 ・基準地震動 S ₀ における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。	1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 3号炉タービン建屋 3号炉海水淡水化設備建屋 1号及び2号炉連絡通路 3号炉循環水ポンプ建屋 緊急時対策所待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m 倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 66kV 泊支線 No.6 鉄塔 66kV 泊支線 No.7 鉄塔 A-2次系純水タンク A-ろ過水タンク 3 A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3 B-ろ過水タンク B-2次系純水タンク 3号炉取水ビットスクリーン室防水壁	地震により損壊し、アクセスルートが通行不能となる。	-	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。			
1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁(3号炉海水熱交換器建屋取水立坑) 浸水防止壁 1号排気筒				※	基準地震動 S ₀ に対して倒壊しない設計とする。外装材が落下する可能性があるが、落下した場合は迂回することが可能であることから対応可能である。							
※ 損壊後は必要な幅員(3.7m)が確保できない。								※：アクセスルート周辺の構造物のうち、基準地震動で倒壊しないように設計している又は評価により倒壊・落橋しないことを確認する構造物の位置については、別紙(9)を参照。				
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容（2/2）

対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策
サイトバンカ建屋 1号海水ポンプ室門型クレーン 新燃料貯蔵庫 開閉所がいし汚損計 1. 2号開閉所引留鉄構 No.1ナプレッションプール水貯蔵タンク 1. 2号給排水処理建屋 屎尿浄化槽機械室 ベス待合所 2号スタック放射線モニタ建屋 3号スタック放射線モニタ建屋 3号除塵装置電置室 出入管理室（1, 2号） 2号除塵装置電置室 再生純水タンク 3号ガスボンベ庫 3号海水熱交換器建屋（南側） 出入管理室（3号） 1. 2号連絡通路 3号連絡通路 1. 2号Bゲート前検査所 2/3号液体窒素貯槽 3号開閉所がいし汚損計	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	6.6	損壊を想定しても、アクセスルートは迂回により確保できることから、アクセスルートへの影響はない。
		8.7	
		16.1	損壊を想定しても、必要な幅員(3.7m)を十分有していることから、アクセスルートへの影響はない。
		8.7	
		6.3	
		8.2	
		7.3	
		9.7	
		8.0	
		8.0	
		16.2	
3号給排水処理建屋		※	
3号開閉所引留鉄構		※	

※ 損壊後は必要な幅員（3.7m）が確保できない。



第6-1図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容(2/2)

対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策
原子炉容器上部ふた保管庫	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	4.3	損壊を想定しても、必要な幅員(4.0m)を確保していることから、アクセスルートへの影響はない。
3号伊勢原水ポンプ建屋風除室		11.5	
3号炉補助ボイラー燃料タンク		4.5	
3号炉泡消火設備建屋		7.0	
3号炉補助ボイラー煙突		7.8	
3号伊勢原計量タンク		5.4	
3号炉給排水処理建屋		4.3	
放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫		5.1	
2号炉変圧器ヤード遮風壁		7.4	
2号炉変圧器防火壁		7.1	
放射性廃棄物処理建屋		4.2	
2号炉タービン建屋		12.5	
2号炉起動変圧器		9.7	
北東防雪小屋		4.7	
北西防雪小屋		4.3	
代替給電用資機材コンテナ (A-5)	7.8		
代替給電用資機材コンテナ (A-6)	4.1		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する



第6-4図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に図を記載している。
 【女川】記載表現の相違
 ・プラントの相違によるアクセスルートへの影響の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-2図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-3図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>a. 可燃物施設及び薬品タンクの配置 アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある可燃物施設及び薬品タンクの構内配置を第4-4図に示す。</p> <div data-bbox="719 767 1319 1289" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>第4-4図 周辺タンク等の損壊によるアクセスルートへの影響</p> <div data-bbox="875 1347 1319 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、特記の内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-5図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-6図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※：可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法を記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載しており、プラントの相違による図の内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 可燃物施設の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設の損壊</p> <p>i. 評価方針</p> <p>周辺の可燃物施設の損壊時の影響について評価する。</p> <p>可燃物施設で可燃物の漏えいが発生した場合の被害想定判定フローを第4-5図に示す。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>火災想定施設の配置を第4-6図に、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第4-7図に示す。</p> <p>可燃物施設について評価を実施した結果、第4-3表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは複数確保していることから、万一、火災が発生した場合においても、迂回することが可能である。 ・主要変圧器は、中越沖地震による変圧器火災対策、延焼防止対策が図られていること、また、2、3号炉の変圧器において防油堤内に漏えいした絶縁油は、防油堤地下の排油溜めに流下することから火災発生の可能性は極めて低い（別紙(6)参照）と考えられるが、火災が発生するものとして評価を行った。 ・第4-7図に示す火災想定施設の火災が発生した場合でも、アクセスルートからの隔離距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・OFケーブル及び重油移送配管は地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・万一、同時に複数の火災が発生した場合でも、自衛消防隊による早期の消火活動が可能であり、アクセスルートに対して影響の大きい箇所から消火活動を行う。（別紙(7)参照）なお、消火活動は火災発生箇所近傍の使用可能な消火栓（ろ過水タンク、補助消火水槽）又は防火水槽を用いる。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-3表、6-4表、6-5表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6-2図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p> <p>※1 輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2 保管場所はドラム缶等の容器に収納し、開閉による転倒防止措置を行う。 ※3 地形（運搬物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4 火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。</p>	<p>第4-5図 可燃物施設漏えい時被害想定 判定フロー</p> <p>※1：ポンプ等の漏れ対策用（は金を閉じている）措置は、作業員を配置し、たがひに禁止可能とする。 ※2：保管場所はドラム缶等の容器に収納し、開閉による転倒防止措置を行う。 ※3：地形（運搬物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4：火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。（別添1） ※5：地下又はダクト内の可燃物施設。火災発生は想定しない。</p>	<p>第6-5図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p> <p>※1：輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2：保管場所はドラム缶等の容器に収納し、開閉による転倒防止措置を行う。 ※3：地形（運搬物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4：火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は消火要員による消火活動を実施する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・「アクセスルートの離隔/迂回路」→「地形、離隔距離等の個別判断」 【女川】記載内容の相違 ・島根同様「耐震S設計又は耐震評価実施」のフローを追加。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 225 680 831" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="100 842 640 863" data-label="Text"> <p>※1 地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> </div> <div data-bbox="147 893 620 917" data-label="Caption"> <p>第6-3図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー</p> </div> <div data-bbox="96 1069 224 1093" data-label="Section-Header"> <p>ii. 評価結果</p> </div> <div data-bbox="91 1098 698 1179" data-label="Text"> <p>屋外アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-4図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。</p> </div> <div data-bbox="91 1184 698 1267" data-label="Text"> <p>また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-5図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。</p> </div> <div data-bbox="91 1272 698 1327" data-label="Text"> <p>なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。</p> </div>	<div data-bbox="1344 261 1933 855" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1352 868 1861 887" data-label="Text"> <p>※1 地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> </div> <div data-bbox="1404 893 1890 917" data-label="Caption"> <p>第6-6図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー</p> </div> <div data-bbox="1357 1069 1485 1093" data-label="Section-Header"> <p>ii. 評価結果</p> </div> <div data-bbox="1357 1098 1964 1179" data-label="Text"> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-7図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。</p> </div> <div data-bbox="1357 1184 1964 1267" data-label="Text"> <p>また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-8図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。</p> </div> <div data-bbox="1357 1272 1964 1327" data-label="Text"> <p>なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。</p> </div> <div data-bbox="1541 1347 1933 1385" data-label="Text"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<div data-bbox="1973 893 2168 1034" data-label="Text"> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に薬品関係設備の損壊による影響評価プロセスをフローに示している。</p> </div> <div data-bbox="1973 1069 2168 1209" data-label="Text"> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動 Ss でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、自衛消防隊による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリア（51m倉庫・車庫エリアを除く）にはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置、51m倉庫・車庫エリアには煙感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、消防要員による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、消防要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。
可搬型設備 【51m倉庫・車庫エリア】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアには、専属消防隊員が24時間常駐しているため、早期に検知可能である。また、消防要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。



熱感知器



炎感知器

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載であり、影響評価結果の相違。

【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違。


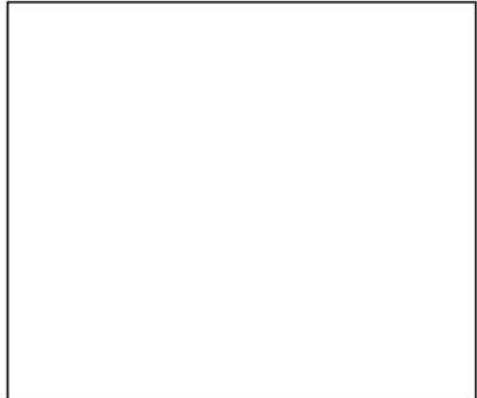

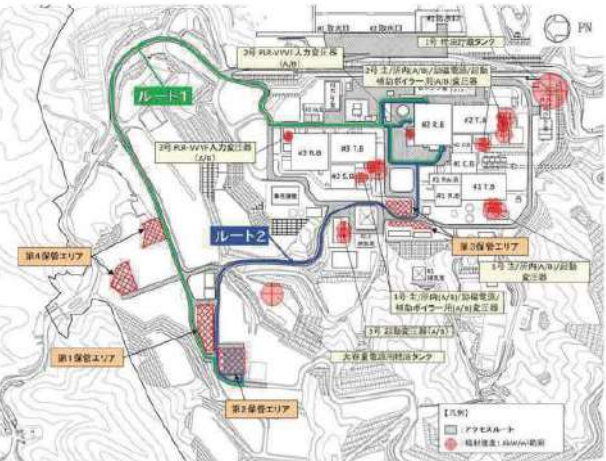


【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載しており、影響評価結果の相違。

【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違。

【女川】記載内容の相違
 ・泊は感知器の写真を掲載。（島根と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-4図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p>	 <p>第4-6図 火災想定施設配置</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第6-7図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>
 <p>第6-5図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p>	 <p>第4-7図 火災想定施設の放射熱強度</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第6-8図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・油圧倉庫 ・第2油圧倉庫 ・指定可燃物倉庫 (1号プロパンガスボンベ庫) 1号補助ボイラー用プロパンガス ボンベ	満槽時	3,840 L 5,840 L 23,600 L	②	基準地震動Ssにより下 ラム缶等が破損し、漏 えいした軽油による 火災発生のおそれ	・消防法に基づき設置された専用の倉庫内に下 ラム缶等を収納して保管しており、耐火性がな いことから火災は発生しないと考えられる。 (保管状況は「第6-4回 危険物貯蔵管理状 況図」参照) ・周辺に耐火強度が小さくなる危険物施設はな く、また倉庫内に設置しており直接隣接の影響 は受けない。 ・1号補助ボイラー用プロパンガスボンベは、ボ ンベの強度に耐えて設置しており、転倒による 損傷は考えにくく、また周囲に耐火物がないこ とから、火災は発生しないと考えられる。(保 管状況は「第6-5回 危険物貯蔵管理状況図」 参照) ・1号補助ボイラー用プロパンガスボンベは 前面が開けられており、漏えいした場合でも外 気中に拡散する。 ・周辺に耐火強度が小さくなる危険物施設はな い。
	LPGガス	8本 (60kgボンベ)		②	基準地震動Ssによりボ ンベが破損し、漏えい したプロパンガスによ る火災発生のおそれ

※火災の発生リスクは低いが、万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。

島根原子力発電所 2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(1/5)

対象設備	内容	容量	被害想定	対応内容
ガスタービン 発電機用 軽油タンク	軽油	560L	・なし	・基準地震動Ssにより破 損しないため、火災は発 生しない。 ・万一、火災が発生した 場合には、迂回する。また、 自衛消防隊による消火活 動を実施する。
第2予備変圧器	絶縁油	15L		①
重油移送配管 (第4-6回部分 除く。)	重油	残油		
予備変圧器	絶縁油	10L	・基準地震動Ssに より変圧器が破損し、漏えいした絶 縁油による火災発 生のおそれ	・中越沖地震によって発生 した柏崎刈羽原子力発電 所3号炉の所内変圧器火 災の要因を考慮した変圧 器火災対策が図られている。 ・防油槽が設置されてお り、漏えいした絶縁油は 防油槽内に全量貯留可能 である。 ・防油槽内に全量貯留状態 で火災が発生した場合* でも、アクセスルートか らの離隔距離が確保され ており、アクセスルート への影響はない。 ・基準地震動Ssにより防 油槽の損傷も考えられる が、周囲の地下ダクト内 に落下すること及びアク セスルート方向に向わな い排水路に落下するため、 地上部のアクセスル ートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに 影響のある火災が発生し た場合には、迂回する。 また、自衛消防隊による 消火活動を実施する。
1号炉 起動変圧器	絶縁油	46L		③

泊発電所 3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(1/4)

対象設備	内容	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・3号炉アイゼンセル発電機冷却剤油貯 油槽 ・燃料タンク (SA)	軽油	合計 391.7 L (最大貯蔵量)	①	・なし	・基準地震動により破損しないため、火災は発 生しない。 ・万一、火災が発生した 場合は、迂回する。 また、自衛消防隊による 消火活動を実施する。
	重油	合計 461.6 L (最大貯蔵量)		①	・地下式のタンクであり、地上部のアクセス ルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が 発生した場合には、迂回する。また、自衛消防 隊による消火活動を実施する。
・1号炉アイゼンセル発電機冷却剤油貯 油槽 ・2号炉アイゼンセル発電機冷却剤油貯 油槽 ・3号炉代替非常用発電機	軽油 潤滑油	合計 14,784 L 6,288 L	①	・なし	・基準地震動により破損しないため、火災は発 生しない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が 発生した場合には、迂回する。また、自衛消防 隊による消火活動を実施する。
	軽油 潤滑油	合計 14,784 L 6,288 L		①	・3号炉代替非常用発電機と同じ仕様であり、 火災は発生しないと考えられるため、アクセ スルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。 また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載
内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに
対する評価対象/内
容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号ガスボンベ庫) ・1号水素ガスボンベ (2号ガスボンベ庫) ・2号水素ガスボンベ (3号ガスボンベ庫) ・3号水素ガスボンベ	水素ガス	84本 (50kgボンベ) 60本 (50kgボンベ) 42本 (50kgボンベ)	②	基準地震動S ₁ によりボンベが倒壊し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	・水素ボンベ（2号炉で通常60本中30本閉鎖用）は水素マニホールドと一緒に固定されており、倒壊による損傷は考えにくく、また周囲に着火がないことから、水素は発生しないと考えられる。（参照状況は「第16図 危険箇所発生時状況」参照） ・水素マニホールドにて、ガスボンベの転倒防止を図る。 ・ガスを漏らした場合は水素検知器であり、万一漏えいした場合でも外気中に拡散する。 ・周辺に照射強度が大きくなる危険物施設はないこと、倉庫内に設置しており、底層階の影響は受けにくいことから、輻射により火災は発生しないと考えられる。

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合も自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(2/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
2号炉 主要変圧器	絶縁油	77kL	・基準地震動S ₁ により変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・中越沖地震によって発生した柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器火災の要因を考慮した変圧器火災対策が講じられていること及び防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤地下の排水溜めに流下するため、地上部のアクセスルートに影響のある変圧器火災の可能性は極めて小さい。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合は、自衛消防隊による消火活動を実施する。
2号炉 所内変圧器	絶縁油	20kL		
2号炉 起動変圧器	絶縁油	24kL		
3号炉 主要変圧器	絶縁油	141kL	・基準地震動S ₁ によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
3号炉 所内変圧器	絶縁油	21kL		
3号炉 補助変圧器	絶縁油	37kL		
A-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	A: 17kL A2: 17kL	・基準地震動によりタンクが破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる道路脇が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
HPCS-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	HPCS: 17kL		
B-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	B1: 100kL B2: 100kL B3: 100kL		
緊急時対策用 燃料地下タンク	軽油	45kL	・1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる道路脇が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
ガスタービン 燃料地下タンク	軽油	45kL		

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(2/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・3号炉補助ボイラー燃料タンク	重油	410 kL (運用容量)	③	・基準地震動によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる道路脇が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	重油	650 kL (運用容量)	④	・基準地震動によりタンクが破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる道路脇が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合は、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
・1号炉用計量タンク	潤滑油	70 kL	④	・なし	・潤滑タンクは空運用であることから、水災は発生しない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(ガスボンベ庫 (化学分析用)) ・アセチレンガスボンベ (1号化学分析用) (環境放射能測定用セシウム-137ボンベ庫) ・アセチレンガスボンベ (環境放射能測定用セシウム-137化学分析用)	アセチレンガス	1本 (7m) 1本 (7m)	②	基準地震動Ssによりボンベが倒壊し、漏えいしたアセチレンガスによる火災発生のおそれ	・1号化学分析用アセチレンガスボンベ及び環境放射能測定用セシウム-137ボンベは、ボンベ固定に固着して倒壊してはならず、倒壊による損傷は考えにくく、また周囲に着火源がないことから、火災は発生しないと考えられる。 ・ガスボンベ等は前面が開放されており、漏えいした場合でも外気中に拡散する。 ・周辺に輻射強度が大きくなる危険物施設はない。
・1号軽油貯蔵タンク	軽油	620 kL	③	基準地震動Ssによりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・基準地震動Ssによりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから距離距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・1号軽油貯蔵タンクの防油堤は軽油タンク全量を貯留可能である。基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、ネット1、2方向に方向が合わない非水溝に取すする構造となっていること及び約24mの離隔距離があることによりアクセスルート1、2への影響はない。

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(3/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
補助ボイラ LPGボンベ 【補助ボイラ LPGボンベ庫】	プロパンガス	100kg	・なし	・補助ボイラLPGボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
OFケーブル	絶縁油	16kL	・基準地震動SsによりOFケーブルが破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
重油移送配管 (第4-6図部分)	重油	残油	・基準地震動Ssにより配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの離隔距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
OFケーブルタンク	絶縁油	MT: 1.5kL (6槽) ST: 0.6kL (3槽)	・基準地震動Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
補助ボイラサービスタンク	重油	2.0kL	・基準地震動Ssによりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・基準地震動Ssにより防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(3/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定		影響評価
				評価 フロー 番号	被害想定	
・潤滑油 ・3号炉油庫	軽油 潤滑油	28.0 kL	③	③	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の床面になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油 潤滑油	28.0 kL	③		・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	
・1号及び2号炉エンジン消火ポンプ燃料タンク ・3号炉ディーゼル駆動消火ポンプ燃料タンク	軽油	490 L	④	④	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・軽油水取設備庫内に設置された小規模タンクであり、庫内火災のため、アクセスルートへの影響は極めて小さい。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、消火要員による消火活動を実施する。
	軽油	490 L	④		・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	
・1号炉主変圧器 ・1号炉所内変圧器 ・1号炉起動変圧器	絶縁油	合計 149 kL	④	④	・基準地震動により変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤下の排水槽に溜まるため、地上部のアクセスルートに影響のある変圧器火災の可能性は極めて小さい。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
	絶縁油	合計 140 kL			④	
・2号炉主変圧器 ・2号炉所内変圧器 ・2号炉起動変圧器	絶縁油	15.9 kL	④	④	④	④
	絶縁油	107.8 kL				

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(大容量電源装置) ・軽油タンク	軽油	0t	③	基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生が可能であるが、アクセスルートから距離距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。	・基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生が可能であるが、アクセスルートから距離距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・地下式タンクのため、軽油は蒸散しないと考えられる。
	絶縁油	148 kl 28 kl		基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	
・1号主変圧器/起動変圧器 ・1号所内変圧器 (A/B)	絶縁油	218 kl 33.4 kl	③	基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから距離距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・主変圧器/起動変圧器エリアの防油堤は変圧器の絶縁油の全量を貯留可能である。基準地震動 Ss により防油堤の損壊も考えられるが、変圧器周辺は砂利が敷かれており、絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油の流出によるアクセスルートへの影響は限定的と考ええる。 ・所内/励磁電源/補助ボイラー用変圧器及びPR-WVF 入力変圧器周辺は砂利が敷かれており、絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油の流出によるアクセスルートへの影響は限定的と考ええる。
	絶縁油	12.5 kl 12.5 kl		基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	
・2号主/起動変圧器 (A/B) ・3号所内 (A/B) / 励磁電源変圧器 ・3号補助ボイラー (A/B) / 用変圧器 ・2号PR-WVF (A/B) 入力変圧器 ・3号PR-WVF (A/B) 入力変圧器	絶縁油	218 kl 33.4 kl	③	基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから距離距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・主変圧器/起動変圧器エリアの防油堤は変圧器の絶縁油の全量を貯留可能である。基準地震動 Ss により防油堤の損壊も考えられるが、変圧器周辺は砂利が敷かれており、絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油の流出によるアクセスルートへの影響は限定的と考ええる。 ・所内/励磁電源/補助ボイラー用変圧器及びPR-WVF 入力変圧器周辺は砂利が敷かれており、絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油の流出によるアクセスルートへの影響は限定的と考ええる。
絶縁油	12.5 kl 12.5 kl	基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ			

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は目撃消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(4/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
重油タンク	重油	No.1 : 900kl No.2 : 900kl No.3 : 900kl	・基準地震動 Ss によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・耐震性を有する防水防止壁が設置されており、漏えいした重油は防水防止壁内に全量貯留可能である。 ・防水防止壁内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの離隔距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
固化材タンク	不飽和ポリエステル樹脂	21.6kl	・なし	・リ号炉運転中において使用する予定はなく、「空」の状態での運用する。
非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	軽油	(A) : 560L (B) : 560L	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
水素ガスボンベ 【水素・炭酸】	水素	140m ³	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定。又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
水素ガスボンベ 【高圧ガス貯蔵所】	水素	1,155m ³	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定。又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
LPGボンベ 【協力企業A社事務所4】	プロパンガス	80kg	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
アセチレンガスボンベ 【5号倉庫】	アセチレン	123L	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
アセチレンガスボンベ 【協力企業A社事務所2】	アセチレン	4L	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(4/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号炉発電機ガスボンベ) ・1号炉発電機用高圧ガスボンベ (2号炉発電機ガスボンベ) ・2号炉発電機用高圧ガスボンベ (3号炉発電機ガスボンベ) ・3号炉発電機用高圧ガスボンベ ・凝縮機用設備用プロパンガスボンベ	水素ガス	945 m ³ 945 m ³ 1120 m ³ 2000 kg	③	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定。又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
・3号炉補助ボイラー用プロパンガスボンベ	プロパンガス	120 kg		④	・基準地震動によりボンベが倒壊し、漏えいしたプロパンガスによる火災発生のおそれ

※：基準地震動による防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内には影響がないことを確認する。アクセスルートに影響がないことを確認する。(別紙(17)参照)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p style="text-align: center;">第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(5/5)</p> <table border="1" data-bbox="714 177 1319 587"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>1.9kL</td> <td rowspan="5">・なし</td> <td rowspan="5"> ・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>600L</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第3石油類</td> <td>19.2kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4石油類</td> <td>3.4kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4石油類</td> <td>36kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>6.4kL</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">④</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>1.2kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第3石油類</td> <td>1.4kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4石油類</td> <td>40kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4石油類</td> <td>40kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>3.28kL</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>3.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：基準地震動Ssによる防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内に流下する又はアクセスルート方向に向わない排水路に流下するが、「防油場内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセスルートに影響がないことを確認する。（別紙(6)参照）</p>	対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容	第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。	・第4類 第2石油類	600L	・第4類 第3石油類	19.2kL	・第4類 第4石油類	3.4kL	・第4類 第4石油類	36kL	第3危険物倉庫	・第4類 第1石油類	6.4kL		④	・第4類 第2石油類	1.2kL	・第4類 第3石油類	1.4kL	・第4類 第4石油類	40kL	・第4類 第4石油類	40kL	危険物倉庫	・第4類 第1石油類	3.28kL			・第4類 第2石油類	3.5kL		<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。
対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容																																					
第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。																																					
	・第4類 第2石油類	600L																																							
	・第4類 第3石油類	19.2kL																																							
	・第4類 第4石油類	3.4kL																																							
	・第4類 第4石油類	36kL																																							
第3危険物倉庫	・第4類 第1石油類	6.4kL		④																																					
	・第4類 第2石油類	1.2kL																																							
	・第4類 第3石油類	1.4kL																																							
	・第4類 第4石油類	40kL																																							
	・第4類 第4石油類	40kL																																							
危険物倉庫	・第4類 第1石油類	3.28kL																																							
	・第4類 第2石油類	3.5kL																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>油脂倉庫</p>  <p>第2油脂倉庫</p>  <p>指定可燃物倉庫</p> 	<p>【可燃物施設の固縛状況等】</p>  <p>補助ボイラLPGボンベ庫</p>  <p>補助ボイラLPGボンベの固縛状況 (補助ボイラLPGボンベ庫)</p>  <p>水素・炭酸ガスボンベ室</p>  <p>高圧ガス貯蔵所</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 (高圧ガス貯蔵所)</p>	<p>3号油倉庫</p>  <p>3号炉発電機ガスボンベ庫</p>  <p>2号炉発電機ガスボンベ庫</p> 	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物施設漏えいに対する対応状況の相違。
<p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図(1/2)</p>		<p>第6-9図 危険物貯蔵所保管状況</p>	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1号補助ボイラー用プロパンガスボンベ</p>  <p>1号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>   <p>3号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>   <p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図（2/2）</p> <p>※1 2号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）については現在撤去中 ※2 1号及び3号ガスボンベ庫について、水素ガスボンベは撤去中であることから、固定方法が同等な窒素ガスボンベの写真である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(b) 可搬型設備 保管場所に配備する可搬型設備について評価を実施した結果、第4-4表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">第4-4表 可搬型設備の被害想定</p> <table border="1" data-bbox="714 325 1323 580"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備 【各保管場所】</td> <td>軽油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 構内（防火帯内側）の植生 構内の植生火災について評価を実施した結果、第4-5表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p style="text-align: center;">第4-5表 構内植生による被害想定</p> <table border="1" data-bbox="714 788 1323 995"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内の植生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>熱感知カメラ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>炎感知器</p> </div> </div>	対象設備	内容物	被害想定	対応内容	可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 	対象	被害想定	対応内容	構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に記載しており、プラントの相違による対応内容の相違。</p>
対象設備	内容物	被害想定	対応内容														
可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 														
対象	被害想定	対応内容															
構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 薬品タンクの損壊</p> <p>(a) 評価方針 薬品タンク損壊による影響が及ぶ範囲にアクセスルートが含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果 薬品タンク漏えい時について評価を実施した結果、第4-6表に示すとおり、アクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉NGC液体窒素貯蔵タンクは、漏えいした場合であっても液体窒素が外気に拡散することから、漏えいによる影響はない。 ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉鉄イオン溶解タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 ・建物内に設置されている薬品タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-6表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (2/7)

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	密度(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ・貯水ソーダ貯 槽	苛性ソ ーダ (水酸 化ナト リウム)	7.0 g/l (5.9%)	②	【漏えい】 ・基幹地盤動 Ss 以上 リタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・薬性の強いガスの発 生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面 の組織を侵す。	(苛性ソーダ) ・苛性ソーダは加酸されると薬性の濃度が発生するが、近辺に加 熱がないことからガス発生と爆発は必要ない。
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋内タンク ・貯水ソーダ貯 槽	苛性ソ ーダ (水酸 化ナト リウム)	0.44 g/l (5.9%) 0.155 g/l (5.9%)	②	【漏えい】 ・基幹地盤動 Ss 以上 リタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・薬性によって薬性の ガスを発生させる 薬品が周辺に配置 されていないため、ガ スの発生は想定さ れない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー 一症状を起こす。	(PAC) ・混合によって薬性のガスを発生させる薬品が周辺に配置され ていないため、ガス発生とアレルギーは必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

第4-6表 薬品タンク漏えい時被害想定(2/2)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
・PAC貯槽 【1号水ろ過装置 室】	ホリ塩化 アルミニ ウム	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損、漏 えいする。 (人体への影響) ・皮膚、眼に対して軽 度の刺激性がある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び付属配管が破 損し漏えいしても堰内に 全量収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを見つけたら、薬品 を特定した後には、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・硫酸貯槽 【1号水ろ過装置 室】	硫酸 (30%) (劇物)	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・接触により皮膚の重 傷、眼の損傷のおそ れがある。 ・吸入により生命の危 険、呼吸器系の障害 のおそれがある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び配管が破損し 漏えいしても堰内に全量 収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを見つけたら、薬品 を特定した後には、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・2号炉 ZrO ₂ 液体貯蔵 タンク	液体窒素	3.5m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・吸入により窒息のお それがある。 ・接触により凍傷のお それがある。	・当該設備は屋外に設置さ れており、万一漏えい等 が発生した場合でも外気 中に拡散することから、 作業・アクセスに対して 影響はない。 ・万一、窒素の漏えいを見 つけた場合には、影響の ないアクセスルートに迂 回する。

泊発電所3号炉

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(2/13)

対象設備	内容物	密度(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(S貯蔵設備)処理薬 品 ○屋外タンク ・PAC貯槽	PAC (ホリ塩化 アルミニ ウム)	8g/l (1.0%)	③	【漏えい】 ・基幹地盤動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって薬性のガスを 発生させる薬品が周辺に配 置されていないため、ガス の発生は想定されない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー一 症状を起こす。	【ガス発生と呼吸器の装置】 ・薬性の高いガスは発生しないためガス検知と吸気装置は必要ない。 (呼吸器装置)ソーダ ・混合によって薬性のガスを発生させる薬品が周辺に配置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸気装置は必要ない。
(S貯蔵設備)処理薬 品 ○屋外タンク ・次亜塩素酸ソーダ 貯槽	次亜塩素 酸ソーダ (次亜塩素 酸ナトリウ ム)	0.31g/l (2.0%)	③	【漏えい】 ・基幹地盤動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触やpHの低下によ り、塩酸ガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起こす。	

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・薬品タンク損壊に対す
 る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/7)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 アロー 番号	被害想定	影響評価
〔3号発排本処理基組〕 ・脱酸貯槽 ・脱酸計量槽 ・脱酸弁駆槽	硫酸	3.0 m ³ (98wt%) 0.16 m ³ (99wt%) 0.88 m ³ (20wt%)	②	1. 3号発排本処理基組 漏：硫酸貯槽に同じ	○屋内タンク（3号発排本処理基組内）に設置 【漏えい対応】 ・タンク周辺に揮を密着しており、室内に薬品が漏えいした場合はタンク周囲に揮を密着して排水設備排水設備へ移送可能である。 ・また、薬液地震動Ssにより、3号発排本処理基組、薬品タンク、配管及びタンクの揮の一部は損壊、破損すると考えられるが、発排本処理基組外に漏えいしても、発排本処理基組周辺には土及び砂が飛散しており、薬品は土中及び砂粒へ浸透し排水されることがある。 【薬品の種類】 ・1. 3号発排本処理基組に同じ 【ガス発生と浸透性の評価】 ・1. 3号発排本処理基組に同じ
	〔3号発排本処理基組〕 ・中性ソーダ貯槽 ・酸性ソーダ貯槽 ・薬品弁駆槽	苛性ソーダ （本機） （化ナトリウム） リウム）	7.0 m ³ (20wt%) 0.16 m ³ (20wt%)	②	1. 3号発排本処理基組 漏：酸性ソーダ貯槽に同じ
〔3号発排本処理基組〕 ・PW貯槽	PW（蒸留水） アルミニウム）	2.5 m ³ (1wt%)	②	1. 3号発排本処理基組 漏：PW貯槽に同じ	○屋内タンク（3号発排本処理基組内）に設置 【漏えい対応】 ・タンク周辺に揮を密着しており、室内に薬品が漏えいした場合はタンク周囲に揮を密着して排水設備排水設備へ移送可能である。 ・また、薬液地震動Ssにより、3号発排本処理基組、薬品タンク、配管及びタンクの揮の一部は損壊、破損すると考えられるが、発排本処理基組外に漏えいしても、発排本処理基組周辺には土及び砂が飛散しており、薬品は土中及び砂粒へ浸透し排水されることがある。 【薬品の種類】 ・1. 3号発排本処理基組に同じ 【ガス発生と浸透性の評価】 ・1. 3号発排本処理基組に同じ

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/10)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 アロー 番号	被害想定	影響評価
〔3号発排本処理基組〕 ・ヒドランタン処理槽 ・脱酸貯槽	硫酸	合計 0.82m ³ (10wt%)	③	【ガス発生】 ・薬液地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・薬性の強弱、ガス発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス発生と脱酸貯槽の相違】 （脱酸貯槽）（オルフロックIP-1）（オルフロックOR-142/OR-505） ・薬性の強いガスは発生しないためガス発生と脱酸貯槽は異なる。
	〔3号発排本処理基組〕 ・脱酸貯槽	0.57m ³ (0.15wt%)	③	【ガス発生】 ・薬液地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・薬性の強弱、ガス発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス発生と脱酸貯槽の相違】 （脱酸貯槽）（オルフロックIP-1）（オルフロックOR-142/OR-505） ・薬性の強いガスは発生しないためガス発生と脱酸貯槽は異なる。
〔3号発排本処理基組〕 ・脱酸貯槽	0.24m ³ (0.4wt%)	③	【ガス発生】 ・薬液地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・薬性の強弱、ガス発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス発生と脱酸貯槽の相違】 （脱酸貯槽）（オルフロックIP-1）（オルフロックOR-142/OR-505） ・薬性の強いガスは発生しないためガス発生と脱酸貯槽は異なる。	

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

評価結果に係る部分は別途で説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

装置設備	内容物	容量(満量)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号硫酸貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	2.1 m ³ (89wt%)	②	1. 2号給排水処理装置・硫酸貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・薬品タンク周辺に備え設置。 ・異常事態発生により、薬品タンク、配管及び周辺の一部は破損し薬品が流出する。考えられるが、薬品はタンク周辺には及び貯槽周辺に排水槽が設置されており、土中及び砂利への浸透並びに排水槽に流入し、井水は考えられることから、薬品流出によるアセチレン発生への影響はない。(別紙(6)参照) 【薬品防護具】 ・1. 2号給排水処理装置と同じ 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・1. 2号給排水処理装置と同一
(1号苛性ソーダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	24.0 m ³ (45wt%)	②	1. 2号給排水処理装置・苛性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により腐蝕及び苛性ソーダは改善しない。ことから、防護具は必要ない。 【薬品防護具】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしない。ことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしない。ことから、ガス検知及び吸収缶は必要ない。
(2号硫酸貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	7.5 m ³ (89wt%)	②	1. 2号給排水処理装置・硫酸貯槽に同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により腐蝕及び苛性ソーダは改善しない。ことから、防護具は必要ない。 【薬品防護具】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしない。ことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしない。ことから、ガス検知及び吸収缶は必要ない。
(2号苛性ソーダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	31.0 m ³ (45wt%)	②	1. 2号給排水処理装置・苛性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により腐蝕及び苛性ソーダは改善しない。ことから、防護具は必要ない。 【薬品防護具】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしない。ことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしない。ことから、ガス検知及び吸収缶は必要ない。

赤い行の薬品も可燃性(引火物)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

対象設備	内容物	容量(満量)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号硫酸 本処理装置) ○薬品タンク ・硫酸貯槽	硫酸	15m ³ (55wt%)	②	【漏えい】 ・薬品本処理装置によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸化水素及び他の薬品上の成分により薬品がガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により皮膚を起す。 ・ガス吸引により、のど、鼻等の粘膜を刺激し、せきが出る。	【漏えい対応】 ○薬品タンク(1号及び2号硫酸本処理装置内に設置) ・タンク周辺に排水槽を設置しており、薬品が溢れ出した場合には、薬品タンク、配管及び周辺の一部は破損し薬品が流出する。考えられるが、薬品はタンク周辺には及び貯槽周辺に排水槽が設置されており、土中及び砂利への浸透並びに排水槽に流入し、井水は考えられることから、薬品流出によるアセチレン発生への影響はない。(別紙(6)参照) 【薬品防護具】 ・1. 2号給排水処理装置と同一 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・1. 2号給排水処理装置と同一
・ガチオン系酸計 ・液相式ボリュームナ ー相流計装置 ・中和調整槽		0.07m ³ (25wt%) 0.38m ³ (35wt%) 6m ³ (5wt%)	③	【漏えい】 ・薬品本処理装置によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸化水素及び他の薬品上の成分により薬品がガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により皮膚を起す。 ・ガス吸引により、のど、鼻等の粘膜を刺激し、せきが出る。	【漏えい対応】 ○薬品タンク(1号及び2号硫酸本処理装置内に設置) ・タンク周辺に排水槽を設置しており、薬品が溢れ出した場合には、薬品タンク、配管及び周辺の一部は破損し薬品が流出する。考えられるが、薬品はタンク周辺には及び貯槽周辺に排水槽が設置されており、土中及び砂利への浸透並びに排水槽に流入し、井水は考えられることから、薬品流出によるアセチレン発生への影響はない。(別紙(6)参照) 【薬品防護具】 ・1. 2号給排水処理装置と同一 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・1. 2号給排水処理装置と同一

赤い行の薬品も可燃性(引火物)ではない。

：評価結果に係る部分は別途説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対策設備	内容	容量(備定)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号低圧貯槽) ・低圧貯槽	硫酸	2.2 m ³ (98wt%)	②	1. 2号低圧水処理罐 脱・硫酸貯槽と同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により硫酸及び苛性ソーダは貯蓄しないことか ら、漏えいのおそれはない 【薬品貯蔵量】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要ない 【ガス検知と吸収缶の稼働】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸 収缶は必要ない ※1 発電所の運用中に反映し、運用について管理する。
(3号苛性ソー ダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソー ダ (水酸化 ナトリウ ム)	10.5 m ³ (50wt%)	②	1. 2号低圧水処理罐 脱・苛性ソーダ貯槽に 同じ	

※1:いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

対象設備	内容	容量(備定)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号低圧貯 槽) ・低圧貯槽 ・苛性ソーダ貯槽	苛性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	27m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・低圧低圧罐によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少な い。 【人体への影響】 ・粉塵により皮膚表面の刺激を 出す。	【ガス検知と吸収缶の稼働】 ・苛性ソーダは加温されると揮性の塵が発生するが、周辺に加温がないこと からガス検知と吸収缶は必要ない。 【PAC】 ・混合によって苛性のガスが発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合に よってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収缶は必要ない。
・アニオン苛性ソー ダ貯槽 ・液体式トリックレ ー ・苛性ソーダ計 量槽	0.88m ³ (25wt%)	0.4 m ³ (25wt%)	③	【漏えい】 ・低圧低圧罐によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系 ガスの発生のおそれがある。 【人体への影響】 ・薬品によりアレルギー一重状 態をきたす。	
(1号及び2号低圧貯 槽) ・低圧貯槽 ・PAC貯槽	PAC (ボリ塩化 アルミニウ ム)	6m ³ (10wt%)	③		

※:いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(5/13)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・薬品タンク損壊に対す
 る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(体積)	評価 フロー 番号	検査予定	影響評価
(緊急放射能測 定センター) ・硫酸タンク	硫酸	0.1 m ³ (1t%)	②	1. 2号炉非水処理建 物：硫酸貯槽に同じ	【補えい対応】 ・タンクは緊急放射能を分析する建物の屋上に設置されており、 タンク下部には容量約0.2m ³ のドレンパン（硫酸、苛性ソーダ 共用）が設置されている。 ・基準地震動S ₁ によりタンク及び配管の一部は破損すると考え られるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品はド レンパンに溜まると思われる。 ・屋上にびびり等が見られても、タンク容量が小さいことから、漏 えいした薬品が建物周辺に溜まると思われる。 ・屋上の排水ドレンに薬品が溜り込んだ場合、アークセラームト道路 の距離に流れ込むと考えられる。 ・タンクの設置位置は屋上端まで約7mあること及び地上端に約 30~50cmの立ち上りがあることから、タンクは地上に落下し ないと考えられる。 【薬品内運具】 ・1. 2号炉非水処理建屋と同じ 【ガレ検知と取扱作の装置】 ・1. 2号炉非水処理建屋と同じ
(緊急放射能測 定センター) ・苛性ソーダ タンク	苛性ソ ーダ (体積 化ナト リウム)	0.1 m ³ (4t%)	②	1. 2号炉非水処理建 物：苛性ソーダ貯槽に 同じ	

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

対象設備	内容物	容量(体積)	評価 フロー 番号	検査予定	影響評価
(1号及び2号炉非 水処理設備) ○屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ 貯槽	次亜塩素酸 ソーダ (次亜塩素 酸ナトリウ ム)	0.31 m ³ (2t%)	③	【補えい】 ・基準地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触やpHの低下によ り、塩化水素ガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・酸により皮膚を傷めます。	【ガレ検知と取扱作の装置】 (次亜塩素酸ソーダ) ・混合によって薬品のガスを生 ずらせる薬品が周辺に設置され ているが、混合によってガス を発生させない対策を講じてい る。 【塩酸測】 ・混合によって薬品のガスを生 ずらせる薬品が周辺に設置され ているが、混合によってガス を発生させない対策を講じてい る。
(1号及び2号炉非 水処理設備) ○屋内タンク ・ヒドランゲン処理 部解槽	硫酸銅	0.9m ³ (10wt%)	③	【補えい】 ・基準地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系ガ スが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：評価結果に係る部分は別途で説明する

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(6/13)

相違理由

【女川及び島根】記載内
容の相違
・薬品タンク損壊に対す
る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(排水処理装置 上部) ・酸液タンク	硫酸	0.05 m ³ (0wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・酸性ソーダ貯槽に漏れ、酸液貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上部の屋外に設置されており、基準容量 SS によりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は屋内に留まると考えられる。 ・液にひび割れが生ずる場合、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋周囲に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同じ 【ガス発生】 ・1. 2号炉排水処理装置と同じ
(排水処理装置 下部) ・酸性ソーダタンク	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	0.05 m ³ (0wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・酸性ソーダ貯槽に漏れ、酸性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・薬品貯蔵量 SS によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・薬品ガスが発生する。 【人体への影響】 ・閉鎖空間においては窒息のおそれ、また液酸によって凍傷のおそれがある。
・1号液仕置場貯槽	液体窒素	8,500 l	②	1. 2号炉排水処理装置・酸性ソーダ貯槽に漏れ、液体窒素が流出する。 【ガス発生】 ・薬品ガスが発生する。	【漏えい対応】 ・液体窒素貯槽は屋内に設置されており、万一漏えい等が発生した場合でも外気中に拡散するため、アタセスターへの影響はない。
	液体窒素	90,000 l			

はいずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(7/13)

対象設備	内容物	容量(標準)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号炉処理 水処理設備) ○屋内タンク ・凝集剤前ろ過槽	オレフロク クAP-1	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準他設備によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・薬品の強いガス発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス発生と吸収剤の装置】 (オレフロククAP-1) (オレフロククOK-142OK-505) ・薬品の強いガス発生は発生しないためにガス発生と吸収剤は必要ない。
(1号及び2号炉処理 水処理設備) ○屋内タンク ・脱臭剤前ろ過槽	オレフロク クOK-142/ OK-505	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準他設備によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・薬品の強いガス発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(8/18)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">容量 (単位)</th> <th style="width: 10%;">評価 部分</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 35%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3号炉補助ボイラー 建屋) ・ 3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (所ヒドラジン)</td> <td>ヒドラジン</td> <td>0.5m³ (2wt%)</td> <td></td> <td>【漏えい】 ・ 薬液配管等によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏出する。 【ガス発生】 ・ ヒドラジンガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・ 接触により炎症を起す。</td> <td>【漏えい対応】 ○ 屋内タンク (3号炉補助ボイラー建屋内に設置) ・ タンク周辺に薬液を放置している。 また、基壇地盤面により、3号炉補助ボイラー建屋、薬品タンク、配管及びタンク の壁の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、漏 えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まるよ考えられるため、アタセルルー トへの影響はない。 【薬品特性】 ・ 一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを防止し、アタセルルート付近に存 在するいずれの薬品にも作業可能な濃度の薬、手袋、長靴及び全面マスクを 着用しより各自行善する。 【ガス発生と人体への影響】 ・ ヒドラジン ・ これらの薬品には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、使 生したガスは本室へ配管すること及びヒドラジンの低い(アタセルルート)の のしきい値(25・4ppm)であり、防護距離は約(100m)と比較して十分低い 段階で、漏えいを検知でき、急停止は発生しない。ことからガス検知と吸 収は必要ない。</td> </tr> <tr> <td>(3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (備ヒドラジン)</td> <td>ヒドラジン</td> <td>0.15m³ (10wt%)</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：100%ヒドラジンは可燃性(引火性)であるが、希薄ヒドラジン及び備ヒドラジンは水溶液であり消防法に定める危険物には該当しない。 (参考文書) 1) 有害性評価書 Ver1.1 No.73 ヒドラジン(新エネルギー・産業技術総合開発機構, 2004年)</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 部分	被害想定	影響評価	(3号炉補助ボイラー 建屋) ・ 3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (所ヒドラジン)	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)		【漏えい】 ・ 薬液配管等によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏出する。 【ガス発生】 ・ ヒドラジンガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・ 接触により炎症を起す。	【漏えい対応】 ○ 屋内タンク (3号炉補助ボイラー建屋内に設置) ・ タンク周辺に薬液を放置している。 また、基壇地盤面により、3号炉補助ボイラー建屋、薬品タンク、配管及びタンク の壁の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、漏 えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まるよ考えられるため、アタセルルー トへの影響はない。 【薬品特性】 ・ 一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを防止し、アタセルルート付近に存 在するいずれの薬品にも作業可能な濃度の薬、手袋、長靴及び全面マスクを 着用しより各自行善する。 【ガス発生と人体への影響】 ・ ヒドラジン ・ これらの薬品には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、使 生したガスは本室へ配管すること及びヒドラジンの低い(アタセルルート)の のしきい値(25・4ppm)であり、防護距離は約(100m)と比較して十分低い 段階で、漏えいを検知でき、急停止は発生しない。ことからガス検知と吸 収は必要ない。	(3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (備ヒドラジン)	ヒドラジン	0.15m ³ (10wt%)	③			<p>【女川及び島根】記載内 容の相違 ・薬品タンク損壊に対す る対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 部分	被害想定	影響評価																
(3号炉補助ボイラー 建屋) ・ 3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (所ヒドラジン)	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)		【漏えい】 ・ 薬液配管等によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏出する。 【ガス発生】 ・ ヒドラジンガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・ 接触により炎症を起す。	【漏えい対応】 ○ 屋内タンク (3号炉補助ボイラー建屋内に設置) ・ タンク周辺に薬液を放置している。 また、基壇地盤面により、3号炉補助ボイラー建屋、薬品タンク、配管及びタンク の壁の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、漏 えいした薬品は建屋内又は建屋周辺に留まるよ考えられるため、アタセルルー トへの影響はない。 【薬品特性】 ・ 一部の薬品が設置エリア外に漏えいすることを防止し、アタセルルート付近に存 在するいずれの薬品にも作業可能な濃度の薬、手袋、長靴及び全面マスクを 着用しより各自行善する。 【ガス発生と人体への影響】 ・ ヒドラジン ・ これらの薬品には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、使 生したガスは本室へ配管すること及びヒドラジンの低い(アタセルルート)の のしきい値(25・4ppm)であり、防護距離は約(100m)と比較して十分低い 段階で、漏えいを検知でき、急停止は発生しない。ことからガス検知と吸 収は必要ない。																
(3号炉補助ボイラー 薬液注入タンク (備ヒドラジン)	ヒドラジン	0.15m ³ (10wt%)	③																		
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(9/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>事情(備忘)</th> <th>評価 フコー 番号</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合管理棟貯留大 気処理装置(1号) ・薬品タンク ・明仕貯留</td> <td>苛性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)</td> <td>0.2m³ (20wt%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・薬品漏えいによりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏れ出す。 【ガス発生】 ・薬品の強いガスが発生は少 い。 【人体への影響】 ・漏れにより汚染表面の組織を 傷め、皮膚炎等の発生が 発生する。 </td> <td> 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。</p>	対象設備	内容物	事情(備忘)	評価 フコー 番号	被害想定	影響評価	総合管理棟貯留大 気処理装置(1号) ・薬品タンク ・明仕貯留	苛性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	0.2m ³ (20wt%)	③	【漏えい】 ・薬品漏えいによりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏れ出す。 【ガス発生】 ・薬品の強いガスが発生は少 い。 【人体への影響】 ・漏れにより汚染表面の組織を 傷め、皮膚炎等の発生が 発生する。	【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。	<p>【女川及び島根】記載内 容の相違 ・薬品タンク損壊に対 する対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	事情(備忘)	評価 フコー 番号	被害想定	影響評価										
総合管理棟貯留大 気処理装置(1号) ・薬品タンク ・明仕貯留	苛性 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	0.2m ³ (20wt%)	③	【漏えい】 ・薬品漏えいによりタンク 及び配管が破損し、薬品が 漏れ出す。 【ガス発生】 ・薬品の強いガスが発生は少 い。 【人体への影響】 ・漏れにより汚染表面の組織を 傷め、皮膚炎等の発生が 発生する。	【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。 【漏えい対応】 ・薬品タンク(総合管理棟貯留大気処理装置)内には設置 されており、総合管理棟貯留大気処理装置上層、薬品タンク、配管及びタン クの破損により、漏れが発生した場合、総合管理棟貯留大気処理装置上層 及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。漏れ発生時は、薬品は砂利へ吸着、又 は排水溝により排水されることから、アークセロートへの影響はない。 【薬品防護員】 ・一部の薬品がアークセロート外に漏れ出すことを想定し、アークセロート中に存 在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを 保管場所より各自持参する。 【ガス発生と吸収缶の設置】 ・汚染ロープは加熱されると毒性の発生が懸念されるが、石田に加熱炉がないこと から、ガス発生と吸収缶は必要ない。										

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(11/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量 (備用)</th> <th>評価 ラベル 番号</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 機械室上層-1 ② 燃料タンク ・ 酸性ノーズタンク </td> <td> ① 水 ノーザ (水酸化ナ トリウム) </td> <td>2m³ (200t%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 放射能により皮膚表面の損傷を伴う。 </td> <td> 【漏えい(相違)】 ① 燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬品が漏出する。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷が考えられており、薬品は燃料タンク内へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アクセスホールへの影響はない。 【薬品の種類】 ・ 一部の薬品は放射性ヨウ素以外に漏えいすることを想定し、アクセスホール付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生】 ・ ガス検知と吸収装置の設置が、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収装置は必要ない。 </td> </tr> <tr> <td> ② 機械室上層-1 ③ 燃料タンク ・ 酸性ノーズタンク </td> <td> ② 硝酸 ③ 硝酸 </td> <td>0.2m³ (200t%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 放射能により皮膚の損傷、眼の損傷のおそれがある。 ・ 吸入により生命の危険、呼吸器系の障害のおそれがある。 </td> <td> 【漏えい(相違)】 ② 燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬品が漏出する。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷が考えられており、薬品は燃料タンク内へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アクセスホールへの影響はない。 【薬品の種類】 ・ 一部の薬品は放射性ヨウ素以外に漏えいすることを想定し、アクセスホール付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生】 ・ ガス検知と吸収装置の設置が、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収装置は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 1.いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。</p>	対象設備	内容物	容量 (備用)	評価 ラベル 番号	被害想定	影響評価	① 機械室上層-1 ② 燃料タンク ・ 酸性ノーズタンク	① 水 ノーザ (水酸化ナ トリウム)	2m ³ (200t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 放射能により皮膚表面の損傷を伴う。	【漏えい(相違)】 ① 燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬品が漏出する。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷が考えられており、薬品は燃料タンク内へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アクセスホールへの影響はない。 【薬品の種類】 ・ 一部の薬品は放射性ヨウ素以外に漏えいすることを想定し、アクセスホール付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生】 ・ ガス検知と吸収装置の設置が、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収装置は必要ない。	② 機械室上層-1 ③ 燃料タンク ・ 酸性ノーズタンク	② 硝酸 ③ 硝酸	0.2m ³ (200t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 放射能により皮膚の損傷、眼の損傷のおそれがある。 ・ 吸入により生命の危険、呼吸器系の障害のおそれがある。	【漏えい(相違)】 ② 燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬品が漏出する。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷が考えられており、薬品は燃料タンク内へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アクセスホールへの影響はない。 【薬品の種類】 ・ 一部の薬品は放射性ヨウ素以外に漏えいすることを想定し、アクセスホール付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生】 ・ ガス検知と吸収装置の設置が、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収装置は必要ない。	
対象設備	内容物	容量 (備用)	評価 ラベル 番号	被害想定	影響評価																
① 機械室上層-1 ② 燃料タンク ・ 酸性ノーズタンク	① 水 ノーザ (水酸化ナ トリウム)	2m ³ (200t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 放射能により皮膚表面の損傷を伴う。	【漏えい(相違)】 ① 燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬品が漏出する。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷が考えられており、薬品は燃料タンク内へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アクセスホールへの影響はない。 【薬品の種類】 ・ 一部の薬品は放射性ヨウ素以外に漏えいすることを想定し、アクセスホール付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生】 ・ ガス検知と吸収装置の設置が、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収装置は必要ない。																
② 機械室上層-1 ③ 燃料タンク ・ 酸性ノーズタンク	② 硝酸 ③ 硝酸	0.2m ³ (200t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 放射能により皮膚の損傷、眼の損傷のおそれがある。 ・ 吸入により生命の危険、呼吸器系の障害のおそれがある。	【漏えい(相違)】 ② 燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬品が漏出する。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には部材損傷が考えられており、薬品は燃料タンク内へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アクセスホールへの影響はない。 【薬品の種類】 ・ 一部の薬品は放射性ヨウ素以外に漏えいすることを想定し、アクセスホール付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生】 ・ ガス検知と吸収装置の設置が、近辺に加熱源がないことからガス検知と吸収装置は必要ない。																

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(12/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 10%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">漏洩 速度</th> <th style="width: 10%;">評価 係数</th> <th style="width: 10%;">評価 番号</th> <th style="width: 10%;">被害想定</th> <th style="width: 10%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(機械室上屋-1) ○屋内タンク ・メタノールタンク</td> <td>メタノール</td> <td>0.4 m³ (5kg%)</td> <td></td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・漏れが強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により漏れ、蒸騰を軽減する。 ・メタノールガスに曝露し、呼吸して生じる健康被害は、短期間、頭痛、吐き気がある。 </td> <td> 【漏えい対応】 ・屋内タンク（機械室上屋-1内に設置） ・タンク周囲に受け皿を設置している。 ・異常地震動により、機械室上屋-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上屋-1内に漏えいしても、同じくは砂利敷で汚染の恐れが低く、薬品は即時～迅速、又は排水槽により排水されることから、メタノールタンクからの漏えいによる影響は少ない。 【薬品貯蔵】 ・一部の薬品は設置エリア外に漏えいすることを想定し、アラームスタート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な取扱いの用、手段、長短及び全面マスクを保管場所より各自持ち出す。 【ガス検知と検知員の配置】 ・漏えいした場合は、発生したガスは水気へ拡散すること及びメタノールの臭い（アルコール臭）のしきい値が100ppmであり、防護用簡易呼吸器（200ppm）と比較して十分低いレベルで、漏えいを検知できることからガス検知と吸収は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	漏洩 速度	評価 係数	評価 番号	被害想定	影響評価	(機械室上屋-1) ○屋内タンク ・メタノールタンク	メタノール	0.4 m ³ (5kg%)		③	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・漏れが強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により漏れ、蒸騰を軽減する。 ・メタノールガスに曝露し、呼吸して生じる健康被害は、短期間、頭痛、吐き気がある。	【漏えい対応】 ・屋内タンク（機械室上屋-1内に設置） ・タンク周囲に受け皿を設置している。 ・異常地震動により、機械室上屋-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上屋-1内に漏えいしても、同じくは砂利敷で汚染の恐れが低く、薬品は即時～迅速、又は排水槽により排水されることから、メタノールタンクからの漏えいによる影響は少ない。 【薬品貯蔵】 ・一部の薬品は設置エリア外に漏えいすることを想定し、アラームスタート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な取扱いの用、手段、長短及び全面マスクを保管場所より各自持ち出す。 【ガス検知と検知員の配置】 ・漏えいした場合は、発生したガスは水気へ拡散すること及びメタノールの臭い（アルコール臭）のしきい値が100ppmであり、防護用簡易呼吸器（200ppm）と比較して十分低いレベルで、漏えいを検知できることからガス検知と吸収は必要ない。	
対象設備	内容物	漏洩 速度	評価 係数	評価 番号	被害想定	影響評価											
(機械室上屋-1) ○屋内タンク ・メタノールタンク	メタノール	0.4 m ³ (5kg%)		③	【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・漏れが強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・機械により漏れ、蒸騰を軽減する。 ・メタノールガスに曝露し、呼吸して生じる健康被害は、短期間、頭痛、吐き気がある。	【漏えい対応】 ・屋内タンク（機械室上屋-1内に設置） ・タンク周囲に受け皿を設置している。 ・異常地震動により、機械室上屋-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上屋-1内に漏えいしても、同じくは砂利敷で汚染の恐れが低く、薬品は即時～迅速、又は排水槽により排水されることから、メタノールタンクからの漏えいによる影響は少ない。 【薬品貯蔵】 ・一部の薬品は設置エリア外に漏えいすることを想定し、アラームスタート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な取扱いの用、手段、長短及び全面マスクを保管場所より各自持ち出す。 【ガス検知と検知員の配置】 ・漏えいした場合は、発生したガスは水気へ拡散すること及びメタノールの臭い（アルコール臭）のしきい値が100ppmであり、防護用簡易呼吸器（200ppm）と比較して十分低いレベルで、漏えいを検知できることからガス検知と吸収は必要ない。											
		: 評価結果に係る部分は別途ご説明する															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備備え時被害想定及び影響評価(13/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 15%;">容量 (単位)</th> <th style="width: 15%;">引取 番号</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 20%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 機械室上層-1) ○屋内タンク ・機械室タンク </td> <td> 非リ酸化 アルミニ ウム </td> <td> 0.2m³ (10m³) </td> <td style="text-align: center;">③</td> <td> 【備え】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・ 漏れによって薬品のガスを発生させる薬品が周辺に配管されてないため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・ 接触によりアレルギー症状発症。 </td> <td> 【備え】 ○ 屋内タンク（機械室上層-1内に設置） ・ タンク周辺に受け皿を設置している。 ・ 異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損壊、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏れ、又は排水槽により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品】 ・ 一部の薬品の設備エリア外に漏れ、人体に接触し、アレルギー付着に存在する。すべての薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と脱気】 ・ ガス検知（非リ酸化アルミニウム） ・ 電機室のガス発生に備え、脱気装置と吸気装置は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	引取 番号	被害想定	影響評価	機械室上層-1) ○屋内タンク ・機械室タンク	非リ酸化 アルミニ ウム	0.2m ³ (10m ³)	③	【備え】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・ 漏れによって薬品のガスを発生させる薬品が周辺に配管されてないため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・ 接触によりアレルギー症状発症。	【備え】 ○ 屋内タンク（機械室上層-1内に設置） ・ タンク周辺に受け皿を設置している。 ・ 異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損壊、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏れ、又は排水槽により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品】 ・ 一部の薬品の設備エリア外に漏れ、人体に接触し、アレルギー付着に存在する。すべての薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と脱気】 ・ ガス検知（非リ酸化アルミニウム） ・ 電機室のガス発生に備え、脱気装置と吸気装置は必要ない。	
対象設備	内容物	容量 (単位)	引取 番号	被害想定	影響評価										
機械室上層-1) ○屋内タンク ・機械室タンク	非リ酸化 アルミニ ウム	0.2m ³ (10m ³)	③	【備え】 ・ 異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・ 漏れによって薬品のガスを発生させる薬品が周辺に配管されてないため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・ 接触によりアレルギー症状発症。	【備え】 ○ 屋内タンク（機械室上層-1内に設置） ・ タンク周辺に受け皿を設置している。 ・ 異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損壊、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏れ、又は排水槽により排水されることから、アクセルコートへの影響はない。 【薬品】 ・ 一部の薬品の設備エリア外に漏れ、人体に接触し、アレルギー付着に存在する。すべての薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス検知と脱気】 ・ ガス検知（非リ酸化アルミニウム） ・ 電機室のガス発生に備え、脱気装置と吸気装置は必要ない。										

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

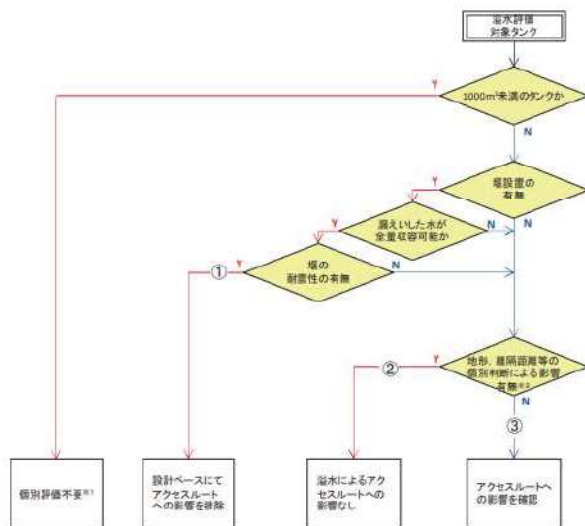
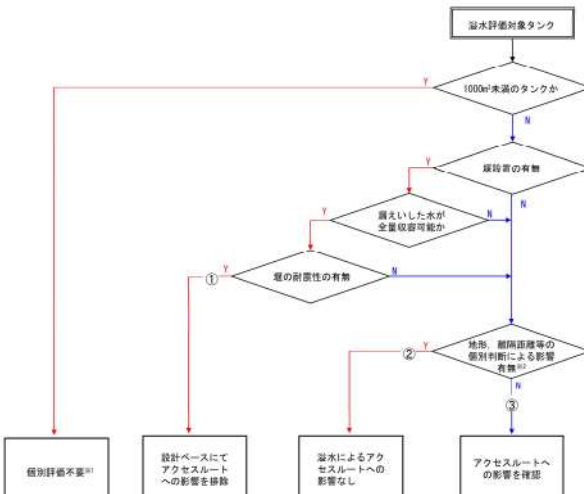
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>【薬品防護具の配備について】</p> <p>薬品漏えいのおそれがある場合に備え、重大事故等対応要員に対して薬品防護具を配備する。</p> <p>薬品防護具の内訳を、第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="85 470 687 566"> <tr> <td>配備箇所</td> <td>緊急時対策建屋（20セット^{※1}）</td> </tr> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋</td> </tr> </table> <p>※1：重大事故等対応要員用17セット+予備3セット</p>	配備箇所	緊急時対策建屋（20セット ^{※1} ）	薬品防護具（セット品）	防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋	<p>d. アクセスに係る防護具等</p> <p>重大事故等により放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生した場合を考慮しても対応作業が可能なよう、持ち運びやすいようセットして放射線防護具及び薬品防護具を配備する。なお、作業現場に向かう際には、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、炉心損傷の徴候等や薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて放射線防護具及び薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としている。</p> <p>【配備箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対策所（40セット） ○中央制御室（10セット） <p>【セット品（放射線防護具及び薬品防護具）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコール・フィルタ ○綿手袋 ○ゴム手袋 ○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等 <div data-bbox="719 668 1308 865" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">放射線防護具、薬品防護具一式（1セット）</p>	<p>【薬品防護具の配備について】</p> <p>薬品漏えいのおそれがある場合に備え、発電所災害対策要員に対して薬品防護具を配備する。</p> <p>薬品防護具の内訳を第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1346 459 1955 558"> <tr> <td>配備箇所</td> <td>中央制御室（7セット^{※1}） 発電所災害対策要員執務室（32セット^{※2}）</td> </tr> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ</td> </tr> </table> <p>※1：運転員用6セット+予備1セット ※2：発電所災害対策要員用26セット+予備6セット</p>	配備箇所	中央制御室（7セット ^{※1} ） 発電所災害対策要員執務室（32セット ^{※2} ）	薬品防護具（セット品）	化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品漏えい時の薬品防護具の相違。
配備箇所	緊急時対策建屋（20セット ^{※1} ）										
薬品防護具（セット品）	防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋										
配備箇所	中央制御室（7セット ^{※1} ） 発電所災害対策要員執務室（32セット ^{※2} ）										
薬品防護具（セット品）	化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-7図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深についても評価する。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏えいした溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである O.P. +14.8m に流れ込んだものとして評価する。</p>  <p>※1 すべての溢水源による敷地浸水深評価を実施。 ※2 地形（遮蔽物等）、溢水の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-7図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>e. タンクからの溢水</p> <p>(a) 評価方針</p> <p>敷地内のタンクからの溢水による影響について評価する。</p> <p>また、地震によりタンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、タンクの損傷形態及び流出水の傳播に係る評価条件を保守的に設定した上で、アクセスルートへの影響を評価するために溢水伝播挙動評価を実施する。</p>	<p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-10図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深についても評価する。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は構内排水設備からの流出や地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏えいした溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである T.P. 10.0m に滞留するものとして評価する。</p>  <p>※1 すべての溢水源による敷地浸水深評価を実施。 ※2 地形（遮蔽物等）、溢水の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-10図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊の溢水源はすべて T.P. 10m に設置されている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-8図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、敷地浸水深評価に用いる溢水量について第6-9表に、敷地浸水深評価結果について第6-10表に示す。その結果、敷地浸水深は16cmであり、別紙(20)に示す可搬型設備（車両型）の走行可能水位より低いことから、可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないことを確認した。</p>  <p>第6-8図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>敷地内の溢水源となる可能性のあるタンク等の配置を第4-8図に示す。</p> <p>溢水源となる可能性のあるタンク等について評価を実施した結果、第4-7表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、屋外タンクからの溢水を考慮した場合においても、E L 8.5m エリアについては、周辺の空地が平坦かつ広大であり、E L 15m エリア以上では周辺の道路上及び排水設備を自然流下し比較的短時間で拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第4-8図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L 8.5m エリアへ向けて流下するため、10分後には徒歩*及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深（別紙(8)参照）となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に徒歩及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。（別紙(33)参照）</p> <p>※：建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定しており、屋外においても同様の値とする。</p> <p>「地下空間における浸水対策ガイドライン」（平成14年3月28日国土交通省公表）参照</p>  <p>第4-8図 発電所内の主な屋外タンク等の配置図</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は調査に係る事項のため公開できません。</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-11図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、敷地浸水深評価に用いる溢水量について第6-9表に、敷地浸水深評価結果について第6-10表に示す。その結果、敷地浸水深は10cmであり、別紙(19)に示す可搬型設備（車両型）の走行可能水位より低いことから、可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないことを確認した。</p>  <p>第6-11図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地浸水深評価結果の相違。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による図の内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																																																																																																													
<p>第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図中 No.</th> <th>対処設備</th> <th>容量</th> <th>評価フロー</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>再生純水タンク</td> <td>1,000m³</td> <td rowspan="3">②</td> <td rowspan="3">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="3">今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>No.1 SPT^{※1}</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>No.2 SPT^{※1}</td> <td>1,000m³</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1,000m³</td> <td rowspan="4">②</td> <td rowspan="4">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="4">地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約 30cm 嵩上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>No.2 純水タンク</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1,000m³</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>2,000m³</td> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="2">地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>No.1 原水タンク</td> <td>4,000m³</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>No.2 原水タンク</td> <td>4,000m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク</p>					図中 No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価	4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。	5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³	6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³	1	No.1 純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約 30cm 嵩上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。	2	No.2 純水タンク	2,000m ³	3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³	7	3号純水タンク	1,000m ³	8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。	9	No.1 原水タンク	4,000m ³	10	No.2 原水タンク	4,000m ³				<p>第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対処設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1号炉処理水受入タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="5">なし</td> <td rowspan="5">タンクを空運用することとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m³とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月26日付け平成15・12・18第3号）を踏まえ変更した。15号炉炉内貯留タンク（4号炉設置時タンク）を、島根3号炉原子炉設置変更許可（平成30年4月10日付け平成30・8・10電安中核第4号）において、「地上式純水タンク」に変更した。</small></td> </tr> <tr> <td>②1号炉補助サーージタンク</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>③3号炉低圧原子炉代替注水槽</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>④補助消火水槽(A),(B)</td> <td>400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤地上式純水タンク(A),(B)[※]</td> <td>1,120</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑥2号炉復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のパウダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑦2号炉補助復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑧2号炉トラス水受入タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="3">なし</td> <td rowspan="3">基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑨重油タンク(3基)</td> <td>2,700</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑩1号炉復水貯蔵タンク</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑪3号炉復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="4">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="4">地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.6.5mエリアは周辺の空地が平坦かつ広大であり、溢水は拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑫3号炉補助復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑬非常用ろ過水タンク</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑭ガスタービン発電機用軽油タンク</td> <td>560</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑮3号炉ろ過水タンク</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="2">地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑯3号炉純水タンク</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>⑰消火用水タンク(A),(B)</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="2">地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑱変圧器消火水槽</td> <td>306</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>⑲純水タンク(A),(B)</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td rowspan="3">なし</td> <td rowspan="3">基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑳2号ろ過水タンク</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>㉑1号ろ過水タンク</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>					対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	タンクを空運用することとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月26日付け平成15・12・18第3号）を踏まえ変更した。15号炉炉内貯留タンク（4号炉設置時タンク）を、島根3号炉原子炉設置変更許可（平成30年4月10日付け平成30・8・10電安中核第4号）において、「地上式純水タンク」に変更した。</small>	②1号炉補助サーージタンク	500	0	③3号炉低圧原子炉代替注水槽	2,500	0	④補助消火水槽(A),(B)	400	0	⑤地上式純水タンク(A),(B) [※]	1,120	0	⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	なし	基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のパウダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。	⑦2号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	⑧2号炉トラス水受入タンク	2,000	0	なし	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。	⑨重油タンク(3基)	2,700	0	⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0	⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.6.5mエリアは周辺の空地が平坦かつ広大であり、溢水は拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0	⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0	⑮3号炉ろ過水タンク	1,000	1,000	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000	⑰消火用水タンク(A),(B)	2,400	2,400	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	⑱変圧器消火水槽	306	306	⑲純水タンク(A),(B)	1,200	1,200	なし	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。	⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000	㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000	<p>第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対処設備</th> <th>容量</th> <th>評価フロー</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A-2次系純水タンク</td> <td>1,600m³</td> <td rowspan="6">②</td> <td rowspan="6">基準地震動による付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="6">地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>B-2次系純水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3A-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3B-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>A-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>B-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>					No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価	1	A-2次系純水タンク	1,600m ³	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。	2	B-2次系純水タンク	1,600m ³	3	3A-ろ過水タンク	1,600m ³	4	3B-ろ過水タンク	1,600m ³	5	A-ろ過水タンク	1,600m ³	6	B-ろ過水タンク	1,600m ³	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違。</p>
図中 No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価																																																																																																																																																																							
4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。																																																																																																																																																																							
5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³																																																																																																																																																																										
6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³																																																																																																																																																																										
1	No.1 純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約 30cm 嵩上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。																																																																																																																																																																							
2	No.2 純水タンク	2,000m ³																																																																																																																																																																										
3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³																																																																																																																																																																										
7	3号純水タンク	1,000m ³																																																																																																																																																																										
8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																							
9	No.1 原水タンク	4,000m ³																																																																																																																																																																										
10	No.2 原水タンク	4,000m ³																																																																																																																																																																										
対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																																																																																																																																																								
①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	タンクを空運用することとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月26日付け平成15・12・18第3号）を踏まえ変更した。15号炉炉内貯留タンク（4号炉設置時タンク）を、島根3号炉原子炉設置変更許可（平成30年4月10日付け平成30・8・10電安中核第4号）において、「地上式純水タンク」に変更した。</small>																																																																																																																																																																								
②1号炉補助サーージタンク	500	0																																																																																																																																																																										
③3号炉低圧原子炉代替注水槽	2,500	0																																																																																																																																																																										
④補助消火水槽(A),(B)	400	0																																																																																																																																																																										
⑤地上式純水タンク(A),(B) [※]	1,120	0																																																																																																																																																																										
⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	なし	基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のパウダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																								
⑦2号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																										
⑧2号炉トラス水受入タンク	2,000	0	なし	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																								
⑨重油タンク(3基)	2,700	0																																																																																																																																																																										
⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0																																																																																																																																																																										
⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.6.5mエリアは周辺の空地が平坦かつ広大であり、溢水は拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																								
⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																										
⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0																																																																																																																																																																										
⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0																																																																																																																																																																										
⑮3号炉ろ過水タンク	1,000	1,000	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																								
⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000																																																																																																																																																																										
⑰消火用水タンク(A),(B)	2,400	2,400	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																								
⑱変圧器消火水槽	306	306																																																																																																																																																																										
⑲純水タンク(A),(B)	1,200	1,200	なし	基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のパウダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																								
⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000																																																																																																																																																																										
㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000																																																																																																																																																																										
No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価																																																																																																																																																																							
1	A-2次系純水タンク	1,600m ³	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。																																																																																																																																																																							
2	B-2次系純水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																										
3	3A-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																										
4	3B-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																										
5	A-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																										
6	B-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="719 199 1319 948"> <thead> <tr> <th>対処設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽 (西1/西2)</td> <td>10,000</td> <td>0</td> <td>・なし</td> <td>・基準地震動S₀による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽 (東1/東2)</td> <td>10,000</td> <td>1,864</td> <td>・基準地震動S₀によるスロッシングでの溢水</td> <td>・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㊸管理事務所1号館 東調整池</td> <td>1,520</td> <td>1,520</td> <td>・基準地震動S₀による貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷200t貯水槽</td> <td>200</td> <td>0</td> <td rowspan="4">・なし</td> <td rowspan="4">・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>㊸中和沈殿槽</td> <td>5,400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池</td> <td>260</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>㊸宇中貯水槽</td> <td>15,800</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>㊸輪谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池</td> <td>260</td> <td>260</td> <td>・基準地震動S₀による貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	㊸輪谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S ₀ による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。	㊸輪谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S ₀ によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	㊸管理事務所1号館 東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	㊸輪谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。	㊸中和沈殿槽	5,400	0	㊸輪谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池	260	0	㊸宇中貯水槽	15,800	0	㊸輪谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池	260	260	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。		<p>【島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違。</p>
対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																						
㊸輪谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S ₀ による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。																																						
㊸輪谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S ₀ によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
㊸管理事務所1号館 東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
㊸輪谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。																																						
㊸中和沈殿槽	5,400	0																																								
㊸輪谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池	260	0																																								
㊸宇中貯水槽	15,800	0																																								
㊸輪谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池	260	260	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由
第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク												第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク						【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による 屋外タンクの相違。
國中 No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	1	A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	1	A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000	2	B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	2	B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	3	3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	3	3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ※1	4	3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	4	3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ※1	5	A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	5	A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ※1	6	B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	6	B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	7	1号及び2号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.3m	600	450 [※]	7	1号及び2号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.3m	600	450 [※]	
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	8	3号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.8m	735	410 [※]	8	3号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.8m	735	410 [※]	
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000	9	タービン油計量タンク 1号炉	1	T.P. 10.3m	70	70	9	タービン油計量タンク 1号炉	1	T.P. 10.3m	70	70	
11-1	1号復水浄化系復水脱塩 装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4	10	タービン油計量タンク 3号炉	1	T.P. 10.3m	110	0 [※]	10	タービン油計量タンク 3号炉	1	T.P. 10.3m	110	0 [※]	
11-2	1号復水浄化系復水脱塩 装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20	合計						10,530						
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2	※：評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。												
13-1	2号復水浄化系復水脱塩 装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ※1	：評価結果に係る部分は別途ご説明する												
13-2	2号復水浄化系復水脱塩 装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ※1													
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ※1													
14	2号バック入り差圧調合 装置	1	O.P. +15.4	1	1													
15	3号各種薬液貯蔵及び移 送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 ※1													
16	3号各種薬液貯蔵及び移 送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 ※1													
17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1													
18-1	PAC貯槽	1	O.P. +15.3	2	2													
18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9													
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7													
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3													
19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21													
20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88													
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6													
21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉			相違理由	
図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ (m)	容量 (m ³)	評価に用いる容量 (m ³)											【女川】記載内容の相違・プラントの相違による屋外タンクの相違。
22-1	No.1 高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8											
22-2	No.2 高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8											
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2											
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7											
24-1	高架水槽 (飲料用)	1	O.P. +34.8	1.2	1.2											
24-2	高架水槽 (雑用)	1	O.P. +34.8	2.0	2.0											
24-3	氷蓄熱槽 (PAI-1)	1	O.P. +19.68	1.01	1.01											
24-4	氷蓄熱槽 (PAI-3)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49											
24-5	氷蓄熱槽 (PAI-4)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49											
24-6	高架水槽 (飲料水)	1	O.P. +36.55	1.5	1.5											
24-7	高架水槽 (雑用水)	1	O.P. +36.55	2.2	2.2											
24-8	氷蓄熱槽 (PAI-1)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49											
24-9	氷蓄熱槽 (PAI-2)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49											
24-10	氷蓄熱槽 (PAI-3)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49											
25	主復水器用電解鉄イオン注入装置電解槽	2	O.P. +15.613	3.4	6.8											
26	氷蓄熱槽 (PAI-1)	1	O.P. +14.95	1.49	1.49											
27	受水槽	1	O.P. +15.3	6	6											
28-1	上水受水槽	1	O.P. +62.9	37	37											
28-2	雑用水受水槽	1	O.P. +62.9	55	55											
28-3	受水槽	1	O.P. +62.9	0.5	0.5											
29	燃料小出槽	1	O.P. +58.592	0.95	0.95											
30	給水タンク	1	-	2	2											
31	配水池	1	O.P. +69.7	300	300											
32-1	ろ過タンク (浄水)	1	O.P. +69.7	6	6											
32-2	ろ過タンク (浄水)	1	O.P. +69.7	4	4											
33	消火水タンク	1	O.P. +14.8	230	230											
				合計容量 (m ³)	17,540											
※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。 ※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク																
第6-10表 屋外タンクによる溢水影響評価結果						第6-10表 屋外タンクによる溢水影響評価結果						【女川】記載内容の相違・プラントの相違による溢水影響評価結果の相違。				
溢水量 (m ³)	敷地面積 (m ²)	敷地浸水深 (m)				溢水量 (m ³)	敷地面積 (m ²)	敷地浸水深 (m)								
17,540	115,000	0.16				10,530	116,800	0.10								
						: 評価結果に係る部分は別途ご説明する										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊</p> <p>アクセスルートに係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第6-9図のとおり。斜面A、B、C、F、Gについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。斜面D及び斜面Eについては、斜面崩壊による影響範囲を考慮する。</p> <p>なお、防潮堤盛土堤防部と鋼管式鉛直壁部の海側については、防潮堤の一部として基準地震動 Ss に対する安全性を確保することから、評価対象斜面としては抽出しない。</p>  <p>第6-9図 評価対象とするアクセスルート周辺斜面</p>	<p>③周辺斜面の崩壊、④道路面のすべり</p>	<p>c. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート周辺斜面の安定性は、当該斜面がアクセスルートと保管場所の周辺斜面を兼ねる場合（斜面A, B, F）は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を、アクセスルートのみの周辺斜面である場合（斜面C, G）は基準地震動 S_s に基づく静的震度を用いた分割法による安定性評価を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、静的震度を用いた分割法による安定解析の妥当性は別紙(14)に示すが、すべり安全率の裕度が小さい場合（すべり安全率1.5未満を目安）は、より精緻な二次元有限要素法解析による評価も実施する。</p> <p>解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>	<p>a. 評価方法</p> <p>アクセスルートの周辺斜面について、基準地震動 S_s によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。</p>	<p>アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。</p> <p>保管場所及びアクセスルートの周辺に分布する斜面の中で、斜面のすべり方向を考慮し、保管場所及びアクセスルートからの離隔距離がない斜面を保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出する。（第6-12図参照）</p>  <p>第6-12図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面を対象に、地盤の種類ごとに、岩盤斜面であるグループA及び盛土斜面であるグループBの2つのグループに分類する。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面については、崩壊を想定した場合においても必要な道路幅が確保可能か評価する。敷地下斜面については、対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面として、別途評価する。（第6-13図参照）</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

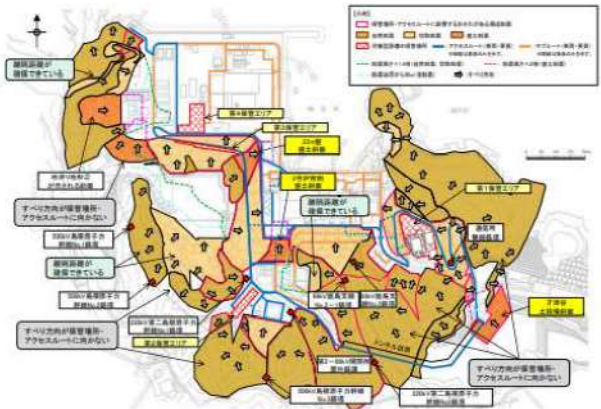
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【周辺斜面のすべり安定性評価】</p> <p>周辺斜面のすべり安定性評価フローを第4-9図に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面を第4-10図に示す。これらの斜面を対象に、斜面法戻標高毎及び種類毎に4つのグループに分類し、グループ毎に影響要因（①構成する岩級、②斜面高さ、③斜面の勾配、④シームの分布の有無、⑤盛土厚）の観点から比較を行い、影響要因の番号付与及び簡便法により定量的に比較検討を実施し、評価対象斜面を選定した（第4-11図及び第4-8表）。</p> <p>選定した評価対象斜面を対象に、基準地震動S_sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p> <p>なお、解析手法、解析コード等は「島根原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」と同様に行う。</p>	<p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>グループAのすべり安定性評価フローを第6-14図に示す。</p> <p>グループAについては、斜面安定性の影響要因の観点に加え、定量的な評価として簡便法も含めた比較検討により、⑨-⑩'断面を評価対象断面として選定する。グループBの堀株側盛土斜面については、斜面高さが最も高く、斜面のすべり方向が最急勾配方向の断面となる⑪-⑪'断面を評価対象断面として設定する。グループBの茶津側盛土斜面に位置するアクセスルートについては、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とする。（第6-15図及び第6-11表）</p> <p>評価対象断面について、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。（詳細は、別紙(14)を参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析手法等については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため）</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	 <p>第6-13図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面の分類位置図</p>	<p>【島根】記載方針の相違・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違・プラントの相違による対策内容及び評価方針の相違。泊は、茶津側盛土斜面のアクセスルートについて、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とし、地震時における滑動、転倒及び支持力の評価を実施。</p>

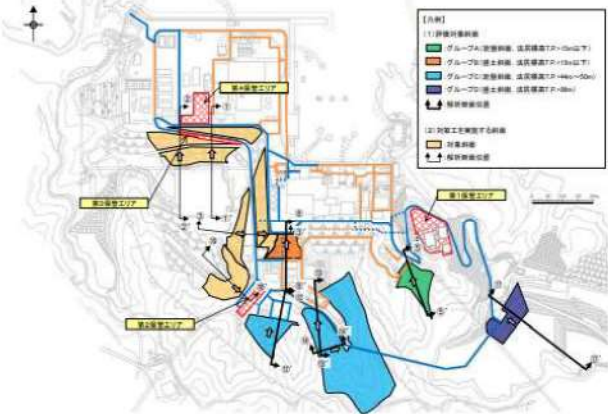
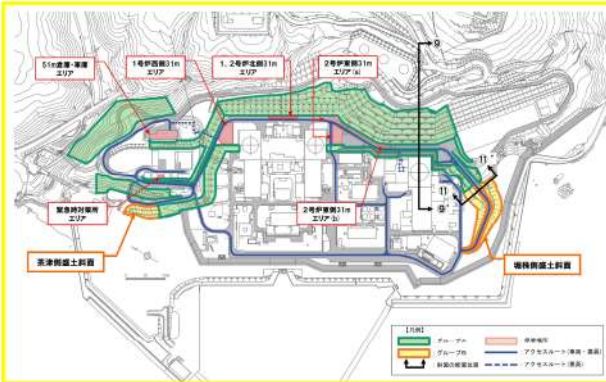
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 635 1310 694">第4-10図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	 <p data-bbox="873 606 1142 630">第4-11図 評価対象断面位置</p> <p data-bbox="896 662 1120 686">第4-8表 評価対象斜面</p> <table border="1" data-bbox="795 694 1232 1053"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>斜面種別</th> <th>対象斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>岩盤斜面</td> <td>⑤-⑤' 断面</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>盛土斜面</td> <td>⑧-⑧' 断面</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td rowspan="3">岩盤斜面</td> <td>⑫-⑫' 断面</td> </tr> <tr> <td>⑬-⑬' 断面</td> </tr> <tr> <td>⑭-⑭' 断面</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>盛土斜面</td> <td>⑰-⑰' 断面</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">対策工を実施した斜面</td> <td>切取を実施した斜面</td> <td>③-③' 断面</td> </tr> <tr> <td>抑止杭を設置した斜面</td> <td>⑩-⑩' 断面</td> </tr> <tr> <td>抑止杭を設置した斜面</td> <td>②-②' 断面</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	斜面種別	対象斜面	A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	⑬-⑬' 断面	⑭-⑭' 断面	D	盛土斜面	⑰-⑰' 断面	対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	抑止杭を設置した斜面	⑩-⑩' 断面	抑止杭を設置した斜面	②-②' 断面	 <p data-bbox="1500 606 1769 630">第6-15図 評価対象断面位置</p> <p data-bbox="1523 662 1747 686">第6-11表 評価対象断面</p> <table border="1" data-bbox="1433 694 1836 790"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>斜面種別</th> <th>対象斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>岩盤斜面</td> <td>⑨-⑨' 断面</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>盛土斜面</td> <td>⑪-⑪' 断面</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	斜面種別	対象斜面	A	岩盤斜面	⑨-⑨' 断面	B	盛土斜面	⑪-⑪' 断面	
グループ	斜面種別	対象斜面																																		
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面																																		
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面																																		
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面																																		
		⑬-⑬' 断面																																		
		⑭-⑭' 断面																																		
D	盛土斜面	⑰-⑰' 断面																																		
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面																																		
	抑止杭を設置した斜面	⑩-⑩' 断面																																		
	抑止杭を設置した斜面	②-②' 断面																																		
グループ	斜面種別	対象斜面																																		
A	岩盤斜面	⑨-⑨' 断面																																		
B	盛土斜面	⑪-⑪' 断面																																		

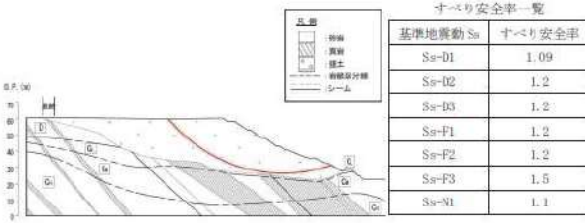
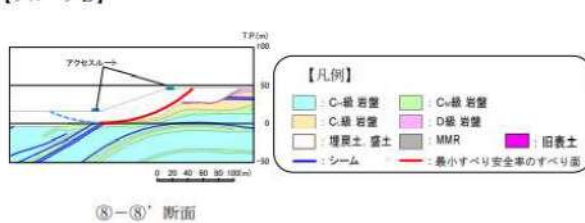
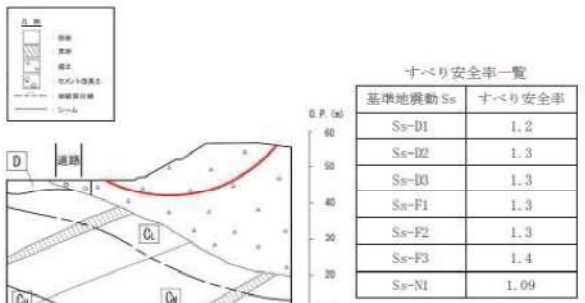
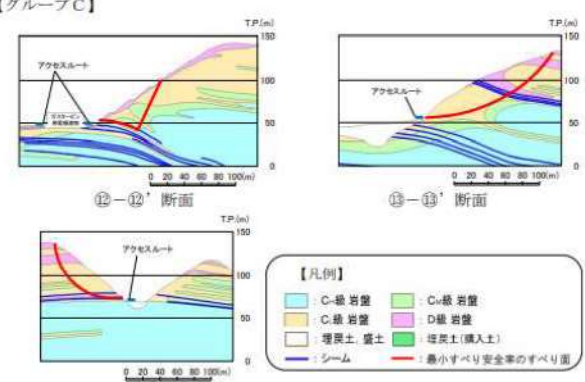
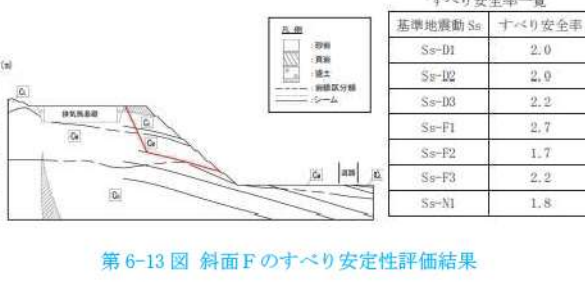
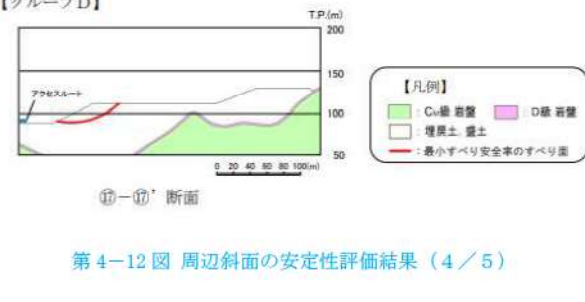
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
<p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-10図、第6-11図、第6-12図、第6-13図及び第6-14図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤物性のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であり、崩壊を仮定した場合でも崩壊土砂がアクセスルートに対して影響を与えないことを確認している。また、斜面Cは二次元有限要素法解析による評価でも、すべり安全率が1.0以上であることを確認している。</p> <p>斜面崩壊による影響範囲を考慮した場合に、可搬型設備の通行に必要な道路幅員(3.7m)を確保できない可能性がある区間として抽出した箇所は第6-15図のとおり。</p> <div data-bbox="85 1077 683 1316"> <table border="1"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>7.7</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>第6-10図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	6.7	Ss-D2	6.2	Ss-D3	2.7	Ss-F1	8.4	Ss-F2	7.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	7.7	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺斜面の安定性評価結果を第4-9表及び第4-12図に示す。周辺斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、平均強度による評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値1.0を上回っていることを確認した。</p> <p>以上のことから、保管場所及びアクセスルート周辺斜面のすべり安定性について問題ないことを確認した。</p> <p>第4-9表 周辺斜面の安定性評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>斜面種別</th> <th>評価対象斜面</th> <th>すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>岩盤斜面</td><td>⑤-⑤' 断面</td><td>2.48</td></tr> <tr><td>B</td><td>盛土斜面</td><td>⑧-⑧' 断面</td><td>1.61</td></tr> <tr><td rowspan="3">C</td><td rowspan="3">岩盤斜面</td><td>⑫-⑫' 断面</td><td>2.07</td></tr> <tr><td>⑬-⑬' 断面</td><td>1.47</td></tr> <tr><td>⑭-⑭' 断面</td><td>1.53</td></tr> <tr><td>D</td><td>盛土斜面</td><td>⑰-⑰' 断面</td><td>2.17</td></tr> <tr><td rowspan="4">対策工を実施した斜面</td><td rowspan="2">切取を実施した斜面</td><td>③-③' 断面</td><td>2.53</td></tr> <tr><td>⑩-⑩' 断面</td><td>3.83</td></tr> <tr><td rowspan="2">抑止杭を設置した斜面</td><td>①-①' 断面 (対策工なし)</td><td>1.08(0.90)</td></tr> <tr><td>②-②' 断面 (対策工あり)</td><td>1.24(1.06)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>④-④' 断面 (対策工あり)</td><td>1.67</td></tr> </tbody> </table> <div data-bbox="712 1045 1310 1316"> <p>【グループA】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果 (1/5)</p> </div>	グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)	A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48	B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61	C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07	⑬-⑬' 断面	1.47	⑭-⑭' 断面	1.53	D	盛土斜面	⑰-⑰' 断面	2.17	対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	2.53	⑩-⑩' 断面	3.83	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし)	1.08(0.90)	②-②' 断面 (対策工あり)	1.24(1.06)			④-④' 断面 (対策工あり)	1.67	<p>(b) 評価結果</p> <p>周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果を第6-12表及び第6-16図に示す。</p> <div data-bbox="1344 223 1948 375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-12表 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1344 574 1948 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <div data-bbox="1344 1013 1948 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-16図 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1523 1388 1926 1428" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。</p>
基準地震動 Ss	すべり安全率																																																									
Ss-D1	6.7																																																									
Ss-D2	6.2																																																									
Ss-D3	2.7																																																									
Ss-F1	8.4																																																									
Ss-F2	7.7																																																									
Ss-F3	2.2																																																									
Ss-N1	7.7																																																									
グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)																																																							
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48																																																							
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61																																																							
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07																																																							
		⑬-⑬' 断面	1.47																																																							
		⑭-⑭' 断面	1.53																																																							
D	盛土斜面	⑰-⑰' 断面	2.17																																																							
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	2.53																																																							
		⑩-⑩' 断面	3.83																																																							
	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし)	1.08(0.90)																																																							
		②-②' 断面 (対策工あり)	1.24(1.06)																																																							
		④-④' 断面 (対策工あり)	1.67																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>第6-11図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 175 683 399"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.09	Ss-D2	1.2	Ss-D3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-N1	1.1	<p>【グループB】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（2 / 5）</p>  <p>⑧-⑧' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.09																		
Ss-D2	1.2																		
Ss-D3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-N1	1.1																		
<p>第6-12図 斜面Cのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 606 683 909"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.09</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.2	Ss-D2	1.3	Ss-D3	1.3	Ss-F1	1.3	Ss-F2	1.3	Ss-F3	1.4	Ss-N1	1.09	<p>【グループC】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（3 / 5）</p>  <p>⑫-⑫' 断面 ⑬-⑬' 断面 ⑭-⑭' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.2																		
Ss-D2	1.3																		
Ss-D3	1.3																		
Ss-F1	1.3																		
Ss-F2	1.3																		
Ss-F3	1.4																		
Ss-N1	1.09																		
<p>第6-13図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 1085 683 1388"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	2.0	Ss-D2	2.0	Ss-D3	2.2	Ss-F1	2.7	Ss-F2	1.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	1.8	<p>【グループD】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（4 / 5）</p>  <p>⑰-⑰' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	2.0																		
Ss-D2	2.0																		
Ss-D3	2.2																		
Ss-F1	2.7																		
Ss-F2	1.7																		
Ss-F3	2.2																		
Ss-N1	1.8																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

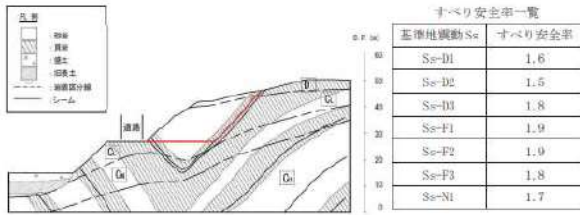
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

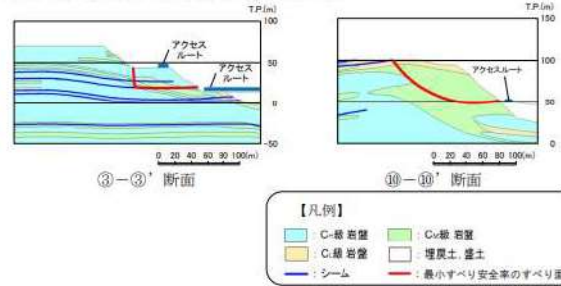
泊発電所3号炉

相違理由

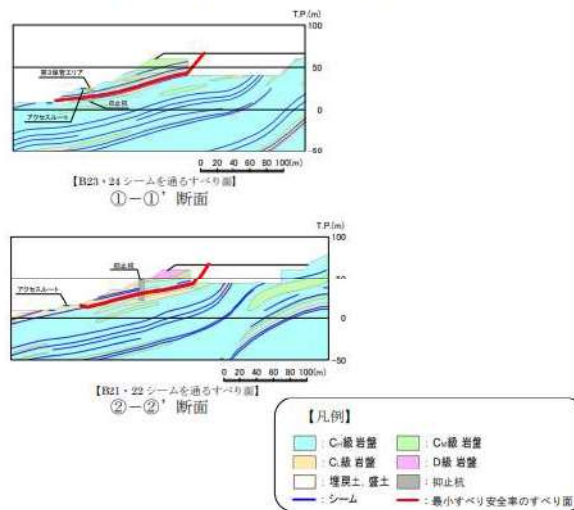


第6-14図 斜面Gのすべり安定性評価結果

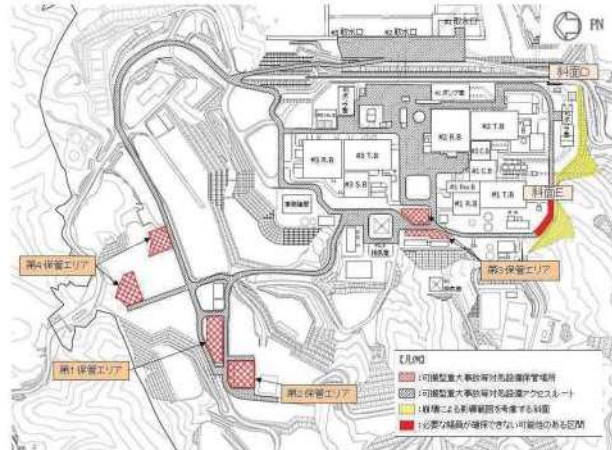
【対策工を実施した斜面（切取を実施した斜面）】



【対策工を実施した斜面（抑止杭を設置した斜面）】



第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（5 / 5）



第6-15図 必要な幅員を確保できない可能性のあるルート抽出結果

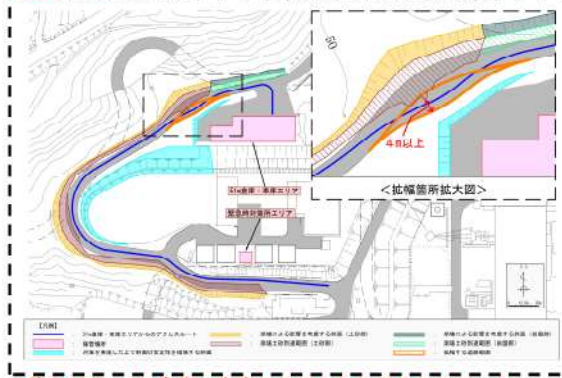
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面については、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、道路拡幅対策を実施した上で、崩壊を想定した場合においても、必要な道路幅（4.0m）が確保可能か評価する。</p> <p>また、敷地下斜面については、アクセスルートと斜面法肩の離隔距離が小さく、十分な余裕がないこと及び仮に斜面のすべり範囲が可搬型設備の通行に必要な道路幅以上の範囲まで及ぶ場合、速やかに復旧することが困難であることから、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する。（別紙(14)参照）</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、文献の最大到達範囲を採用し、岩盤部は斜面高さの1.4倍、土砂部は斜面高さの2.0倍とする。</p> <p>崩壊した土砂の堆積形状については、崩壊後の斜面形状の法肩は崩壊前の法肩位置より低くなると想定されるものの、被害の不確定性を考慮して堆積土量が保守的な設定となるように、崩壊前の斜面形状の法肩位置を起点として、土砂到達範囲まで土砂が堆積する形状とする。</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、基準地震動による2次元動的FEM解析を用いて、すべり安全率を算定し、すべり安全率が1.0を下回るすべり線のうち、土量が最大となるすべり線において妥当性を確認する。</p> <p>以上のとおり崩壊を想定した場合において、必要な道路幅（4.0m）が確保されるか確認する。</p> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面のすべりについては、土砂を掘削する等の対策を実施する。</p> <p>対策実施後の斜面形状を基に、評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 評価結果</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊に対する影響評価の結果を第6-17図に示す。周辺斜面崩壊による土砂の到達範囲を評価した結果、道路拡幅対策を実施することにより、周辺斜面の崩壊を想定した場合においても、可搬型設備の通行に必要な道路幅（4.0m）を確保できることを確認した。</p>  <p>第6-17図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面の影響評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【追而】(51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面对策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: right;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

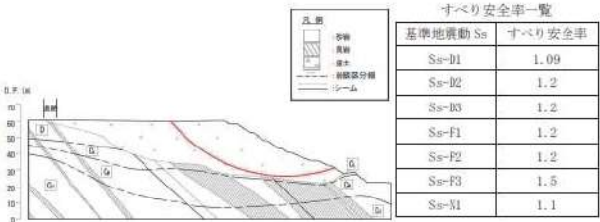
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする斜面の位置は、第6-16図のとおり。</p> <p>0.P.+62m盤を通るアクセスルートの敷地下斜面については、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bを代表として評価する。なお、評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第6-16図 評価対象とするアクセスルートの敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。敷地下斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-17図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であることを確認している。また、アクセスルートはすべり安全率が最小となる下記のすべり線から十分に離隔を確保するように配置しており、敷地下斜面のすべりは車両の通行に影響しない。</p>			<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべり <p>に対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第6-17図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 199 683 399"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-B3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>Ss-M1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.09	Ss-D2	1.2	Ss-B3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-M1	1.1			
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.09																		
Ss-D2	1.2																		
Ss-B3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-M1	1.1																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>e. 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>別紙(9)に示すとおり2011年東北地方太平洋沖地震時の敷地内道路には、不等沈下に伴う段差等が下記に挙げる箇所に発生している。同様の箇所に段差等が発生することを想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認する。</p> <p><不等沈下による段差・傾斜発生箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下構造物と埋戻部との境界部 ・地山と埋戻部との境界部 <p>さらに、海岸付近のアクセスルートは有効応力解析により過剰間隙水圧の上昇に伴う地盤の剛性低下を考慮した変状について検討する。</p>	<p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</p> <p>アクセスルートにおいて、以下の箇所における段差発生を想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認し、通行に支障がある場合は、別途仮復旧時間の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部） ・地山と埋戻部との境界部 <p>なお、アクセスルート下の地中埋設構造物については、建設工事の記録やプラントウォークダウンにより確認した。</p> <p>また、アクセスルート下の地中埋設構造物の液状化に伴う浮き上がりについて評価を行い、浮き上がりが想定される場合には、対策を行い浮き上がりを防止する。</p> <p>さらに、海岸付近のアクセスルートについては、液状化による側方流動を考慮した沈下の検討を行う。</p>	<p>d. 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルートにおいて、以下の箇所における段差発生を想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認する。</p> <p><不等沈下による段差・傾斜発生箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下構造物等*と埋戻部との境界部 ・地山と埋戻部との境界部 ・盛土構造による道路部 <p>さらに、海岸付近のアクセスルートは有効応力解析により過剰間隙水圧の上昇に伴う地盤の剛性低下を考慮した変状について検討する。</p> <p>※：地下構造物等とは、「道路排水設備等の地下構造物」、「防潮堤」及び「アクセスルート下で実施した工事の仮設残置物」を指す。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川をベースに浮き上がり評価を後段に記載。 <p>【女川】記載内容の相違。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は既往の実績について記載。 <p>【島根及び女川】評価内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価対象の相違。泊は盛土構造による道路部における傾斜評価を記載。 <p>【島根】記載表現の相違</p>

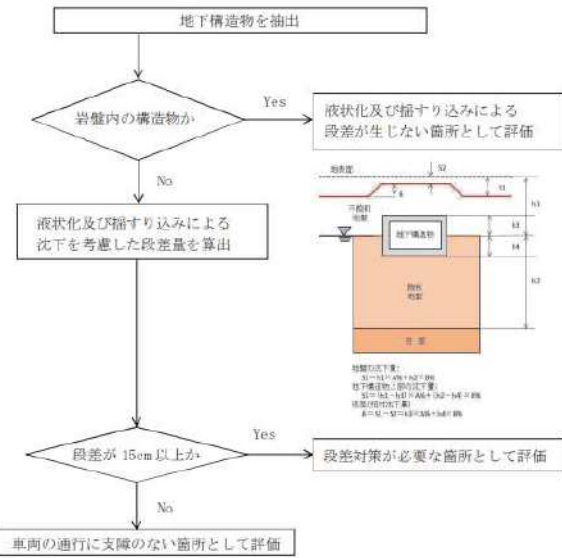
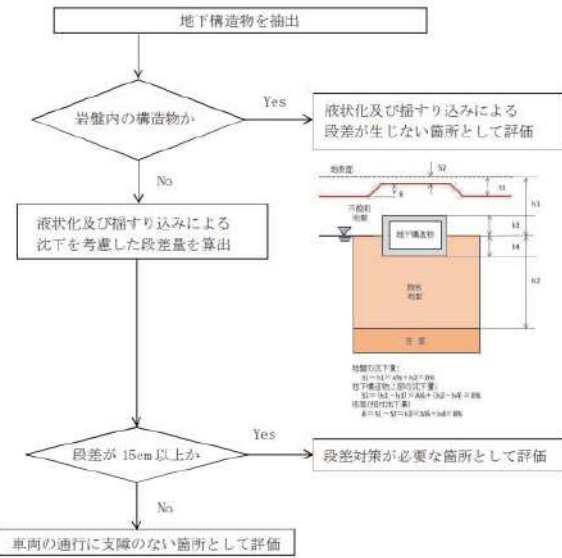
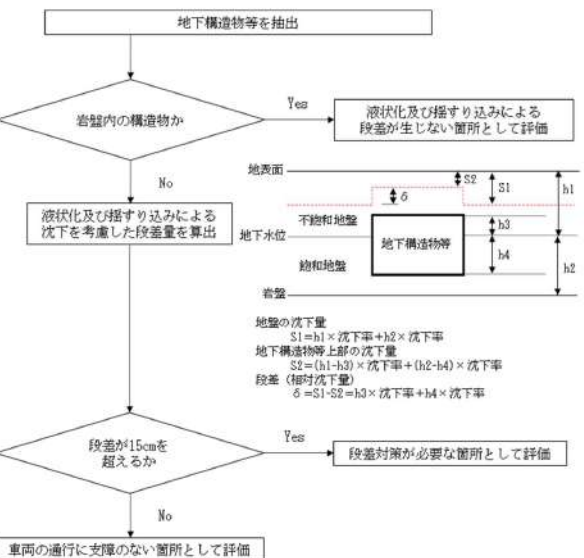
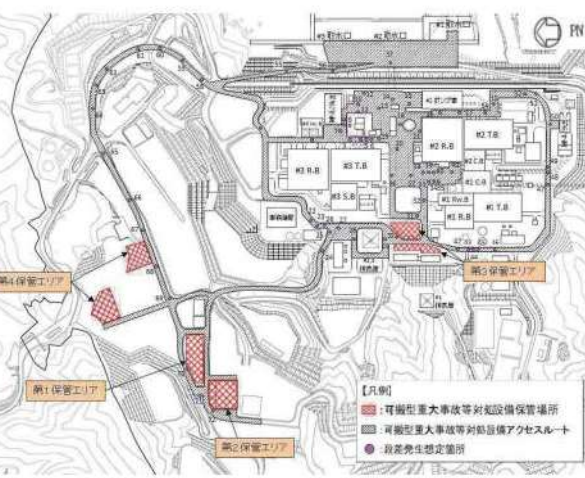
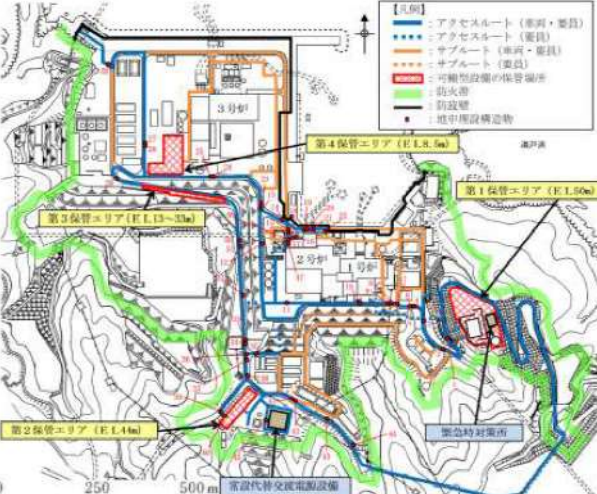

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価</p> <p>i. 評価方法</p> <p>地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフローを第6-18図に示す。また、地下構造物と埋戻部との境界部の段差発生想定箇所として抽出した結果を第6-19図に示す。この抽出箇所において、基準地震動Ssに対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、構造物に起因する液状化及び揺すり込みによる段差が生じない箇所として評価する。 段差発生想定箇所の地下水位を設定し、地下水位が浅い不飽和地盤と地下水位が深い飽和地盤を区別して評価する。また、沈下を想定する地盤は盛土と旧表土の2種類とする。 飽和地盤の液状化を考慮した沈下率は体積ひずみと液状化抵抗率の関係から算出する。飽和地盤の沈下率は、液状化判定によらずこの完全に液状化した状態を想定し、盛土は1.4%、旧表土は2.8%とする。 不飽和地盤の揺すり込みを考慮した沈下率は海野ら^{※1}の知見を援用し、安全側に飽和土が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して盛土は1.4%、旧表土は2.8%とする。沈下量の算出方法は別紙(15)に示す。 通行に支障がある段差は車両が通行可能な許容段差量15cm^{※2}として評価する。 屋外アクセスルートにおける地下水位は第6-20図に示すとおり、エリア①(0.P.+14.8m盤)、エリア②(0.P.+3.5m盤)、その他のエリアに分けて設定する。地下水位の設定方法は別紙(37)に示す。 <p>※1 海野ら：同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (平成18年土木学会論文集C Vol.62)</p> <p>※2 依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について (平成19年度近畿地方整備局研究発表会)</p>	<p>a. 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>アクセスルート下にあり、段差が生じる可能性がある地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）を抽出した。抽出結果を第4-13図に示す。</p> <p>この抽出箇所において、3.(4)c.⑤(a)と同様に基準地震動Ssに対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、両沈下量の合計を総沈下量として沈下量の評価を行う。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下によりアクセスルート上に発生する地表面の段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により走行可能な段差量15cmとする。</p> <p>また、液状化に伴う浮き上がりが生じる可能性がある箇所として、アクセスルート下の地中埋設構造物設置箇所を抽出した。</p> <p>この抽出結果は、第4-13図と同様の通し番号を使用する。</p>	<p>(b) 地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価</p> <p>i. 評価方法</p> <p>地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価のフローを第6-18図に示す。地下構造物等と埋戻部との境界部における評価については、道路排水設備等の地下構造物、防潮堤及びアクセスルート下で実施した工事の仮設残置物を網羅的に抽出し評価を行う。(別紙(15)参照)</p> <p>地下構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所として抽出した結果を第6-19図に示す。この抽出箇所において、5.(2)c.⑤(a)と同様に基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <p>岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、構造物に起因する液状化及び揺すり込みによる段差が生じない箇所として評価する。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下により、地下構造物等と埋戻部との境界部に発生する段差量の評価基準値については、車両が通行可能な段差量15cm[※]とする。</p> <p>※：依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について (平成19年度近畿地方整備局研究発表会)</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様に5.保管場所の評価と重複する内容を省略。評価方法に相違はない。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様にフローにより評価方法を説明。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がり評価を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【島根】記載内容の相違・泊は女川と同様に段差評価のフローを記載。</p>
<p>第6-18図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	<p>第6-18図 地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	<p>第6-18図 地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	
			<p>【女川及び島根】 載内容の相違 ・プラントの相違による段差発生想定箇所の相違。</p>
<p>第6-19図 地下構造物と埋戻部との境界部の段差発生想定箇所</p>	<p>第4-13図 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の抽出結果</p>	<p>第6-19図 地下構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-20図 屋外アクセスルートにおける地下水位設定図</p>	<p>【液状化による沈下量の算出法】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、飽和地盤の液状化による沈下量は、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【揺すり込み沈下量の算出法】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、不飽和地盤の揺すり込み沈下量は、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込み沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【液状化に伴う浮き上がりの評価法】 液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりについては、「土木学会：トンネル標準示方書、2006」の「液状化時の浮上りに関する力のつり合い」に関する照査式に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する。（第4-14図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化するものとして想定する。 ・浮き上がりの評価対象は、第4-10表に示す箇所のうち、以下の条件に該当する箇所とする。 <ul style="list-style-type: none"> 条件① 構造物下端よりも地下水位が高い箇所 条件② 内空を有する構造物の設置箇所 		<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は地下水位を地表面に設定しているため、地下水位設定図を示していない。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="817 207 1220 502" data-label="Diagram"> <p>■：液状化対象層</p> <p>↓ Q_S ↓ W_S ↓ Q_S</p> <p>↓ Q_B ↓ W_B ↓ Q_B</p> <p>↑ U_S ↑ U_D</p> </div> <div data-bbox="817 518 1220 758" data-label="Text"> <p>浮き上がり照査式 $\gamma_f(U_S+U_D)/(W_S+W_B+2Q_S+2Q_B) \leq 1.0$</p> <p>$W_S$：鉛直荷重の設計用値 W_B：構造物の自重の設計用値 Q_S：上載土のせん断抵抗 Q_B：構造物側面の摩擦抵抗 U_S：構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 U_D：構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γ_f：構造物係数(=1.0)</p> </div> <div data-bbox="862 774 1176 805" data-label="Caption"> <p>第4-14図 浮き上がり照査方法</p> </div>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																
	<p>第4-10表 浮き上がり評価対象の抽出結果</p> <p style="text-align: right;">■ 浮き上がり評価対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>条件①</th> <th>条件②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ターブルダクト (25ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td>ターブルダクト (27ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>3</td><td>号炉循環土圧増強改良部</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>縦断ターブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>消火配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td>ターブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>ターブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td>縦断配管強化部ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>ターブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td>排水配管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>号炉循環の連動制御ケーブル配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td>ダクトケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>排水路</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>14</td><td>水ターブルダクト (No.20ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td>浄じん機排浄水排水管 (右側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>浄じん機排浄水排水管 (左側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>17</td><td>号炉循環水排水路 (排水棟側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>18</td><td>号炉循環水排水路 (排水棟側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>19</td><td>シカト排水路</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>号炉排水槽 (排水管台台座) (右側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>21</td><td>号炉排水槽 (排水管台台座) (左側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>22</td><td>排水電線、消火配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>水ターブルダクト (No.24ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>24</td><td>縦断ケーブルダクト配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>25</td><td>30kVケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>26</td><td>幹線中継部ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>27</td><td>110kV放水口</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>排水排出口配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>水ターブルダクト (No.21ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>上水配管接続ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>31</td><td>排水路</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>32</td><td>44kV配管大配管トレンチ (Ⅱ)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>33</td><td>ダクトケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>34</td><td>縦断ターブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>35</td><td>排水路</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>36</td><td>170kV電線</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>37</td><td>44kV電線保護</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>38</td><td>排水路</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>39</td><td>輸送排水槽 (表1/表2) アクセススロープ (西側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>輸送排水槽 (表1/表2) アクセススロープ (東側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>41</td><td>配管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>42</td><td>44kV配管大配管トレンチ (Ⅰ)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>43</td><td>アクセス道路耐震補強部 (右側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>44</td><td>アクセス道路耐震補強部 (左側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>45</td><td>縦断配管ダクト (号炉タービン発電機用輸送ケーブルダクト～タービン発電機)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>46</td><td>縦断配管ダクト (タービン発電機～排水棟)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>47</td><td>縦断配管ダクト (タービン発電機～排水棟)</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>○：条件に該当する場合</p>	通し番号	名称	条件①	条件②	1	ターブルダクト (25ダクト)	○	○	2	ターブルダクト (27ダクト)	○	○	3	号炉循環土圧増強改良部	○		4	縦断ターブルダクト	○	○	5	消火配管ダクト	○	○	6	ターブルダクト	○	○	7	ターブルダクト	○	○	8	縦断配管強化部ダクト	○	○	9	ターブルダクト	○	○	10	排水配管	○	○	11	号炉循環の連動制御ケーブル配管ダクト	○	○	12	ダクトケーブルダクト	○	○	13	排水路	○	○	14	水ターブルダクト (No.20ダクト)	○	○	15	浄じん機排浄水排水管 (右側)	○	○	16	浄じん機排浄水排水管 (左側)	○	○	17	号炉循環水排水路 (排水棟側)	○	○	18	号炉循環水排水路 (排水棟側)	○	○	19	シカト排水路	○		20	号炉排水槽 (排水管台台座) (右側)	○	○	21	号炉排水槽 (排水管台台座) (左側)	○	○	22	排水電線、消火配管ダクト	○	○	23	水ターブルダクト (No.24ダクト)	○	○	24	縦断ケーブルダクト配管ダクト	○	○	25	30kVケーブルダクト	○	○	26	幹線中継部ダクト	○	○	27	110kV放水口	○		28	排水排出口配管ダクト	○	○	29	水ターブルダクト (No.21ダクト)	○	○	30	上水配管接続ダクト	○	○	31	排水路	○	○	32	44kV配管大配管トレンチ (Ⅱ)	○	○	33	ダクトケーブルダクト	○	○	34	縦断ターブルダクト	○	○	35	排水路	○	○	36	170kV電線	○		37	44kV電線保護	○	○	38	排水路	○	○	39	輸送排水槽 (表1/表2) アクセススロープ (西側)	○		40	輸送排水槽 (表1/表2) アクセススロープ (東側)	○		41	配管	○	○	42	44kV配管大配管トレンチ (Ⅰ)	○	○	43	アクセス道路耐震補強部 (右側)	○		44	アクセス道路耐震補強部 (左側)	○		45	縦断配管ダクト (号炉タービン発電機用輸送ケーブルダクト～タービン発電機)	○	○	46	縦断配管ダクト (タービン発電機～排水棟)	○	○	47	縦断配管ダクト (タービン発電機～排水棟)	○	○		
通し番号	名称	条件①	条件②																																																																																																																																																																																																
1	ターブルダクト (25ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
2	ターブルダクト (27ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
3	号炉循環土圧増強改良部	○																																																																																																																																																																																																	
4	縦断ターブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
5	消火配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
6	ターブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
7	ターブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
8	縦断配管強化部ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
9	ターブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
10	排水配管	○	○																																																																																																																																																																																																
11	号炉循環の連動制御ケーブル配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
12	ダクトケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
13	排水路	○	○																																																																																																																																																																																																
14	水ターブルダクト (No.20ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
15	浄じん機排浄水排水管 (右側)	○	○																																																																																																																																																																																																
16	浄じん機排浄水排水管 (左側)	○	○																																																																																																																																																																																																
17	号炉循環水排水路 (排水棟側)	○	○																																																																																																																																																																																																
18	号炉循環水排水路 (排水棟側)	○	○																																																																																																																																																																																																
19	シカト排水路	○																																																																																																																																																																																																	
20	号炉排水槽 (排水管台台座) (右側)	○	○																																																																																																																																																																																																
21	号炉排水槽 (排水管台台座) (左側)	○	○																																																																																																																																																																																																
22	排水電線、消火配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
23	水ターブルダクト (No.24ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
24	縦断ケーブルダクト配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
25	30kVケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
26	幹線中継部ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
27	110kV放水口	○																																																																																																																																																																																																	
28	排水排出口配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
29	水ターブルダクト (No.21ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
30	上水配管接続ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
31	排水路	○	○																																																																																																																																																																																																
32	44kV配管大配管トレンチ (Ⅱ)	○	○																																																																																																																																																																																																
33	ダクトケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
34	縦断ターブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
35	排水路	○	○																																																																																																																																																																																																
36	170kV電線	○																																																																																																																																																																																																	
37	44kV電線保護	○	○																																																																																																																																																																																																
38	排水路	○	○																																																																																																																																																																																																
39	輸送排水槽 (表1/表2) アクセススロープ (西側)	○																																																																																																																																																																																																	
40	輸送排水槽 (表1/表2) アクセススロープ (東側)	○																																																																																																																																																																																																	
41	配管	○	○																																																																																																																																																																																																
42	44kV配管大配管トレンチ (Ⅰ)	○	○																																																																																																																																																																																																
43	アクセス道路耐震補強部 (右側)	○																																																																																																																																																																																																	
44	アクセス道路耐震補強部 (左側)	○																																																																																																																																																																																																	
45	縦断配管ダクト (号炉タービン発電機用輸送ケーブルダクト～タービン発電機)	○	○																																																																																																																																																																																																
46	縦断配管ダクト (タービン発電機～排水棟)	○	○																																																																																																																																																																																																
47	縦断配管ダクト (タービン発電機～排水棟)	○	○																																																																																																																																																																																																
	<p>【地下水位の設定】</p> <p>3.(4)c.⑤(a)と同様に、沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。(別紙(36)参照)</p>																																																																																																																																																																																																		


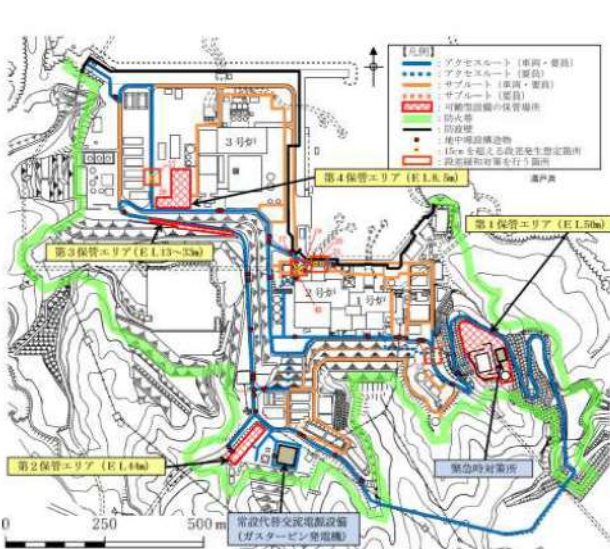
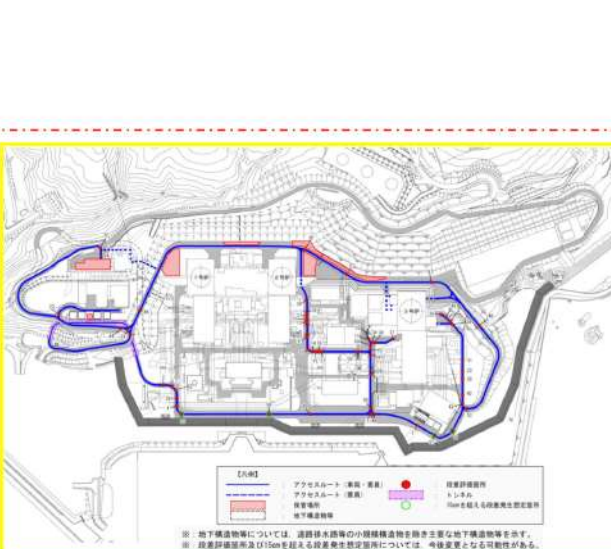
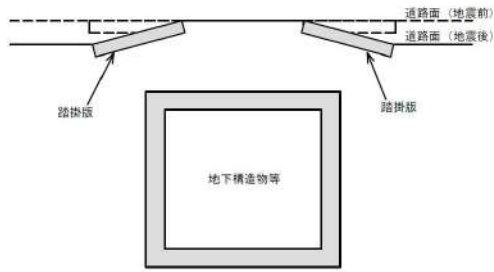
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>評価結果を第6-11表、第6-21図に示す。通行に支障のある段差（許容段差量15cm以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保する。なお、補強材は十分な耐久性を有するものとし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事完了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>【沈下量の評価結果】</p> <p>沈下量の評価結果を第4-11表、第4-15図に示す。</p> <p>通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、あらかじめ段差緩和対策を行う。（別紙(30)参照）万一、想定を上回る段差が生じた場合は、迂回する、又は段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。（別紙(9)参照）</p> <p>なお、段差を応急的に復旧する作業ができるよう重機・資材（段差復旧用の砕石等）の配備並びに訓練を実施するとともに、復旧後車両が徐行運転をすることで通行可能であることを確認している。（別紙(9)、別紙(10)参照）</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>評価結果を第6-13表、第6-20図に示す。通行に支障のある段差の発生が予想される箇所については、踏掛版等の敷設による事前の段差緩和対策を行う。なお、踏掛版等は十分な耐久性を有するものとする。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。段差緩和対策の概念図を第6-21図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違に伴う段差緩和対策の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

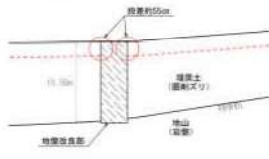
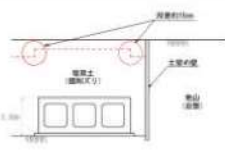
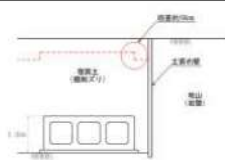
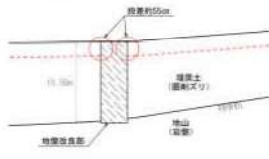
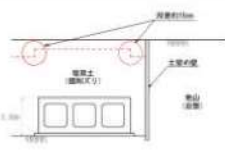
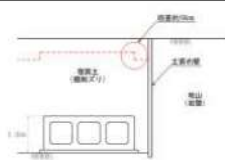
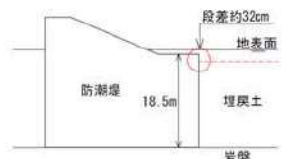
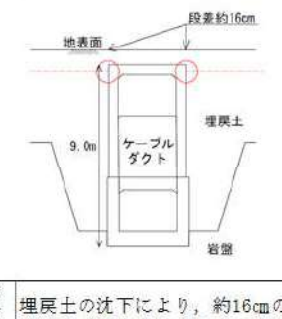
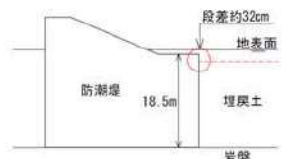
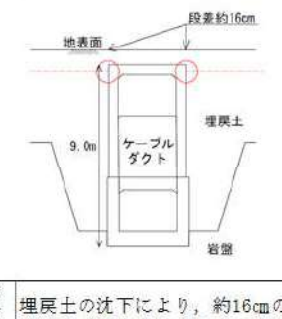
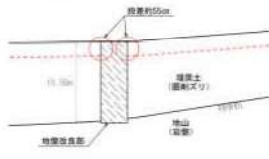
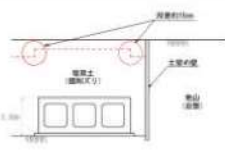
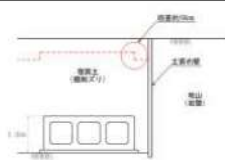
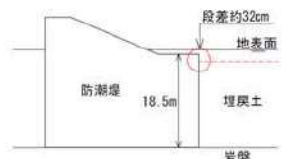
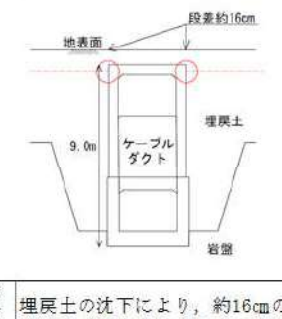
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-21図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価結果</p>	 <p>第4-15図 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）における沈下量評価結果</p>	 <p>第6-20図 地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価結果</p>	<p>【島根】資料構成の相違・泊は女川と同様に対策概念図を記載。</p>
 <p>第6-21図 段差緩和対策概念図</p>			
<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

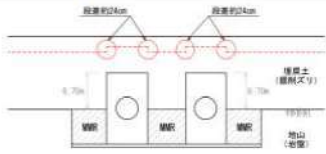
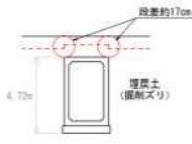

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>評価対象とする地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果を第4-12表に示す。</p> <p>第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果（1/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="712 284 869 335">通し番号</th> <th data-bbox="869 284 1326 335">地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 335 869 606">3. 1号炉南側盛土部地盤改良部</td> <td data-bbox="869 335 1326 606">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 606 869 869">17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）</td> <td data-bbox="869 606 1326 869">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 869 869 1141">18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）</td> <td data-bbox="869 869 1326 1141">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）	3. 1号炉南側盛土部地盤改良部	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	<p>評価対象とする地下構造物等と埋戻部との境界部の評価結果を第6-14表に示す。</p> <p>第6-14表 地下構造物等と埋戻部との境界部の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1400 255 1512 295">通し番号</th> <th data-bbox="1512 255 1881 295">地下構造物等と埋戻部との境界部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1400 295 1512 614">55, 56, 57, 58 防潮堤</td> <td data-bbox="1512 295 1881 614">  <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 614 1512 1005">32 CVケーブルダクト</td> <td data-bbox="1512 614 1881 1005">  <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	通し番号	地下構造物等と埋戻部との境界部	55, 56, 57, 58 防潮堤	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>	32 CVケーブルダクト	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に基準値以上の段差が発生する箇所の概要図を記載。</p>
通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）																
3. 1号炉南側盛土部地盤改良部	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
通し番号	地下構造物等と埋戻部との境界部																
55, 56, 57, 58 防潮堤	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>																
32 CVケーブルダクト	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

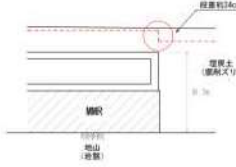
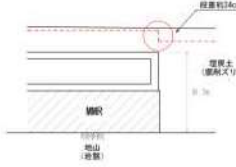
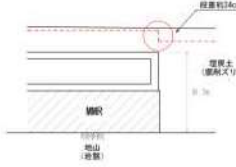
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の評価結果 (2/3)			
通し番号： 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)			
20. 2号炉取水槽 (取水管取合部) (西側)			
21. 2号炉取水槽 (取水管取合部) (東側)	評価結果 ・埋戻部の沈下により、約24cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。		
26. 字中中連絡ダクト			
	評価結果 ・埋戻部の沈下により、約17cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。		
27. 旧2号炉放水口			
	評価結果 ・埋戻部の沈下により、約39cm及び約22cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p data-bbox="734 172 1303 226">第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の評価結果 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="721 226 1317 571"> <tr> <td data-bbox="721 226 878 274">通し番号</td> <td data-bbox="878 226 1317 274">地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 274 878 481">46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)</td> <td data-bbox="878 274 1317 481">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 481 878 571">評価結果</td> <td data-bbox="878 481 1317 571">・埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</td> </tr> </table>	通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)	46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)		評価結果	・埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。		
通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)								
46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)									
評価結果	・埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

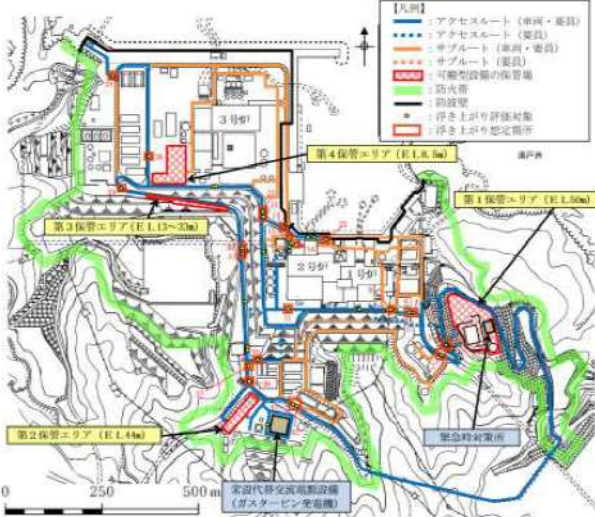









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																								
	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>浮き上がりの評価結果を第4-13表、地中埋設構造物の浮き上がり想定箇所を第4-16図に示す。</p> <p>4.(4)⑤a.(a)により抽出された浮き上がり評価対象構造物(39箇所)について、浮き上がり評価を行った結果、安全率が評価基準値の1.0を上回り、浮き上がり想定される箇所については、詳細設計段階において決定する地下水位を用いて再度浮き上がり評価を実施し、浮き上がり想定される地中埋設構造物については、第4-17図のとおり、揚圧力(U_s, U_b)に対する浮き上がり抵抗力(W_s, W_b, Q_s, Q_b)の不足分を補うため、構造物周辺の地盤改良やコンクリート置換、又はカウンターウエイトを設置する対策を実施する方針とする。</p> <p>第4-13表 浮き上がり評価結果</p> <p>■：安全率<評価基準値の1.0を上回る箇所</p> <table border="1" data-bbox="719 555 1312 1238"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力 (kN/m)</th> <th>浮き上がり抵抗力 (kN/m)</th> <th>安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ケーブルダクト(D5ダクト)</td><td>42</td><td>36</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>2</td><td>ケーブルダクト(D7ダクト)</td><td>29</td><td>18</td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td>集塵ケーブル等迂回ダクト</td><td>140</td><td>84</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>5</td><td>消火配管ダクト</td><td>110</td><td>28</td><td>3.93</td></tr> <tr><td>6</td><td>ケーブルダクト</td><td>53</td><td>25</td><td>2.12</td></tr> <tr><td>7</td><td>ケーブルダクト</td><td>36</td><td>42</td><td>0.86</td></tr> <tr><td>8</td><td>西側配管等迂回ダクト</td><td>56</td><td>42</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>9</td><td>ケーブルダクト</td><td>65</td><td>77</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>10</td><td>復水配管</td><td>14</td><td>18</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>11</td><td>2号炉閉鎖所連続制御ケーブル配管ダクト</td><td>39</td><td>25</td><td>1.56</td></tr> <tr><td>12</td><td>OPケーブルダクト</td><td>116</td><td>169</td><td>0.69</td></tr> <tr><td>13</td><td>排水路</td><td>162</td><td>120</td><td>1.35</td></tr> <tr><td>14</td><td>光ケーブルダクト(No.23ダクト)</td><td>129</td><td>94</td><td>1.37</td></tr> <tr><td>15</td><td>除じん機送排水排水路(北側)</td><td>124</td><td>110</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>16</td><td>除じん機送排水排水路(南側)</td><td>119</td><td>106</td><td>1.14</td></tr> <tr><td>17</td><td>2号炉復元水排水路(排水槽側)</td><td>1491</td><td>2,906</td><td>0.56</td></tr> <tr><td>18</td><td>2号炉復元水排水路(取水槽側)</td><td>1442</td><td>3,326</td><td>0.56</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号炉取水槽(取水管取合部)(西側)</td><td>6,816</td><td>7,419</td><td>0.92</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号炉取水槽(取水管取合部)(東側)</td><td>6,816</td><td>7,419</td><td>0.92</td></tr> <tr><td>22</td><td>海水電解 消火配管ダクト</td><td>53</td><td>35</td><td>1.52</td></tr> <tr><td>23</td><td>光ケーブルダクト(No.24ダクト)</td><td>200</td><td>94</td><td>2.13</td></tr> <tr><td>24</td><td>SB連絡ユーティリティ配管ダクト</td><td>200</td><td>225</td><td>0.89</td></tr> <tr><td>25</td><td>500kVケーブルダクト</td><td>150</td><td>205</td><td>0.74</td></tr> <tr><td>26</td><td>宇中連絡ダクト</td><td>323</td><td>170</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>28</td><td>重油移送配管ダクト</td><td>49</td><td>28</td><td>1.75</td></tr> <tr><td>29</td><td>光ケーブルダクト(No.21ダクト)</td><td>229</td><td>218</td><td>1.06</td></tr> <tr><td>30</td><td>上水配管継断ダクト</td><td>167</td><td>101</td><td>1.66</td></tr> <tr><td>31</td><td>排水路</td><td>140</td><td>73</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>32</td><td>44m級消火配管+レンヂ(東)</td><td>24</td><td>36</td><td>0.67</td></tr> <tr><td>33</td><td>OFケーブルダクト</td><td>101</td><td>161</td><td>0.63</td></tr> <tr><td>34</td><td>制御ケーブルダクト</td><td>53</td><td>76</td><td>0.70</td></tr> <tr><td>35</td><td>排水路</td><td>22</td><td>12</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>37</td><td>U-600機断衝溝</td><td>20</td><td>15</td><td>1.34</td></tr> <tr><td>38</td><td>排水路</td><td>139</td><td>94</td><td>1.48</td></tr> <tr><td>41</td><td>重圧管</td><td>57</td><td>43</td><td>1.33</td></tr> <tr><td>42</td><td>44m級消火配管+レンヂ(西)</td><td>28</td><td>22</td><td>1.28</td></tr> <tr><td>45</td><td>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク-ガスタービン発電機)</td><td>51</td><td>67</td><td>0.77</td></tr> <tr><td>46</td><td>屋外配管ダクト(タービン建物-放水槽)</td><td>576</td><td>880</td><td>0.66</td></tr> <tr><td>47</td><td>屋外配管ダクト(タービン建物-排気筒)</td><td>508</td><td>591</td><td>0.86</td></tr> </tbody> </table>	通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗力 (kN/m)	安全率	1	ケーブルダクト(D5ダクト)	42	36	1.11	2	ケーブルダクト(D7ダクト)	29	18	1.62	4	集塵ケーブル等迂回ダクト	140	84	1.67	5	消火配管ダクト	110	28	3.93	6	ケーブルダクト	53	25	2.12	7	ケーブルダクト	36	42	0.86	8	西側配管等迂回ダクト	56	42	1.39	9	ケーブルダクト	65	77	0.85	10	復水配管	14	18	0.78	11	2号炉閉鎖所連続制御ケーブル配管ダクト	39	25	1.56	12	OPケーブルダクト	116	169	0.69	13	排水路	162	120	1.35	14	光ケーブルダクト(No.23ダクト)	129	94	1.37	15	除じん機送排水排水路(北側)	124	110	1.13	16	除じん機送排水排水路(南側)	119	106	1.14	17	2号炉復元水排水路(排水槽側)	1491	2,906	0.56	18	2号炉復元水排水路(取水槽側)	1442	3,326	0.56	20	2号炉取水槽(取水管取合部)(西側)	6,816	7,419	0.92	21	2号炉取水槽(取水管取合部)(東側)	6,816	7,419	0.92	22	海水電解 消火配管ダクト	53	35	1.52	23	光ケーブルダクト(No.24ダクト)	200	94	2.13	24	SB連絡ユーティリティ配管ダクト	200	225	0.89	25	500kVケーブルダクト	150	205	0.74	26	宇中連絡ダクト	323	170	1.90	28	重油移送配管ダクト	49	28	1.75	29	光ケーブルダクト(No.21ダクト)	229	218	1.06	30	上水配管継断ダクト	167	101	1.66	31	排水路	140	73	1.92	32	44m級消火配管+レンヂ(東)	24	36	0.67	33	OFケーブルダクト	101	161	0.63	34	制御ケーブルダクト	53	76	0.70	35	排水路	22	12	1.84	37	U-600機断衝溝	20	15	1.34	38	排水路	139	94	1.48	41	重圧管	57	43	1.33	42	44m級消火配管+レンヂ(西)	28	22	1.28	45	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク-ガスタービン発電機)	51	67	0.77	46	屋外配管ダクト(タービン建物-放水槽)	576	880	0.66	47	屋外配管ダクト(タービン建物-排気筒)	508	591	0.86		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗力 (kN/m)	安全率																																																																																																																																																																																																							
1	ケーブルダクト(D5ダクト)	42	36	1.11																																																																																																																																																																																																							
2	ケーブルダクト(D7ダクト)	29	18	1.62																																																																																																																																																																																																							
4	集塵ケーブル等迂回ダクト	140	84	1.67																																																																																																																																																																																																							
5	消火配管ダクト	110	28	3.93																																																																																																																																																																																																							
6	ケーブルダクト	53	25	2.12																																																																																																																																																																																																							
7	ケーブルダクト	36	42	0.86																																																																																																																																																																																																							
8	西側配管等迂回ダクト	56	42	1.39																																																																																																																																																																																																							
9	ケーブルダクト	65	77	0.85																																																																																																																																																																																																							
10	復水配管	14	18	0.78																																																																																																																																																																																																							
11	2号炉閉鎖所連続制御ケーブル配管ダクト	39	25	1.56																																																																																																																																																																																																							
12	OPケーブルダクト	116	169	0.69																																																																																																																																																																																																							
13	排水路	162	120	1.35																																																																																																																																																																																																							
14	光ケーブルダクト(No.23ダクト)	129	94	1.37																																																																																																																																																																																																							
15	除じん機送排水排水路(北側)	124	110	1.13																																																																																																																																																																																																							
16	除じん機送排水排水路(南側)	119	106	1.14																																																																																																																																																																																																							
17	2号炉復元水排水路(排水槽側)	1491	2,906	0.56																																																																																																																																																																																																							
18	2号炉復元水排水路(取水槽側)	1442	3,326	0.56																																																																																																																																																																																																							
20	2号炉取水槽(取水管取合部)(西側)	6,816	7,419	0.92																																																																																																																																																																																																							
21	2号炉取水槽(取水管取合部)(東側)	6,816	7,419	0.92																																																																																																																																																																																																							
22	海水電解 消火配管ダクト	53	35	1.52																																																																																																																																																																																																							
23	光ケーブルダクト(No.24ダクト)	200	94	2.13																																																																																																																																																																																																							
24	SB連絡ユーティリティ配管ダクト	200	225	0.89																																																																																																																																																																																																							
25	500kVケーブルダクト	150	205	0.74																																																																																																																																																																																																							
26	宇中連絡ダクト	323	170	1.90																																																																																																																																																																																																							
28	重油移送配管ダクト	49	28	1.75																																																																																																																																																																																																							
29	光ケーブルダクト(No.21ダクト)	229	218	1.06																																																																																																																																																																																																							
30	上水配管継断ダクト	167	101	1.66																																																																																																																																																																																																							
31	排水路	140	73	1.92																																																																																																																																																																																																							
32	44m級消火配管+レンヂ(東)	24	36	0.67																																																																																																																																																																																																							
33	OFケーブルダクト	101	161	0.63																																																																																																																																																																																																							
34	制御ケーブルダクト	53	76	0.70																																																																																																																																																																																																							
35	排水路	22	12	1.84																																																																																																																																																																																																							
37	U-600機断衝溝	20	15	1.34																																																																																																																																																																																																							
38	排水路	139	94	1.48																																																																																																																																																																																																							
41	重圧管	57	43	1.33																																																																																																																																																																																																							
42	44m級消火配管+レンヂ(西)	28	22	1.28																																																																																																																																																																																																							
45	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク-ガスタービン発電機)	51	67	0.77																																																																																																																																																																																																							
46	屋外配管ダクト(タービン建物-放水槽)	576	880	0.66																																																																																																																																																																																																							
47	屋外配管ダクト(タービン建物-排気筒)	508	591	0.86																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	 <p>第4-16図 地中埋設構造物の浮き上がり想定箇所</p> <table border="1" data-bbox="763 815 1296 1203"> <thead> <tr> <th></th> <th>トレンチ構造</th> <th>ボックスカルバート構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</td> <td>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p> </td> <td>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・土載士のせん断抵抗Q_cの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p> </td> </tr> <tr> <td>【案2】 カウンター ウェイトの設置</td> <td></td> <td>  <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_cの増加 ・構造物の自重W_sの増加</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第4-17図 地中埋設構造物の浮き上がり対策（案）</p>		トレンチ構造	ボックスカルバート構造	【案1】 地盤改良又は コンクリート置換	 <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p>	 <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・土載士のせん断抵抗Q_cの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p>	【案2】 カウンター ウェイトの設置		 <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_cの増加 ・構造物の自重W_sの増加</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>
	トレンチ構造	ボックスカルバート構造										
【案1】 地盤改良又は コンクリート置換	 <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p>	 <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・土載士のせん断抵抗Q_cの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p>										
【案2】 カウンター ウェイトの設置		 <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_cの増加 ・構造物の自重W_sの増加</p>										

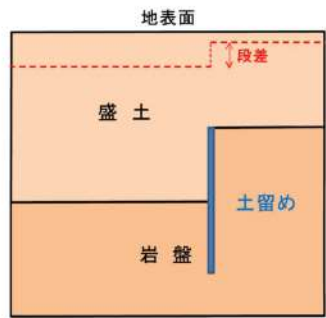
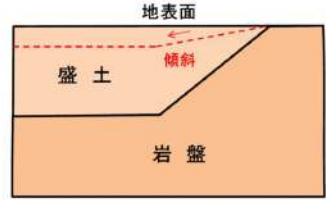
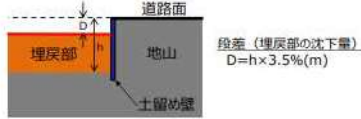
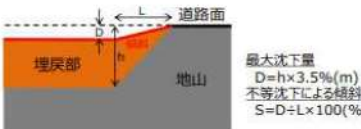
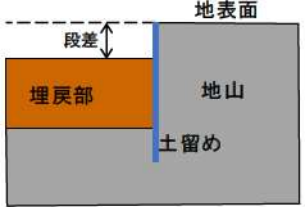
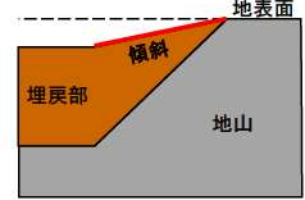
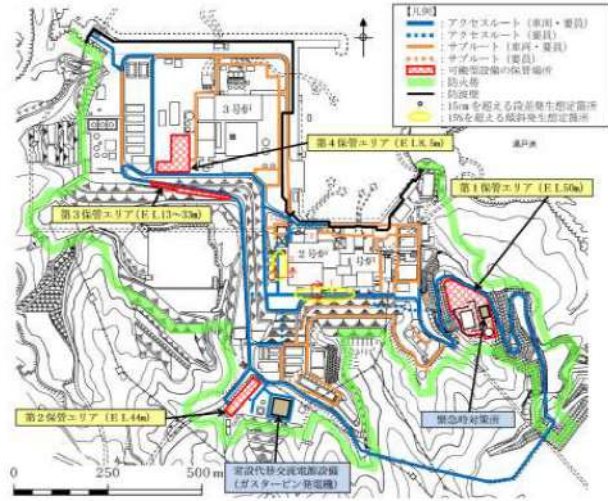
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 地山と埋戻部との境界部における段差・傾斜評価 建設時の掘削や敷地の造成等により、地山と埋戻部との境界が生じる。地震時にこの境界部に生じる段差や傾斜が車両の通行に影響がないか評価する。</p> <p>i. 評価方針 評価対象とする地山と埋戻部との境界部については地山を垂直に掘削した箇所や地山に勾配を設けて掘削した箇所が考えられる。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージを第 6-22 図に示す。 地山を垂直に掘削した箇所は盛土層厚が急変するため段差が生じる。よって、基準地震動 Ss に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。 地山に勾配を設けて掘削した箇所は盛土層厚が急変しないため、地震時に車両の通行に支障となる段差は発生しない。しかし、液状化及び揺すり込みによる沈下により傾斜が生じるため、基準地震動 Ss に対する液状化及び揺すり込みによる傾斜を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。</p>	<p>b. 地山と埋戻部との境界部</p> <p>(a) 評価方法 地山（岩盤）と埋戻部との境界部については、地山を垂直に掘削した箇所及び地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を行う。第 4-18 図に地山を垂直に掘削した箇所における段差発生状況、また、第 4-19 図に地山に勾配を設けて掘削した箇所の傾斜発生状況を示す。傾斜及び段差が生じる可能性がある地山と埋戻部との境界部について、4 箇所抽出した。抽出結果を第 4-20 図に示す。 この抽出箇所において、3.(4)c. ⑤(a)と同様に液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、両沈下量の合計を総沈下量として埋戻部の沈下量の評価を行う。 液状化及び揺すり込みによる沈下によりアクセスルート上に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により登坂可能な勾配(15%)及び走行可能な段差量(15cm)とする。</p>	<p>(c) 地山と埋戻部との境界部における段差・傾斜評価 建設時の掘削や敷地の造成等により、地山と埋戻部との境界が生じる。地震時にこの境界部に生じる段差や傾斜が車両の通行に影響がないか評価する。</p> <p>i. 評価方針 評価対象とする地山と埋戻部との境界部については地山を垂直に掘削した箇所や地山に勾配を設けて掘削した箇所が考えられる。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージを第 6-22 図に示す。 地山を垂直に掘削した箇所は埋戻土層厚が急変するため段差が生じる。よって、基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。 地山に勾配を設けて掘削した箇所は埋戻土層厚が急変しないため、地震時に車両の通行に支障となる段差は発生しない。しかし、液状化及び揺すり込みによる沈下により傾斜が生じるため、基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる傾斜を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川をベースとし、評価方針、評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>地表面 盛土 岩盤 土留め</p> <p>地山を垂直に掘削した箇所</p>  <p>地表面 盛土 岩盤 傾斜</p> <p>地山に勾配を設けて掘削した箇所</p>	 <p>道路面 埋戻部 地山 土留め壁</p> <p>段差（埋戻部の沈下量） $D=h \times 3.5\%(m)$</p> <p>第4-18図 地山を垂直に掘削した箇所における段差発生状況</p>  <p>道路面 埋戻部 地山</p> <p>最大沈下量 $D=h \times 3.5\%(m)$ 不等沈下による傾斜 $S=D \times 100(\%)$</p> <p>第4-19図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の傾斜発生状況</p>	 <p>地表面 埋戻部 地山 土留め</p> <p>地山を垂直に掘削した箇所</p>  <p>地表面 埋戻部 地山 傾斜</p> <p>地山に勾配を設けて掘削した箇所</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>第6-22図 液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージ図</p>	 <p>【凡例】 ● アクセスルート（車両・乗員） ○ アクセスルート（乗員） ○ サポート（車両・乗員） ○ サポート（乗員） ○ 可能設備の仮置場所 防火帯 防壁 ● 10mを超える段差発生想定箇所 ● 15%を超える傾斜発生想定箇所</p> <p>第4-20図 地山と埋戻部との境界部の抽出結果</p>	<p>第6-22図 液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージ</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に抽出結果を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価方法</p> <p>(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価方法 地山を垂直に掘削した箇所を評価対象箇所として抽出し、液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差の評価を行う。評価基準値は、車両通行の許容段差量 15cm[*]とする。 段差の算出方法は第 6-23 図に示すとおり、掘削部と未掘削部の沈下量を算出し、その差を段差とする。</p> <p>沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも盛土 1.4%、旧表土 2.8%とする。</p> <p>なお、セメント改良土で埋め戻されている箇所については沈下が生じないものとして評価する。 ※依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について（平成 19 年度近畿地方整備局研究発表会）</p>	<p>【液状化による沈下量の算出法】</p> <p>3. (4) c. ⑤(a)と同様に、飽和地盤の液状化による沈下量は、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層とし、その堆積層厚の 3.5%とした。</p> <p>【揺すり込み沈下量の算出法】</p> <p>3. (4) c. ⑤(a)と同様に、不飽和地盤の揺すり込み沈下量は、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込み沈下の対象層とし、その堆積層厚の 3.5%とした。</p> <p>【地下水位の設定】</p> <p>3. (4) c. ⑤(a)と同様に、沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙（36）参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【沈下量の評価結果】</p> <p>沈下量の算定結果を第 4-14 表、第 4-15 表及び第 4-21 図に示す。通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、あらかじめ段差緩和対策を行う。（別紙(30)参照）万一、想定を上回る段差が生じた場合は、迂回する、又は段差復旧用の砕石等を用いて、重機により復旧を行う。（別紙(9)参照） なお、段差を応急的に復旧する作業ができるよう重機・資材（段差復旧用の砕石等）の配備並びに訓練を実施するとともに、復旧後車両が徐行運転をすることで通行可能であることを確認している。（別紙(9)、別紙(10)参照）</p>	<p>ii. 評価方法</p> <p>(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価方法 泊発電所敷地内において、地山を垂直に掘削した箇所はないため、評価対象箇所はない。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に、地山を垂直に掘削した箇所と地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を分けて記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価対象の有無の相違。</p>

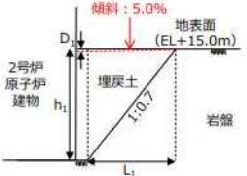
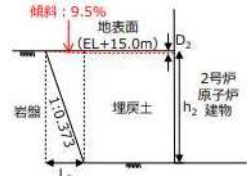
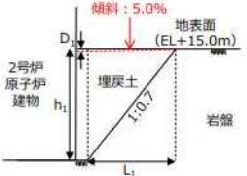
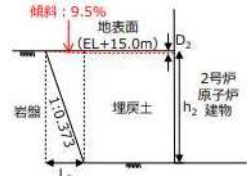
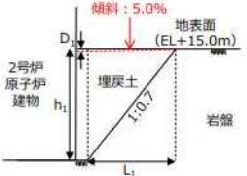
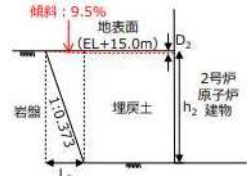
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="268 111 492 135">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="436 239 604 343"> 掘削部の沈下量: $D1 = h1 \times A\% + h2 \times B\%$ 未掘削部の沈下量: $D2 = h3 \times A\%$ 段差(相対沈下量): $\delta = D1 - D2$ $= (h1 - h3) \times A\% + h2 \times B\%$ </p> <p data-bbox="78 574 683 598">第6-23図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差の評価</p> <p data-bbox="134 630 571 654">(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価方法</p> <p data-bbox="145 662 694 805"> 地山に勾配を設けて掘削した箇所を抽出し、最大傾斜が発生すると考えられる最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価を行う。評価基準値は車両が登坂可能な勾配である16%*とする。 </p> <p data-bbox="145 805 694 893"> 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は第6-24図に示すように評価箇所での最大沈下が発生した場合の傾斜(最大沈下量/地山傾斜部の幅)を算出する。 </p> <p data-bbox="145 893 694 981"> 沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも盛土1.4%、旧表土2.8%とする。 </p> <p data-bbox="145 1101 694 1181"> ※走行時において車両重量が最も大きい熱交換器ユニットについて、勾配16%の登坂能力を有していることから、可搬型設備の走行は可能である。 </p>  <p data-bbox="470 1236 660 1332"> 最大沈下量: $D = h1 \times A\% + h2 \times B\%$ (m) 不等沈下による傾斜 $S = D \div L1 \times 100(\%)$ </p> <p data-bbox="67 1444 672 1468">第6-24図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価</p>	<p data-bbox="907 111 1131 135">島根原子力発電所2号炉</p>	<p data-bbox="1579 111 1724 135">泊発電所3号炉</p> <p data-bbox="1366 630 1814 654">(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価方法</p> <p data-bbox="1388 662 1960 774"> 地山に勾配を設けて掘削した箇所を抽出し、最大傾斜が発生すると考えられる最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価を行う。評価基準値は車両が登坂可能な勾配である12%*とする。 </p> <p data-bbox="1388 805 1960 893"> 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は第6-23図に示すように評価箇所での最大沈下が発生した場合の傾斜(最大沈下量/地山傾斜部の幅)を算出する。 </p> <p data-bbox="1388 893 1960 981"> 沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも1、2号埋戻土、3号埋戻土ともに1.7%とする。 </p> <p data-bbox="1388 1101 1960 1181"> ※：走行時において車両重量が最も大きい可搬型代替電源車について、勾配12%の登坂能力を有していることから、可搬型設備の走行は可能である。 </p>  <p data-bbox="1489 1380 1758 1420"> 勾配部の沈下量 $D = h \times \text{沈下率}$ 不等沈下による傾斜 $S = D \div L \times 100(\%)$ </p> <p data-bbox="1332 1444 1937 1468">第6-23図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価</p>	<p data-bbox="2016 111 2116 135">相違理由</p> <p data-bbox="1982 630 2172 774"> 【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価基準値、沈下量の相違。評価方法に相違はない。 </p>

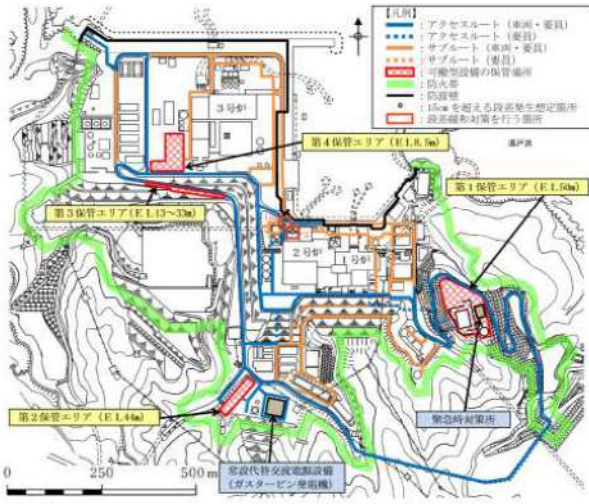
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>第4-14表 地山と埋戻部との境界部（地山を垂直に掘削した箇所）における沈下量（段差）算定結果</p> <p style="text-align: center;">■ 段差（相対沈下量）が15cmを超える箇所</p> <table border="1" data-bbox="719 236 1308 320"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掘削番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">埋戻部</th> <th rowspan="2">地下水位</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">差</th> </tr> <tr> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2号炉埋戻水鉄骨路床設け土工部（取水槽側）</td> <td>8.50</td> <td>-4.50</td> <td>12.50</td> <td>8.50</td> <td>0.44</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号炉埋戻水鉄骨路床設け土工部（取水槽側）</td> <td>8.50</td> <td>-6.50</td> <td>15.35</td> <td>8.50</td> <td>0.54</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4-15表 地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）における沈下量（傾斜）算定結果</p> <p style="text-align: center;">■ 傾斜が10%を超える箇所</p> <table border="1" data-bbox="719 491 1308 544"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掘削番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">埋戻部</th> <th colspan="2">地山</th> <th rowspan="2">傾斜</th> <th rowspan="2">差</th> </tr> <tr> <th>傾斜勾配 (%)</th> <th>高さ (m)</th> <th>傾斜 (%)</th> <th>長さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2号炉原子炉建物南側</td> <td>17.7</td> <td>15.00</td> <td>19.7</td> <td>15.9</td> <td>0.60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号炉原子炉建物西側</td> <td>11.0</td> <td>15.00</td> <td>19.7</td> <td>17.3</td> <td>0.60</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="719 555 1308 1189"> <thead> <tr> <th>掘削番号</th> <th>名称</th> <th>地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>2号炉原子炉建物南側</td> <td>  </td> <td> ・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>2号炉原子炉建物西側</td> <td>  </td> <td> ・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	掘削番号	名称	埋戻部		地下水位	掘削後		差	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	(m)	1	2号炉埋戻水鉄骨路床設け土工部（取水槽側）	8.50	-4.50	12.50	8.50	0.44	○	2	2号炉埋戻水鉄骨路床設け土工部（取水槽側）	8.50	-6.50	15.35	8.50	0.54	○	掘削番号	名称	埋戻部		地山		傾斜	差	傾斜勾配 (%)	高さ (m)	傾斜 (%)	長さ (m)	1	2号炉原子炉建物南側	17.7	15.00	19.7	15.9	0.60	○	2	2号炉原子炉建物西側	11.0	15.00	19.7	17.3	0.60	○	掘削番号	名称	地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）	評価結果	1.	2号炉原子炉建物南側		・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。	2.	2号炉原子炉建物西側		・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に、地山を垂直に掘削した箇所と地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を分けて記載。評価方法に相違はない。</p>
掘削番号	名称			埋戻部			地下水位	掘削後		差																																																													
		T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	(m)																																																																		
1	2号炉埋戻水鉄骨路床設け土工部（取水槽側）	8.50	-4.50	12.50	8.50	0.44	○																																																																
2	2号炉埋戻水鉄骨路床設け土工部（取水槽側）	8.50	-6.50	15.35	8.50	0.54	○																																																																
掘削番号	名称	埋戻部		地山		傾斜	差																																																																
		傾斜勾配 (%)	高さ (m)	傾斜 (%)	長さ (m)																																																																		
1	2号炉原子炉建物南側	17.7	15.00	19.7	15.9	0.60	○																																																																
2	2号炉原子炉建物西側	11.0	15.00	19.7	17.3	0.60	○																																																																
掘削番号	名称	地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）	評価結果																																																																				
1.	2号炉原子炉建物南側		・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。																																																																				
2.	2号炉原子炉建物西側		・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4-21図 地山と埋戻部との境界部の沈下量評価結果</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

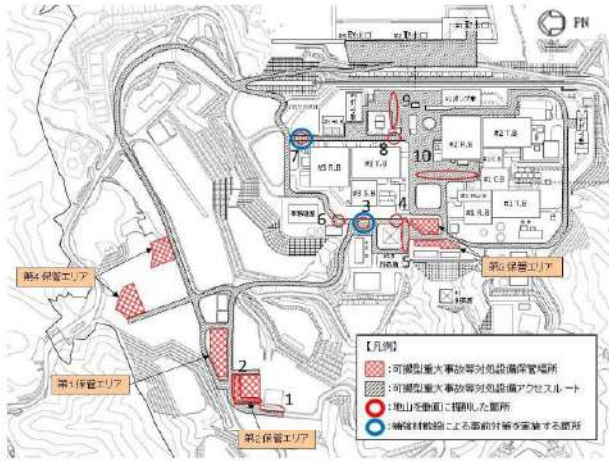
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

iii. 評価結果

(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価結果

地山を垂直に掘削した箇所の抽出結果を第6-25図に示す。また、評価結果を第6-12表に示す。通行に支障のある段差（許容段差量15cm以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策により車両の通行性を確保する。



第6-25図 地山を垂直に掘削した箇所の抽出箇所

第6-12表 地山を垂直に掘削した箇所の評価結果

番号	名称	掘削前		掘削後		掘削高さ	掘削位置	掘削位置	掘削位置	掘削位置	掘削位置
		北緯+経緯	北緯+経緯	北緯+経緯	北緯+経緯						
1	緊急時待機室	45.119	146.171	45.146	146.199	45.119 (掘削前)	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.117	0.117	0.117	0.117
2	緊急時待機室(掘削後)	45.146	146.199	45.146	146.199	45.146 (掘削後)	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.117	0.117	0.117	0.117
3	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
4	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
5	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
6	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
7	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
8	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
9	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000
10	CVケーブル保管室	14.988	-14.988	0.000	0.000	0.000	セメント等敷土で掘削面を平らにする	0.000	0.000	0.000	0.000

掘削高さ15cm以上掘削面を平らにする
 掘削高さ15cm未満掘削面を平らにする

島根原子力発電所2号炉

評価対象とする地山と埋戻部との境界部の評価結果を第4-16表に示す。

第4-16表 地山と埋戻部との境界部の評価結果

通し番号	地山と埋戻部との境界部	評価結果
1. 2号炉循環水排水路建設時土留め部(放水槽側)		・埋戻部の沈下により、約44cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。
2. 2号炉循環水排水路建設時土留め部(取水槽側)		・埋戻部の沈下により、約54cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。

泊発電所3号炉

iii. 評価結果

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違による評価結果の相違。泊は地山を垂直に掘削した箇所はない。

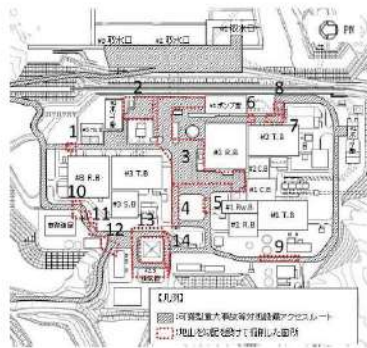
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

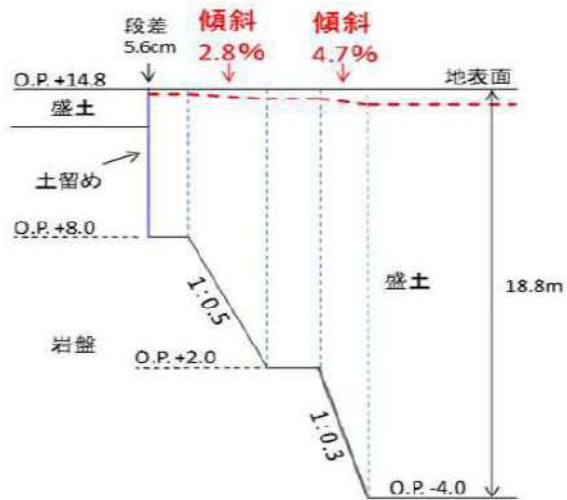
地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果を第6-26図に示す。また、最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所（番号14）の評価結果を第6-27図に示す。評価の結果、液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は最大で4.7%であり、評価基準値16%以下のため、車両の通行に影響はない。



番号	掘削勾配*
1	1:1.5
2	1:1.5
3	1:1.5
4	1:1.5
5	1:0.8
6	1:0.8
7	1:1.0
8	1:0.8
9	1:1.5
10	1:0.5
11	1:0.8
12	1:0.8
13	1:0.8
14	1:0.3

*複数の勾配を設けて掘削している箇所は最も急な勾配を記載

第6-26図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果



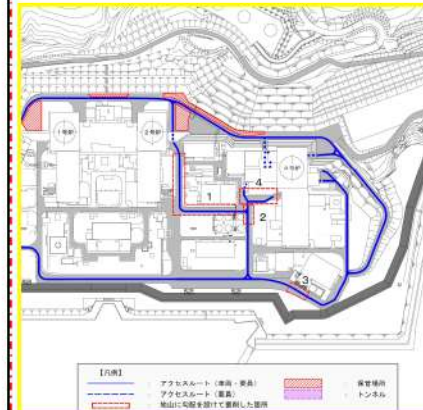
第6-27図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

(i) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

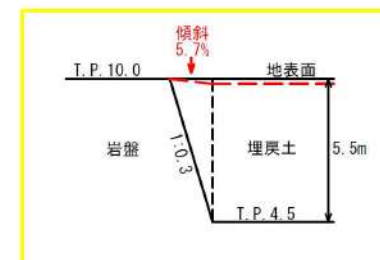
地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果を第6-24図に示す。また、最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の代表として番号1の評価結果を第6-25図に示す。



掘削番号	掘削勾配*
1	1:0.3
2	1:0.3
3	1:0.3
4	1:0.3

*: 複数の勾配を設けて掘削している箇所は、最も急な勾配を記載

第6-24図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果



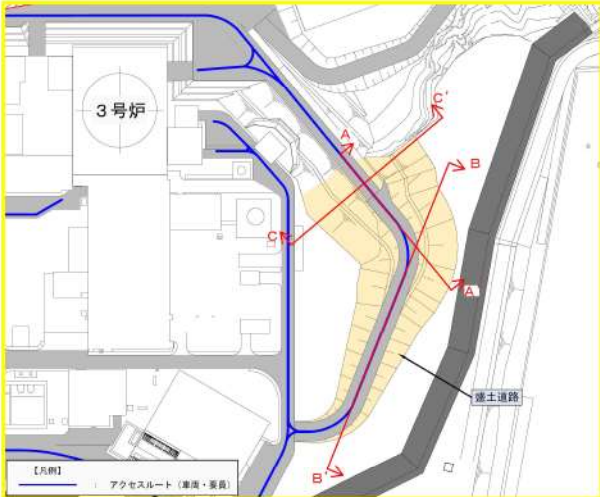
第6-25図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(d) 盛土構造による道路における段差・傾斜評価 アクセスルートのうち、T.P. 31.0m盤とT.P. 10.0m盤を接続するルートとして盛土構造による道路を構築する。道路の平面図を第6-26図に示す。当該箇所について、液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う。</p>  <p>第6-26図 盛土構造による道路平面図</p> <p>i. 評価方法 盛土構造による道路部において、T.P. 10.0m盤以下に埋戻土が分布していることを踏まえ、基準地震動による有効応力解析を実施し、液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う。評価断面は、盛土構造による道路部の地盤状況及び構造的特徴を踏まえて、縦断方向及び横断方向について評価する。縦断方向については、岩盤面と盛土高の変化に着目したA-A'断面及びB-B'断面とする。横断方向については、上載荷重が大きいほど盛土下部の埋戻土の側方流動への影響が大きくなるものと考えられることから、盛土道路の下部に埋戻土が存在するエリアのうち、盛土高さが最も高くなるC-C'断面とする。A-A'断面の概略断面図を第6-27図、B-B'断面の概略断面図を第6-28図、C-C'断面の概略断面図を第6-29図に示す。</p>	<p>【女川及び島根】評価内容の相違 ・プラントの相違による評価対象の相違。泊は盛土構造による道路部における段差・傾斜評価を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1417 145 1854 483" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="1509 491 1760 512">第6-27図 A-A' 概略断面図</p> <div data-bbox="1350 544 1939 692" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="1509 699 1760 719">第6-28図 B-B' 概略断面図</p> <div data-bbox="1368 756 1901 946" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="1509 954 1776 975">第6-29図 C-C' 概略断面図</p> <p data-bbox="1375 1015 1955 1211"> 段差及び傾斜の評価は、基準地震動による有効応力解析から得られる変形量と、沈下対象層における揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下による沈下量を合算した上で実施する。盛土道路はセメント改良土で構築することから、沈下対象層はT.P. 10.0m盤以下の埋戻土とする。沈下量は、「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも1.7%とする。 </p> <p data-bbox="1375 1219 1955 1270"> 段差の評価基準値については、車両が通行可能な段差量15cmとし、傾斜の評価基準値は車両が登坂可能な勾配である12%とする。 </p>	



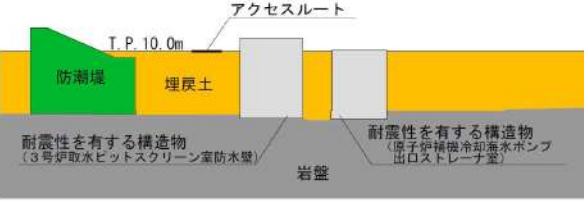
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ii. 評価結果 盛土構造による道路部における段差及び傾斜の評価結果を第6-30図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>追而【地震津波側審査及び他条文の審査状況の反映】 （評価結果については、基準地震動及び第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえて反映する）</p> </div> <p>第6-30図 盛土構造による道路部における段差及び傾斜評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	

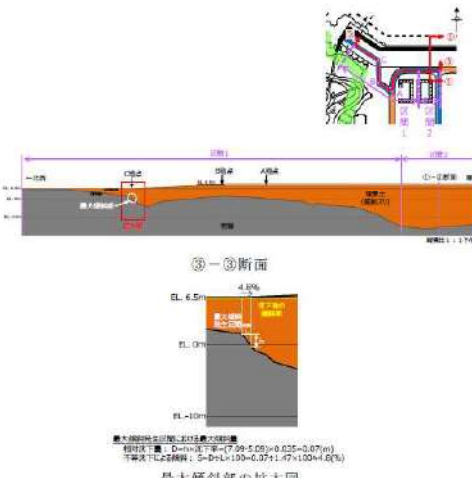
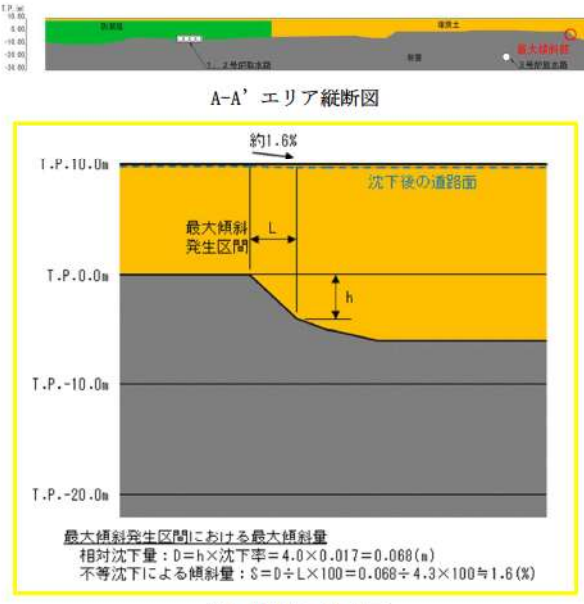
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 液状化による側方流動の評価</p> <p>地盤の液状化を考慮する際、河川や海等の水際背後地盤又は地表面が傾斜している場合には、側方流動による影響があると考えられる。</p> <p>防潮堤より海側のアクセスルートは水際背後地盤部に位置していることから、側方流動が発生した場合のアクセスルートへの影響を評価する。</p> <p>i. 評価方法</p>	<p>c. 側方流動による沈下</p> <p>アクセスルート上の段差評価において、地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響を検討する。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>【側方流動の評価方法】</p> <p>側方流動による影響は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成14年3月）」より、水際線から100m以内の範囲とされていることから、海岸線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートにおいて、埋戻土の層厚、範囲等を考慮して検討位置を選定する。</p> <p>海岸付近のアクセスルートのうち、埋戻土層厚が厚く側方流動の影響が大きい断面として、3号炉北西側におけるアクセスルートの横断面(①-①断面)及び1、2号炉北側におけるアクセスルートの横断面(②-②断面)を第4-22図に示す。</p> <p>①-①断面は、②-②断面と比較して埋戻土層厚が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きい。</p> <p>また、②-②断面は、アクセスルートが防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接しており、液状化に伴う側方流動が抑制される。</p> <p>以上を踏まえ、側方流動の影響検討範囲として3号炉北西側におけるアクセスルートを選定し、詳細に検討する。</p>  <p>第4-22図 海岸付近のアクセスルート横断面</p>	<p>(e) 液状化による側方流動の評価</p> <p>アクセスルート上の段差評価において、地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響を検討する。</p> <p>i. 評価方法</p> <p>検討対象範囲の位置図を第6-31図に示す。側方流動による影響は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成14年3月）」より、水際線から100m以内の範囲とされていることから、水際線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートとしてA-A'エリア、B-B'エリア及びC-C'エリアを検討対象範囲とする。このうち、C-C'エリアについては、盛土構造による道路部における液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行うため、ここでの検討対象から除外する。また、B-B'エリアについては、防潮堤や耐震性を有する構造物に囲まれた比較的狭いエリアであり、側方流動は抑制されることが想定される。B-B'エリア①地点の断面図を第6-32図に示す。以上より、A-A'エリアを側方流動の影響検討範囲として選定する。</p>  <p>第6-31図 検討対象範囲の位置図</p>  <p>第6-32図 B-B'エリア①地点断面図</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価位置の相違。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に検討断面の選定の考え方を前段に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

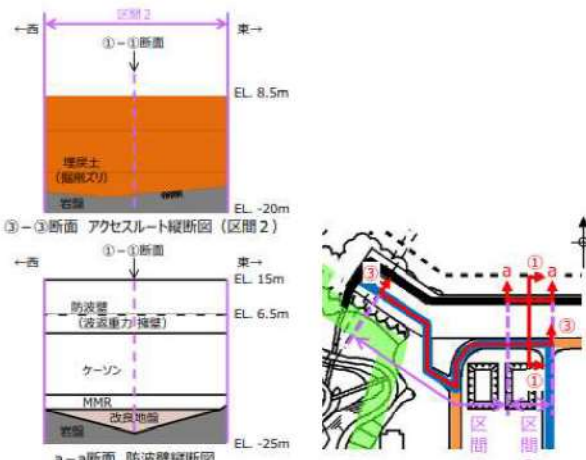
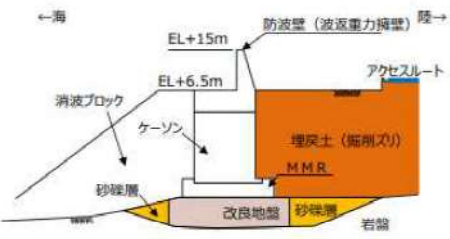

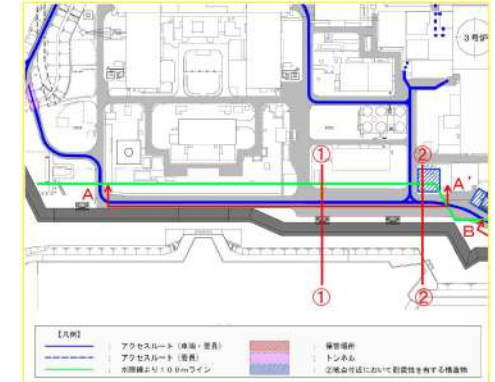
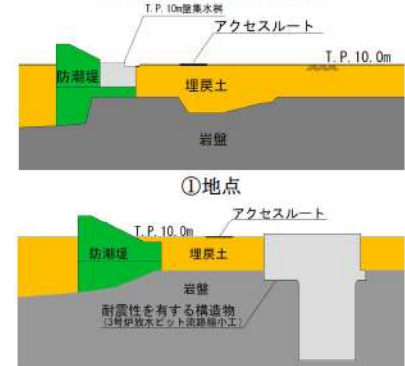
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3号炉北西側におけるアクセスルートの縦断面図（③-③断面）を第4-23図に示す。</p> <p>③-③断面は、岩盤面の傾斜に伴い埋戻土（掘削ズリ）の層厚が変化する区間1（埋戻層厚：約0.9～23.5m）と、岩盤面がおおむね水平で埋戻土（掘削ズリ）の層厚が厚い区間2（埋戻層厚：約22.0～24.7m）に分類される。また、③-③断面全区間の岩盤面の傾斜は最大1:0.7程度であり、地下水位を地表面とした場合の液状化及び揺すり込みによる傾斜は最大5%程度のため、許容値15%を下回る。</p> <p>以上を踏まえ、3号炉北西側アクセスルートの縦断面方向において可搬型設備の走行に影響はないことを確認した。</p> <p>また、側方流動の影響検討箇所は、埋戻土（掘削ズリ）が最も厚い区間2から選定する。</p>  <p>第4-23図 3号炉北西側におけるアクセスルート（縦断面図）</p>	<p>A-A'エリアにおけるアクセスルートの縦断面図を第6-33図に示す。</p> <p>A-A'エリア全区間の岩盤の傾斜は、最大1:1.1程度であり、地下水位を地表面とした場合の液状化及び揺すり込みによる傾斜は最大1.6%程度のため、許容値12%を下回る。</p> <p>以上を踏まえ、A-A'エリアにおけるアクセスルートの縦断面方向において可搬型設備の走行に影響はないことを確認した。</p> <p>また、側方流動の検討位置は、埋戻土が厚い位置から選定する。</p>  <p>第6-33図 A-A'エリアにおけるアクセスルート縦断面図</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

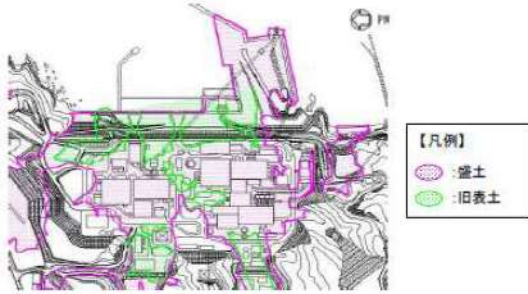
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>防波壁（波返重力擁壁）の縦断面図を第4-24図に、防波壁（波返重力擁壁）（改良地盤部）を第4-25図に示す。</p> <p>アクセスルート（区間2）における埋戻土（掘削ズリ）の層厚はほぼ同等であるが、a-a断面に示すように、アクセスルート北側における岩盤面が深く、防波壁背面の埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層が厚く堆積しており、側方流動の影響が大きいと想定されることから、①-①断面を側方流動の影響検討箇所として選定した。</p>  <p>第4-24図 防波壁（波返重力擁壁）（縦断面図）</p>  <p>第4-25図 【側方流動検討断面】①-①断面 防波壁（波返重力擁壁）（改良地盤部）</p>	<p>A-A' エリアの地質縦断面図を第6-34図、検討断面位置図を第6-35図に示す。検討対象のA-A' エリアにおいて、①地点と②地点が埋戻土層が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きいものと想定される。このうち、②地点については、第6-35図に示すとおり山側に耐震性を有する構造物があることから、側方流動は抑制されることが想定される。①地点及び②地点の断面図を第6-36図に示す。以上より、側方流動の影響検討断面として①地点を選定し、詳細に検討する。</p>  <p>第6-34図 海岸付近（A-A' エリア）の地質縦断面図</p>  <p>第6-35図 検討断面位置図</p>  <p>第6-36図 ①地点及び②地点断面図</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

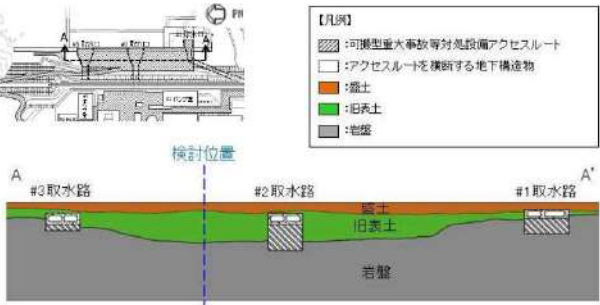
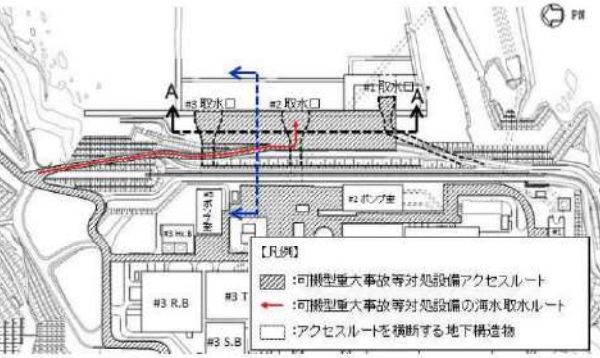
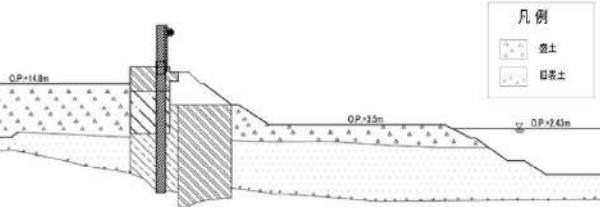

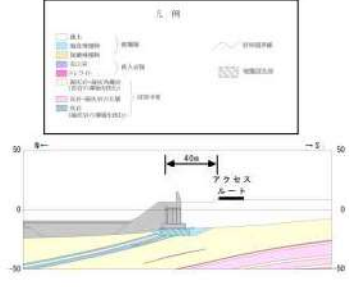
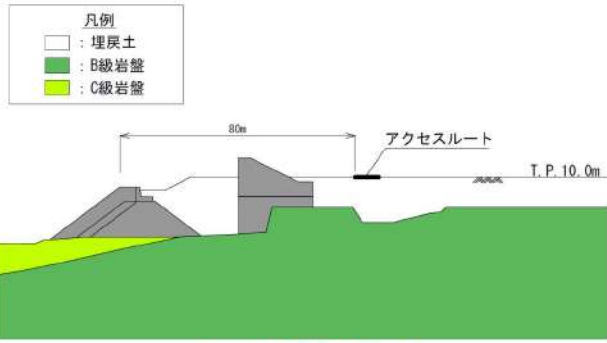
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>側方流動による水平及び鉛直変位は、液状化検討対象層である盛土及び旧表土の層厚が大きいほど影響が大きいと考えられることから、盛土及び旧表土層厚を考慮し評価断面を選定する。</p> <p>第6-28図に盛土、旧表土の分布図を示す。防潮堤の海側には広く旧表土が分布しており、第6-29図に示す海岸付近の地質断面図から、液状化検討対象層である盛土と旧表土層厚の合計が最大であり、かつ盛土よりも液状化強度が小さく側方流動の影響が大きいと考えられる旧表土層厚が最大となる位置を代表断面として選定した。側方流動による地形変化は、有効応力解析（解析コードFLIP（Ver7.3.0_2））により評価する。</p> <p>検討位置を第6-30図、検討位置の地質断面図を第6-31図、解析メッシュ図を第6-32図、液状化パラメータを第6-33図に示す。</p> <p>アクセスルートの段差量については、代表断面における基準地震動Ssによる有効応力解析から算出される鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定する。側方流動による段差は地下構造物を横断する箇所が発生するものと想定する。</p> <p>防潮堤より海側のアクセスルートが地下構造物を横断する箇所及び断面図を第6-34図に示す。2号炉及び3号炉取水路は周囲に盛土及び旧表土が存在しているため、取水路を横断する箇所に段差が発生すると想定する。</p>  <p>第6-28図 盛土・旧表土の分布図</p>	<p>側方流動の検討位置及び地質断面図を第4-26図に示す。</p> <p>検討位置における水際線からアクセスルートまでの距離は約40mである。</p> <p>地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響について、二次元有効応力解析に基づく検討を実施した。液状化による過剰間隙水圧の上昇が考慮できる有効応力解析には解析コード「FLIP」を使用する。</p> <p>【地下水位の設定】</p> <p>3.(4)c.⑤(a)と同様に、側方流動の評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p>	<p>側方流動の検討位置の地質断面図を第6-37図に示す。</p> <p>検討位置における水際線からアクセスルートまでの距離は約80mである。</p> <p>地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響について、二次元有効応力解析に基づく検討を実施した。液状化による過剰間隙水圧の上昇が考慮できる有効応力解析には解析コード「FLIP」を使用する。</p> <p>アクセスルートの段差量については、代表断面における基準地震動による有効応力解析から算出される鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定する。</p> <p>側方流動の段差評価における地下水位については、対象箇所がT.P.10.0m盤に位置することから地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に検討断面の選定の考え方を前段に記載。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

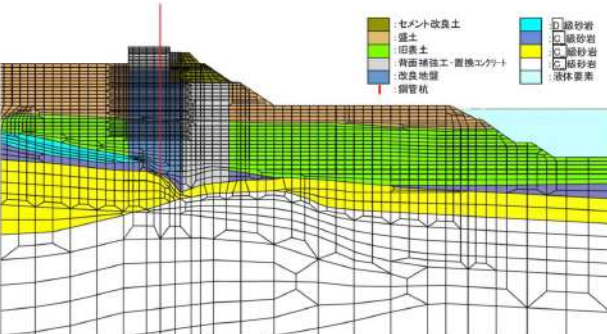
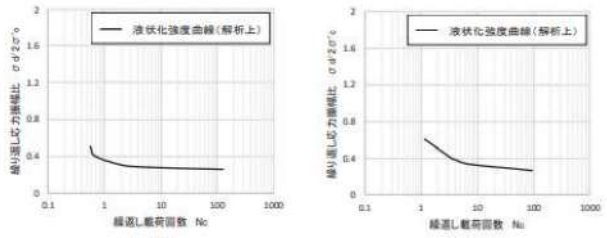
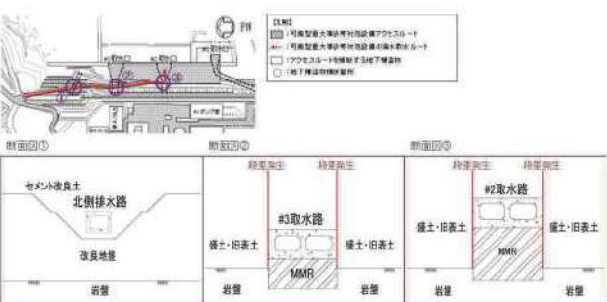
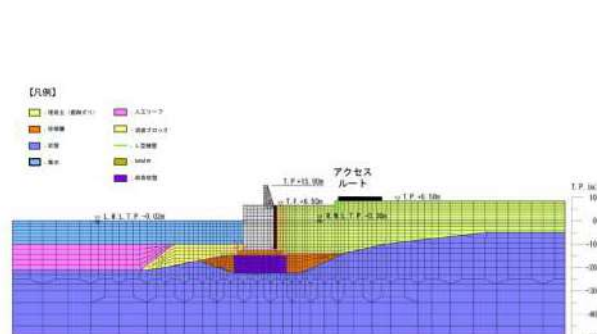
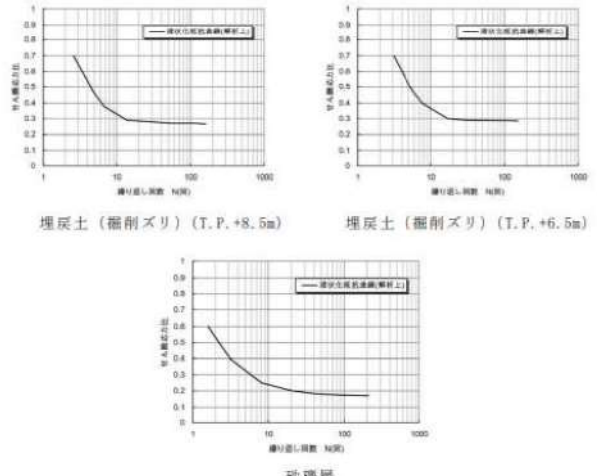
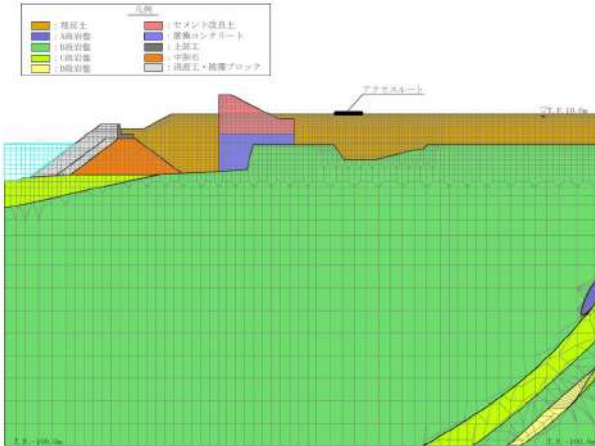
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-29図 海岸付近の地質断面図</p>  <p>第6-30図 検討位置図</p>  <p>第6-31図 地質断面図</p>	 <p>第4-26図 側方流動検討位置及び地質断面図</p>  <p>検討位置の地質断面図</p>	 <p>第6-37図 地質断面図</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による地質断面の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6-32図 解析メッシュ図</p>  <p>第6-33図 液状化パラメータ</p>  <p>第6-34図 地下構造物断面図</p> 	<p>第4-27図 解析モデル図</p>  <p>第4-28図 液状化パラメータ</p> 	<p>第6-38図 解析モデル図</p>  <p>第6-39図 液状化パラメータ</p> <div data-bbox="1339 933 1953 1289" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 (液状化パラメータについては、第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ反映するため)</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による解析モデルの相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

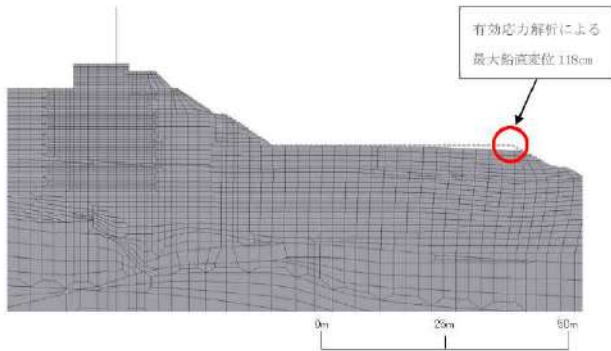
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

ii. 評価結果

有効応力解析により最大鉛直変位が発生した Ss-N1 の残留変形図を第 6-35 図に示す。また、有効応力解析で算出した鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定したアクセスルートの段差量を第 6-13 表に示す。

アクセスルートの段差量は車両通行の許容段差量 15cm 以上となることから、地盤改良による段差緩和対策により、車両の通行性を確保する。第 6-36 図に段差発生想定図を、第 6-37 図に地盤改良による段差緩和対策の概念図を示す。



第 6-35 図 残留変形図 (Ss-N1)

第 6-13 表 アクセスルートの段差量

	基準地震動 Ss						
	Ss-D1	Ss-D2	Ss-D3	Ss-F1	Ss-F2	Ss-F3	Ss-N1
有効応力解析による鉛直変位量 (cm)	87	83	83	108	113	67	118
沈下対象層の沈下量 (cm)	52	53	53	53	52	52	52
段差量 (cm)	139	136	136	161	165	119	170

島根原子力発電所2号炉

(b) 評価結果

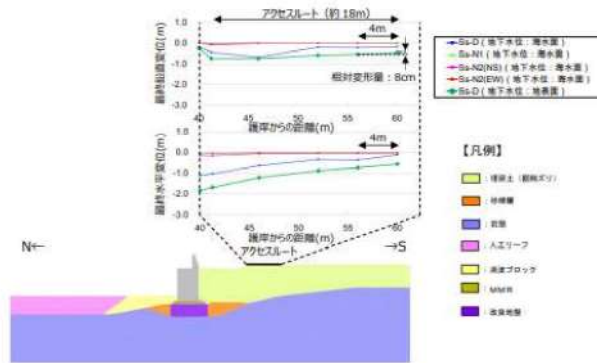
側方流動による地表面最終変形量評価結果を第 4-29 図に示す。

敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動 (Ss-D, Ss-F1, Ss-F2) においては、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度が大きく、継続時間が長い地震動が液状化評価において最も厳しいと考えられることから、Ss-D を選定した。

また、地下水位を海水面とした評価結果においても、側方流動に支配的な地震動は Ss-D である。

二次元有効応力解析「FLIP」の結果、アクセスルート (約 18m) のうち南側の 4m は一様に沈下しており、北側へ向けて緩やかに傾斜しているが、南側における鉛直方向の相対変形量は 8cm と小さく、側方流動による段差評価への影響はない。

なお、海岸付近のアクセスルートにおいて、万一、想定を上回る沈下が発生し、通行に支障が生じた場合は、段差復旧用の砕石等を用いて、重機により復旧を行う。(補足(20)参照)



第 4-29 図 側方流動による地表面最終変形量評価結果

泊発電所3号炉

ii. 評価結果

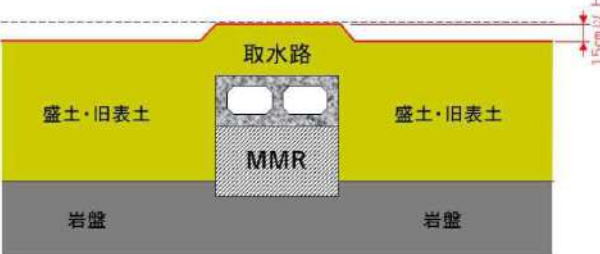
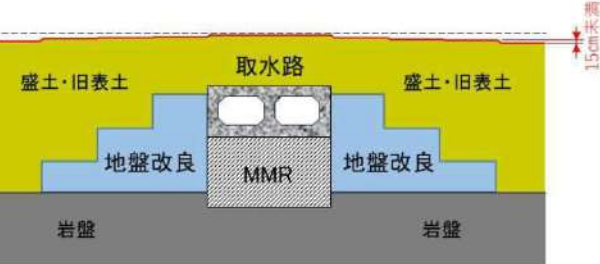
追而【地震津波側審査及び他条文の審査状況の反映】
 (評価結果は、基準地震動及び第 4 条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ反映するため)

第 6-40 図 側方流動による地表面最終変形量評価結果

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

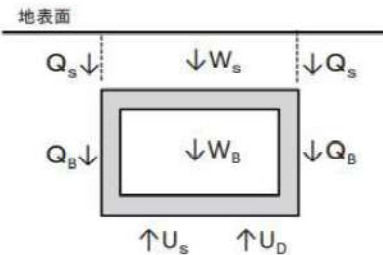
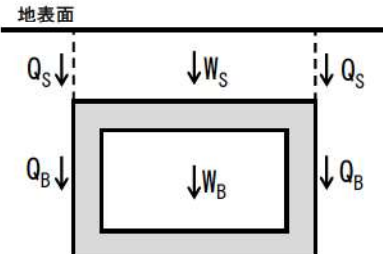
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-36図 段差発生想定図</p>  <p>第6-37図 段差緩和対策概念図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化に伴う地下構造物の浮き上がりについては、トンネル標準示方書（土木学会，2016）に基づき評価し，評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する（第6-38図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については，地下水位以深の飽和地盤（盛土，旧表土）をすべて液状化するものとして想定する。 浮き上がりの評価対象は，以下の条件に該当する箇所とする。 <p>条件① 構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物 条件② 岩盤内部に構築されていない地下構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外アクセスルートにおける地下水位は第6-39図に示すとおり，エリア①（O.P.+14.8m盤），エリア②（O.P.+3.5m盤），その他のエリアに分けて設定する。なお，地下水位の設定方法は別紙(37)に示す。  <p>浮き上がり照査式</p> $\gamma_i (U_s + U_D) / (W_s + W_b + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$ <p>Ws: 鉛直荷重の設計用値 Wb: 構造物の自重の設計用値 Qs: 上載土のせん断抵抗 Qb: 構造物側面の摩擦抵抗 Us: 構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 Ud: 構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γi: 構造物係数</p> <p>第6-38図 浮き上がり照査方法</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>e. 液状化による地下構造物等の浮き上がりによる影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化に伴う地下構造物等の浮き上がりについては，トンネル標準示方書（土木学会，2016）に基づき評価し，評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する。（第6-41図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については，地下水位以深の飽和地盤（1，2号埋戻土，3号埋戻土）をすべて液状化するものとして想定する。 浮き上がりの評価対象は，以下の条件に該当する箇所とする。 <p>条件①：構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物等 条件②：岩盤内部に構築されていない地下構造物等 条件③：内空を有する地下構造物等</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩着構造物，若しくは，MMRに支持されている構造物は，過剰間隙水圧による揚圧力UDを考慮しない条件で評価を実施する。 埋戻土は液状化層であるため，地下水位以深の土のせん断抵抗QS，地下構造物側面の摩擦抵抗QBは考慮しない条件で評価を実施する。 浮き上がり評価における地下水位については，詳細設計段階で決定するため，設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）  <p>浮き上がり照査式</p> $\gamma_i (U_s + U_D) / (W_s + W_b + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$ <p>Ws: 鉛直荷重の設計用値 Wb: 構造物の自重の設計用値 Qs: 上載土のせん断抵抗 Qb: 構造物側面の摩擦抵抗 Us: 構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 Ud: 構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γi: 構造物係数</p> <p>第6-41図 浮き上がり照査方法</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・島根は浮き上がりの評価を前段に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は過剰間隙水圧による揚圧力，地下水位以深の土のせん断抵抗，地下構造物側面の摩擦抵抗に関する条件を明記。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6-39図 地下水位設定図</p>			<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は地下水位を地表面に設定しているため、地下水位設定図はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(b) 評価結果

液状化に伴う浮き上がりの評価対象構造物の抽出結果を第6-14表、評価結果を第6-15表に示す。評価した結果、すべての評価箇所において照査値が1.0未満であることから、アクセスルートの通行に支障がでる地下構造物の浮き上がりは生じない。

第6-14表 対象構造物の抽出結果

通し番号	名称	構造物下端		地下水位 [※]		条件①	条件②
		0点、m	1点、m	0点、m	1点、m		
1	1号炉本館(1階)	13.023	5.000	5.000	5.000	○	○
2	1号炉本館(2階)	-2.720	5.000	5.000	5.000	○	○
3	2号炉本館(1階)	-2.110	5.000	5.000	5.000	○	○
4	2号炉本館(2階)	-2.110	5.000	5.000	5.000	○	○
5	17-A	3.400	5.000	5.000	5.000	○	○
6	2号炉取水路	10.514	5.000	5.000	5.000	○	○
7	2号炉排水路	-14.000	5.000	5.000	5.000	○	○
8	17-F	10.217	5.000	5.000	5.000	○	○
9	建屋排水系取水路	7.800	5.000	5.000	5.000	○	○
10	1号炉本館トンネル(1階)	-11.400	5.000	5.000	5.000	○	○
11	1号炉本館トンネル(2階)	-11.200	5.000	5.000	5.000	○	○
12~13	2号炉本館(1階)	3.400~3.400	5.000	5.000	5.000	○	○
14	2号炉本館(2階)	-2.110	5.000	5.000	5.000	○	○
15	17-10	-9.400	5.000	5.000	5.000	○	○
16	17-10	3.500	5.000	5.000	5.000	○	○
17	17-11	3.500	5.000	5.000	5.000	○	○
18	17-12	3.500	5.000	5.000	5.000	○	○
19~21	1号炉取水路	3.400	5.000	5.000	5.000	○	○
22	17-2	3.400	5.000	5.000	5.000	○	○
23	2号炉排水系取水路(1階)	-1.000	5.000	5.000	5.000	○	○
24	2号炉排水系取水路(2階)	11.470	14.464(排水路)	5.000	5.000	○	○
25	1号炉電気設備ダクト(1階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
26	1号炉電気設備ダクト(2階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
27	1号炉電気設備ダクト(3階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
28	1号炉電気設備ダクト(4階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
29	1号炉電気設備ダクト(5階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
30	1号炉電気設備ダクト(6階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
31	1号炉電気設備ダクト(7階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
32	1号炉電気設備ダクト(8階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
33	1号炉電気設備ダクト(9階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
34	1号炉電気設備ダクト(10階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
35	1号炉電気設備ダクト(11階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
36	1号炉電気設備ダクト(12階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
37	1号炉電気設備ダクト(13階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
38	1号炉電気設備ダクト(14階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
39	1号炉電気設備ダクト(15階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
40	1号炉電気設備ダクト(16階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
41	1号炉電気設備ダクト(17階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
42	1号炉電気設備ダクト(18階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
43	1号炉電気設備ダクト(19階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
44	1号炉電気設備ダクト(20階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
45	1号炉電気設備ダクト(21階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
46	1号炉電気設備ダクト(22階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
47	1号炉電気設備ダクト(23階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
48	1号炉電気設備ダクト(24階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
49	1号炉電気設備ダクト(25階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
50	1号炉電気設備ダクト(26階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
51	1号炉電気設備ダクト(27階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
52	1号炉電気設備ダクト(28階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
53	1号炉電気設備ダクト(29階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
54	1号炉電気設備ダクト(30階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
55	1号炉電気設備ダクト(31階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
56	1号炉電気設備ダクト(32階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
57	1号炉電気設備ダクト(33階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
58	1号炉電気設備ダクト(34階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
59	1号炉電気設備ダクト(35階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
60	1号炉電気設備ダクト(36階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
61	1号炉電気設備ダクト(37階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
62	1号炉電気設備ダクト(38階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
63	1号炉電気設備ダクト(39階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
64	1号炉電気設備ダクト(40階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
65	1号炉電気設備ダクト(41階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
66	1号炉電気設備ダクト(42階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
67	1号炉電気設備ダクト(43階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
68	1号炉電気設備ダクト(44階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
69	1号炉電気設備ダクト(45階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
70	1号炉電気設備ダクト(46階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
71	1号炉電気設備ダクト(47階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
72	1号炉電気設備ダクト(48階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
73	1号炉電気設備ダクト(49階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
74	1号炉電気設備ダクト(50階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
75	1号炉電気設備ダクト(51階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
76	1号炉電気設備ダクト(52階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
77	1号炉電気設備ダクト(53階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
78	1号炉電気設備ダクト(54階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
79	1号炉電気設備ダクト(55階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
80	1号炉電気設備ダクト(56階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
81	1号炉電気設備ダクト(57階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
82	1号炉電気設備ダクト(58階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
83	1号炉電気設備ダクト(59階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
84	1号炉電気設備ダクト(60階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
85	1号炉電気設備ダクト(61階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
86	1号炉電気設備ダクト(62階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
87	1号炉電気設備ダクト(63階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
88	1号炉電気設備ダクト(64階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
89	1号炉電気設備ダクト(65階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
90	1号炉電気設備ダクト(66階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
91	1号炉電気設備ダクト(67階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
92	1号炉電気設備ダクト(68階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
93	1号炉電気設備ダクト(69階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
94	1号炉電気設備ダクト(70階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
95	1号炉電気設備ダクト(71階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
96	1号炉電気設備ダクト(72階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
97	1号炉電気設備ダクト(73階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
98	1号炉電気設備ダクト(74階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
99	1号炉電気設備ダクト(75階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
100	1号炉電気設備ダクト(76階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
101	1号炉電気設備ダクト(77階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
102	1号炉電気設備ダクト(78階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
103	1号炉電気設備ダクト(79階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
104	1号炉電気設備ダクト(80階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
105	1号炉電気設備ダクト(81階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
106	1号炉電気設備ダクト(82階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
107	1号炉電気設備ダクト(83階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
108	1号炉電気設備ダクト(84階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
109	1号炉電気設備ダクト(85階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
110	1号炉電気設備ダクト(86階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
111	1号炉電気設備ダクト(87階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
112	1号炉電気設備ダクト(88階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
113	1号炉電気設備ダクト(89階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
114	1号炉電気設備ダクト(90階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
115	1号炉電気設備ダクト(91階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
116	1号炉電気設備ダクト(92階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
117	1号炉電気設備ダクト(93階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
118	1号炉電気設備ダクト(94階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
119	1号炉電気設備ダクト(95階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
120	1号炉電気設備ダクト(96階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
121	1号炉電気設備ダクト(97階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
122	1号炉電気設備ダクト(98階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
123	1号炉電気設備ダクト(99階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○
124	1号炉電気設備ダクト(100階)	-1.010	5.000	5.000	5.000	○	○

○：浮き上がり評価対象
 ○：条件に該当する場合
 ○：地盤改良部のため、浮き上がりの評価対象から除外

※ 評価に用いる地下水位は、工事計画認可の段階で透過解析の結果を踏まえ再評価を実施し、アクセスルートの通行性に影響を与える場合は、必要に応じて対策を施す。

(b) 評価結果

液状化に伴う浮き上がりの評価対象構造物の抽出結果を第6-15表、評価結果を第6-16表、第6-42図に示す。浮き上がりが想定される地下構造物等については、第6-43図のとおり、揚圧力(US, UD)に対する浮き上がり抵抗力(WS, WB)の不足分を補うため、構造物周辺のコンクリート置換等の対策を実施する方針とする。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。

第6-15表 対象構造物の抽出結果

条件①：構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物等 (凡例)
 条件②：構造物内に構築されていない地下構造物等 ○：条件に該当する場合
 条件③：内空を有する地下構造物等 ○：条件に該当しない場合
 浮き上がり評価箇所

通し番号	名称	構造物下端		地下水位		条件①	条件②	条件③
		0点、m	1点、m	0点、m	1点、m			
1	アクセスルートトンネル	11.61	30.64	○	○	○	○	○
2	3号炉取水路	-9.50	10.00	○	○	○	○	○
3	1号炉取水路	0.37	10.00	○	○	○	○	○
4	2号炉取水路	0.34	10.00	○	○	○	○	○
5	止水壁	-0.40	10.00	○	○	○	○	○
6	貯留槽トレンチ	8.30	10.00	○	○	○	○	○
7	1号炉CVケーブルダクト※1	5.90	10.00	○	○	○	○	○
8	2号炉CVケーブルダクト※1	5.20	10.00	○	○	○	○	○
9	3号炉CVケーブルダクト※1	5.28	10.00	○	○	○	○	○
10	CVケーブルダクト	0.65	10.00	○	○	○	○	○
11	凍結配管ダクトA	3.55	10.00	○	○	○	○	○
12	2号炉排水路	3.78	10.00	○	○	○	○	○
13	2号炉排水路	3.78	10.00	○	○	○	○	○
14	2号炉CVケーブルダクト※1	5.17	10.00	○	○	○	○	○
15	2号炉排水路	3.78	10.00	○	○	○	○	○
16	2号炉排水路	3.78	10.00	○	○	○	○	○
17	凍結配管ダクトB	5.50	10.00	○	○	○	○	○
18	凍結配管ダクトC	4.50	10.00	○	○	○	○	○
19	2号炉CVケーブルダクト※1	4.40	10					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-15表 浮き上がり評価結果

通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値
2	3T-9	6,280	8,273	0.76
3	3号炉取水管路 (1号)	38,955	51,053	0.76
4	3号炉放水管路 (2号)	7,326	9,642	0.76
7	3号炉取水管路 (A部)	5,909	8,222	0.72
14	2号炉取水路 (B部)	6,053	8,323	0.73
15	2号炉取水路 (A部)	13,200	14,066	0.94
23	3号炉排気筒連絡ダクト (A部)	2,637	4,671	0.56
25	3号炉排気筒連絡ダクト (B部)	2,633	4,066	0.56
26	電線ケーブルダクト	2,620	4,583	0.57
27	CVケーブル側道	11,042	19,909	0.55
28	3号炉排気筒連絡ダクト (C部)	2,550	4,574	0.56
29	2号炉排気筒連絡ダクト (A部)	2,172	4,239	0.51
33	2号炉排気筒連絡ダクト (E部)	3,398	5,526	0.62
40	2号炉排気筒連絡ダクト (F部)	3,593	5,741	0.63
44	1号炉排気筒連絡ダクト	1,892	4,006	0.47
51	1号炉取水路トンネル	1,515	3,898	0.39
53	2号炉放水管路	5,109	7,418	0.69
54	2号炉取水管路	5,109	7,418	0.69
56	3号炉取水路	5,320	7,096	0.75
57	2号炉取水路	3,022	3,070	0.98

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-16表 浮き上がり評価結果

(凡例) : 浮き上がりが想定される箇所

通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値
2	3号炉取水路	4,685.1	9,442.7	0.50
3	1号炉放水路	1,926.2	1,477.7	1.30
4	2号炉放水路	1,932.2	1,287.6	1.50
6	野油櫃トレンチ	33.3	54.9	0.61
7	1号炉OFケーブルダクト*	223.5	149.3	1.50
8	2号炉OFケーブルダクト*	212.5	156.6	1.36
9	2号炉OFケーブルダクト*	213.0	157.0	1.36
10	CVケーブルダクト	206.3	423.9	0.49
11	連絡配管ダクトA	297.3	340.0	0.87
12	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
13	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
14	2号炉OFケーブルダクト*	265.3	191.1	1.39
15	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
16	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
17	連絡配管ダクトI	158.9	208.6	0.76
18	連絡配管ダクトD	210.4	336.7	0.62
19	2号炉タービン油計量タンクダクト	137.3	92.9	1.48
22	管理道路排水	2.9	2.1	1.38
23	管理道路排水	9.9	3.3	3.00
24	管理道路排水接続管	20.9	38.7	0.54
25	e道路排水	3.6	2.4	1.50
26	3f道路排水	7.2	6.4	1.13
27	3f道路排水	7.2	6.4	1.13
28	3f道路排水	7.2	6.4	1.13
29	3k道路排水	9.2	7.6	1.21
30	3n道路排水	7.9	6.3	1.25
31	3n道路排水	9.9	7.7	1.29
32	CVケーブルダクト	378.5	413.4	0.92
33	3n道路排水	9.0	7.4	1.22
34	3n道路排水	16.7	11.9	1.40
35	3n道路排水	13.9	10.1	1.38
36	3c道路排水	17.2	21.6	0.80
37	連絡配管ダクトA	365.7	574.2	0.64
38	連絡配管ダクトB	194.6	322.4	0.60
39	3j道路排水	9.2	6.3	1.46
40	3f道路排水	37.7	31.4	1.20
41	3k道路排水	6.1	4.9	1.24
42	3n道路排水	15.9	11.9	1.34
43	3n道路排水	7.8	6.2	1.26
44	管理道路排水	28.2	46.7	0.60
45	3n道路排水	15.1	10.2	1.48
46	3c道路排水	26.8	45.3	0.59
47	代替給水ビット	196.6	317.2	0.62
49	3k道路排水	30.0	17.8	1.69
50	3k道路排水	25.1	12.8	1.96
51	3f道路排水	24.5	16.6	1.48
52	e道路排水	28.2	18.2	1.55
53	3n道路排水	35.7	23.4	1.53
54	農路カルバート	365.7	543.8	0.67
浮き上がり想定箇所				34 (箇所)

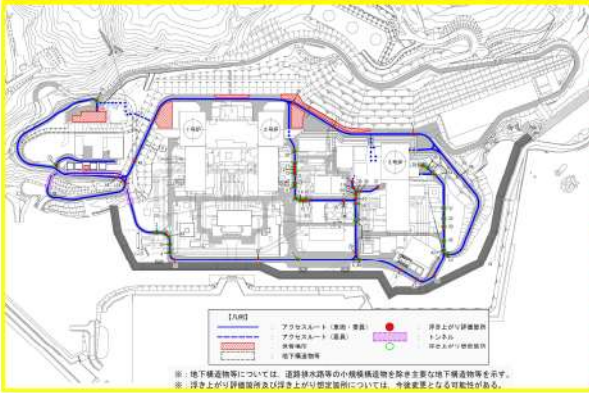
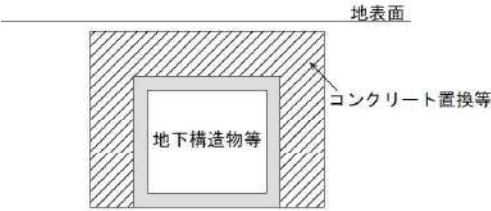
【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。

※：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第6-42図 液状化による浮き上がりの評価結果</p>  <p>第6-43図 浮き上がり対策工概念図</p> <p> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊による影響評価</p> <p>⑦地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による道路面への影響についてはアクセスルート上の地下構造物を抽出し評価する。抽出した結果を第6-16表に示す。</p> <p>抽出した地下構造物のうち、以下の条件に該当する地下構造物については、損壊の可能性が小さいと考えられるため検討対象の地下構造物から除外した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動Ssに対して機能維持する設計がされた構造物 ・コンクリートで巻き立てられ補強された管路 ・岩盤内の構造物 <p>(b) 評価結果</p> <p>検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-40図のとおり評価した。この段差発生が想定される箇所についてはH形鋼敷設による事前の対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両通行性を確保する（別紙(17),(21)参照）。</p> <p>また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。</p>	<p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊による道路面への影響について検討した。なお、アクセスルート下の地中埋設構造物については、建設工事の記録やプラントウォークダウンにより確認した。その結果、基準地震動Ssに対して通行に支障となる地中埋設構造物の損壊はないことを確認した。（別紙(11)参照）</p> <p>以上から、地中埋設構造物の損壊による影響はない。</p>	<p>f. 地下構造物等の損壊による影響評価</p> <p>⑦地下構造物等の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物等の損壊による道路面への影響についてはアクセスルート下の地下構造物等を抽出し評価する。抽出した結果を第6-17表に示す。</p> <p>抽出した地下構造物等のうち、以下の条件に該当する地下構造物等については、損壊により段差が生じる可能性が小さいと考えられるため検討対象の地下構造物等から除外した。なお、条件②に該当する構造物のうち、第6-17表において※2で示している構造物の断面図を第6-18表に示す。</p> <p>条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物 条件②：鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物（浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む） 条件③：岩盤内の構造物 条件④：内空のない構造物</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-44図のとおり評価した。この段差発生が想定される箇所についてはH形鋼敷設による事前の対策を実施する。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価結果の相違。 <p>【女川】評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、先行他サイトの実績を踏まえ検討対象から鋼管（東海第二）、浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物（柏崎刈羽7号炉）、内空のない構造物（島根2号炉）を除外している。 <p>【女川】対策の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は段差発生前後で対策を実施するのに対し、泊はすべて事前対策を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-16表 地下構造物抽出結果

通し番号	名称	Ss機能維持設計	コンクリート 巻き立て補強	岩室内構造物
1	主配電本路 (4部)			
2	引込			
3	1号炉取水管路 (1号)			
4	1号炉取水管路 (2号)			
5	引込			
6	引込			
7	1号炉取水管路 (4部)			
8	引込			
9	補給冷却水配水管			
10	2号炉取水管路トンネル (4部)			
11	2号炉取水管路トンネル (4部)			
12-13	マンホール			
14	2号炉取水路 (2部)			
15	2号炉取水路 (4部)			
16	引込			
17	引込			
18	引込			
19-21	マンホール			
22	引込			
23	1号炉給気配管ダクト (4部)			
24	主配電本路 (2部)			
25	1号炉給気配管ダクト (4部)			
26	配管ケーブルダクト			
27	配管ケーブルダクト			
28	1号炉給気配管ダクト (7部)			
29	2号炉給気配管ダクト (4部)			
30	2号炉給気配管ダクト (4部)			
31	2号炉給気配管ダクト (4部)			
32	2号炉給気配管ダクト (2部)			
33	2号炉給気配管ダクト (2部)			
34	引込 (4部)			
35	引込 (4部)			
36	引込 (4部)			
37	引込 (2部)			
38	引込 (2部)			
39	引込 (2部)			
40	1号炉給気配管ダクト (2部)			
41	引込 (4部)			
42	2号炉給気配管ダクト (2部)			
43	引込 (4部)			
44	1号炉給気配管ダクト			
45	引込 (4部)			
46	引込 (2部)			
47	1号炉取水管路トンネル			
48	引込			
49	1号炉取水管路			
50	配管本路			
51	1号炉取水管路トンネル			
52	2号炉取水管路トンネル			
53	2号炉取水管路			
54	2号炉取水管路			
55	主配電本路 (4部)			
56	1号炉取水路			
57	2号炉取水路			
58-72	マンホール			

■：評価対象構造物

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-17表 地下構造物等抽出結果

条件①：基準地質に対して機能維持する設計がされた構造物
 条件②：腐食及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物 (凡例)
 (巻き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む) ○：条件に該当する場合
 条件③：岩室内の構造物 —：条件に該当しない場合
 条件④：内容のない構造物 ■：補強が想定される箇所

通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④
1	アクセスルートトンネル				
2	1号炉取水路				
3	1号炉取水路				
4	2号炉取水路				
5	2号炉配ケーブルダクト※1				
6	止水壁				
7	貯留槽上レンヂ				
8	1号炉配ケーブルダクト※1				
9	2号炉配ケーブルダクト※1				
10	2号炉配ケーブルダクト				
11	凍結配管ダクトA				
12	2号炉配管本路				
13	2号炉配管本路				
14	2号炉配ケーブルダクト※1				
15	2号炉配管本路				
16	2号炉配管本路				
17	凍結配管ダクトB				
18	凍結配管ダクトB				
19	2号炉ケーブルダクト※1				
20	1号炉取水路				
21	CVケーブルトンネル				
22	管理用配管本路				
23	管理用配管本路				
24	管理用配管本路配管				
25	注湯配管本路				
26	注湯配管本路				
27	注湯配管本路				
28	注湯配管本路				
29	注湯配管本路				
30	注湯配管本路				
31	注湯配管本路				
32	2号炉ケーブルダクト				
33	注湯配管本路				
34	注湯配管本路				
35	注湯配管本路				
36	注湯配管本路				
37	凍結配管ダクトA				
38	凍結配管ダクトB				
39	注湯配管本路				
40	注湯配管本路				
41	注湯配管本路				
42	注湯配管本路				
43	注湯配管本路				
44	管理用配管本路				
45	注湯配管本路				
46	注湯配管本路				
47	注湯配管本路				
48	注湯配管本路				
49	注湯配管本路				
50	注湯配管本路				
51	注湯配管本路				
52	注湯配管本路				
53	注湯配管本路				
54	凍結ケーブルダクト				
55	防凍壁A				
56	防凍壁B				
57	防凍壁C				
58	防凍壁D				

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。


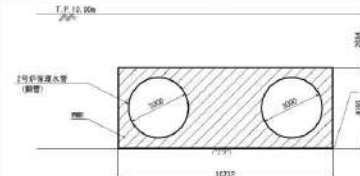

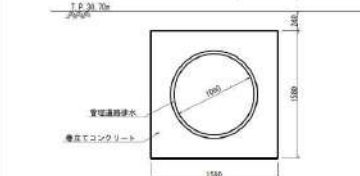

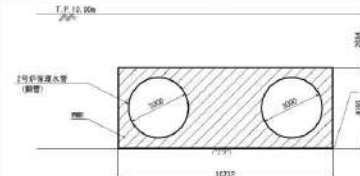

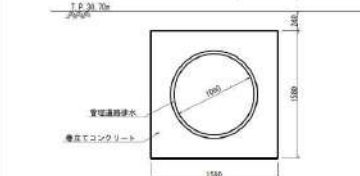

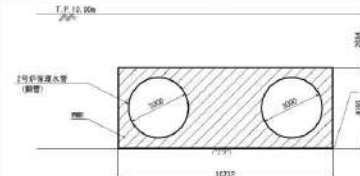

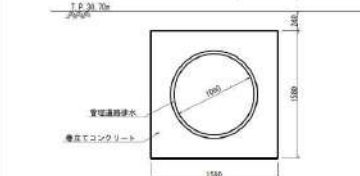
※2：断面図を第6-18表に示す。

■：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違・プラントの相違による抽出結果の相違。

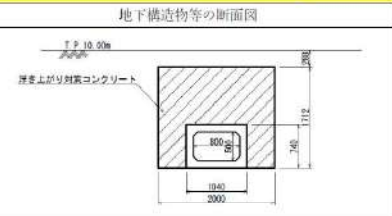
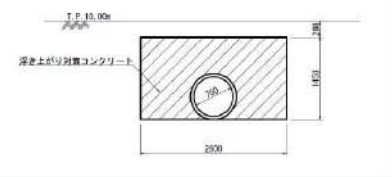
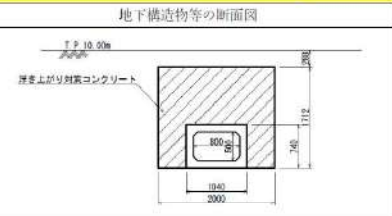
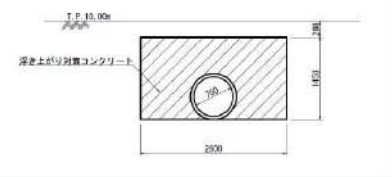
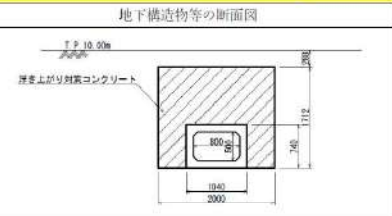
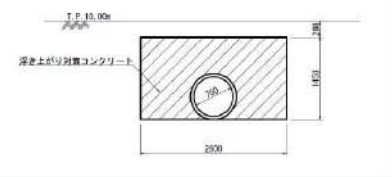
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
		<p style="text-align: center;">第6-18表 条件②に該当する構造物の断面図(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">条件</th> <th style="width: 10%;">通し番号</th> <th style="width: 80%;">地下構造物等の断面図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12,13 2号炉循環水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,16 2号炉循環水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>24 管理道路排水接続管</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>44 管理道路排水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条件	通し番号	地下構造物等の断面図		12,13 2号炉循環水管			15,16 2号炉循環水管		②	24 管理道路排水接続管			44 管理道路排水		<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は地下構造物等の損壊の対象外とする条件②の構造物の断面図を記載。
条件	通し番号	地下構造物等の断面図																
	12,13 2号炉循環水管																	
	15,16 2号炉循環水管																	
②	24 管理道路排水接続管																	
	44 管理道路排水																	
		<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> □ : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																

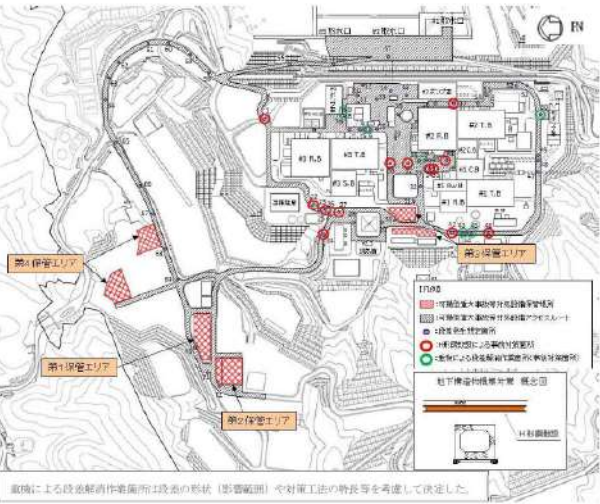
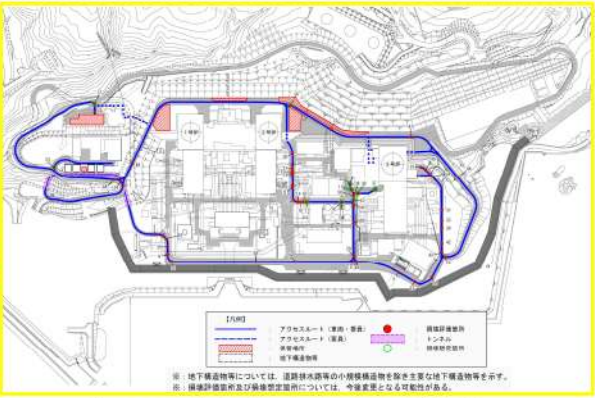
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p style="text-align: center;">第6-18表 条件②に該当する構造物の断面図(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">条件</th> <th style="width: 15%;">通し番号</th> <th style="width: 70%;">地下構造物等の断面図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40[×]1</td> <td>3f 道路排水</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>52[×]2</td> <td>e 道路排水</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられたカルバート構造（その他該当構造物：3, 4, 7, 8, 9, 14, 19, 26, 27, 28, 51）</p> <p>※2：浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた管路構造（その他該当構造物：25, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 39, 41, 42, 43, 45, 49, 50, 53）</p> <p style="text-align: right;"> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する </p>	条件	通し番号	地下構造物等の断面図	40 [×] 1	3f 道路排水		52 [×] 2	e 道路排水		
条件	通し番号	地下構造物等の断面図										
40 [×] 1	3f 道路排水											
52 [×] 2	e 道路排水											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-40図 構造物損壊による段差発生想定箇所</p> <p>直前による段差解消作業箇所は段差の形状（影響範囲）や対策工法の時長等を考慮して決定した。</p>		 <p>第6-44図 構造物損壊による段差発生想定箇所</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

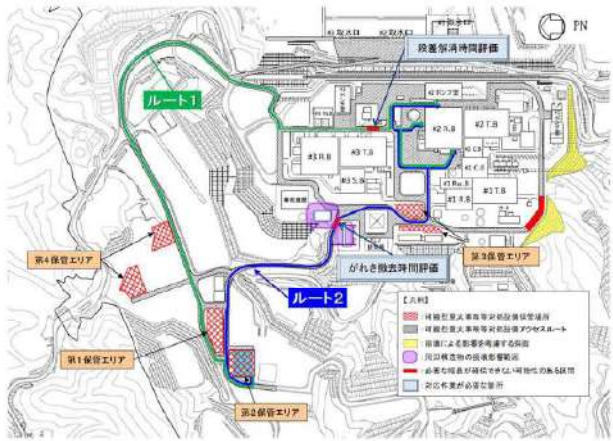
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>アクセスルートの調査結果より、第2-3図に示したルートは、周辺構造物の倒壊・損壊による影響がないこと、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりに対する影響がないこと、並びに沈下等に対する影響については事前対策を実施することにより可搬型設備の通行性が確保できることを確認した。</p> <p>別紙(32)を踏まえ、敷地の地質・地質構造に関する特徴から想定されるリスクについて検討した。</p> <p>a. 発電所建設時において大規模な掘削・埋戻による地山と埋戻部の不等沈下については、前述のb.「地山と埋戻部との境界部」にて個別箇所の影響を評価した。</p> <p>b. 液状化を仮定すると噴砂によるアクセスルートの不陸が生じるが、迂回又は復旧作業を行うため、通行へのリスクは小さいと評価した。</p> <p>c. 岩盤の傾斜に伴う被覆層厚の変化による沈下量の場所的な変化については、岩盤上限面の傾斜が1:1以下であり、被覆層全層が沈下したとしても地表面の傾斜は3.5%以下となり、当該箇所のアクセスルートにこの傾斜を考慮しても勾配は登坂可能な勾配15%を下回ることから、通行への影響はない。</p> <p>また、万一、想定を上回る沈下、浮き上がり、陥没が発し、通行に支障のある段差が生じた場合に備えて、段差を応急的に復旧する作業ができるよう資材（砕石等）を保管場所又はアクセスルート近傍に配備する。なお、砕石による段差復旧の訓練を実施し、車両が通行できることを確認している。（別紙(9)、(10)参照）</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に総括は記載しない構成としている。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>「(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果」において、地震時における屋外アクセスルートの影響を評価した結果、第6-41図のとおり仮復旧が必要な区間を抽出した。</p> <p>アクセスルートのうち、構造物の損壊や段差発生により通行性を確保できない可能性がある区間については、仮復旧を実施し、その作業に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、ルート1、ルート2及び別紙(2)に示す海水取水ホース敷設ルート以外の時間評価に関わらないルートは自主的なアクセスルートとする。</p>  <p>第6-41図 地震時における仮復旧が必要な区間</p>	<p>(5) 地震時におけるアクセスルートの選定結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(19)参照）を踏まえると、緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>(5) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(25)参照）を踏まえると、屋外のアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策及び道路拡幅対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違</p> <p>・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・ルート設定の相違。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 仮復旧時間の評価</p> <p>a. 周辺構造物がれきの仮復旧方法 アクセスルート上に周辺構造物のがれきが発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザ及びバックホウを用いてがれきを道路脇に撤去することにより、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>b. 不等沈下及び地下構造物損壊による段差の仮復旧方法 不等沈下及び地下構造物損壊による段差が発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザを用いて砕石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消し、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>c. アクセスルートの仮復旧に要する時間の評価 アクセスルートの仮復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や各作業に要する時間などを考慮し、設定した2つのアクセスルートについて算出する。(第6-17表、第6-18表参照)</p> <p>各アクセスルートの仮復旧時間の詳細評価については別紙(21)に、仮復旧作業の有効性検証を別紙(22)、(23)に示す。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機操作人員は、要員待機場所である事務本館からブルドーザ及びバックホウの保管場所へ向かい、ブルドーザ及びバックホウを操作しアクセスルート上のがれき撤去、段差解消作業を実施 ・バックホウによる電線切断時間：21分（別紙(21)参照） ・バックホウによる引留鉄構鋼材切断時間：1箇所当たり1.5分 ・バックホウによる建屋屋根切断時間：0.5分/0.5m ・バックホウによる建屋構造材切断時間：1箇所当たり9分（別紙(21)参照） ・バックホウによる切断したがれきの撤去作業：1回当たり5分 ・ブルドーザによるがれき撤去速度：0.5km/h（別紙(21)参照） ・ブルドーザによる段差解消作業量：53m³/h（別紙(23)参照） 			<p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。

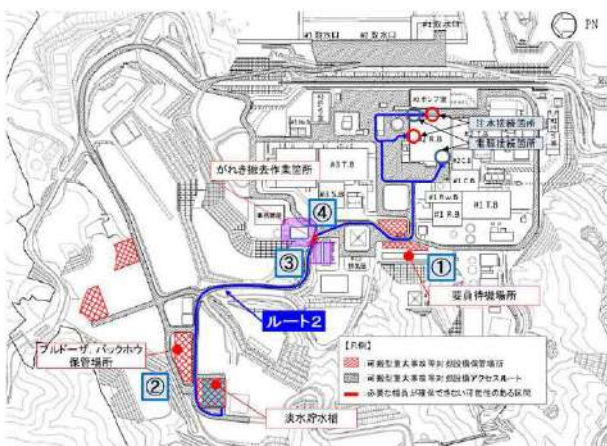
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
 <p>第6-42図 ルート1の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p>第6-17表 ルート1の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 869 683 1117"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約 m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>-</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>1180</td> <td>重機移動</td> <td>8</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>段差解消</td> <td>70</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	-	-	状況確認・準備	15	15	-	-	ルート確認・判断	40	55	①→②	-	徒歩移動	15	70	②→③	1180	重機移動	8	78	-	-	段差解消	70	148			<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																													
-	-	状況確認・準備	15	15																													
-	-	ルート確認・判断	40	55																													
①→②	-	徒歩移動	15	70																													
②→③	1180	重機移動	8	78																													
-	-	段差解消	70	148																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
 <p data-bbox="145 662 616 694">第6-43図 ルート2の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p data-bbox="190 774 571 805">第6-18表 ルート2の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 813 683 1204"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>—</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>450</td> <td>重機移動</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③→④</td> <td rowspan="4">30</td> <td>引留鉄構電線切断作業</td> <td>21</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構分解作業</td> <td>6</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋分解作業</td> <td>108</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>給排水処理建屋がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	—	—	状況確認・準備	15	15	—	—	ルート確認・判断	40	55	①→②	—	徒歩移動	15	70	②→③	450	重機移動	5	75	③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96	引留鉄構分解作業	6	102	引留鉄構がれき撤去作業	10	112	給排水処理建屋分解作業	108	220			給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230			<p data-bbox="1982 135 2161 279">【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																																											
—	—	状況確認・準備	15	15																																											
—	—	ルート確認・判断	40	55																																											
①→②	—	徒歩移動	15	70																																											
②→③	450	重機移動	5	75																																											
③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96																																											
		引留鉄構分解作業	6	102																																											
		引留鉄構がれき撤去作業	10	112																																											
		給排水処理建屋分解作業	108	220																																											
		給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シナリオにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業、屋内作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>なお、内部溢水及び内部火災等の評価結果の反映が必要な場合は、適宜影響について再評価を行う。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-20表に示す。</p> <p>また、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について、補足資料(9)に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルートへの影響</p> <p>(a) 屋外アクセスルートの確認</p> <p>重大事故等対応要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電所対策本部の全体指揮者が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、重大事故等対応要員への指示を実施する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、重大事故等対応要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「重大事故等対応要領書」に明記することとしている。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シナリオにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について想定時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、作業は可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所、屋外のアクセスルート等の点検状況について、別紙(21)、1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの影響を補足(6)、2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による影響を補足(13)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響</p> <p>(a) アクセスルートの確認</p> <p>緊急時対策要員からアクセスルート等の状況等の報告を受けた緊急時対策本部の復旧班長又は指示者[*]は、通行可能なアクセスルートの状況を緊急時対策本部内に周知する。</p> <p>※：初動体制は指示者、要員参集後は復旧班長が周知する。</p> <p>万一、通行ができない場合は、応急復旧方法、応急復旧の優先順位を考慮の上、アクセスルートを判断し、緊急時対策要員へ指示及び当直長へ連絡する。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シナリオにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-20表に示す。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について補足資料(8)に、1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について補足資料(7)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響</p> <p>(a) アクセスルートの確認</p> <p>災害対策要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電課長(当直)又は復旧班長[*]が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、災害対策要員への指示を実施する。</p> <p>※：初動対応は発電課長(当直)、発電所対策本部体制確立後は復旧班長が指示する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、災害対策要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「泊発電所重大事故等および大規模損壊対応要領」に基づく手順に明記することとしている。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は仮復旧が必要な場合の対応について、本項「(a)アクセスルートの確認」の下段で記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲について記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は本項「(a)アクセスルートの確認」の最後に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの判断手順等について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 重大事故等対応要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電所対策本部に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電所対策本部は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、重大事故等対応要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 重大事故等対応要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>アクセスルートの確認及び復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>①緊急時対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、緊急時対策本部に状況を報告する。</p> <p>②緊急時対策本部は、アクセスルートの復旧が必要な場合、以下の優先順位に従い緊急時対策要員に対し復旧を指示する。 <復旧の優先順位設定の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。 2. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのアクセスルートがいずれも通行できない場合、道路の損壊状況を確認し、早期に復旧可能なルートの復旧を優先する。 3. 緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートを復旧する。 4. アクセスルートの複数ルート通行が可能となるようにする。 <p>③緊急時対策要員は、アクセスルートの復旧の優先順位に従い、アクセスルートを復旧する。</p> <p>緊急時対策要員からの報告後、速やかにアクセスルートの判断を行うため、作業の成立性への影響はない。</p>	<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 災害対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電課長（当直）等に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電課長（当直）等は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、災害対策要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 災害対策要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は本項「(a)アクセスルートの確認」の段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 屋外アクセスルートの復旧</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等対処が確実に実施できるように、複数ルート設定しているが、地震時におけるアクセスルートの被害想定（別紙(25)参照）を行い、要員2名でブルドーザ及びバックホウによるがれきの撤去及びブルドーザによる段差の仮復旧を行う時間を評価した結果、状況確認時間、ルート判断時間及び移動時間を含めてルート1は148分（2時間28分）、ルート2は230分（3時間50分）で保管エリアから重大事故等対処設備設置場所へのアクセスルートの仮復旧が可能である。以降、復旧時間の長いルート2の3時間50分を4時間として評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧時間に含まれる保守性については補足資料(6)に示す。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>アクセスルート仮復旧後の道路幅は一部において3.7m程度となり1車線通行となるが、アクセスルート仮復旧後6時間での車両通行量は5往復程度のため、通行に与える影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>アクセスルートは、揺すり込みにより不等沈下や地下構造物の損壊が発生した場合に備え、車両の徐行による通行が不可能となる段差が15cm以上となる箇所には、あらかじめ段差対策（不等沈下に対する補強材敷設による段差緩和対策や、地下構造物の損壊に対する鋼材敷設）を実施すること及びブルドーザを用いて碎石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消することにより車両の通行は可能である。</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(19)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業はE L 8.5m・15m エリアを1名、E L 44m エリアを1名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員・本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも3mで片側通行となるが、タンクローリーを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを超える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(30)参照）</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(25)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業は災害対策要員2名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員又は本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも4.0mで片側通行となるが、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）を除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所やアクセスルートトンネルを各車両が通行する場合は、現場作業員が緊急時対策所又は中央制御室へ衛星電話設備、電力保安通信用電話設備等を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを超える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(16)参照）</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 【島根】記載内容の相違 ・島根は復旧作業の分担エリアを記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は作業安全について記載。 【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・片側通行箇所、道路幅及び通行量の相違。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は別紙(26)に道幅が狭い箇所の通行について記載。 【島根】記載内容の相違 ・可搬型設備及び通信設備の相違。 ・島根は車両間で相互連絡するが、泊は女川と同様に対策本部と車両間で連絡する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、段差想定箇所については事前の段差緩和対策を実施するため、重機での仮復旧は実施しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対応のホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを、走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続や弁操作等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型設備のホース、電源ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>重大事故等対応要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から重大事故等対応要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境化において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>重大事故等対応のためのホースを敷設する場合においても、ホースブリッジを設置することで、アクセスルート上の通行は可能であることを確認している。（別紙(20)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置は、ホース敷設完了後のアクセス性を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。緊急時対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは可搬型設備の保管場所に保管又は可搬型設備に車載する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. 屋外のアクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から緊急時対策本部への報告、緊急時対策本部から緊急時対策要員への指示は、通常通信連絡設備（所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、無線通信設備、衛星電話設備等の通信連絡設備にて実施することが可能であり、屋外作業への影響はない。</p> <p>夜間における屋外のアクセスルート通行時には、重機・車両に搭載されている照明、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト等の照明設備を使用することが可能であり、屋外作業への影響はない。（別紙(16)参照）</p>	<p>重大事故等対応の可搬型ホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、可搬型ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。発電所災害対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、可搬型ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型ホース、ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>発電所災害対策要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から発電所災害対策要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備及び運転指令設備（警報装置を含む。）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、衛星電話設備により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 作業の成立性</p> <p>作業時間について、第6-19表のとおり、アクセスルート復旧作業を含めた時間評価を実施し、道路の状況、車両の通行量を考慮しても制限時間内に作業は可能である。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第4-17表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p> <p>以下に重要事故シーケンスにおける可搬型設備を用いた屋外作業の成立性の評価条件を示す。</p> <p>(a) 以下の屋外作業について成立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）準備操作 ・原子炉補機代替冷却系準備操作（資機材配置及びホース敷設起動及び系統水張り） ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）準備操作 ・燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水 ・輪谷貯水槽（西1/西2）から低圧原子炉代替注水槽への補給 ・燃料補給準備 ・可搬式窒素供給装置準備 <p>(b) 作業の起点となる緊急時対策要員の出発点は緊急時対策所とする。</p> <p>(c) 可搬型設備は、緊急時対策所から離れている第3保管エリア及び第4保管エリアから出動する。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>屋外のアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第6-19表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・作業の成立性確認における評価条件の明確化。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 赤字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-19表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセスルート ① 復旧時間	その他考慮 すべき時間 ②	有効性評価上の 作業時間 ③	制限時間**1	評価結果 (①+②+③)
代替注水等確保	4時間	-	6時間 ^{※2}	18時間	○ (10時間)
原子炉補機代替冷却水系準備操作		6時間 ^{※3}	9時間	24時間	○ (19時間)
燃料補給準備（ガスタービン発電設備 軽油タンクへの給油）		-	2時間15分	19時間	○ (6時間15分)
燃料補給準備（大容量送水ポンプ（タ イプ1）へ給油）		-	2時間15分	18時間	○ (9時間15分)
燃料補給準備（原子炉補機代替冷却水 系 ^{※4} へ給油）		3時間 ^{※5}	2時間15分	24時間	○ (9時間15分)

※1：重要事故シナケンスごとに制限時間が異なる場合には、最長の制限時間を記載
 ※2：移動時間、アクセスルート復旧時間を含む
 ※3：代替注水等確保からの継続作業を考慮した時間を記載
 ※4：原子炉補機代替冷却水系；熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプ1）
 ※5：燃料補給準備（ガスタービン発電設備軽油タンクへの給油）からの継続作業を考慮した時間を記載

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第4-17表 屋外作業の成立性評価結果

作業名	アクセス ルート 復旧時間①	移動時間** ②	作業時間 ③	有効性評価 想定時間**1	評価結果 (①+②+③)
低圧原子炉代替注水系（可搬型）準備操作	0分	28分	1時間13分	2時間20分	○ (1時間41分)
原子炉補機代替冷却水系準備操作（買入れ配置 及びホース敷設移動及び系統水張り）	0分	32分	5時間9分	7時間40分	○ (5時間41分)
格納容器代替スプレイス系（可搬型）準備操作	0分	28分	1時間13分	2時間30分	○ (1時間41分)
燃料プールのスプレイス系（可搬型スプレイノズ ル）による燃料プール注水	0分	28分	1時間07分	3時間10分	○ (2時間26分)
輸送時水櫃（西1/西2）から低圧原子炉代 替注水櫃への給油	0分	28分	1時間13分	2時間30分	○ (1時間41分)
燃料補給準備	0分	28分	3時間44分	2時間30分	○ (2時間15分)
可搬型装置供給装置準備	0分	32分	3時間10分	12時間	○ (1時間45分)

※1：緊急時対策所から作業場所までの移動時間を記載。
 ※2：重要事故シナケンスごとに有効性評価の想定時間が異なる場合には、最長の想定時間を記載。

第6-19表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセスルート ① 復旧時間	その他考慮 すべき時間 ②	有効性評価上の 作業時間 ③	制限時間**1	評価結果 (①又は②)+③
蒸気発生器への注水確保(海水)	0分	2時間00分 ^{※2}	3時間20分	7時間24分	○ (5時間)
燃料補給(代替非常用発電機への燃料補給)		3時間00分 ^{※2}	2時間00分	6時間20分	○ (5時間00分)

※1：蒸気発生器への注水確保(海水)の制限時間は、「全交流動力電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定。
 燃料補給(代替非常用発電機への燃料補給)の制限時間は、「全交流動力電源喪失(外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シェールLOCAが発生する事故)」、「蒸気圧力・湿度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」及び「全交流動力電源喪失(燃料取
出前のミッドロープ駆動中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)」を想定。
 ※2：有効性評価のタイムチャートにおける屋外作業の作業着手時間を記載している。

【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・屋外作業の相違やアク
 セスルート復旧内容の
 相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. 屋内アクセスルートの評価</p> <p>屋内アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤及び防潮壁を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とした。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、屋内アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動操作失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外としている。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-8図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との隔離距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>5. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される津波については、津波遡上解析の結果、防波壁内側の屋外アクセスルートへ基準津波が到達しないことを確認していることから、評価の対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば、現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第5-1表に記す。また、屋内のアクセスルートの設定について別紙(13)に記す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートについて一覧を第5-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第5-1(1)図～第5-1(12)図、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第5-3表、屋内作業の成立性評価結果を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との隔離距離をとる等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手摺等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 	<p>7. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内のアクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-15図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表、屋内作業の成立性評価結果を第7-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との隔離距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備名称、記載表現の相違（記載内容に相違はない。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置の実施により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 また、万一、周辺にある常置品が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去等を行う。</p> <p>なお、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理については、社内規程に基づき実施する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 また、万一、周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去を行う。ただし、常設物及び仮置物の人力による排除又は乗り越えが可能な場合を除く。</p> <p>なお、常設物及び仮置物の設置に対する運用、管理については、社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート の周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合の対応及び運用・管理について記載した。</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊は、常設物及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。（柏崎と同様）</p>
<p>b. 地震随伴火災の影響評価 屋内アクセスルート近傍の油内包又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素ガス内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(17)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 屋内アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートがある建物のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(18)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品、仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があることを確認しており、通行可能な通路幅がない場合であっても、迂回、乗越え及び排除により対応可能である。また、アクセスルートが通行不可となる物品については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、アクセスルート周辺のポンペについては、転倒防止処置を実施し、基準地震動Ssにおける機能維持を確認しており、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(14)に現場確認結果、別紙(15)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。</p> <p>現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常置品及び仮置資機材が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があり、また、通路幅が確保できない場合は移設又は撤去することでアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置資機材は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンペが転倒した場合を考慮し、ポンペ固定器具の耐震補強による転倒防止の実施又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は、乗り越えにより通行可能であることを確認した。また、アクセスルートが通行不可となる常設物品及び仮置物については影響がない箇所へ移設することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置物は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。ただし、人力による排除又は乗り越えが可能な場合は除く。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンペが転倒した場合を考慮し、ポンペを鋼材及びボルトにより固定することで転倒防止を図る又はアクセスルート近傍から撤去する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p> <p>【女川及び島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートの通路幅が万一確保できない場合の対処方法の相違。 ・泊は、常設物品及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、今後設置する仮置物の配置の考え方に關して記載した。 <p>【島根】評価内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊はポンペが転倒せず、アクセスルートに影響がないことを記載している。(女川はSs機能維持を確認している。) <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の作業時間を上回ることはない（「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ放射線防護具及び耐熱服着用時間は考慮されていることから、本評価では考慮しない。）。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p>	<p>【比較のため本比較表の次ページの抜粋を掲載】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水、資機材の転倒による影響を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の想定時間を上回ることはない。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】章立て及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>泊は、制限時間内の作業の成立性について、作業開始前に作業が無い場合は防護具の着用を実施できるものとして評価している。</p> <p>泊は、資機材の排除、乗り越えを考慮していることから移動時間の1.5倍の評価に資機材の転倒の影響も含んでいることを記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>泊は、有効性評価の成立性の観点で制限時間内に作業完了できることを確認している。（島根は有効性評価想定時間内に実施可能であることを確認することで有効性評価の成立性を確認している。）</p> <p>【女川及び島根】方針の相違</p> <p>泊は、有効性評価上の想定時間に放射線防護具着用時間が含まれていることから、本評価においても放射線防護具着用時間を考慮している。（女川・島根は有効性評価において、有効性評価上の想定時間とは別に防護具着用時間を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 屋内アクセスルートへの影響</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は手順書に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常連絡手段（電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング））が使用できない場合でも、携行型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響について</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程に定める運用（足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置する等）により管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを通行する。（別紙(35)参照）</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から中央制御室への報告、中央制御室から緊急時対策要員への指示は、通常連絡手段（所内通信連絡設備（ハンドセットステーション）及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、有線式通信設備等の通信手段にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建物内の通常照明が使用できない場合、緊急時対策要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯、LEDライトを使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置しており、屋内作業への影響はない。（別紙(13)、別紙(16)参照）</p> <p>【本比較表の前ページにて比較する】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程類に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常連絡手段（電力保安通信用電話設備及び運転指令設備（警報装置を含む。））が使用できない場合でも、携行型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯等を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・要員及び設備名称の相違。</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は、ヘッドライト、懐中電灯を使用することで電源喪失時も屋内作業に影響がないと判断している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(8/8)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
可搬型代替直流電源設備による給電	1.14	・125V 直流主母線盤 20-4 及び125V 直流主母線盤 2A-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→(④-47)→(④階段L④)→中央制御室→(①階段L④)→(④-46)】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④-47)】 ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 20-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④階段L④)→中央制御室→(①階段L④)→(④-47)】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④-47)】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(②)→(③)階段F④)→(④-46)】	無	無	無
電源車によるバリエータ26表及びモータコントローラセンタ26系受電	1.14	【中央制御室→(①)→(②)→(③)階段F④)→(④-46)】	無	無	無
可搬型計測器による計測又は監視	1.15	【(⑤-02)→(④階段L④)→中央制御室】	無	無	無
中央制御室待避所の運用手順	1.16	【中央制御室→(①階段L④)→(④-51)→(④階段L⑥)→(⑥-7)】	無	無	無
非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	【中央制御室→(①)→(②)→(③)階段G⑤)→(④階段B②)→(②)→(①)→(①-2)】	無	無	有

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

島根原子力発電所2号炉

第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧(8/8)

対応手段	該当条文	設備の名称 ^{※1}	設備の機能による影響 ^{※2}	火災源の有無 ^{※3}	溢水源の有無 ^{※4}
非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	建屋内の被ばく防止設備 閉止設備（建屋内） 原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止設備	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。

泊発電所3号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(8/11)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	1.13	・可搬型大型送水ポンプ車 10a 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→(①-4)→(①階段A④)→(④階段L④)→(④階段F②)→(②-3)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(②階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(③-6)】 ・可搬型大型送水ポンプ車 30a 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(①)階段A④)→(④階段L①)→(④階段F②)→(②-3)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(②階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→(③-5)】	無	無	有
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	1.13	・可搬型大型送水ポンプ車 10a 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→(①)→(②)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(②階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(③-8)】 ・可搬型大型送水ポンプ車 30a 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(①)階段A④)→(④階段L①)→(④階段F②)→(②-2)→(②階段F③)→(③階段L④)→(④階段A②)→(②-3)】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(②階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→(③-3)】	無	無	有
燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）	1.13	【中央制御室→(①)→(②)→(③)階段A⑤)→(④-14)→(④階段M⑦)→(⑦-10)→(⑦階段M⑧)→(⑧-14)→(⑧-12)】	無	無	有
燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	1.13	【中央制御室→(①)→(②)→(③)階段A⑤)→(④-14)→(④-12)】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(9/11)</p> <table border="1" data-bbox="1344 231 1960 877"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※1}</th> <th>火災影響の有無^{※1}</th> <th>溢水影響の有無^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電</td> <td>1.14</td> <td>メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電操作、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電操作、受電確認 【中央制御室→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)→(⑧-18)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)→(⑧-20)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電</td> <td>1.14</td> <td>メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤階段A⑤)→(⑧-30)→(⑧-19)】 メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系受電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-20)】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</td> <td>1.14</td> <td>不要な直流負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(⑤-18)】 不要な直流負荷切離し操作(SBO発生8.5時間以内) 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-24)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備による給電(常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復帰の場合)</td> <td>1.14</td> <td>蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復帰操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-22)→(⑧-23)→(⑧-32)→(⑤階段A⑤)→(⑧-24)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンターのコンタクト差替え 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-22)】 安全補機開閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→(⑤階段A④)→(④-15)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}	代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電操作、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電操作、受電確認 【中央制御室→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)→(⑧-18)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)→(⑧-20)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)】	無	無	無	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤階段A⑤)→(⑧-30)→(⑧-19)】 メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系受電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-20)】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	1.14	不要な直流負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(⑤-18)】 不要な直流負荷切離し操作(SBO発生8.5時間以内) 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-24)】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電(常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復帰の場合)	1.14	蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復帰操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-22)→(⑧-23)→(⑧-32)→(⑤階段A⑤)→(⑧-24)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンターのコンタクト差替え 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-22)】 安全補機開閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→(⑤階段A④)→(④-15)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}																												
代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電操作、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電操作、受電確認 【中央制御室→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)→(⑧-18)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)→(⑧-20)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤階段C⑤)→(⑧-17)】	無	無	無																												
可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-16)→(⑤階段A⑤)→(⑧-30)→(⑧-19)】 メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系受電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-20)】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】	無	無	有																												
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	1.14	不要な直流負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(⑤-18)】 不要な直流負荷切離し操作(SBO発生8.5時間以内) 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-24)】	無	無	有																												
所内常設蓄電式直流電源設備による給電(常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復帰の場合)	1.14	蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復帰操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-22)→(⑧-23)→(⑧-32)→(⑤階段A⑤)→(⑧-24)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンターのコンタクト差替え 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→(⑧-22)】 安全補機開閉器室外気取入ダンプ開操作 【中央制御室→(⑤階段A④)→(④-15)】	無	無	有																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(10/11)</p> <table border="1" data-bbox="1335 236 1968 1018"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替直流電線設備による給電</td> <td>L.14</td> <td> 直流母線受電準備 【中央制御室→⑤階段A③→④-26】 直流母線給電操作 【中央制御室→⑤階段A③→④-26→③-27】 保管場所への移動 【中央制御室→⑤階段B③→屋外A】 給電、可搬型直流電源装置の移動 ・可搬型直流電源接続盤（東側）に接続する場合 【屋外E→③-11→屋外E→屋外のアクセスルート→屋外E→③階段G②→④階段A⑤→④-26】 ・可搬型直流電源接続盤（西側）に接続する場合 【屋外D→③-11→屋外D→屋外のアクセスルート→屋外A→③階段B③→④階段A⑤→④-26】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ実装装置及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td>L.14</td> <td> 系統構成 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段B③→屋外A→④階段B⑤→④-25→⑤階段A⑤→④-14→⑤階段B④→④-16】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→②階段B⑥→④-14→⑤階段B④→④-16】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ実装装置及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td>L.14</td> <td> 系統構成 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→屋外E→③階段G②→④-16→④階段G⑤→④-14】 ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→③階段B③→④-14→⑤階段B④→④-16】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	可搬型代替直流電線設備による給電	L.14	直流母線受電準備 【中央制御室→⑤階段A③→④-26】 直流母線給電操作 【中央制御室→⑤階段A③→④-26→③-27】 保管場所への移動 【中央制御室→⑤階段B③→屋外A】 給電、可搬型直流電源装置の移動 ・可搬型直流電源接続盤（東側）に接続する場合 【屋外E→③-11→屋外E→屋外のアクセスルート→屋外E→③階段G②→④階段A⑤→④-26】 ・可搬型直流電源接続盤（西側）に接続する場合 【屋外D→③-11→屋外D→屋外のアクセスルート→屋外A→③階段B③→④階段A⑤→④-26】	無	無	有	代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ実装装置及び代替所内電気設備分電盤給電	L.14	系統構成 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段B③→屋外A→④階段B⑤→④-25→⑤階段A⑤→④-14→⑤階段B④→④-16】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→②階段B⑥→④-14→⑤階段B④→④-16】	無	無	有	可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ実装装置及び代替所内電気設備分電盤給電	L.14	系統構成 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→屋外E→③階段G②→④-16→④階段G⑤→④-14】 ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→③階段B③→④-14→⑤階段B④→④-16】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																						
可搬型代替直流電線設備による給電	L.14	直流母線受電準備 【中央制御室→⑤階段A③→④-26】 直流母線給電操作 【中央制御室→⑤階段A③→④-26→③-27】 保管場所への移動 【中央制御室→⑤階段B③→屋外A】 給電、可搬型直流電源装置の移動 ・可搬型直流電源接続盤（東側）に接続する場合 【屋外E→③-11→屋外E→屋外のアクセスルート→屋外E→③階段G②→④階段A⑤→④-26】 ・可搬型直流電源接続盤（西側）に接続する場合 【屋外D→③-11→屋外D→屋外のアクセスルート→屋外A→③階段B③→④階段A⑤→④-26】	無	無	有																						
代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ実装装置及び代替所内電気設備分電盤給電	L.14	系統構成 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段B③→屋外A→④階段B⑤→④-25→⑤階段A⑤→④-14→⑤階段B④→④-16】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→②階段B⑥→④-14→⑤階段B④→④-16】	無	無	有																						
可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ実装装置及び代替所内電気設備分電盤給電	L.14	系統構成 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A⑤→④-25→⑤階段A⑥→④-14】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統） 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→屋外E→③階段G②→④-16→④階段G⑤→④-14】 ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合 【中央制御室→⑤階段A④→④-16→④階段B③→④-10→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→③階段B③→④-14→⑤階段B④→④-16】	無	無	有																						
		<p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>																									
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (11/11)</p> <table border="1" data-bbox="1344 231 1962 997"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの供給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</td> <td>1.14</td> <td> 系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-12)→(⑥)階段E③→(③-28)→(⑥)階段P⑤→(③-3)→(⑥)階段P⑤→(③-28)→(⑥)階段E④→(⑥-12)→(⑥)階段E④→(③-28)→(③-29)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-12)→(⑥)階段E③→(③-28)→(⑥)階段P⑤→(③-3)→(⑥)階段I⑤→(③-28)→(⑥)階段E④→(⑥-12)→(⑥)階段E④→(③-28)→(③-29)】 ホース巻取、接続 【屋外A→(③)階段B⑥→(⑥-12)→(⑥-13)→(⑥-12)→(⑥-23)→(⑥)階段B⑥→屋外A】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視</td> <td>1.15</td> <td>【中央制御室→(⑥-15)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源故障により中央制御室空調装置を復旧する場合)</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(⑥)階段A④→(④-14)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照度を確保する手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(⑥-17)→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(⑥-21)→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>チェンレンジエリアの設置及び運用手順</td> <td>1.16</td> <td>【屋外A→(③)階段B⑥→(⑥-19)→(⑥-20)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順(交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)</td> <td>1.16</td> <td> 系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型差圧ガスポンプ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B②→(④-4)】 燃料採取室排気調降ガンバ閉鎖 【中央制御室→(⑥)階段A④→(⑥)階段B②→(④-5)】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの供給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-12)→(⑥)階段E③→(③-28)→(⑥)階段P⑤→(③-3)→(⑥)階段P⑤→(③-28)→(⑥)階段E④→(⑥-12)→(⑥)階段E④→(③-28)→(③-29)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-12)→(⑥)階段E③→(③-28)→(⑥)階段P⑤→(③-3)→(⑥)階段I⑤→(③-28)→(⑥)階段E④→(⑥-12)→(⑥)階段E④→(③-28)→(③-29)】 ホース巻取、接続 【屋外A→(③)階段B⑥→(⑥-12)→(⑥-13)→(⑥-12)→(⑥-23)→(⑥)階段B⑥→屋外A】	無	無	有	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	1.15	【中央制御室→(⑥-15)】	無	無	無	中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源故障により中央制御室空調装置を復旧する場合)	1.16	【中央制御室→(⑥)階段A④→(④-14)】	無	無	有	中央制御室の照度を確保する手順	1.16	【中央制御室→(⑥-17)→中央制御室】	無	無	無	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	1.16	【中央制御室→(⑥-21)→中央制御室】	無	無	無	チェンレンジエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→(③)階段B⑥→(⑥-19)→(⑥-20)】	無	無	有	アニュラス空気浄化設備の運転手順(交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	1.16	系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型差圧ガスポンプ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B②→(④-4)】 燃料採取室排気調降ガンバ閉鎖 【中央制御室→(⑥)階段A④→(⑥)階段B②→(④-5)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																																														
ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの供給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-12)→(⑥)階段E③→(③-28)→(⑥)階段P⑤→(③-3)→(⑥)階段P⑤→(③-28)→(⑥)階段E④→(⑥-12)→(⑥)階段E④→(③-28)→(③-29)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-12)→(⑥)階段E③→(③-28)→(⑥)階段P⑤→(③-3)→(⑥)階段I⑤→(③-28)→(⑥)階段E④→(⑥-12)→(⑥)階段E④→(③-28)→(③-29)】 ホース巻取、接続 【屋外A→(③)階段B⑥→(⑥-12)→(⑥-13)→(⑥-12)→(⑥-23)→(⑥)階段B⑥→屋外A】	無	無	有																																														
可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	1.15	【中央制御室→(⑥-15)】	無	無	無																																														
中央制御室空調装置の運転手順(常設代替交流電源故障により中央制御室空調装置を復旧する場合)	1.16	【中央制御室→(⑥)階段A④→(④-14)】	無	無	有																																														
中央制御室の照度を確保する手順	1.16	【中央制御室→(⑥-17)→中央制御室】	無	無	無																																														
中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	1.16	【中央制御室→(⑥-21)→中央制御室】	無	無	無																																														
チェンレンジエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→(③)階段B⑥→(⑥-19)→(⑥-20)】	無	無	有																																														
アニュラス空気浄化設備の運転手順(交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	1.16	系統構成、アニュラス全量排気等操作用可搬型差圧ガスポンプ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B②→(④-4)】 燃料採取室排気調降ガンバ閉鎖 【中央制御室→(⑥)階段A④→(⑥)階段B②→(④-5)】	無	無	有																																														
		<p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>																																																	
		<p>： 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内アクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図番号
1 高圧・低圧注水機能喪失	7-1
2 高圧注水・減圧機能喪失	—
3 全交流動力電源喪失（長期TB）	7-2
4 全交流動力電源喪失（TBI）	7-2で包括
5 全交流動力電源喪失（TBD）	7-3
6 全交流動力電源喪失（TBP）	7-2で包括
7 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	7-4
8 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	7-1で包括
9 原子炉停止機能喪失	—
10 LOCA時注水機能喪失	7-5
11 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7-6
12 零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）	7-4で包括
13 零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）	7-5で包括
14 高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	7-7
15 原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	7-7で包括
16 水素燃焼	7-4で包括
17 溶融炉心・コンクリート相互作用	7-7で包括
18 想定事故1	7-8
19 想定事故2	7-8で包括
20 崩壊熱除去機能喪失	—
21 全交流動力電源喪失	7-4で包括
22 原子炉冷却材の流出	—
23 反応度の誤投入	—

※ 「—」は現場操作がないため図面なし

島根原子力発電所2号炉

第5-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図面作成表	図番号
1 高圧・低圧注水機能喪失	現場操作なし	—
2 高圧注水・減圧機能喪失	○	5-1(1)
3 全交流動力電源喪失（長期TB）	○	5-1(2)
4 全交流動力電源喪失（TBU）	3で包括	—
5 全交流動力電源喪失（TBD）	○	5-1(3)
6 全交流動力電源喪失（TBP）	○	5-1(4)
7 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	○	5-1(5)
8 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）	現場操作なし	—
9 原子炉停止機能喪失	現場操作なし	—
10 LOCA時注水機能喪失	現場操作なし	—
11 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	○	5-1(6)
12 零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）	○	5-1(7)
13 零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）	○	5-1(8)
14 高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	12で包括	—
15 原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	現場操作なし	—
16 水素燃焼	現場操作なし	—
17 溶融炉心・コンクリート相互作用	現場操作なし	—
18 想定事故1	○	5-1(9)
19 想定事故2	18で包括	—
20 崩壊熱除去機能喪失（停止時）	○	5-1(10)
21 全交流動力電源喪失（停止時）	○	5-1(11)
22 原子炉冷却材の流出（停止時）	○	5-1(12)
23 反応度の誤投入（停止時）	現場操作なし	—

泊発電所3号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

No.	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図番号
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—
2	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	7-1
3	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-2
4	原子炉補機冷却機能喪失	7-3
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	7-4
6	原子炉停止機能喪失	—
7	ECSS注水機能喪失	—
8	ECSS再循環機能喪失	7-5
9	格納容器バイパス （インターフェイスシステムLOCA）	7-6
10	格納容器バイパス （蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）	7-7
11	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7-8
12	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7-9
13	高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	7-9で包括
14	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	7-8で包括
15	水素燃焼	7-10
16	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-8で包括
17	想定事故1	7-11
18	想定事故2	7-11で包括
19	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7-12
20	全交流動力電源喪失 （燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-13
21	原子炉冷却材の流出	7-14
22	反応度の誤投入	7-15

※：「—」は現場操作がないため図面なし

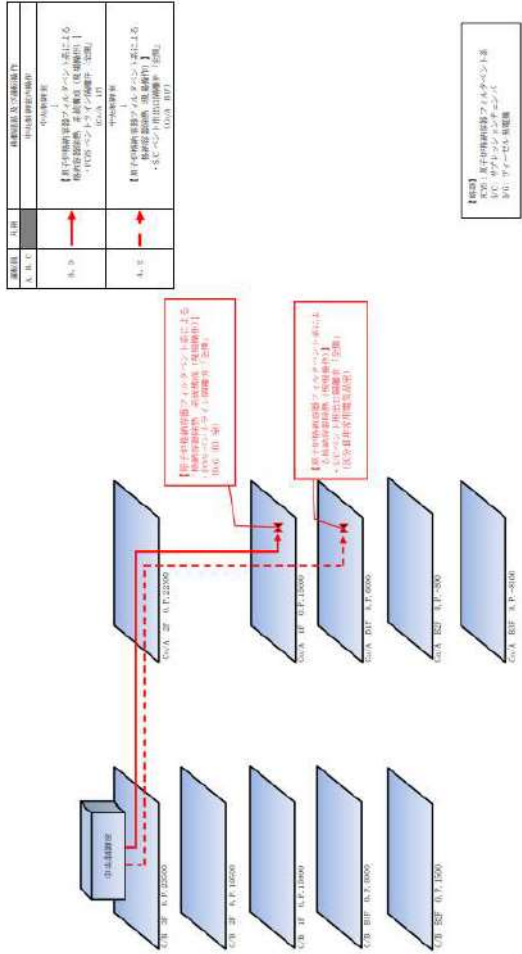
【女川及び島根】記載内容の相違

有効性評価の事故シーケンスの相違及びその屋内作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

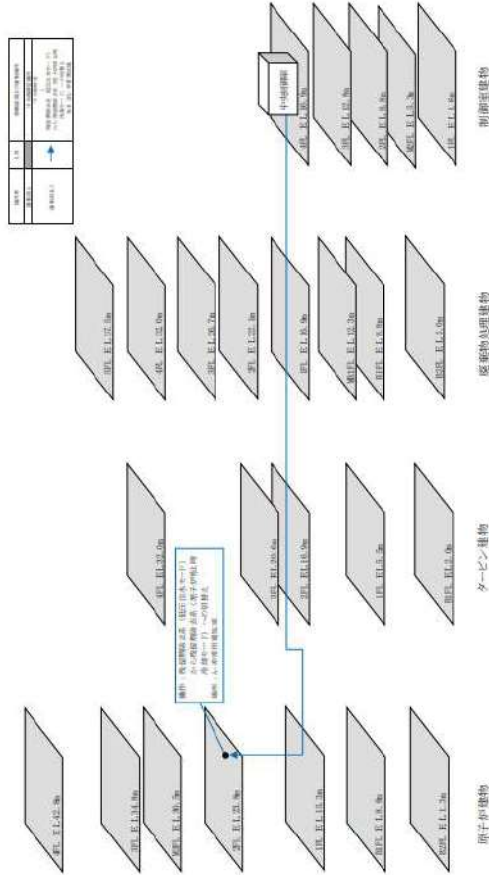
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



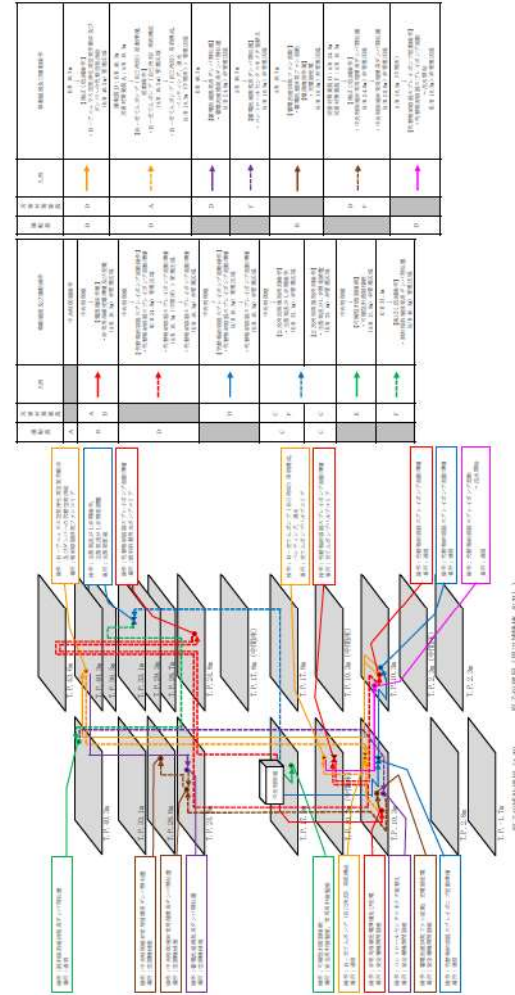
第7-1図 事故対象シークェンス「高圧・低圧注水機能喪失」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(1) 事故シークェンス「高圧注水・減圧機能喪失」

泊発電所3号炉



第7-1図 事故シークェンス「全交流動力電源喪失」

相違理由

【女川及び島根】 記載内容の相違

- 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

(外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故) (1/2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

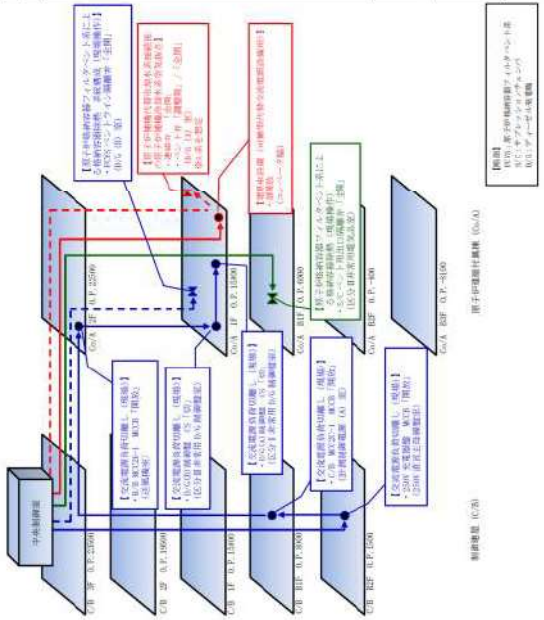
女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

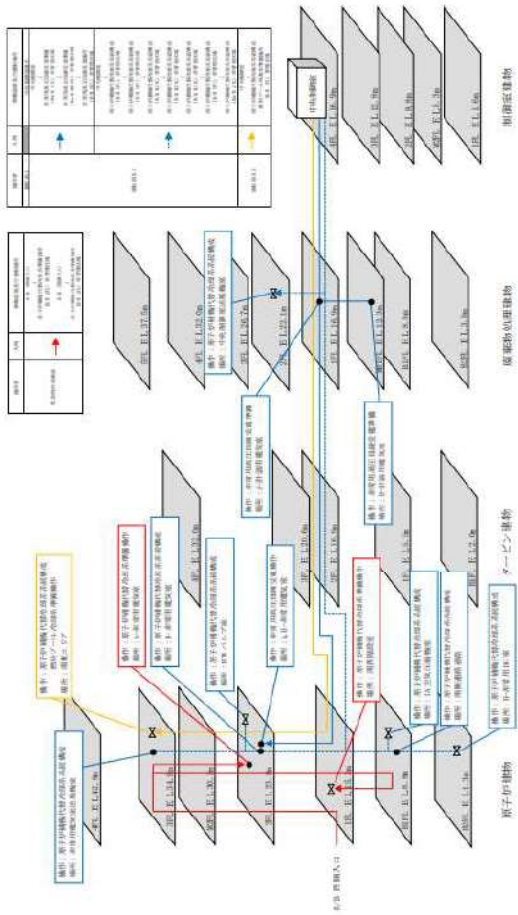
泊発電所3号炉

相違理由

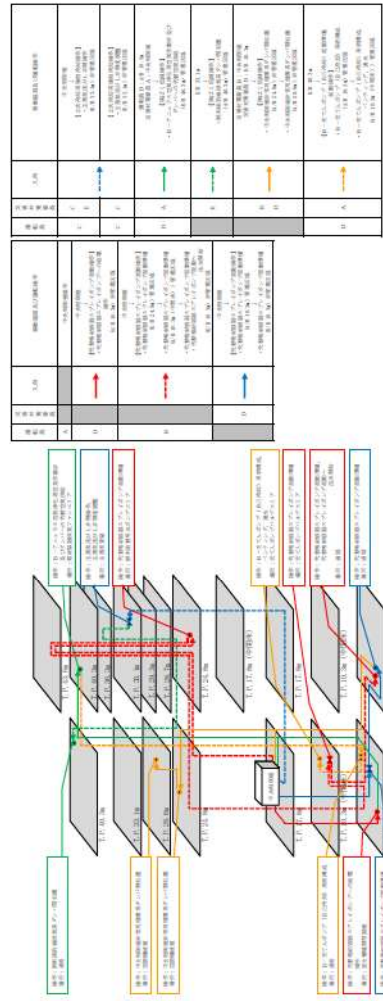
機器名	仕様	相違理由
中子検出器	【中子検出器】 - 中子検出器 - 中子検出器 - 中子検出器	↑
中子検出器	【中子検出器】 - 中子検出器 - 中子検出器 - 中子検出器	↑
中子検出器	【中子検出器】 - 中子検出器 - 中子検出器 - 中子検出器	↑
中子検出器	【中子検出器】 - 中子検出器 - 中子検出器 - 中子検出器	↑
中子検出器	【中子検出器】 - 中子検出器 - 中子検出器 - 中子検出器	↑
中子検出器	【中子検出器】 - 中子検出器 - 中子検出器 - 中子検出器	↑



第7-5図 事故対象シケーンズ「LOCA時注水機能喪失」



第5-1図(5) 事故シケーンズ 前減熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）



第7-3図 事故シケーンズ「原子炉補機冷却機能喪失」(1/2)

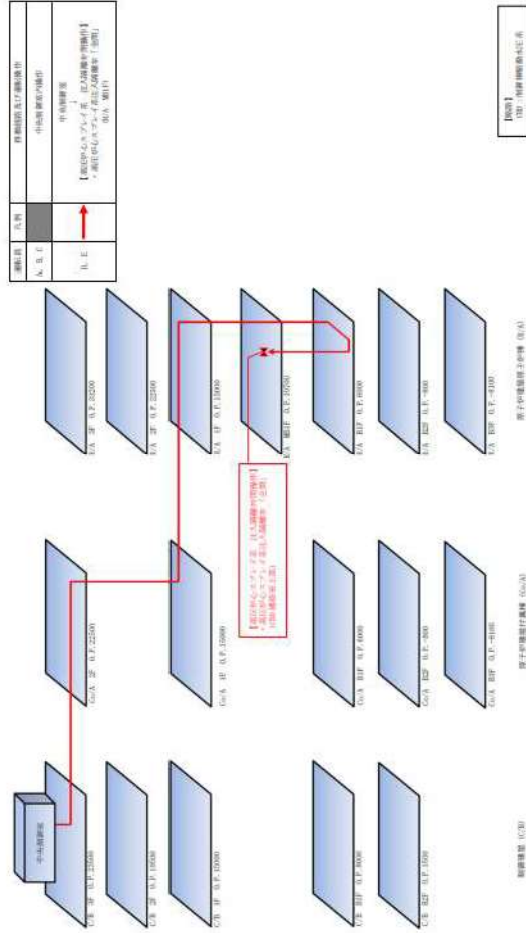
【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

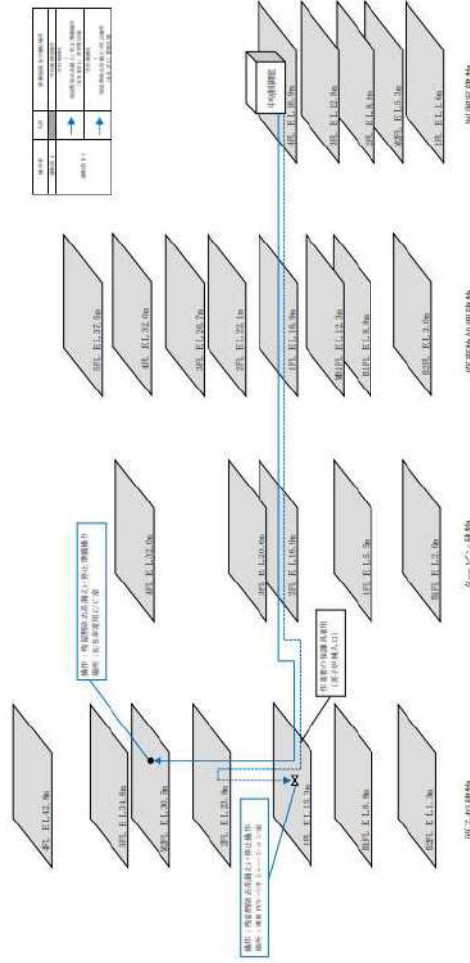
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉



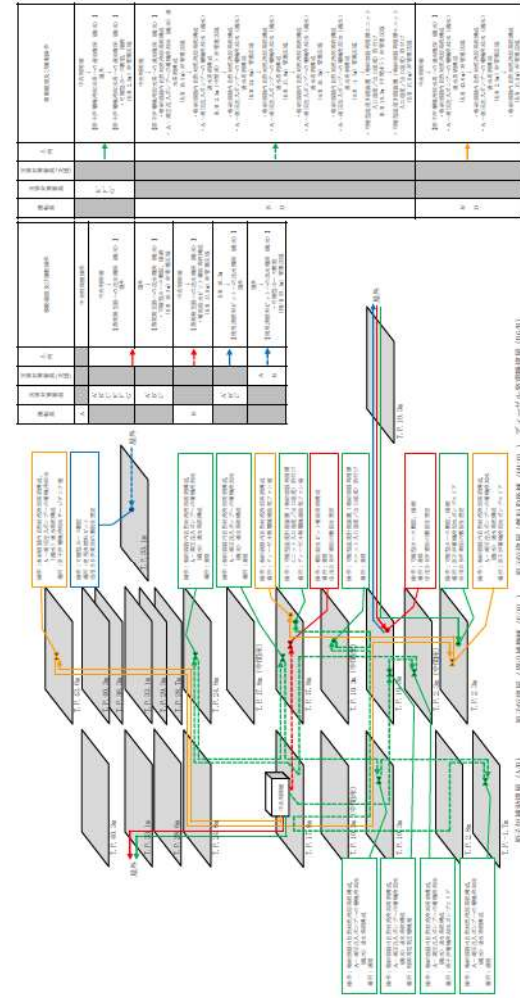
第7-6図 事故対象シケケンス「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(6) 事故シケケンス 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）

泊発電所3号炉



第7-3図 事故シケケンス「原子炉補機冷却機能喪失」(2/2)

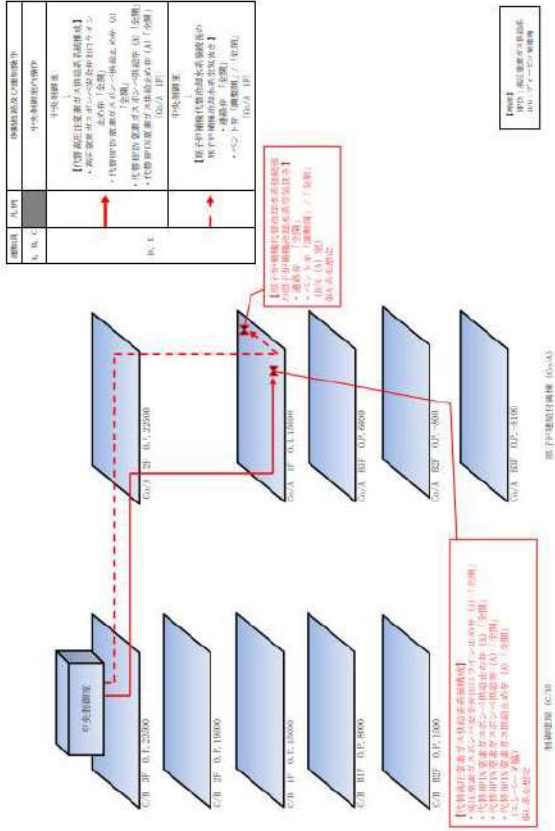
相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

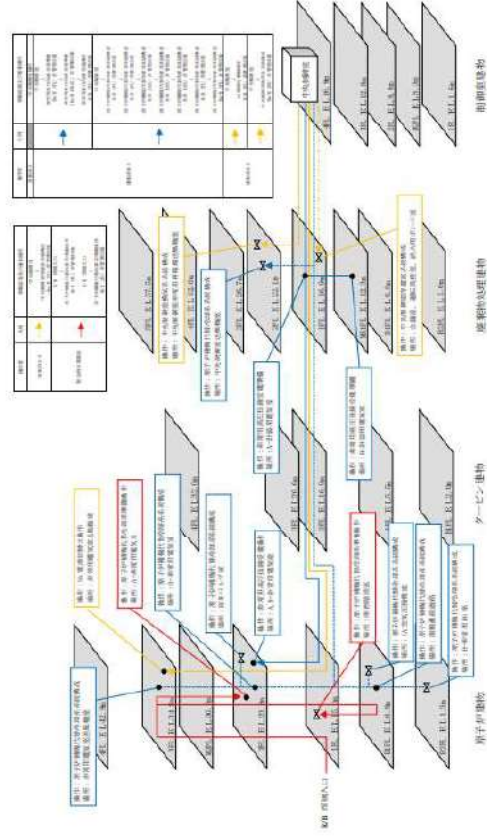
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



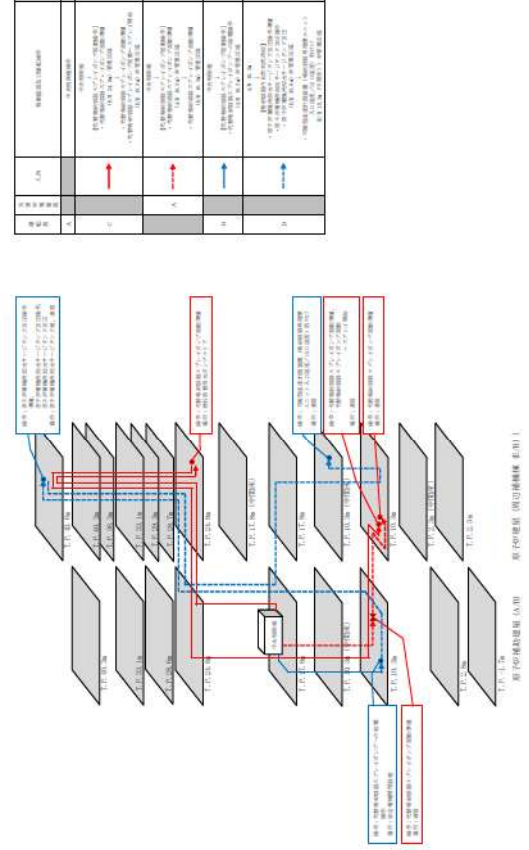
第7-7図 事故対象シークェンス「高圧溶融物放出／格納容器素因気直接加熱」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(7) 事故シークェンス「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用する場合）」

泊発電所3号炉



第7-4図 事故シークェンス「原子炉格納容器の除熱機能喪失」

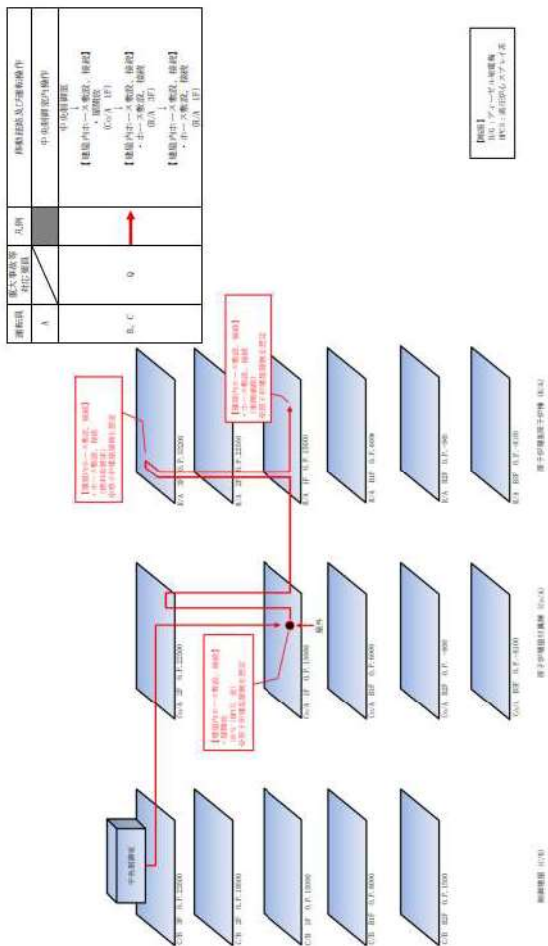
相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

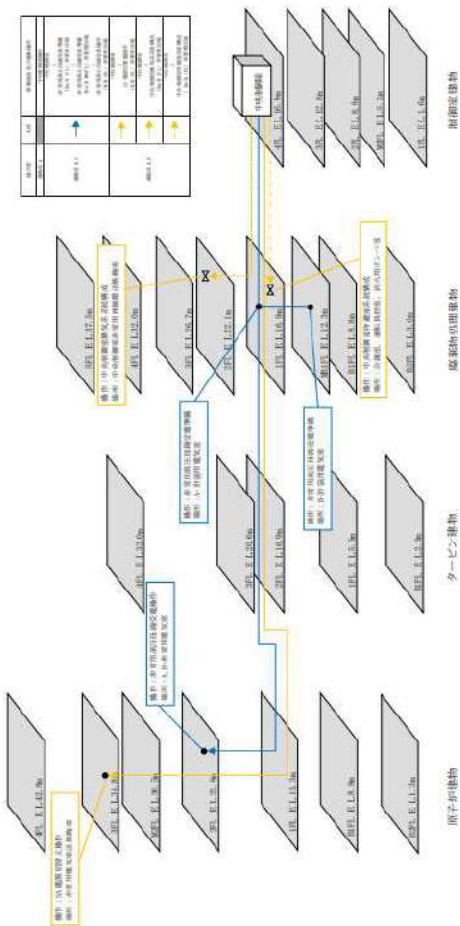
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

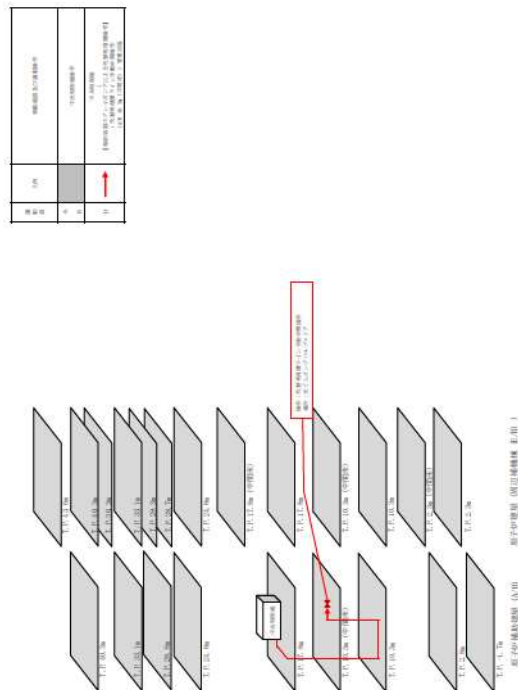


島根原子力発電所2号炉



第5-1図(8) 事故シナリオ「想定事故1」

泊発電所3号炉

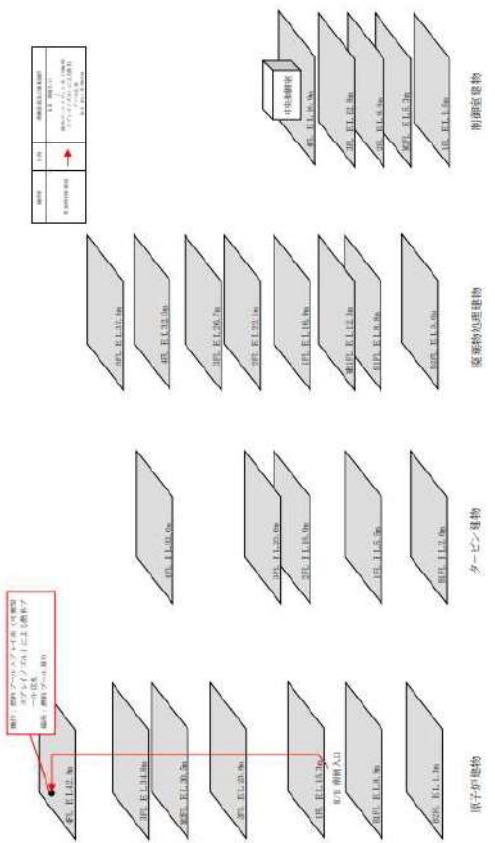
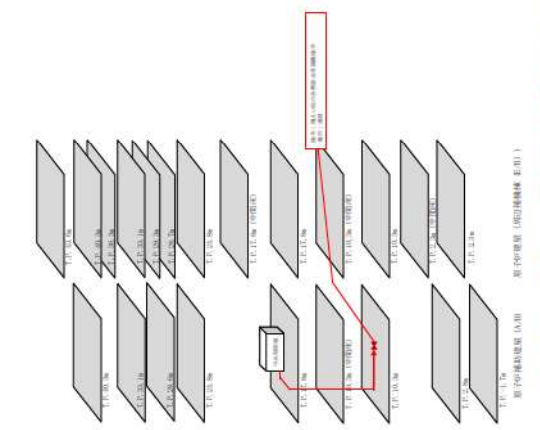


第7-5図 事故シナリオ「想定事故1」

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(9) 事故シナリシス 想定事故1</p>	 <p>第7-6図 事故シナリシス「格納容器バイパス」 (インターフェイスシステム LOCA)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(10) 事故シークエンス 停止中の崩壊熱除去機能喪失</p>	<p>第7-7図 事故シークエンス「格納容器バイパス」 (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

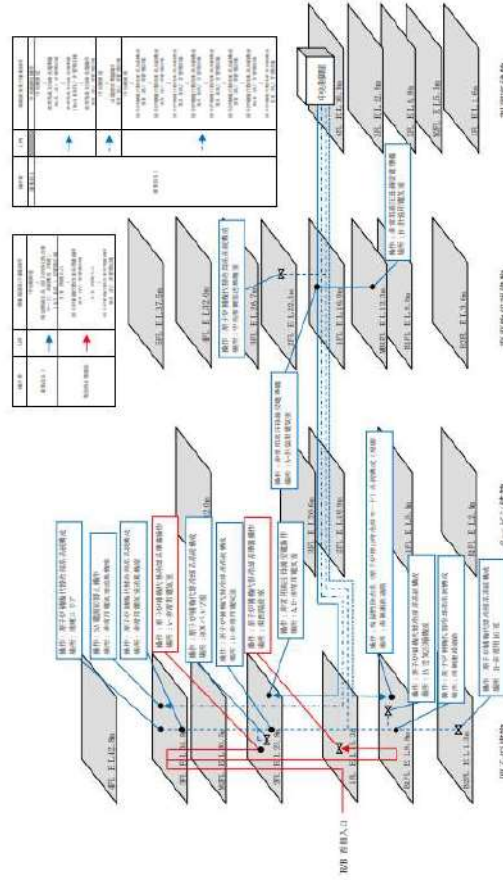
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

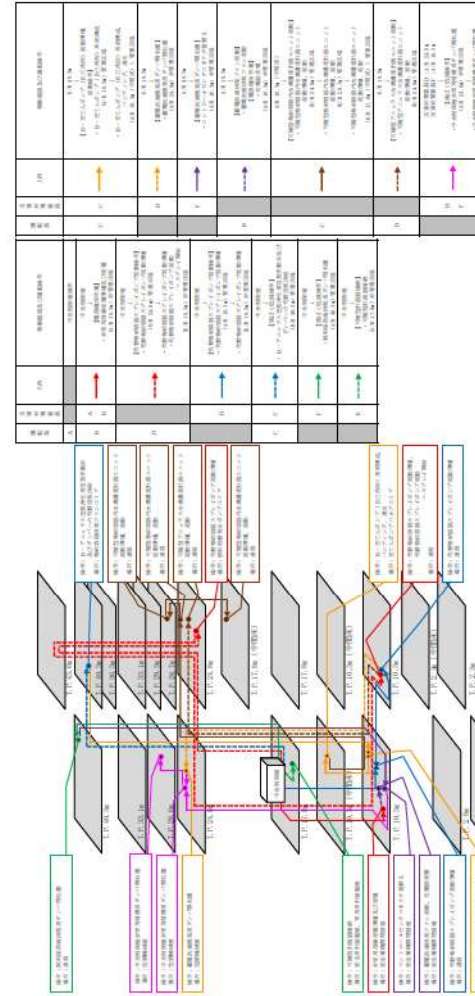
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第5-1図(11) 事故シークエンス 全交流動力電源喪失(停止時)



第7-8図 事故シークエンス「炉内気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」(1/2)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

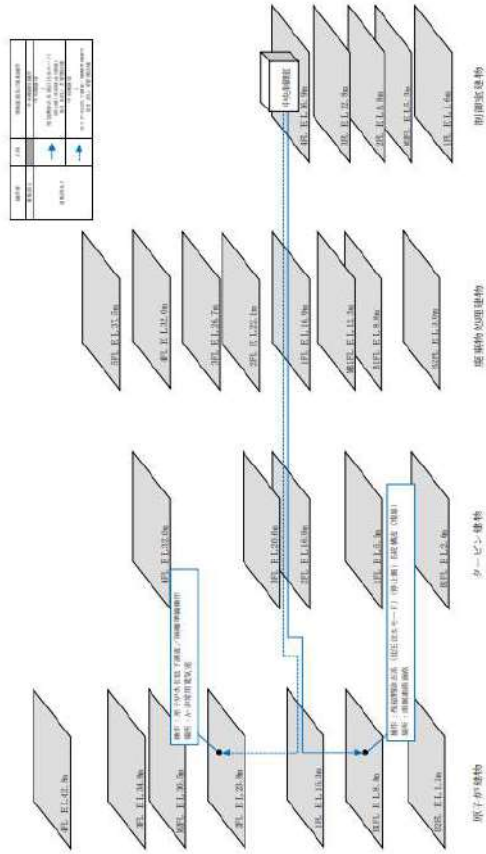
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

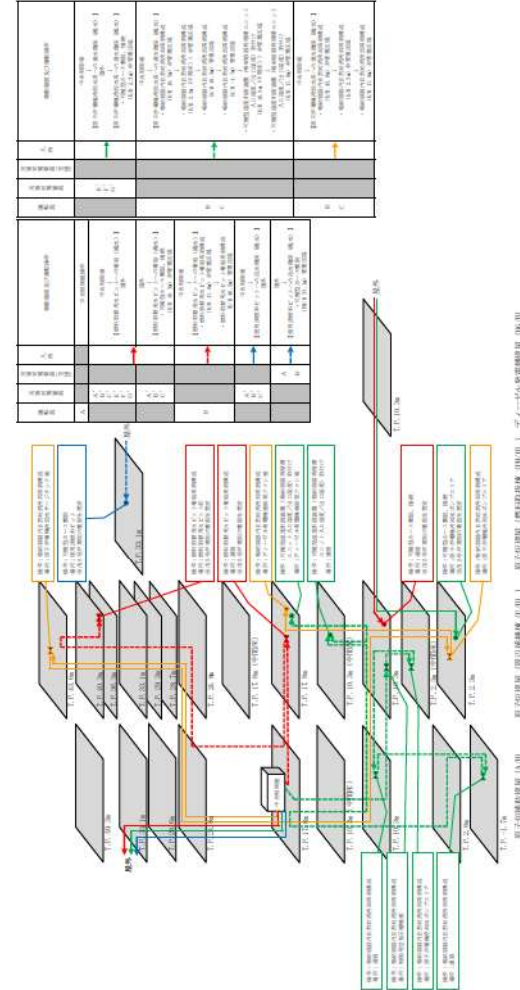
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第5-1図(12) 事故シーケンス 原子炉冷却材の流出（停止時）



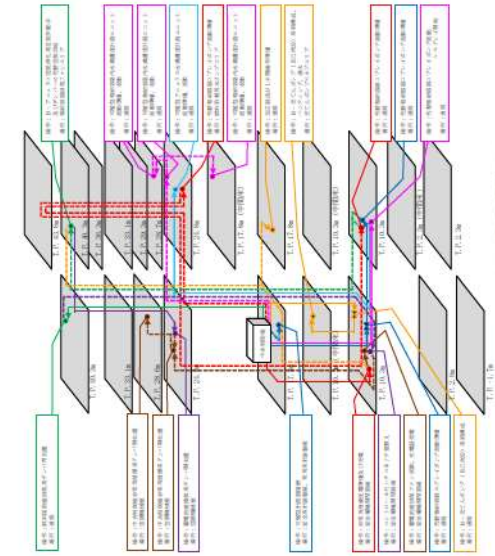
第7-8図 事故シーケンス「券閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」(2/2)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

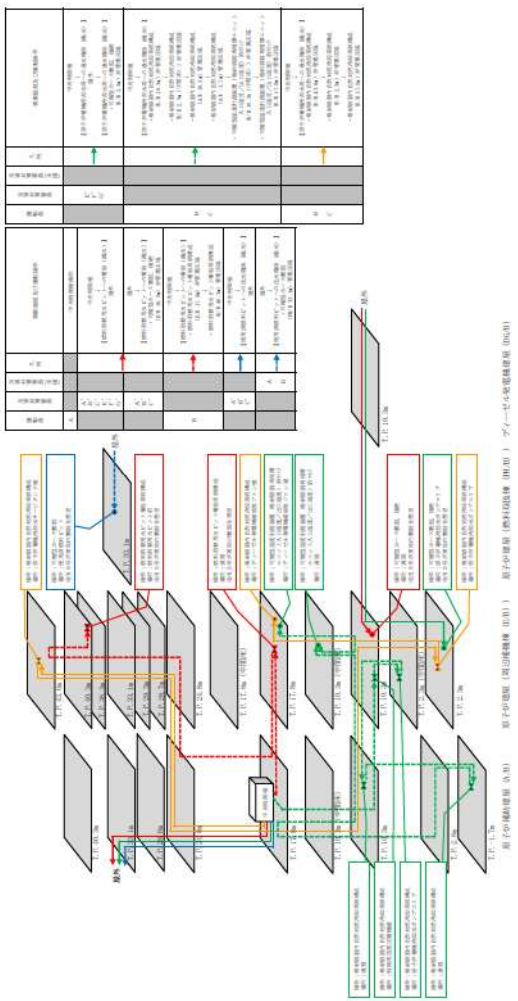
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-9図 事故シナリオ「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-9図 事故シナシケンス「零圧気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破壊）」(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

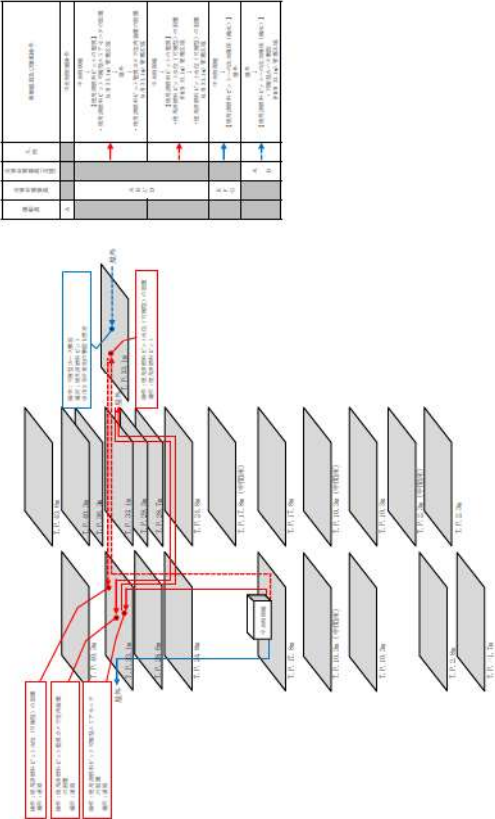
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-10図 事故シーケンス「水素燃焼」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-11図 事故シナリオ「想定事故1」</p>	

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

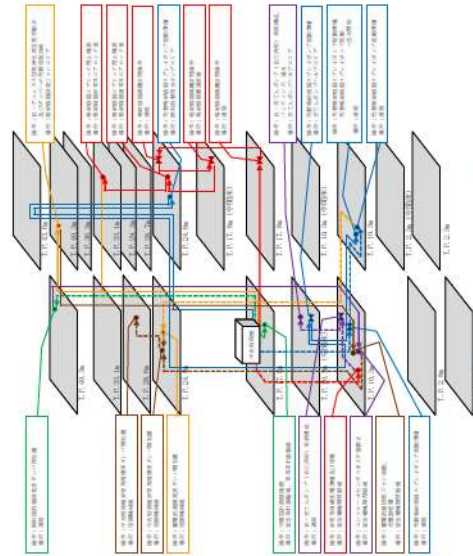
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<table border="1" data-bbox="1366 427 1870 657"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>女川</th> <th>島根</th> <th>泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 運用又は体制</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 記載箇所又は記載内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 記載表現</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 設備名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	女川	島根	泊	1. 設備				2. 運用又は体制				3. 記載箇所又は記載内容				4. 記載表現				5. 設備名称				<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違。 <p>第7-12図 事故シークエンス「前熱除去系機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）」</p>
項目	女川	島根	泊																								
1. 設備																											
2. 運用又は体制																											
3. 記載箇所又は記載内容																											
4. 記載表現																											
5. 設備名称																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-13図 事故シナシス「全交流動力電源喪失」 (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-13図 事故シナクセス「全交流動力電源喪失」 (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

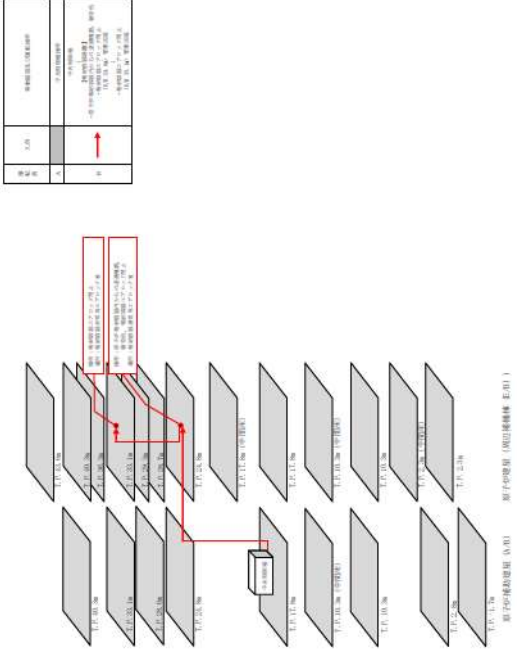
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-15図 事故シナリオ「反応度の誤投入」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効作業時間③	制限時間④	制限時限に対する減損性	作業開始から作業完了までの作業時間
炉内	原子炉燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	24分	19分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	—
	原子炉燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	81分	90分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	—
炉外	燃料交換機（燃料交換機）の点検	30分 ^⑤	390分	380分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	—	5分	5分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	—
炉外	燃料交換機（燃料交換機）の点検	29分	115分	135分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	—	—	—	—	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	—

※1：炉内作業の移動時間については、通常の移動時間として5分とした時間を範囲内に記載している。
 ※2：有効作業時間で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3：移動時間は、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※4：制限時限は、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※5：炉内作業の移動時間は、通常の移動時間として5分とした時間を範囲内に記載している。
 ※6：炉内作業の移動時間は、通常の移動時間として5分とした時間を範囲内に記載している。
 ※7：有効作業時間上の作業完了時間

島根原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効作業時間③	制限時間④	制限時限に対する減損性	作業開始から作業完了までの作業時間
炉内	燃料交換機（燃料交換機）の点検	28分	109分	119分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	26分	8分	31分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
炉外	燃料交換機（燃料交換機）の点検	28分	144分	204分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	1分	5分(7分)	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
炉内	燃料交換機（燃料交換機）の点検	19分	18分	27分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	12分(12分)	16分	28分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
炉外	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	23分	29分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	23分	29分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
炉内	燃料交換機（燃料交換機）の点検	19分	18分	27分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	12分(12分)	16分	28分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
炉外	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	23分	29分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	23分	29分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(1/7)

※1：有効作業時間で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2：炉内作業の移動時間については、通常の移動時間として5分とした時間を範囲内に記載している。
 ※3：有効作業時間で、当該作業に要する時間として想定している時間。

泊発電所3号炉

事故シナリオ	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効作業時間③	制限時間④	制限時限に対する減損性	作業開始から作業完了までの作業時間
炉内	燃料交換機（燃料交換機）の点検	19分	18分	27分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	12分(12分)	16分	28分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
炉外	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	23分	29分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）
	燃料交換機（燃料交換機）の点検	4分(6分)	23分	29分	約25時間 ^④	事業体より、25時間以内での作業完了を要しているが、それ以前の作業が完了した時点で、その後の作業が完了する可能性がある。	燃料交換機（燃料交換機）の点検（約25時間）

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(1/51)

重要事故シナリオにおける現場作業において制限時限を有する作業について下記に示す。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	予備時間③	合計時間④	作業内容に対する相違性	既設設備から作業環境に適用する可 用設備
全定常運転 事故発生 （注）	炉内	風圧調整機検	24分(29分)	9分	40分	96分*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		120V 配電盤 40時点検し、120V 電 電圧 29.4 及 12.50	6分(19分)	18分	60分	94時間*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		原子炉補機代替処理 水系統調整機作	6分(19分)	19分	30分	28時間*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		炉内冷却水高電圧 機具点検機作	14分(31分)	31分	45分	27時間*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
全定常運転 事故発生 （注）	炉外	原子炉補機代替処理 水系統調整機作	29分	9時間(40分)	8時間	28時間*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	原子炉補機代替処理 水系統調整機作
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	29分	11分	135分	10時間*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	タンクローリ
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	29分	11分	135分	28時間*	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	タンクローリ

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※2 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※3 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※4 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※5 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※6 7日間メンテナンス期間(毎週日曜日)が短縮しないよう必要な機器を別途可搬開始時間

※7 原子炉補機代替処理水系統調整機作機具、蒸気調整機ユニット、大容量送水ポンプ(ライフ)

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(2/7)

シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①		作業時間②		予備時間③	合計時間④	作業内容に対する相違性	既設設備から作業環境に適用する可 用設備
			乗車	降車	乗車	降車				
全定常運転 事故発生 （注）	炉内	炉内冷却水高電圧 機具点検機作	乗車: 15分 降車: 5分	19分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 15分 降車: 5分	20分	17分	32分	21時間15分	17分	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—		

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※2 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※3 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※4 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(2/5)

シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①		作業時間②	予備時間③	合計時間④	作業内容に対する相違性	既設設備から作業環境に適用する可 用設備
			乗車	降車					
全定常運転 事故発生 （注）	炉内	炉内冷却水高電圧 機具点検機作	乗車: 10分 降車: 4分	14分	7分	17分 (19分)	17分 (19分)	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 10分 降車: 4分	14分	6分	18分 (18分)	18分 (18分)	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—
		燃料補給機作機 (ガス タービン駆動型)機作	乗車: 10分 降車: 4分	14分	1分	11分 (13分)	11分 (13分)	事故発生 45 分後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため開始に要する十分な余裕がある。	—

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※2 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※3 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

※4 本表の作業で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を定額内に記載している。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効稼働率③ の作業時間④	稼働時間	稼働率	稼働率向上 の作業時間⑤	稼働率向上 の稼働率⑥
緊急停止からの作業再開 先(100%)	炉内	炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	9分(9分)	25分	45分*	45分	100%	45分	100%
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	9分(9分)	25分	14分*	14分	100%	14分	100%
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	25分(25分)	9分	14分*	14分	100%	14分	100%
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分	100%
緊急停止からの作業再開 先(100%)	炉内	炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分	100%
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分	100%

※1 炉内作業の稼働率については、通常の稼働率(1.5倍)に稼働率(1.5倍)を乗じて算出している。

※2 有効稼働率で、当該作業に要する時間として記している時間

※3 稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※4 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※5 稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※6 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※7 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(4/7)

島根原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間① の作業時間②	作業時間③	有効稼働率④ の作業時間⑤	稼働率	稼働率向上 の作業時間⑥	稼働率向上 の稼働率⑦
緊急停止からの作業再開 先(100%)	炉内	炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	9分(9分)	25分	45分*	45分	100%	45分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	9分(9分)	25分	14分*	14分	100%	14分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	25分(25分)	9分	14分*	14分	100%	14分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分
緊急停止からの作業再開 先(100%)	炉内	炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分

※1 有効稼働率で、当該作業に要する時間として記している時間

※2 有効稼働率で、当該作業に要する時間として記している時間

※3 稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※4 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※5 稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※6 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※7 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

泊発電所3号炉

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(4/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間① の作業時間②	作業時間③	有効稼働率④ の作業時間⑤	稼働率	稼働率向上 の作業時間⑥	稼働率向上 の稼働率⑦
緊急停止からの作業再開 先(100%)	炉内	炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	9分(9分)	25分	45分*	45分	100%	45分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	9分(9分)	25分	14分*	14分	100%	14分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	25分(25分)	9分	14分*	14分	100%	14分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分
緊急停止からの作業再開 先(100%)	炉内	炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分
		炉内作業(炉内作業) 炉内作業(炉内作業)	4分(4分)	9分	14分*	14分	100%	14分

※1 有効稼働率で、当該作業に要する時間として記している時間

※2 有効稼働率で、当該作業に要する時間として記している時間

※3 稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※4 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※5 稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※6 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

※7 有効稼働率(1.5倍)を乗じて算出している時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【安川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間④(①+②)	初期時間	新時間に対する成立性	従来場所から作業開始に要する可視型設備
電源喪失による炉内設備の故障	炉内	駆込代替機水系統（駆込）直送配管に圧力異常が生じた場合の水系統の点検	12分(18分)	8分	30分	80分*	事故発生後15分以内からの作業を想定しているが、それ以前の作業の完了のため初期時間に対して十分な余裕時間がある。作業自体を想定する設備も、作業時間(10分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		駆込代替機駆込配管の水系統の点検	26分(39分)	9分	36分	95分*	事故発生後30分以内からの作業を想定しているが、前作業から継続するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		125V 直送配管の漏洩検知装置の点検	6分(9分)	4分	60分	9時間*	事故発生後10分以内からの作業を想定しているが、2時間30分以内からの作業を完了させる必要があるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		駆込代替機冷却水の循環ポンプの点検	6分(9分)	39分	30分	25時間*	事故発生後10分以内からの作業を想定しているが、24時間30分以内の作業を完了させる必要があるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
駆込代替機冷却水の循環ポンプの点検	14分(21分)	21分	45分	27時間*	事故発生後10分以内からの作業を想定しているが、24時間30分以内の作業を完了させる必要があるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—		

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を前提に記載している。

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間を記載している。

※3 炉内作業の移動時間から1.5倍した時間を前提に記載している。

※4 有効性評価上の作業完了時間

※5 既設燃焼系（サブレーション）水冷却モード開始までの時間

※6 有効性評価（資源の評価）にて27時間後までに完了することとしている

島根原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間④(①+②)	初期時間	新時間に対する成立性	従来場所から作業開始に要する可視型設備
電源喪失による炉内設備の故障	炉内	駆込代替機水系統（駆込）直送配管に圧力異常が生じた場合の水系統の点検	2時間30分	25分	1時間57分	2時間25分	事故発生後30分以内からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保しているため、稼働中に余裕を確保している。稼働中に余裕を確保している。	大量カメラ
		駆込代替機駆込配管の水系統の点検	2時間30分	25分	1時間57分	2時間25分	事故発生後30分以内からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保している。稼働中に余裕を確保している。	大量カメラ
電源喪失による炉内設備の故障	炉内	125V 直送配管の漏洩検知装置の点検	2時間30分	25分	1時間57分	2時間25分	事故発生後30分以内からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保している。稼働中に余裕を確保している。	大量カメラ
		駆込代替機冷却水の循環ポンプの点検	2時間30分	25分	1時間57分	2時間25分	事故発生後30分以内からの作業を想定しているが、稼働中に余裕を確保している。稼働中に余裕を確保している。	大量カメラ

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(6/7)

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間を記載している。

※2 炉内作業の移動時間から1.5倍した時間を前提に記載している。

※3 有効性評価で、事後復元を要しないと判断した作業は記載していない。

※4 有効性評価で、事後復元を要しないと判断した作業は記載していない。

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(6/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間④(①+②)	初期時間	新時間に対する成立性	従来場所から作業開始に要する可視型設備
電源喪失による炉内設備の故障	炉内	駆込代替機水系統（駆込）直送配管に圧力異常が生じた場合の水系統の点検	13分(19分)	8分	21分	24時間*	事故発生後15分以内からの作業を想定しているが、それ以前の作業の完了のため初期時間に対して十分な余裕時間がある。作業自体を想定する設備も、作業時間(10分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		駆込代替機駆込配管の水系統の点検	26分(39分)	9分	36分	1時間*	事故発生後30分以内からの作業を想定しているが、前作業から継続するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		125V 直送配管の漏洩検知装置の点検	6分(9分)	4分	60分	8.5時間*	事故発生後10分以内からの作業を想定しているが、2時間30分以内からの作業を完了させる必要があるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		駆込代替機冷却水の循環ポンプの点検	6分(9分)	39分	30分	25時間*	事故発生後10分以内からの作業を想定しているが、24時間30分以内の作業を完了させる必要があるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
駆込代替機冷却水の循環ポンプの点検	14分(21分)	21分	45分	27時間*	事故発生後10分以内からの作業を想定しているが、24時間30分以内の作業を完了させる必要があるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可成り短縮
運転中の原子力発電所において、重大事故と想定されるような緊急対応作業	原子炉建屋代官外加水塔④	原子炉建屋代官外加水塔④	30分	8時間40分	9時間	25時間⑤	緊急発生10時間後からの作業を開始しているが、他作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉建屋代官外加水塔④
	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前）	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前） 燃料ポンプの起動	30分	115分	135分	10時間⑥	緊急発生4時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	30分	115分	135分	25時間⑦	緊急発生7時間後からの作業を開始しているが、15分後の作業が終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1：屋内作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を裕量率に反映している。
 ※2：有効性評価で、当該作業に要する時間として準用している時間。
 ※3：緊急対応作業（サブシステムメンテナンス）の稼働時間（稼働開始から稼働終了までの時間）
 ※4：7日間で5カ所（サブシステムメンテナンス）の稼働時間（稼働開始から稼働終了までの時間）
 ※5：原子炉建屋代官外加水塔：緊急機器ユニット、大容量送水ポンプ（ライフル）

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(7/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可成り短縮
運転中の原子力発電所において、重大事故と想定されるような緊急対応作業	原子炉建屋代官外加水塔④	原子炉建屋代官外加水塔④	30分	8時間40分	9時間	25時間⑤	緊急発生10時間後からの作業を開始しているが、他作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉建屋代官外加水塔④
	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前）	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前） 燃料ポンプの起動	30分	115分	135分	10時間⑥	緊急発生4時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	30分	115分	135分	25時間⑦	緊急発生7時間後からの作業を開始しているが、15分後の作業が終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	原子炉建屋代官外加水塔④	原子炉建屋代官外加水塔④	30分	8時間40分	9時間	25時間⑤	緊急発生10時間後からの作業を開始しているが、他作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉建屋代官外加水塔④
	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前）	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前） 燃料ポンプの起動	30分	115分	135分	10時間⑥	緊急発生4時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	30分	115分	135分	25時間⑦	緊急発生7時間後からの作業を開始しているが、15分後の作業が終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	原子炉建屋代官外加水塔④	原子炉建屋代官外加水塔④	30分	8時間40分	9時間	25時間⑤	緊急発生10時間後からの作業を開始しているが、他作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉建屋代官外加水塔④
	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前）	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前） 燃料ポンプの起動	30分	115分	135分	10時間⑥	緊急発生4時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	30分	115分	135分	25時間⑦	緊急発生7時間後からの作業を開始しているが、15分後の作業が終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	原子炉建屋代官外加水塔④	原子炉建屋代官外加水塔④	30分	8時間40分	9時間	25時間⑤	緊急発生10時間後からの作業を開始しているが、他作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉建屋代官外加水塔④

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として準用している時間。
 ※2：原子炉建屋代官外加水塔④について、通常の稼働時間から1.5倍した時間を裕量率に反映している。
 ※3：緊急対応作業で、当該作業に要する時間として準用している時間。

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(7/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可成り短縮
運転中の原子力発電所において、重大事故と想定されるような緊急対応作業	原子炉建屋代官外加水塔④	原子炉建屋代官外加水塔④	30分	8時間40分	9時間	25時間⑤	緊急発生10時間後からの作業を開始しているが、他作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉建屋代官外加水塔④
	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前）	燃料補給車庫（ガスタービン発電設備前） 燃料ポンプの起動	30分	115分	135分	10時間⑥	緊急発生4時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）	30分	115分	135分	25時間⑦	緊急発生7時間後からの作業を開始しているが、15分後の作業が終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として準用している時間。
 ※2：原子炉建屋代官外加水塔④について、通常の稼働時間から1.5倍した時間を裕量率に反映している。
 ※3：燃料補給車庫の稼働時間（稼働開始から稼働終了までの時間）
 ※4：燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）の稼働時間（稼働開始から稼働終了までの時間）
 ※5：燃料補給車庫（原子炉建屋代官外加水塔側）の稼働時間（稼働開始から稼働終了までの時間）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(8/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効作業時間 ^{※3}	初期時間	相違時間に対する成立値	作業場所からの作業現場に到達する可搬型設備
運転中の炉内で行われる作業で、重大事故等に繋がる可能性がある事故	炉内	原子炉補償式冷却炉水系統再稼働	6分(9分)	39分	30分	24時間 ^{※4}	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		炉内での原子炉補償式冷却炉水系統再稼働	14分(21分)	31分	45分	22時間 ^{※4}	事業発生26時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料供給装置(ガスケーシング)の稼働	30分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補償式冷却炉水系統	
	燃料供給装置(ガスケーシング)の稼働	30分	115分	135分	10時間 ^{※4}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー	
	燃料供給装置(原子炉補償式冷却炉水系統)	30分	115分	135分	24時間 ^{※4}	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー	

※1 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効作業時間で、当該作業に要する時間として算定している時間。
 ※3 有効作業時間(サブタスク)を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※4 7日即断システム(電源設備)が稼働している場合、必要に応じて必要最小限の作業を必要とする場合がある。
 ※5 原子炉補償式冷却炉水系統: 熱交換器ユニット、大流量送水ポンプ(タイプ1)

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(8/51)

事故シナリオ	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効作業時間 ^{※3}	初期時間	相違時間に対する成立値	作業場所からの作業現場に到達する可搬型設備
運転中の炉内で行われる作業で、重大事故等に繋がる可能性がある事故	燃料供給装置(ガスケーシング)の稼働	30分(39分) ^{※4}	3時間11分	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料供給装置(原子炉補償式冷却炉水系統)	30分(39分) ^{※4}	3時間11分	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料供給装置(原子炉補償式冷却炉水系統)	30分(39分) ^{※4}	3時間11分	3時間11分	2時間40分(2時間42分)	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効作業時間で、当該作業に要する時間として算定している時間。
 ※2 炉内での移動時間は、運転中に行われる作業を想定している時間(9分)を算定している。
 ※3 有効作業時間(サブタスク)を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※4 7日即断システム(電源設備)が稼働している場合、必要に応じて必要最小限の作業を必要とする場合がある。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【安川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性向上の作業時間 ^③	初期時間	移動時間	初期時間に対する成立性	現場所からの作業再開可能な状況
運転中の原子炉において、炉内作業中に発生した重大事故	炉内	原子炉格納容器フイルターシステム系による格納容器冷却機能	4分(6分)	54分	1時間	約44時間**	約44時間**	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子炉格納容器フイルターシステム系による格納容器冷却機能	4分(6分)	81分	90分	約51時間**	約51時間**	事故発生約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	—
炉内作業中に発生した重大事故	炉外	代替注水設備稼働	20分**	360分	380分	約23時間**	約23時間**	事故発生約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	代替注水ポンプ(タイプ1)
		原子炉格納容器代替スプレッド付加(初期)による代替注水設備稼働	—	5分	5分	約23時間5分**	約23時間5分**	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	—
炉内作業中に発生した重大事故	炉外	燃料補給設備(大型)注水ポンプ(タイプ1)への給電	20分	115分	135分	約25時間**	約25時間**	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー
		燃料補給設備(大型)注水ポンプ(タイプ1)への給電	—	—	—	—	—	—	—

※1：炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※2：有効性評価で、当該作業に必要な時間として想定している時間

※3：移動時間はあくセルオート復帰時間を含む

※4：格納容器圧力0.427MPa[gage] (1.15) 到達までの時間

※5：炉内作業完了後、炉内作業完了までの時間

※6：炉内作業完了後、炉内作業完了までの時間

※7：炉内作業完了後、炉内作業完了までの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(9/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	初期時間	初期時間に対する成立性	格納容器圧力0.427MPa[gage]に達するまでの時間
全炉停止後、炉内作業中に発生した重大事故	炉内	格納容器冷却機能	3時間30分**	2時間11分	2時間11分	5時間52分	約44時間**	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	約44時間**
		燃料補給設備(大型)注水ポンプ(タイプ1)への給電	20分**	2時間11分	2時間11分	4時間42分	約51時間**	事故発生約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	約51時間**
炉内作業中に発生した重大事故	炉外	代替注水設備稼働	20分**	360分	380分	約23時間**	約23時間**	事故発生約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	代替注水ポンプ(タイプ1)
		原子炉格納容器代替スプレッド付加(初期)による代替注水設備稼働	—	5分	5分	約23時間5分**	約23時間5分**	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	—
炉内作業中に発生した重大事故	炉外	燃料補給設備(大型)注水ポンプ(タイプ1)への給電	20分	115分	135分	約25時間**	約25時間**	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は難しいため初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー
		燃料補給設備(大型)注水ポンプ(タイプ1)への給電	—	—	—	—	—	—	—

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	作業時間 ^④	制限時	制限時に対する成否性	作業場所と作業現場との距離と作業可能な距離
潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける	屋内	代替圧水循環機	30分 ^①	360分	380分	約20時間 ^④	約20時間 ^④	事業発生3時間後の分岐からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後の分岐からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため制限時に対して十分な余裕時間がある。
		原子炉補機代替冷却水循環機	20分	8時間40分	9時間	23時間 ^④	23時間 ^④	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水循環機
LCOI削減 水漏れ 又は、LCOI削減 水漏れ 又は、LCOI削減 水漏れ	屋外	原子炉補機代替冷却水循環機	—	5分	5分	約20時間5分 ^④	約20時間5分 ^④	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給設備（ガスタービン発電機駆動油タンクへの配管）	20分	115分	135分	10時間 ^④	10時間 ^④	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業はないから制限時に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける	屋内	燃料補給設備（大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）及び原子炉補機代替冷却水ポンプへの配管）	20分	115分	135分	約20時間 ^④	約20時間 ^④	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		燃料補給設備（大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）及び原子炉補機代替冷却水ポンプへの配管）	20分	115分	135分	約20時間 ^④	約20時間 ^④	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間はアラームスタート後開始時間として想定している時間

※4 原子炉補機代替冷却水ポンプの移動時間（可搬型）による格納容器冷却開始までの時間

※5 燃料補給設備（大容積冷却水ポンプ）の移動時間（可搬型）による格納容器冷却開始までの時間

※6 7日間で1台の原子炉補機代替冷却水ポンプが稼働しないよう、必要な機器を移送可能な開始時間

※7 7日間で1台の原子炉補機代替冷却水ポンプが稼働しないよう、必要な機器を移送可能な開始時間

※8 原子炉補機代替冷却水ポンプ、大容積冷却水ポンプ、大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(11/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	作業時間 ^④	制限時	制限時に対する成否性	作業場所と作業現場との距離と作業可能な距離
潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける	屋外	原子炉補機代替冷却水循環機（機本） ・可搬型大容積冷却水ポンプ（大容積冷却水ポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）	20分 ^①	2時間11分	2時間40分 (2時間47分)	約7.4時間 ^④	約7.4時間 ^④	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。
		原子炉補機代替冷却水循環機（機本） ・可搬型大容積冷却水ポンプ（大容積冷却水ポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）	20分 ^①	2時間11分	2時間40分 (2時間47分)	約7.4時間 ^④	約7.4時間 ^④	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。
潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける	屋外	原子炉補機代替冷却水循環機（機本） ・可搬型大容積冷却水ポンプ（大容積冷却水ポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）	20分 ^①	2時間11分	2時間40分 (2時間47分)	約7.4時間 ^④	約7.4時間 ^④	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。
		原子炉補機代替冷却水循環機（機本） ・可搬型大容積冷却水ポンプ（大容積冷却水ポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）	20分 ^①	2時間11分	2時間40分 (2時間47分)	約7.4時間 ^④	約7.4時間 ^④	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。
潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける 又は、潤滑油の原油が引ける	屋内	原子炉補機代替冷却水循環機（機本） ・可搬型大容積冷却水ポンプ（大容積冷却水ポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）	14分 ^①	5分	19分 (19分)	—	—	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。
		原子炉補機代替冷却水循環機（機本） ・可搬型大容積冷却水ポンプ（大容積冷却水ポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ） ・大容積冷却水ポンプ（タイドポンプ）	14分 ^①	5分	19分 (19分)	—	—	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から潤滑機のため制限時に対して十分な余裕時間がある。

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：移動時間はアラームスタート後開始時間として想定している時間
 ※3：移動時間はアラームスタート後開始時間として想定している時間
 ※4：7日間で1台の原子炉補機代替冷却水ポンプが稼働しないよう、必要な機器を移送可能な開始時間

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業（12/21）

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③④⑤⑥	初期時間	相違時間に対する成立性	異常発生から作業現場と連携する可搬設備
運転中の原子力炉における重大事象に起因する炉心の事故	燃料格納庫	燃料格納庫内の燃料棒の位置確認	12分 (21分)※1	15分	40分	5時間⑦	事業発生4時間30分後からの作業を想定しているが、移動時間と作業時間に余裕を含んでいるため相違時間内に実施可能である。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 低圧炉内は原子炉建屋原子炉建屋内の移動時間を2倍、(高圧炉内)は(高圧・多相)を考慮し、原子炉建屋原子炉建屋内以外の移動時間を1.5倍した時間を記載している
 ※3 高圧炉心スプレイズ系の破断箇所修繕作業完了までの時間

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(12/51)

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③④⑤⑥	初期時間	相違時間に対する成立性	異常発生から作業現場と連携する可搬設備
運転中の原子力炉における重大事象に起因する炉心の事故	炉内	原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	4時間10分⑦	2時間10分⑧	20分⑨ (31分)⑩	3時間20分 (3時間20分)	事業発生4時間後からの作業を想定し、急ぎで完了する必要があるため相違時間に対して十分な余裕を確保している。また、作業内容が単純な作業であり、作業員が作業に集中できるため、相違時間内に完了する見込みである。	—
	炉内	原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	4時間10分⑦	2時間10分⑧	20分⑨ (31分)⑩	3時間20分 (3時間20分)	事業発生4時間後からの作業を想定し、急ぎで完了する必要があるため相違時間に対して十分な余裕を確保している。また、作業内容が単純な作業であり、作業員が作業に集中できるため、相違時間内に完了する見込みである。	—
原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	炉内	原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	2時間⑪	37分	39分⑫ (50分)⑬	3時間 (3時間1分)	事業発生4時間後からの作業を想定し、急ぎで完了する必要があるため相違時間に対して十分な余裕を確保している。また、作業内容が単純な作業であり、作業員が作業に集中できるため、相違時間内に完了する見込みである。	—
	炉内	原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	1時間	19分	22分⑫ (33分)⑬	35分 (34分)	事業発生4時間後からの作業を想定し、急ぎで完了する必要があるため相違時間に対して十分な余裕を確保している。また、作業内容が単純な作業であり、作業員が作業に集中できるため、相違時間内に完了する見込みである。	—
原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	炉内	原子炉格納庫内の燃料棒の位置確認	30分⑭	11分	35分⑫ (50分)⑬	28分 (33分)	事業発生4時間後からの作業を想定し、急ぎで完了する必要があるため相違時間に対して十分な余裕を確保している。また、作業内容が単純な作業であり、作業員が作業に集中できるため、相違時間内に完了する見込みである。	—

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：低圧炉内は原子炉建屋原子炉建屋内の移動時間を2倍し、(高圧炉内)は(高圧・多相)を考慮し、原子炉建屋原子炉建屋内以外の移動時間を1.5倍した時間を記載している
 ※3：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※4：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※5：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※6：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※7：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※8：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※9：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※10：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※11：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※12：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※13：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む
 ※14：燃料格納庫内の移動時間(6分)を含む

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンスごとの現場作業 (13/21)

事故シナジェンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効作業上の作業時間 ^{※3}	初期時間	初期時間に対する成立性	他作業所から作業開始に要する可搬物品
運転中の原子力炉における重大事故	屋内	原子炉補機代替冷却剤 本系作動機操作	6分(9分)	39分	60分	24時間 ^{※4}	専業主生18時間10分後から16時間の作業を予定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		常設代替交流電源機 備品開始操作	11分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※4}	専業主生25時間15分後から16時間の作業を予定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	原子炉補機代替冷却剤 本系作動機操作	20分	8時間10分	9時間	24時間 ^{※4}	専業主生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から補機のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却剤本系 ^{※5}
		燃料補給準備(ガス 油タンクへの給油)	20分	115分	135分	16時間 ^{※4}	専業主生3時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
		燃料補給準備(原子 油タンクへの給油)	20分	115分	135分	24時間 ^{※4}	専業主生7時間後からの作業を想定しているが、6時間15分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
		燃料補給準備(原子 油タンクへの給油)	20分	115分	135分	24時間 ^{※4}	専業主生7時間後からの作業を想定しているが、6時間15分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。

※2 有効作業所で、当該作業に対する時間をとして想定している時間

※3 代替機運転による燃料供給機稼働開始までの時間

※4 有効性評価(仮定の評価)にて27時間後までに完了することとしている

※5 7日間ガスタービン発電機稼働タンクが枯渇しないよう必要の燃料を移送可能な開始時間

※6 原子炉補機代替冷却剤本系：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

第7-3表 重要事故シナジェンスごとの現場作業(13/51)

事故シナジェンス	作業場所	作業内容	作業時間上の作業時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業時間 ^{※4}	作業時間 ^{※5}	初期時間	初期時間に対する成立性	他作業所から作業開始に要する可搬物品
運転中の原子力炉における重大事故	屋外	燃料補給機(ポンプ)の注水機操作 (燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)	3時間30分 ^{※6}	20分(31分) ^{※7}	2時間11分	2時間04分 (2時間12分)	2時間04分 (2時間12分)	2時間04分 ^{※8}	専業主生18時間10分後から16時間の作業を予定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンプ本機、燃料本系 (燃料本系)
		燃料補給機(ポンプ)の注水機操作 (燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)	3時間30分 ^{※6}	20分(31分) ^{※7}	2時間11分	2時間04分 (2時間12分)	2時間04分 (2時間12分)	2時間04分 ^{※8}	専業主生18時間10分後から16時間の作業を予定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	ポンプ本機、燃料本系 (燃料本系)
	燃料補給機(ポンプ)の注水機操作 (燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)	1時間55分 ^{※6}	23分(34分) ^{※7}	19分	41分 (42分)	41分 (42分)	41分 (42分)	41分 ^{※8}	専業主生18時間10分後から16時間の作業を予定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型燃料ポンプ
	燃料補給機(ポンプ)の注水機操作 (燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系) →可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)	2時間	7分	8時間26分	1時間36分	1時間36分	1時間36分	1時間36分 ^{※8}	専業主生18時間10分後から16時間の作業を予定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型燃料ポンプ

※1 有効作業所で、当該作業に対する時間をとして想定している時間

※2 燃料の移動時間は、実際に歩行した距離を基礎として算定している

※3 燃料補給機(ポンプ)の注水機操作による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)の作業時間を基礎として算定している

※4 可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)の作業時間を基礎として算定している

※5 可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)による可搬型燃料ポンプ(注水ポンプ)への燃料供給(燃料本系)の作業時間を基礎として算定している

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業(14/21)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※1①+②}	作業台数 ^{※3}	相違時間	相違時間に対する有効性	作業場所から作業開始に要する可搬型設備
蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却） 蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却） 蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却） 蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却）	炉内	原子炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	6分(9分)	39分	50分	約4.0時間 ^{※4}	24時間 ^{※5}	重要発生後18分間70分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の初期作業終了後から作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		格納炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	14分(24分)	21分	45分	約4.0時間 ^{※4}	27時間 ^{※5}	重要発生後20時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	4分(6分)	61分	1時間	約5.1時間 ^{※4}	約44時間 ^{※5}	重要発生後45時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了しているため、それ以前の作業が完了した時点で作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	4分(6分)	81分	90分	約5.1時間 ^{※4}	約51時間 ^{※5}	重要発生後45時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了しているため、それ以前の作業が完了した時点で作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 屋内作業の移動時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を各炉内に記載している
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 熱留熱除去系起動までの時間（極限損失を想定）
 ※4 有効性評価（容積の評価）にて27時間稼働までに充てることとしている
 ※5 外部水源注水量限界到達までの時間
 ※6 格納炉冷却圧力0.854MPa(gage)（270）到達までの時間

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業(14/51)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※1①+②}	作業台数 ^{※3}	相違時間	相違時間に対する有効性	作業場所から作業開始に要する可搬型設備
蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却） 蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却） 蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却） 蓄電池圧力減圧による静的負荷（格納炉冷却）	炉内	原子炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	6分(9分)	39分	50分	約4.0時間 ^{※4}	24時間 ^{※5}	重要発生後18分間70分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の初期作業終了後から作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉冷却回路代用ポンプ系作動開始
		格納炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	14分(24分)	21分	45分	約4.0時間 ^{※4}	27時間 ^{※5}	重要発生後20時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	4分(6分)	61分	1時間	約5.1時間 ^{※4}	約44時間 ^{※5}	重要発生後45時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了しているため、それ以前の作業が完了した時点で作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納炉冷却回路代用ポンプ系作動開始	4分(6分)	81分	90分	約5.1時間 ^{※4}	約51時間 ^{※5}	重要発生後45時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が完了しているため、それ以前の作業が完了した時点で作業着手できるまでの相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 屋内作業の移動時間として想定している時間
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 熱留熱除去系起動までの時間（極限損失を想定）
 ※4 有効性評価（容積の評価）にて27時間稼働までに充てることとしている
 ※5 外部水源注水量限界到達までの時間
 ※6 格納炉冷却圧力0.854MPa(gage)（270）到達までの時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効稼働上の作業時間③④⑤	初期時間	相応時間に対する成立性	現場からの作業現場に反映する可搬型設備
運転中 の原子炉において、重大事故	機外	運転中、高圧配管に漏れが生じた場合、緊急停止（緊急停止）による作業	30分*	360分	360分	約20時間**	事業発生3時間 30分後からの作業を想定しているが、前作業から5時間のため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ（タイプ1）
		原子炉冷却回路の代用システムによる作業	20分	8時間 40分	9時間	24時間**	事業発生 30 時間後からの作業を想定しているが、前作業から5時間のため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代用冷却水ポンプ*
		原子炉補機代用冷却水ポンプへの給水	—	0分	0分	約20時間5分**	事業発生約 20 時間後からの作業を想定しているが、前作業から5時間のため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給装置（ガスタービン駆動型）の駆動	20分	115分	135分	10時間*	事業発生 4 時間後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
燃料補給装置（大型送水ポンプ）の駆動	20分	115分	135分	13分	24時間**	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間 15 分後の前作業終了後から作業着手できるため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー	

※1 限外作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した期間を括弧内に記載している。
 ※2 有効稼働上で、当該作業に要する時間を上回る時間として想定している時間。
 ※3 稼働時間はあくまでシミュレーション上の時間（可搬型）による稼働時間開始までの時間。
 ※4 原子炉冷却回路代用システムによる作業（可搬型）による稼働時間開始までの時間（機組表を参照）。
 ※5 有効稼働上の作業完了時間（機組表を参照）。
 ※6 原子炉補機代用冷却水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプ1）

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (15/21)

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (15/51)

作業場所	作業内容	有効稼働上の稼働時間①	稼働時間②	作業時間③	作業完了時間④⑤	相応時間	相応時間に対する成立性	現場からの作業現場に反映する可搬型設備
機外	緊急停止（緊急停止）による作業 （ポンプ・送水ポンプ）	15分	8分 (13分)	8分	11分 (11分)	約10分*	事業発生 10 分後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料補給装置（ガスタービン駆動型）の駆動 （ポンプ・送水ポンプ）	20分	1分 (2分)	2分	2分 (4分)	約15分*	事業発生 20 分後からの作業を想定しているが、前作業から5時間のため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—
機内	燃料補給装置（大型送水ポンプ）の駆動 （ポンプ・送水ポンプ）	20分	9分 (13分) 4	8分	11分 (15分)	約15分*	事業発生 9 分後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料補給装置（大型送水ポンプ）の駆動 （ポンプ・送水ポンプ）	20分	—	1分	1分	約15分*	事業発生 9 分後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—
機内	燃料補給装置（大型送水ポンプ）の駆動 （ポンプ・送水ポンプ）	20分	14分 (18分) 6	8分	22分 (26分)	約18分*	事業発生 10 分後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料補給装置（大型送水ポンプ）の駆動 （ポンプ・送水ポンプ）	20分	—	1分	1分	約18分*	事業発生 10 分後からの作業を想定しているが、それは前の作業がないため、相応時間に対して十分な余裕時間がある。	—

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間 ^{※4}	初期時間に対する成立性	現場から作業開始可能な可搬型設備
運転中、原子炉停止および重大事故	炉内	原子炉機械代替冷却水系稼働操作	6分(15分)	39分	30分	24時間 ^{※4}	事業発生18時間40分後からの作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代替注水稼働操作	20分 ^{※1}	360分	380分	約21時間 ^{※5}	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、110分後の作業は取り止め初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉外	原子炉機械代替冷却水系稼働操作	20分	8時間10分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、初期作業から機械の交換が完了するまで十分な余裕時間がある。	原子炉機械代替冷却水系 ^{※7}
		原子炉機械代替冷却水系稼働操作(可搬型)による格納容器冷却	—	5分	5分	約23時間5分 ^{※6}	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、約23時間5分の初期作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代替冷却装置による格納容器冷却	—	20分	20分	24時間 ^{※4}	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	燃料運送車両(タイプ1)及び原子炉機械代替冷却水系への送水 ^{※7}	—	30分	115分	115分	約21時間 ^{※5}	事業発生19時間40分後からの作業を想定しているが、約21時間の作業を想定しているため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を裕度内に記載している。

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間はアクセスルート戻り時間を含む

※4 代替冷却装置系による格納容器冷却開始までの時間

※5 原子炉機械代替冷却水系稼働完了時間

※6 有効性評価上の作業完了時間

※7 原子炉機械代替冷却水系、熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(16/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^{※1}	稼働時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業台時間 ^{※4}	初期時間	初期時間に対する成立性	現場から作業開始可能な可搬型設備
運転中、原子炉停止および重大事故	炉内	排ばく低減操作 ・燃料取扱装置稼働 ・送水ポンプ稼働 ・代替冷却装置稼働	20分 ^{※1}	10分 ^{※2}	8分	15分(17分)	60分 ^{※4}	事業発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。初期作業から機械の交換が完了するまで十分な余裕時間がある。	—
		排ばく低減操作 ・燃料取扱装置稼働 ・中水取捨装置稼働	30分 ^{※1}	10分 ^{※2}	12分	22分(24分)	60分 ^{※4}	事業発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。初期作業から機械の交換が完了するまで十分な余裕時間がある。	—
	炉内	排ばく低減操作 ・タンク稼働	35分 ^{※1}	10分 ^{※2}	19分	29分(31分)	300分 ^{※4}	事業発生15分後からの作業を想定しているが、約29分後の作業を想定しているため初期時間に対して十分な余裕時間がある。初期作業から機械の交換が完了するまで十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2 燃料取扱装置稼働、中水取捨装置稼働の稼働時間

※3 燃料取扱装置稼働、中水取捨装置稼働の稼働時間

※4 中央制御室稼働時間に関する評価において中央制御室稼働時間を稼働時間として記載している

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	有効工率上の作業時間 ^{※3} ③	初期時間	総時間に対する成立性	危険場所から作業現場に到達する所要時間
運転中の原子力炉が、燃料供給装置の故障、燃料供給管の破断、燃料供給管の破断による燃料供給の停止、燃料供給管の破断による燃料供給の停止、燃料供給管の破断による燃料供給の停止	炉内	原子炉の運転代替弁の水系統の調整	0分(19分)	39分	30分	24時間 ^{※4}	作業発生19時間10分後からの作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉外	代管圧水系統の調整	20分 ^{※5}	360分	380分	約22時間 ^{※4}	作業発生3時間40分後からの作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
		原子炉の運転代替弁の水系統の調整	20分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※4}	作業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継ぎの作業のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉運転代替弁の水系統
	炉外	代管圧水系統の調整	—	5分	5分	約25時間15分 ^{※4}	作業発生約25時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継ぎの作業のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代管圧水系統の調整	—	20分	20分	24時間 ^{※4}	作業発生23時間40分後からの作業を想定しているが、23時間5分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉外	燃料供給装置(大容量送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補給水ポンプ)の調整	20分	115分	135分	約22時間 ^{※4}	作業発生7時間後からの作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料供給装置(大容量送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補給水ポンプ)の調整	—	—	—	—	—	—

- ※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
- ※2 有効工率前での、当該作業に要する時間として想定している時間。
- ※3 移動時間はあくまでも参考値であり、実際の作業現場での時間。
- ※4 代管圧水系統による燃料供給装置の調整開始までの時間。
- ※5 原子炉運転代替弁の水系統(可搬型)による燃料供給装置の調整開始までの時間。
- ※6 有効工率前での作業完了時間。
- ※7 原子炉運転代替弁の水系統：炉外機器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(17/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	有効工率上の作業時間 ^{※3} ③	初期時間	総時間に対する成立性	危険場所から作業現場に到達する所要時間
運転中の原子力炉が、燃料供給装置の故障、燃料供給管の破断、燃料供給管の破断による燃料供給の停止、燃料供給管の破断による燃料供給の停止、燃料供給管の破断による燃料供給の停止	炉内	原子炉の運転代替弁の水系統の調整	10分 ^{※4} (12分) ^{※5}	7分	17分(19分)	—	作業発生5.5分後からの作業を想定しているが、5.5分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉の運転代替弁の水系統の調整	10分 ^{※4} (12分) ^{※5}	6分	16分(19分)	約15分 ^{※6}	作業発生5.5分後からの作業を想定しているが、5.5分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉の運転代替弁の水系統の調整	10分 ^{※4} (12分) ^{※5}	1分	11分(13分)	—	作業発生4.0分後からの作業を想定しているが、4.0分後の作業終了後から作業終了までの初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

- ※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
- ※2 有効工率前での、当該作業に要する時間として想定している時間。
- ※3 移動時間はあくまでも参考値であり、実際の作業現場での時間。
- ※4 代管圧水系統による燃料供給装置の調整開始までの時間。
- ※5 原子炉運転代替弁の水系統(可搬型)による燃料供給装置の調整開始までの時間。
- ※6 有効工率前での作業完了時間。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	作業時間④	休憩時間⑤	作業合計時間⑥③+④+⑤	稼働時間	稼働時間に対する有効性	既設設備から作業現場に運搬する可搬型設備
運転中の原子力発電所において重大事故	機内	原子力補機代管冷卻水循環操作	6分(9分)	39分	60分	24時間 ^{※1}		24時間 ^{※1}	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の作業終了後から作業着手できるため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	—	
		水取代管交換確認設備負荷削減操作	14分(21分)	21分	48分	27時間 ^{※1}		27時間 ^{※1}	事業発生26時間15分後からの作業を想定しているが、10時間後の別作業終了後から作業着手できるため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	—	
本機設備	機外	原子力補機代管冷卻水循環操作	30分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※1}		24時間 ^{※1}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業からの連続のため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	原子力補機代管冷卻水ポンプ ^{※2}	
		燃料供給設備(ガスタービン駆動設備)部タンクへの給油	30分	115分	135分	10時間 ^{※1}		10時間 ^{※1}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	タンクローリー	
		燃料供給設備(原子力補機代管冷卻水ポンプへの給油)	30分	115分	135分	24時間 ^{※1}		24時間 ^{※1}	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、6時間15分後の別作業終了後から作業着手できるため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	タンクローリー	

※1 機内作業の稼働時間については、通常の稼働時間を1.5倍した時間を稼働内に記載している。

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※3 代替機設備を前提とした機外作業の稼働時間としての時間。

※4 有効性評価(資源の評価)にて47時間域までに完了することとしている。

※5 7日間の作業計画(重要設備メンテナンス)が前提とならないよう必要最低限を移動可能な開始時間

※6 原子力補機代管冷卻水ポンプ;熱交換機ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(18/5/1)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の稼働時間①	稼働時間②	移動時間③	作業合計時間④①+②+③	稼働時間	稼働時間に対する有効性	既設設備から作業現場に運搬する可搬型設備
運転中の原子力発電所において重大事故	機内	燃料供給設備(ガスタービン駆動設備)部タンクへの給油	3時間30分 ^{※1}	29分 ^{※2} (31分) ^{※3}	24時間 ^{※4}	3時間40分(2時間42分)	約12.9時間 ^{※5}	事業発生2時間30分後からの作業を想定しているが、作業開始に余裕を確保しているため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	ボース燃料・燃料車(送水車)
		燃料供給設備(原子力補機代管冷卻水ポンプへの給油)	3時間30分 ^{※1}	29分 ^{※2} (31分) ^{※3}	24時間 ^{※4}	3時間40分(2時間42分)	約12.9時間 ^{※5}	事業発生2時間30分後からの作業を想定しているが、作業開始に余裕を確保しているため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	可搬型大容量送水ポンプ
本機設備	機内	燃料供給設備(原子力補機代管冷卻水ポンプへの給油)	40分 ^{※1}	15分 ^{※2} (17分) ^{※3}	5分	55分(52分)	—	事業発生7時間30分後からの作業を想定しているが、前作業からの連続のため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	—
		燃料供給設備(原子力補機代管冷卻水ポンプへの給油)	40分 ^{※1}	15分 ^{※2} (17分) ^{※3}	5分	55分(52分)	—	事業発生7時間30分後からの作業を想定しているが、前作業からの連続のため、稼働時間に対して十分な稼働時間がある。	—

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2：機内の稼働時間は、通常に要する稼働時間として記載しているが、機内には記載した時間を1.5倍した時間を記載している。
 ※3：機外の稼働時間は、通常に要する稼働時間として記載しているが、機外には記載した時間を1.5倍した時間を記載している。
 ※4：燃料供給設備(ボース燃料)の稼働時間。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ⁽¹⁾	作業時間 ⁽²⁾	有効稼働上の作業時間 ⁽³⁾ ①+②	初動時間	初動時間に対する安全性	保安設備から作業現場に搬送する可搬型設備
想定事故1 使用済燃料プールの水位低下による重大事故	屋外	燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プールへの注水	20分（30分）	170分	210分	約24時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、前作業から搬送のため搬送時間として10分を考慮している。前搬送時間（10分）を考慮した場合でも、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	代替注水等設備	20分 ⁽⁵⁾	360分	380分	約24時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ（タイプ1）
想定事故2 使用済燃料プールの水位低下による重大事故	屋外	燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プールへの注水	20分（30分）	170分	210分	約18時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、前作業から搬送のため搬送時間として10分を考慮している。前搬送時間（10分）を考慮した場合でも、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	代替注水等設備	20分 ⁽⁵⁾	360分	380分	約18時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ（タイプ1）

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している
 ※2 有効稼働前、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動開始はアラームスタート直後時間から算出
 ※4 資料集の記載が適用される最低水位に到達するまでの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(20/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ⁽¹⁾	作業時間 ⁽²⁾	有効稼働上の作業時間 ⁽³⁾ ①+②	初動時間	初動時間に対する安全性	保安設備から作業現場に搬送する可搬型設備
想定事故1 使用済燃料プールの水位低下による重大事故	屋外	燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プールへの注水	20分（30分）	170分	210分	約24時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、前作業から搬送のため搬送時間として10分を考慮している。前搬送時間（10分）を考慮した場合でも、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	代替注水等設備	20分 ⁽⁵⁾	360分	380分	約24時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ（タイプ1）
想定事故2 使用済燃料プールの水位低下による重大事故	屋外	燃料プール代替注水系（可搬型）による燃料プールへの注水	20分（30分）	170分	210分	約18時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、前作業から搬送のため搬送時間として10分を考慮している。前搬送時間（10分）を考慮した場合でも、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	代替注水等設備	20分 ⁽⁵⁾	360分	380分	約18時間 ⁽⁴⁾	事故発生後約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、前搬送時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ（タイプ1）

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している
 ※2 有効稼働前、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動開始はアラームスタート直後時間から算出
 ※4 資料集の記載が適用される最低水位に到達するまでの時間

評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(22/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効な作業上の対応時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4} (①+②)	制限時間	制限時間に対する余裕の割合	作業開始又は作業終了の可能な設備
運転中 原子炉が 停止する 場合	炉内	ばくばく乾燥機作 ・「エアフロー」系空気浄化系 空作動作停止及びダンパーへの 代り空気供給	10分 ^{※5} (12分) ^{※6}	5分	18分 (17分)	約30分 ^{※7}	30分	事象発生後35分以内からの作業を想定しているが、直前直後の作業が想定して十分な余裕時間がある。余裕時間に同じく十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	ばくばく乾燥機作 ・燃料温度監視装置ガスアンパ ダンの監視	10分 ^{※5} (12分) ^{※6}	11分	22分 (21分)	約30分 ^{※7}	30分	事象発生後35分以内からの作業を想定しているが、それ以外の作業が想定して十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	ばくばく乾燥機作 ・中央制御室非常用換気ファンを起動する ダンパーの監視	10分 ^{※5} (12分) ^{※6}	19分	29分 (27分)	約30分 ^{※7}	30分	事象発生後35分以内からの作業を想定しているが、それ以外の作業が想定して十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	ばくばく乾燥機作 ・ばくばく乾燥機作 ・ばくばく乾燥機作	9分 ^{※5} (11分) ^{※6}	11分	20分 (21分)	約3.3時間 ^{※8}	3.3時間	事象発生後35分以内からの作業を想定しているが、それ以外の作業が想定して十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。余裕時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1：有効作業時間。当該作業に要する時間を想定している時間
 ※2：炉内の移動時間上、取組に要する時間と想定した時間
 ※3：作業時間。当該作業に要する時間を想定している時間
 ※4：作業合計時間。移動時間と作業時間の合計
 ※5：エアフロー系空気浄化装置の動作停止に要する時間（乾燥機作開始から乾燥機作停止までの時間）
 ※6：中央制御室非常用換気ファンを起動する時間（乾燥機作開始から乾燥機作停止までの時間）
 ※7：ばくばく乾燥機作に要する時間（乾燥機作開始から乾燥機作停止までの時間）
 ※8：ばくばく乾燥機作に要する時間（乾燥機作開始から乾燥機作停止までの時間）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(24/51)

重要シナリオ	作業場所	作業内容	平均的移動上の滞在時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4} (①+②+③)	制限時間	制限時間に対する余裕性	保管場所から作業現場へ至る所要時間
重要シナリオA 炉内において、炉内水位が低下し、炉内温度が上昇し、炉内圧力が上昇し、炉内設備が破損する	炉内	燃料取扱用ウォーターへの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給	3時間20分 ^{※5}	2時間11分 ^{※6}	2時間40分 (2時間42分)	7時間51分 ^{※7}	約15.7時間 ^{※8}	余裕性があるが、緊急発生した場合は、制限時間に対して十分余裕がある。	可搬型大型送水ポンプ 車
	炉内	燃料取扱用ウォーターへの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給	3時間20分 ^{※5}	2時間11分 ^{※6}	2時間40分 (2時間42分)	7時間51分 ^{※7}	約15.7時間 ^{※8}	余裕性があるが、緊急発生した場合は、制限時間に対して十分余裕がある。	可搬型大型送水ポンプ 車
	炉内	燃料取扱用ウォーターへの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給 ・燃料取扱用ウォーターの補給	3時間20分 ^{※5}	2時間11分 ^{※6}	2時間40分 (2時間42分)	7時間51分 ^{※7}	約15.7時間 ^{※8}	余裕性があるが、緊急発生した場合は、制限時間に対して十分余裕がある。	可搬型大型送水ポンプ 車

※1：移動時間、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：炉内の移動時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している
 ※3：燃料取扱用ウォーターの補給時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している
 ※4：燃料取扱用ウォーターの補給時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している
 ※5：燃料取扱用ウォーターの補給時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している
 ※6：燃料取扱用ウォーターの補給時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している
 ※7：燃料取扱用ウォーターの補給時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している
 ※8：燃料取扱用ウォーターの補給時間は、実際に実行し計画した時間で決定し、仮想的に決定した時間を1.6倍した時間を記載している

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(25/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	作業開始時刻	作業終了時刻	作業所要時間(日)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)	相違理由
原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇	炉外	原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇	4時00分	4時30分	30分	30分	30分	
	炉内	原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇	4時00分	4時30分	30分	30分	30分	
	炉内	原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇	4時00分	4時30分	30分	30分	30分	
	炉内	原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇	4時00分	4時30分	30分	30分	30分	
	炉内	原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇 原子炉冷却系圧力低下による炉内温度上昇	4時00分	4時30分	30分	30分	30分	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(28/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効評価上の想定時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	制限時間	制限時間に対する余裕性	余裕時間から作業可能設備
運転員が、緊急時対応として、 責任範囲外業務を遂行する 場合（緊急時対応業務）	炉内	炉内設備検査 ・炉内モニタリング装置点検 ・炉内モニタリング装置点検 ・炉内モニタリング装置点検	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	5分	15分 (17分)	約65分 [※]	緊急時、30分以内の作業を想定しているが、炉内設備検査は継続して作業が必要となる。制限時間に対して十分の余裕時間がある。炉内モニタリング装置点検は、炉内モニタリング装置点検として十分の余裕時間がある。	-
		炉内設備検査 ・炉内モニタリング装置点検 ・炉内モニタリング装置点検	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	12分	22分 (24分)	約65分 [※]	緊急時、30分以内の作業を想定しているが、炉内設備検査は継続して作業が必要となる。制限時間に対して十分の余裕時間がある。炉内モニタリング装置点検は、炉内モニタリング装置点検として十分の余裕時間がある。	-
	炉内	炉内設備検査 ・炉内モニタリング装置点検 ・炉内モニタリング装置点検	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	15分	25分 (27分)	約30分 [※]	緊急時、30分以内の作業を想定しているが、炉内設備検査は継続して作業が必要となる。制限時間に対して十分の余裕時間がある。炉内モニタリング装置点検は、炉内モニタリング装置点検として十分の余裕時間がある。	-
	炉内	炉内設備検査 ・炉内モニタリング装置点検 ・炉内モニタリング装置点検	30分 [※]	9分 [※] (11分) [※]	12分	21分 (23分)	約30分 [※]	緊急時、30分以内の作業を想定しているが、炉内設備検査は継続して作業が必要となる。制限時間に対して十分の余裕時間がある。炉内モニタリング装置点検は、炉内モニタリング装置点検として十分の余裕時間がある。	-

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナジェンスごとの現場作業(29/51)

機組シナジェンス	作業場所	作業内容	有線計測装置の必要時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	総時間 ^{※5}	作業合計時間 ^{※6}	相違理由	相違箇所又は記載内容	相違箇所又は記載内容
機組シナジェンス 島根原子力発電所2号炉 島根原子力発電所3号炉 島根原子力発電所4号炉 島根原子力発電所5号炉	機内	重要事故シナジェンス機組 ・重要事故シナジェンス機組 ・重要事故シナジェンス機組	20分 ^{※1}	15分 ^{※2} 12分 ^{※2}	7分	11分 (19分)	約45分 ^{※5}	11分 (19分)	相違理由：島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と異なり、島根原子力発電所4号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所4号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。	相違理由：島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と異なり、島根原子力発電所4号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所4号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。	
	機内	重要事故シナジェンス機組 ・重要事故シナジェンス機組 ・重要事故シナジェンス機組	20分 ^{※1}	15分 ^{※2} 12分 ^{※2}	8分	11分 (19分)	約45分 ^{※5}	11分 (19分)	相違理由：島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と異なり、島根原子力発電所4号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所4号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。	相違理由：島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と異なり、島根原子力発電所4号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所4号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。	
	機内	重要事故シナジェンス機組 ・重要事故シナジェンス機組 ・重要事故シナジェンス機組	20分 ^{※1}	15分 ^{※2} 12分 ^{※2}	1分	11分 (19分)	約45分 ^{※5}	11分 (19分)	相違理由：島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と異なり、島根原子力発電所4号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所4号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。	相違理由：島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と異なり、島根原子力発電所4号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所2号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所4号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。島根原子力発電所5号炉の機内作業は、島根原子力発電所3号炉の機内作業と類似している。	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(04/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有責任作業上の想定時間	準備時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業合計時間 ^{※3}	相違時間	相違時間に対する成立性	相違箇所による相違理由
原子炉圧力調整のための作業 （注）	炉内	減ばし監視操作 ・炉内作業手段のプランへの代替監視	20分 ^{※4}	10分 ^{※5} (12分) ^{※6}	5分	15分 (17分)	0分 ^{※7}	作業発生10分以内からの作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。	-
	炉内	減ばし監視操作 ・炉内作業手段のプランへの代替監視	20分 ^{※4}	10分 ^{※5} (12分) ^{※6}	5分	22分 (24分)	0分 ^{※7}	作業発生10分以内からの作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。	-
	炉内	減ばし監視操作 ・炉内作業手段のプランへの代替監視	20分 ^{※4}	10分 ^{※5} (12分) ^{※6}	8分	29分 (31分)	20分 ^{※7}	作業発生15分以内からの作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。	-

※1：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。
 ※2：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。
 ※3：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。
 ※4：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。
 ※5：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。
 ※6：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。
 ※7：15分以内の作業を想定しているが、その後の作業がないため相違時間(4分)を考慮した際の作業発生時間に対して十分な余裕がある。

：評価結果に係る部分は別途説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(38/51)

シナリオ	作業要領	作業内容	作業員数 の想定時間	機組時間 ^{※1}	機組時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}		機組時間 ^{※4}	機組時間 ^{※5}	相違理由	相違箇所又は記載内容
						①	②				
炉心シナリオ 炉心シナリオ 炉心シナリオ 炉心シナリオ 炉心シナリオ 炉心シナリオ	炉心シナリオ	炉心シナリオ	1時間40分	20分 (10分)	45分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分		炉心シナリオは、炉心シナリオの作業内容に相違がある。炉心シナリオの作業内容は、炉心シナリオの作業内容に相違がある。
	炉心シナリオ	炉心シナリオ	1時間40分	20分 (10分)	45分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分		炉心シナリオは、炉心シナリオの作業内容に相違がある。炉心シナリオの作業内容は、炉心シナリオの作業内容に相違がある。
	炉心シナリオ	炉心シナリオ	1時間40分	20分 (10分)	45分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分		炉心シナリオは、炉心シナリオの作業内容に相違がある。炉心シナリオの作業内容は、炉心シナリオの作業内容に相違がある。
	炉心シナリオ	炉心シナリオ	1時間40分	20分 (10分)	45分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分		炉心シナリオは、炉心シナリオの作業内容に相違がある。炉心シナリオの作業内容は、炉心シナリオの作業内容に相違がある。
	炉心シナリオ	炉心シナリオ	1時間40分	20分 (10分)	45分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分		炉心シナリオは、炉心シナリオの作業内容に相違がある。炉心シナリオの作業内容は、炉心シナリオの作業内容に相違がある。
	炉心シナリオ	炉心シナリオ	1時間40分	20分 (10分)	45分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分		炉心シナリオは、炉心シナリオの作業内容に相違がある。炉心シナリオの作業内容は、炉心シナリオの作業内容に相違がある。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

※1：有効作業員、当該作業員が作業している時間
 ※2：当該作業員が作業している時間
 ※3：当該作業員が作業している時間
 ※4：当該作業員が作業している時間
 ※5：当該作業員が作業している時間

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(39/51)

作業 場所	作業内容	作業方法 の概要	作業時間①		作業時間②	作業時間③		作業時間④	相違理由	相違理由
			1)	2)		1)	2)			
制御室	制御室作業 ・炉内監視及び炉内監視員が作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業	15分	8分	18分 (11分)	18分 (11分)	18分 (11分)	18分 (11分)	18分 (11分)	相違理由：10分以内の作業時間として いるが、本プラントは炉内監視員が作業 員を誘導して作業を行うため、作業時間 は異なる。本プラントは炉内監視員が 作業員を誘導して作業を行うため、 作業時間は異なる。	-
	炉内作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業	5分	2分	3分 (4分)	3分 (4分)	3分 (4分)	3分 (4分)	3分 (4分)	相違理由：10分以内の作業時間として いるが、本プラントは炉内監視員が作業 員を誘導して作業を行うため、作業時間 は異なる。本プラントは炉内監視員が 作業員を誘導して作業を行うため、 作業時間は異なる。	-
炉内 作業員	炉内作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業	25分	8分	17分 (19分)	17分 (19分)	17分 (19分)	17分 (19分)	17分 (19分)	相違理由：10分以内の作業時間として いるが、本プラントは炉内監視員が作業 員を誘導して作業を行うため、作業時間 は異なる。本プラントは炉内監視員が 作業員を誘導して作業を行うため、 作業時間は異なる。	-
	炉内作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業	5分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	相違理由：10分以内の作業時間として いるが、本プラントは炉内監視員が作業 員を誘導して作業を行うため、作業時間 は異なる。本プラントは炉内監視員が 作業員を誘導して作業を行うため、 作業時間は異なる。	-
炉内 作業員	炉内作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業 ・炉内監視員が作業員を誘導して作業	40分	8分	22分 (28分)	22分 (28分)	22分 (28分)	22分 (28分)	22分 (28分)	相違理由：10分以内の作業時間として いるが、本プラントは炉内監視員が作業 員を誘導して作業を行うため、作業時間 は異なる。本プラントは炉内監視員が 作業員を誘導して作業を行うため、 作業時間は異なる。	-

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナシケンスごとの現場作業(40/51)

事故シナシケンス	作業場所	作業内容	作業計画書の認定時間 ^{※1}	作業計画書の認定時間 ^{※2}	作業計画書の認定時間 ^{※3}	作業計画書の認定時間 ^{※4}	作業計画書の認定時間 ^{※5}	作業計画書の認定時間 ^{※6}
重要事故シナシケンス 10.1.1 10.1.2 10.1.3	船内	船内 ・船内作業員及びシナシケンス ・船内作業員	20分 ^{※1}	5分 ^{※2}	15分 (17分)	49分 ^{※3}	-	-
	船内	船内 ・船内作業員及びシナシケンス ・船内作業員	30分 ^{※1}	12分 ^{※2}	22分 (24分)	69分 ^{※3}	-	-
	船内	船内 ・船内作業員及びシナシケンス ・船内作業員	35分 ^{※1}	19分 ^{※2}	29分 (31分)	300分 ^{※3}	-	-

※1：有効性評価で、船内作業に要する時間を想定している時間
 ※2：船内の移動時間は、船内に行き止まりした時間を除いた時間を示している時間（船内作業員が船内作業員となる場合）
 ※3：船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合
 ※4：船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合
 ※5：船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合
 ※6：船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合、船内作業員が船内作業員となる場合

評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(42/51)

作業シナリオ	作業箇所	作業内容	作業計画書上の作業時間	稼働時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業計画書上の作業時間	稼働時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	相違理由
重要事故発生時の対応	炉内	燃料貯蔵容器への燃料搬入 ・可搬燃料一式搬送、積載、取降 ・燃料貯蔵容器への燃料搬入 ・燃料貯蔵容器への燃料搬入	3時間20分 ^{※3}	29分 ^{※4} (11分) ^{※5}	2時間17分	2時間40分 (2時間42分)	約12.9時間 ^{※6}	2時間40分 (2時間42分)	重要事故発生時の対応は、島根原子力発電所2号炉と同様である。ただし、島根原子力発電所2号炉では、燃料貯蔵容器への燃料搬入に、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業が含まれている。また、島根原子力発電所2号炉では、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業に、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業が含まれている。
	炉外	燃料貯蔵容器への燃料搬入 ・可搬燃料一式搬送、積載、取降 ・燃料貯蔵容器への燃料搬入 ・燃料貯蔵容器への燃料搬入	3時間20分 ^{※3}	29分 ^{※4} (17分) ^{※5}	2時間11分	2時間40分 (2時間42分)	約12.9時間 ^{※6}	2時間40分 (2時間42分)	重要事故発生時の対応は、島根原子力発電所2号炉と同様である。ただし、島根原子力発電所2号炉では、燃料貯蔵容器への燃料搬入に、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業が含まれている。また、島根原子力発電所2号炉では、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業に、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業が含まれている。
重要事故発生時の対応	炉内	燃料貯蔵容器への燃料搬入 ・可搬燃料一式搬送、積載、取降 ・燃料貯蔵容器への燃料搬入 ・燃料貯蔵容器への燃料搬入	40分 ^{※3}	15分 ^{※4} (17分) ^{※5}	8分	18分 (22分)		18分 (22分)	重要事故発生時の対応は、島根原子力発電所2号炉と同様である。ただし、島根原子力発電所2号炉では、燃料貯蔵容器への燃料搬入に、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業が含まれている。また、島根原子力発電所2号炉では、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業に、燃料貯蔵容器への燃料搬入作業が含まれている。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(44/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有資格者以上の 必要人数	作業時間 ①	作業時間 ②	作業合計時間 ①+②	制限時間	制限時間に対する充足性	備考欄から、 作業時間算出する 作業時間
設備が心・コン タクト (6号)	屋外	使用済燃料ピットへの圧水循環 ・(廃水) ・(廃水)による汚染防止(基本事項) による汚染防止作業	1時間00分 ^{※1} (21名) ^{※2}	30分	1時間20分 (14名) ^{※3}	1時間50分		事故発生時10分以内での作業を想定しているが、本事故発生10分以内での作業に必要となる作業時間(14名)を考慮した結果、作業時間(14分)を考慮し、十分な余裕がある。	作業時間(14分) (14名)
	屋外	使用済燃料ピットへの圧水循環 (廃水) ・可搬型ポンプ(廃水)による汚染防止作業	1時間00分	1時間16分	1時間16分		事故発生10分以内での作業を想定しているが、本事故発生10分以内での作業に必要となる作業時間(14分)を考慮し、十分な余裕がある。	作業時間(14分) (14名)	
	屋外	使用済燃料ピットへの圧水循環 (廃水) ・可搬型ポンプ(廃水)による汚染防止作業	3時間20分 ^{※4} (21名) ^{※2}	2時間11分	5時間31分 (22名) ^{※3}	約3.0日 ^{※5}	事故発生10分以内での作業を想定しているが、本事故発生10分以内での作業に必要となる作業時間(14分)を考慮し、十分な余裕がある。	作業時間(14分) (14名)	
	屋外	使用済燃料ピットへの圧水循環 (廃水) ・可搬型ポンプ(廃水)による汚染防止作業	1時間00分 ^{※6}	18分	1時間18分 (12名) ^{※3}		事故発生10分以内での作業を想定しているが、本事故発生10分以内での作業に必要となる作業時間(14分)を考慮し、十分な余裕がある。	作業時間(14分) (14名)	
	屋外	燃料搬送機・搬送コンテナへの ・燃料搬送機 ・燃料搬送機 ・燃料搬送機	2時間	7分	1時間29分 (12名) ^{※3}	約14時間10分 ^{※5}	事故発生10分以内での作業を想定しているが、本事故発生10分以内での作業に必要となる作業時間(14分)を考慮し、十分な余裕がある。	作業時間(14分) (14名)	
	屋外	燃料搬送機・搬送コンテナへの ・燃料搬送機 ・燃料搬送機	2時間	7分	1時間29分 (12名) ^{※3}	約6時間20分 ^{※5}	事故発生10分以内での作業を想定しているが、本事故発生10分以内での作業に必要となる作業時間(14分)を考慮し、十分な余裕がある。	作業時間(14分) (14名)	

※1：有資格者で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：3名以内の作業時間は、実際に必要となる人数より余裕を確保し、余裕は算定した時間として算定している
 ※3：1名あたり1時間以内での作業を想定している
 ※4：1名あたり1時間以内での作業を想定している
 ※5：1名あたり1時間以内での作業を想定している
 ※6：1名あたり1時間以内での作業を想定している

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(50/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	作業時間 ^① の想定時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^④	作業時間 ^⑤	相違時間	相違理由
重要事故シナリオごとの現場作業(50/51)	屋内	原子炉降格の母本系への過水確認 (降格)・降格の回復(母本運用) による可動範囲への緊急対応 可動範囲内自然冷却系からの 第一冷却器・過水監視装置への 水圧ポンプ調整	4時間 10分 ^②	2時間 10分	3時間 20分 (3時間 22分)			作業時間④が、事故発生(約20分経過後)に作業が完了したため相違時間に対し、作業時間⑤を考慮した場合でも、相違時間⑥に同じく70分の相違時間がある。
	屋内	原子炉降格の母本系への過水確認 ・可動範囲への緊急対応・降格・降格の回復	4時間 10分 ^②	2時間 03分	3時間 (3時間 1分)			事故発生(約20分経過後)に作業を開始し、作業完了した時点で相違時間⑥に同じく70分の相違時間がある。
	屋内	原子炉降格の母本系への過水確認 (降格)・降格の回復(母本運用) による可動範囲への緊急対応 可動範囲内自然冷却系からの 第一冷却器・過水監視装置 への水圧ポンプ調整	2時間 ^②	19分 ^③ (26分) ^④	26分 (3時間 3分)		約20分程度 ^⑤	事故発生(約20分経過後)に作業を開始し、作業完了した時点で相違時間⑥に同じく70分の相違時間がある。
	屋内	原子炉降格の母本系への過水確認 ・可動範囲への緊急対応・降格・降格の回復	1時間	15分 ^③ (15分) ^④	19分			事故発生(約20分経過後)に作業を開始し、作業完了した時点で相違時間⑥に同じく70分の相違時間がある。
	屋内	原子炉降格の母本系への過水確認 (降格)・降格の回復(母本運用) による可動範囲への緊急対応 可動範囲内自然冷却系からの 第一冷却器・過水監視装置 への水圧ポンプ調整	30分 ^②	15分 ^③ (20分) ^④	26分 (31分)			事故発生(約20分経過後)に作業を開始し、作業完了した時点で相違時間⑥に同じく70分の相違時間がある。
	屋内	原子炉降格の母本系への過水確認 (降格)・降格の回復(母本運用) による可動範囲への緊急対応 可動範囲内自然冷却系からの 第一冷却器・過水監視装置 への水圧ポンプ調整	30分 ^②	15分 ^③ (20分) ^④	26分 (31分)			事故発生(約20分経過後)に作業を開始し、作業完了した時点で相違時間⑥に同じく70分の相違時間がある。

①：有資格者等が、当該作業に要する時間として想定している時間
 ②：1号炉内の稼働時間は、実測値と同一と仮定した時間を1号炉とした時間を記載している
 ③：2号炉内の稼働時間は、実測値と同一と仮定した時間を2号炉とした時間を記載している
 ④：3号炉内の稼働時間は、実測値と同一と仮定した時間を3号炉とした時間を記載している
 ⑤：3号炉内の稼働時間は、実測値と同一と仮定した時間を3号炉とした時間を記載している

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5-4表 屋内作業の成立性評価結果（2/2）

作業内容	作業内容 の有効性評価上 の作業時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2} ①	作業時間 ^{※2} ②	評価結果 (①+②) (分)
残留熱除去系（低圧水モード）から残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）への切替え	20分	4分 (0.9分)	1分	5分 (7分)
残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）系統構成（復旧）	20分	6分 (0.9分)	1分	7分 (10分)
残留熱除去系（低圧水モード）（停止側）系統構成（復旧）	20分	6分 (0.9分)	1分	7分 (10分)
残留熱除去系からの漏えい停止準備作	1時間30分	13分 (20分)	41分	54分 (1時間19分)
残留熱除去系からの漏えい停止準備作	30分	5分 (8分)	1分	6分 (9分)
原子炉水位低下調査/調査準備作	30分	4分 (0.6分)	2分	6分 (8分)

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2：屋内作業の移動時間について、通常の移動時間が1.5倍した時間を範囲内に記載している。
 ※3：屋内作業の移動時間及び作業時間の記載。

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(2/3)

作業内容	有効性評価上の 想定時間 ^{※1}	有効性評価上の 作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業終了時間 ^{※2}	相違理由 ^{※3}	評価結果 (①+②+③)
電源供給作業 ・非常用待機電源確保及び交換（シタクワA系、Bのコントロール ・セキア系及びコンパネコントロール系、B及びB1系受電）	25分	30分	55分	約83分	○
電源供給作業 ・非常用待機電源確保 ・加圧器補充し準備作準備	5分	40分	85分	約85分	○
加圧器補充し準備作準備 ・加圧器補充し準備作準備	30分	55分	1時間25分	約3.3時間	○
格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整	1時間	25分	1時間25分	約4.0時間	○
格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整 ・原子炉格納容器内圧力調整	30分	75分	1時間30分	300分	○
電源供給作業 ・非常用待機電源確保し ・非常用待機電源確保し	30分	8時間	8時間30分	8.5時間	○
高圧水ポンプへの圧力確保（高圧水） ・可搬型ポンプ搬送、接続、ポンプ延長・回収車（送水車用）による可搬型ポンプ搬送 ・ポンプ延長・回収車（送水車用）による可搬型ポンプ搬送	3時間20分	2時間	5時間20分	約7.4時間	○
高圧水ポンプへの圧力確保（高圧水） ・可搬型ポンプ搬送、接続、ポンプ延長・回収車（送水車用）による可搬型ポンプ搬送 ・燃料格納容器ベントへの漏れ（高圧水） ・燃料格納容器ベント漏れ対策実施	40分	2時間	2時間40分	約7.4時間	○
燃料格納容器ベントへの漏れ（高圧水） ・燃料格納容器ベント漏れ対策実施	3時間20分	7時間30分	10時間50分	約15.9時間	○
燃料格納容器ベントへの漏れ（高圧水） ・燃料格納容器ベント漏れ対策実施	40分	7時間30分	8時間10分	約15.9時間	○

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2：屋内作業の移動時間について、通常の移動時間が1.5倍した時間を範囲内に記載している。
 ※3：高圧水ポンプ搬送・回収車（送水車用）による可搬型ポンプ搬送の場合には高圧水の搬送時間を記載している。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の想定時間^{※1}</th> <th>有効性評価上の作業開始時間^{※2}</th> <th>有効性評価上の作業完了時間^{※1+※2}</th> <th>相違時間^{※3}</th> <th>評価結果^{①+②+③}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型ボース敷設、接続</td> <td>4時間 10分</td> <td>18時間</td> <td>22時間 10分</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系接続 取付</td> <td>2時間</td> <td>18時間</td> <td>20時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型温度計設置（格納容器内温度ユニット入口直下/出口直下） 取付</td> <td>1時間</td> <td>20時間</td> <td>21時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系接続（通水開始前） 非使用品検査調整及び受電（海水） ・可搬型ボース敷設</td> <td>5分</td> <td>21時間 45分</td> <td>22時間 35分</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成</td> <td>1時間 5分</td> <td>10分</td> <td>1時間 15分</td> <td>約 1.6日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成</td> <td>2時間</td> <td>7時間</td> <td>9時間</td> <td>約 58時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成 （通水開始前）</td> <td>30分</td> <td>19時間 30分</td> <td>11時間 40分</td> <td>約 58時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：重要事象シナリオケースごとに作業開始想定時間が異なる場合には作業開始時間から算出している ※3：重要事象シナリオケースごとに想定時間が異なる場合には算出した時間から算出している</p>	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^{※1}	有効性評価上の作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の作業完了時間 ^{※1+※2}	相違時間 ^{※3}	評価結果 ^{①+②+③}	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型ボース敷設、接続	4時間 10分	18時間	22時間 10分	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系接続 取付	2時間	18時間	20時間	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型温度計設置（格納容器内温度ユニット入口直下/出口直下） 取付	1時間	20時間	21時間	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系接続（通水開始前） 非使用品検査調整及び受電（海水） ・可搬型ボース敷設	5分	21時間 45分	22時間 35分	24時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成	1時間 5分	10分	1時間 15分	約 1.6日	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成	2時間	7時間	9時間	約 58時間	○	原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成 （通水開始前）	30分	19時間 30分	11時間 40分	約 58時間	○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有効性評価上の想定時間 ^{※1}	有効性評価上の作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の作業完了時間 ^{※1+※2}	相違時間 ^{※3}	評価結果 ^{①+②+③}																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型ボース敷設、接続	4時間 10分	18時間	22時間 10分	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系接続 取付	2時間	18時間	20時間	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・可搬型温度計設置（格納容器内温度ユニット入口直下/出口直下） 取付	1時間	20時間	21時間	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系接続（通水開始前） 非使用品検査調整及び受電（海水） ・可搬型ボース敷設	5分	21時間 45分	22時間 35分	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成	1時間 5分	10分	1時間 15分	約 1.6日	○																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成	2時間	7時間	9時間	約 58時間	○																																														
原子炉補機冷却水系への通水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプの駆動冷却水（海水）通水系統構成 （通水開始前）	30分	19時間 30分	11時間 40分	約 58時間	○																																														

：評価結果に係る部分は別途説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集</p> <p>発電所構外からの重大事故等対策要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、補足資料(11)に示す。重大事故等対策要員の大多数は女川町に居住しており、集合場所からの参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始及びゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、6時間以内に参集可能な重大事故等対策要員は250名以上と考えられることから、参集時間の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能である。</p>	<p>6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集</p> <p>発電所構外からの重大事故等に対処する要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、別紙(22)に示す。重大事故等に対処する要員の大多数は松江市内の半径10km圏内に居住しており、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名[※]）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</p>	<p>8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集</p> <p>発電所構外からの発電所災害対策要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、補足資料(10)に示す。発電所災害対策要員の大多数は共和町、泊村及びび岩内町の発電所から半径12.5km圏内に居住しており、集合場所からの参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始及びゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（51名[※]）は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認した。</p>	<p>【女川及び島根】名称の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、要員参集について補足資料に整理した。（女川と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊は集合場所からの参集であることを明記した。（女川と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】地理的 要因の相違 ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及びび岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違 ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。</p> <p>【女川及び島根】参集要員の人数の相違 ・泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数は相違するが、女川及び島根と同様に対</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、大型連休（土日、祝日含む。）においては、あらかじめ参集要員を指名することにより、要員を確実に確保する。</p> <p>また、地震等により車両での移動ができない場合を想定して、徒歩による移動にて1時間を目途に4名、12時間を目途に50名を発電所に参集可能な範囲に確保する。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、「自動呼出システム」、「通信連絡設備」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても参集する。</p>	<p>※：必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等に対処する要員を速やかに非常招集するため、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集を行う。</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p>	<p>※：必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる発電所災害対策要員を速やかに非常招集するため、「緊急時の呼び出しシステム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、社内規程類に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p>	<p>策本部として必要な機能は確保できる。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、大型連休においてあらかじめ参集要員を指名する運用とはしないが、要員参集調査の結果から必要な参集要員の人数は確保できることを確認している。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、前の段落にて、徒歩移動を想定した場合でも12時間以内に参集要員51名を確保することを記載している。</p> <p>【女川及び島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違（女川と同様）</p> <p>【女川及び島根】運用の相違 ・泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。（伊方、玄海と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、社内規程類に基づき自主的に参集することを記載した。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違（島根と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を配備する。</p>	<p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）とするが、発電所の状況が確実に入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p>	<p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を2台配備する。</p>	<p>【女川及び島根】地理的 要因の相違 ・泊は、発電所から半径 2.5km 圏内の共和町宮 丘地区(社宅・寮)に約 7割の発電所員が居 住していることから、 共和町宮丘地区にあ るエナメゾン共和寮 を集合場所としてい る。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、徒歩による参集 が必要な場合でも、道 路状況や発電所にお ける事故の進展状況 が確認できる場合は、 直接発電所へ向かう こととしている。(島 根と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 (女川と同様)</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、道路状況や発電 所における事故の進 展状況等が確認でき ない場合に集合場所 を経由して発電所 に向かうことを記載。 (女川と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】名称の 相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は、集合場所に配備 する衛星電話設備(携 帯型)の台数を記載し た。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊は、発電所対策本部 との連絡を取り合う ために必要な台数と して2台確保してい る。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①発電所の状況、招集人数、必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計等）</p> <p>②招集した要員の確認（人数、体調等）</p> <p>③携行資機材（通信連絡設備、懐中電灯等）</p> <p>④天候、災害情報（道路状況含む。）等</p> <p>⑤参集場所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）</p> <p>(2) 非常招集となる要員 重大事故等対策要員については、発電所員約450名のうち、約340名（平成30年1月時点）が女川町に居住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護具、マスク、線量計を含む。））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数、体調、移動手段（徒歩、車両）、連絡先）</p> <p>(2) 非常招集となる要員 緊急時対策本部（全体体制）については、発電所員約540名のうち、約390名（令和3年3月現在）が松江市内の10km圏内に在住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>①発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数</p> <p>②入構時に携行すべきもの（通信連絡設備、懐中電灯、放射線防護具等）</p> <p>③あらかじめ定められている参集ルートの中から、天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ、開放する門扉及び参集する場所も含めた、適切なルートの選定</p> <p>④集合した要員の状況（集合状況、各班の人数、体調等）</p> <p>⑤入構手段（社有車、自家用車、徒歩等）</p> <p>⑥入構手段、天候、災害情報等からの大まかな到着時間</p> <p>(2) 非常招集となる要員 発電所対策本部（全体体制）については、発電所員約490名のうち、約350名（2021年12月時点）が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており、さらに約140名（2021年12月時点）が泊発電所から半径12.5km圏内の共和町（宮丘地区を除く）、泊村及び岩内町に居住していることから、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合場所で入手する情報、TSCとの調整事項等については同等。 【女川】運用の相違 ・女川は、状況に応じて参集場所を変更する運用。原災法10条以降又は震度6弱以上の場合は緊急時対策所へ参集することとしている。 ・泊は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。 【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】 ・発電所員数の相違 【女川及び島根】地理的要因の相違 ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。


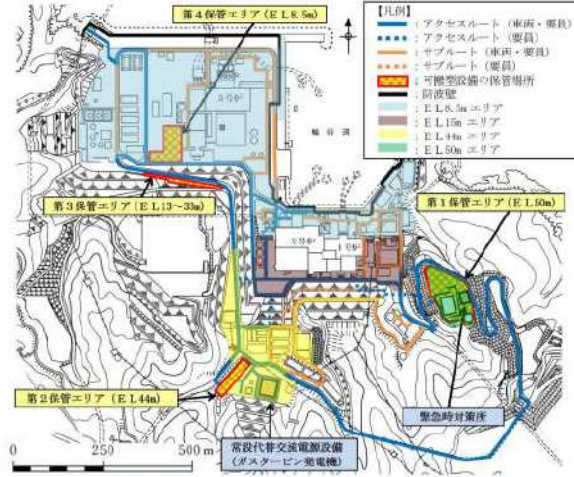
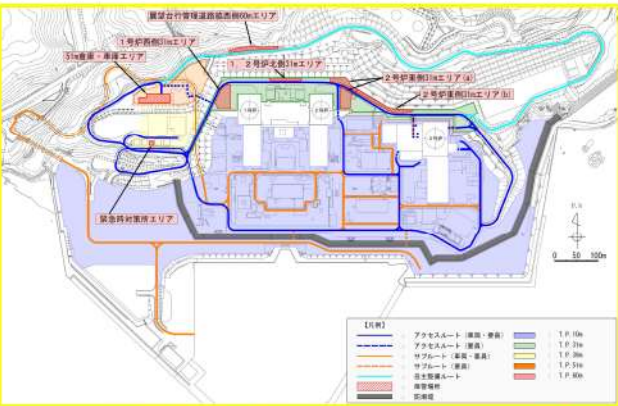
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>保管場所の設定及び屋外アクセスルートの確保に当たっては、女川原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえた上で、その考え方を整理する必要があることから、発電所の特徴について抽出を行った。</p> <p>女川原子力発電所を設置する敷地は、宮城県牡鹿半島のほぼ中央東部に位置し、三方を山に囲まれ山地と狭小な平地とからなり、敷地の形状は海岸線に直径を持つほぼ半円状の形状であり、敷地全体の広さは約173万㎡である。平地は主に、O.P.+14.8m、O.P.+60.0m以上の高さに分かれている。(第1図参照)</p> <p>このことから、発電所構内の地形の特徴として、「① 高低差が大きいこと」、平地が少なく「② 敷地が狭隘であること」、「③ 周辺斜面が近接していること」が挙げられる。</p> <p>これらの特徴に対して、保管場所の設定及び屋外アクセスルートを確保するに当たり、事前対策を行うことにより対応することとした。</p> <p>1. 「① 高低差が大きいこと」に対する事前対策</p> <p>「① 高低差が大きいこと」に対しては、そのメリットを生かして、基準津波を一定程度超える津波の影響がない、O.P.+60m以上に2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セット分の保管場所を確保する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(39)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>島根原子力発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>①標高差があること ②敷地が狭隘であること ③周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「①標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図1に示すように、敷地高さは、主に、E L 8.5m、E L 15m、E L 44m、E L 50mに分かれており、この敷地高さを考慮し、第1保管エリアをE L 50m、第2保管エリアをE L 44m、第3保管エリアをE L 13～33m、第4保管エリアをE L 8.5mに設定する。 ・施設護岸にE L 15mの防波壁等を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは、自主的に第4保管エリア（E L 8.5m）以外の高台に保管場所を確保する。 ・淡水取水場所（E L 44m）及び海水取水場所（E L 8.5m）と接続口（E L 15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L 44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリアとの位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L 13～33m）に配置する。 ・接続口及び海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L 50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリアとの位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L 8.5m）に配置する。 	<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所における敷地の特徴について</p> <p>泊発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>①標高差があること ②敷地が狭隘であること ③周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「①標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1図に示すように、敷地高さは、主に、T.P.10m、T.P.31m、T.P.39m、T.P.51m、T.P.60mに分かれており、この敷地高さを考慮し、保管場所を設定する。 ・施設護岸にT.P.16.5mの防潮堤を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、自主的にT.P.31m以上の高台に保管場所を確保する。 ・海水取水場所（T.P.10m）と接続口（T.P.10m又はT.P.33m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、海水取水場所周辺で使用する可搬型設備は、1セットを中央制御室からのアクセス性を考慮した2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した51m倉庫・車庫エリアに配置する。 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、島根と同様に、「3.(2).泊発電所の特徴」に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各グラムの相違による対策内容の相違。</p>

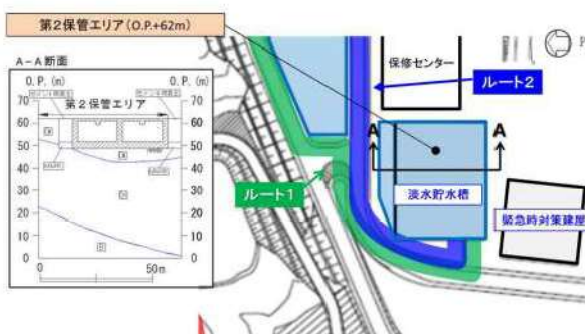
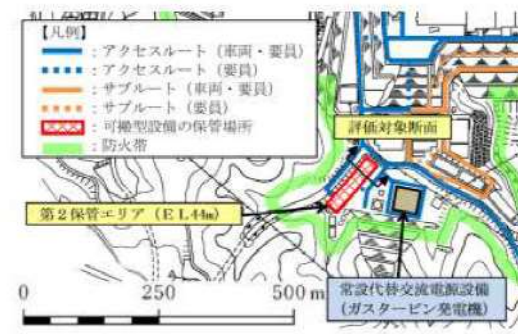
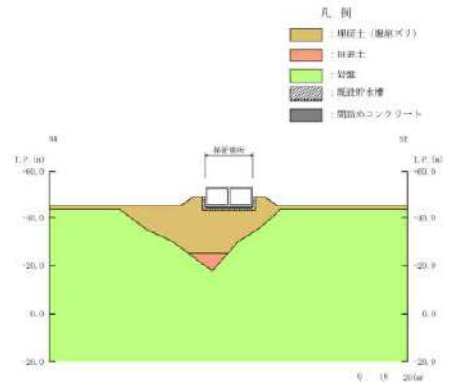
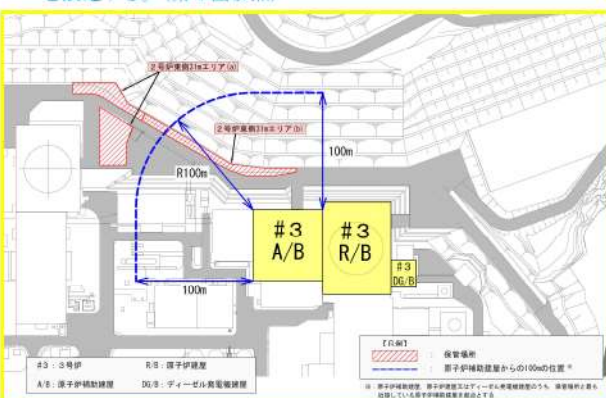
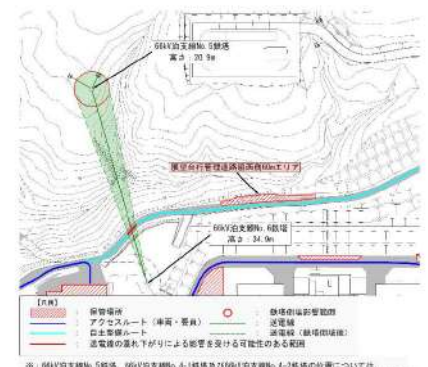
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 保管場所の位置と敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 「②敷地が狭隘であること」</p> <p>(1) 保管場所</p> <p>保管場所における「②敷地が狭隘であること」に対する対策としては、限りある耐震性のある平地を利用することを目的として、設置許可基準規則第五十六条「重大事故等の収束に必要な水の供給設備」として設置する淡水貯水槽上を保管場所とした。(第2図参照)</p>  <p>第2図 淡水貯水槽と第2保管エリアの関係</p>	<p>2. 「②敷地が狭隘であること」</p> <p>(1) 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地が狭隘であり、敷地内の平地部に切土地盤(岩盤)が少ないことから、平地を有効に利用することを目的として、基準地震動S_sに対して損壊しない設計とする代替淡水源(密閉式貯水槽)である輪谷貯水槽(西1/西2)の上部を第2保管エリアとして設定する。(第2, 3図)  <p>第2図 第2保管エリア平面図</p>  <p>第3図 第2保管エリア 断面図(短辺方向)</p>	<p>2. 「②敷地が狭隘であること」</p> <p>(1) 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地が狭隘であることから、敷地内の限りある耐震性を有する平地を有効に利用することを目的として、原子炉建屋等から100m以上離隔していない場所を2号炉東側31mエリア(b)として設定し、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備を配置する。(第2図参照) また、敷地T.P.60mエリアは、保管場所からのアクセスルートが基準地震動による被害を受ける可能性があるが、保管場所に限りがあることから、重大事故等時にただちにアクセスする必要のない保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備のみを配置する場所として、展望台行管理道路脇西側60mエリアを設定する。(第3図参照)  <p>第2図 2号炉東側31mエリア(b)と原子炉建屋等の関係</p>  <p>第3図 展望台行管理道路脇西側60mエリアと66kV泊支線送電鉄塔の関係</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

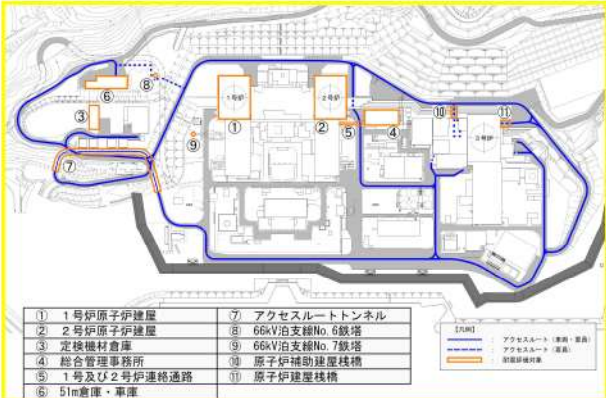
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルート</p> <p>屋外アクセスルートにおける「② 敷地が狭隘であること」に対する対策としては、屋外アクセスルートに影響を及ぼすことが考えられる構造物が近接して配置されていることに対する対策が必要と考えられた。</p> <p>このため、地震時に屋外アクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物について、可能な限り以下の対策を実施し、アクセスルートを確保することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。 ・可搬型設備の通行に支障がある段差（許容段差量 15cm 以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策を実施し、仮復旧作業を不要とした。 ・地上式である2号炉軽油タンクは地下埋設化することにより火災影響を排除した。 ・3号炉海水ポンプ室門型クレーンは損壊により可搬型設備の運搬に必要な幅員確保が困難と想定されることから、門型クレーンの耐震評価を実施し、基準地震動 S_s により倒壊しない設計とする。 	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動 S_s に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図) ・可搬型設備の通行に支障のある段差(15cm 以上)の発生が想定される箇所については、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図) <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物 通信用無線鉄塔、66kV鹿島支線No.2-1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.2鉄塔、第2-66kV開閉所屋外鉄構、2号炉開閉所防護壁、防火壁、補助消火水槽、第2予備変圧器、重油移送配管、重油タンク(No.1,2,3)の溢水防止壁、第二輪谷トンネル、連絡通路</p>	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、倒壊及び外装材の脱落により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して倒壊及び外装材が脱落しない設計とする。なお、周辺構造物のうち原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋については、落橋により要員の通行及び人力作業による可搬型ホース又はケーブルの敷設が不能となることから、基準地震動に対して落橋しない設計とする。耐震評価対象の周辺構造物^{※2}の配置を第4図に示す。 ・可搬型設備の通行に支障のある段差(15cm 以上)の発生が想定される箇所については、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図及び第6図参照) ・アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。(第7図参照) <p>※1：原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋を除く ※2：耐震評価対象の周辺構造物 1号炉原子炉建屋、2号炉原子炉建屋、定検機材倉庫、総合管理事務所、1、2号炉連絡通路、51m倉庫・車庫、アクセスルートトンネル、66kV泊支線No.6鉄塔、66kV泊支線No.7鉄塔、原子炉補助建屋棧橋、原子炉建屋棧橋</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラットの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラットの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・各プラットの相違による対策内容の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・各プラットの相違による対策内容の相違。</p>


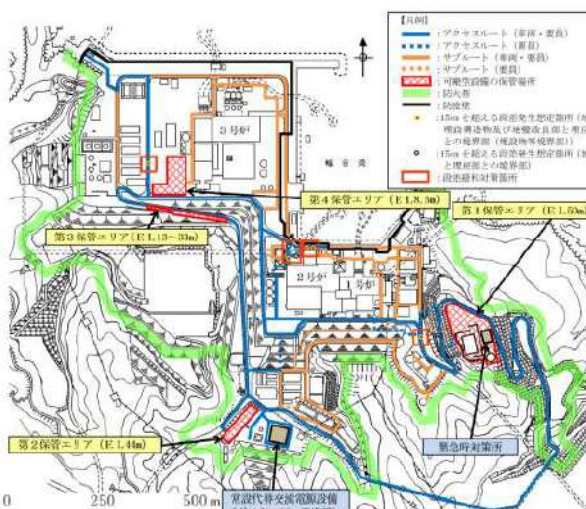


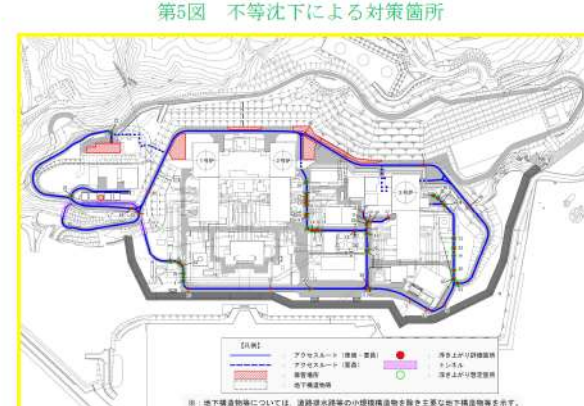


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<div data-bbox="725 204 1303 890" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="828 922 1209 949" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p> <div data-bbox="721 997 1317 1040" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1344 518 1948 917" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <table border="1" data-bbox="1355 821 1758 909"> <tr> <td>① 1号炉原子炉建屋</td> <td>⑦ アクセスルートトンネル</td> </tr> <tr> <td>② 2号炉原子炉建屋</td> <td>⑧ 66kV泊支線No.6鉄塔</td> </tr> <tr> <td>③ 定検機材倉庫</td> <td>⑨ 66kV泊支線No.7鉄塔</td> </tr> <tr> <td>④ 総合管理事務所</td> <td>⑩ 原子炉補助建屋機橋</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1号及び2号炉連絡通路</td> <td>⑪ 原子炉建屋機橋</td> </tr> <tr> <td>⑥ 51m倉庫・車庫</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p data-bbox="1456 922 1836 949" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p>	① 1号炉原子炉建屋	⑦ アクセスルートトンネル	② 2号炉原子炉建屋	⑧ 66kV泊支線No.6鉄塔	③ 定検機材倉庫	⑨ 66kV泊支線No.7鉄塔	④ 総合管理事務所	⑩ 原子炉補助建屋機橋	⑤ 1号及び2号炉連絡通路	⑪ 原子炉建屋機橋	⑥ 51m倉庫・車庫		<p data-bbox="1982 922 2150 949">【島根】記載表現の相違</p>
① 1号炉原子炉建屋	⑦ アクセスルートトンネル														
② 2号炉原子炉建屋	⑧ 66kV泊支線No.6鉄塔														
③ 定検機材倉庫	⑨ 66kV泊支線No.7鉄塔														
④ 総合管理事務所	⑩ 原子炉補助建屋機橋														
⑤ 1号及び2号炉連絡通路	⑪ 原子炉建屋機橋														
⑥ 51m倉庫・車庫															

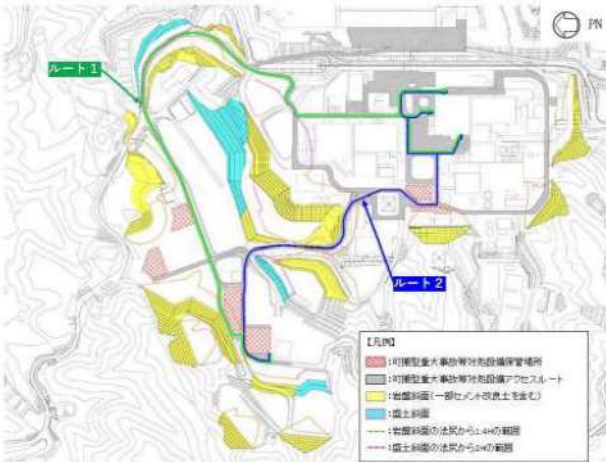
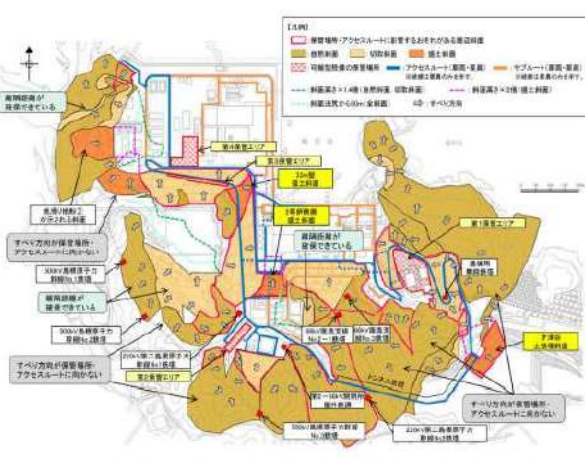
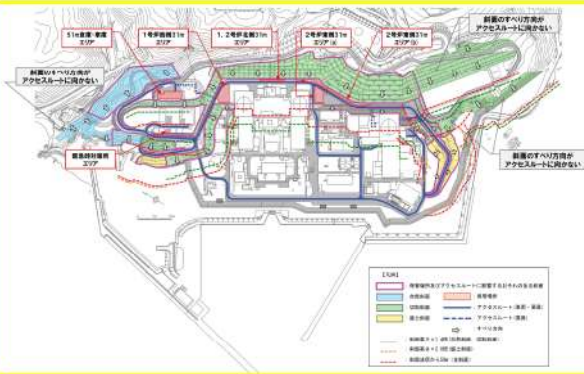
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（1 / 2）</p>	 <p>第5図 段差緩和対策箇所（沈下量評価結果）</p>	 <p>第5図 不等沈下による対策箇所</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
 <p>第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（2 / 2）</p>		 <p>第6図 液状化に伴う浮き上がりによる対策箇所</p>	
 <p>第4図 地下構造物の損壊による対策箇所（H形鋼敷設）</p>		 <p>第7図 構造物損壊による対策箇所</p>	

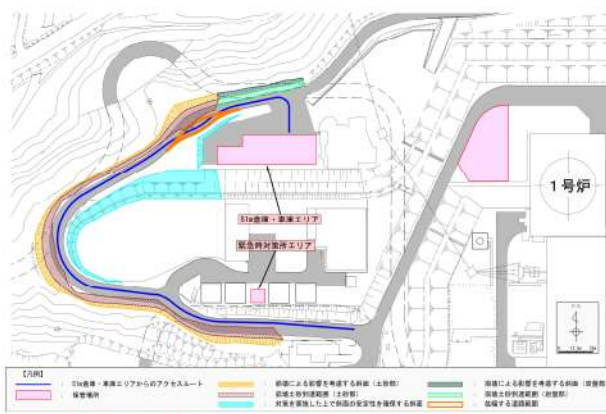
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 「③ 周辺斜面が近接していること」に対する事前対策</p> <p>(1) 保管場所 保管場所における「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、敷地を造成の上、周辺斜面の崩壊土砂の影響を受けない位置に保管場所を設定した。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p> <p>(2) 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートにおける「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、屋外アクセスルートが周辺斜面の崩壊による土砂の影響を受けないよう、又は敷地下斜面のすべりによって屋外アクセスルートが影響を受けないように新たに道路を新設するとともに、敷地を造成の上、可搬型設備の運搬に必要な幅員が確保できるようにした。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p>  <p>第5図 周辺斜面等の状況</p>	<p>3. 「③周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない。）、若しくは基準地震動Ssによるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第6図）  <p>第6図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>3. 「③周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない。）、若しくは基準地震動によるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第8図参照） ただし、51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートについては、万一、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、周辺斜面については崩壊するものと想定し、可搬型設備の運搬に必要な道路幅が確保されること（斜面が崩壊しても影響しない。）、また、敷地下斜面については土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により斜面が崩壊しないことを確認する。（第9図参照）  <p>第8図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第9図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。